平 成 31 年

小樽市議会会議録(1)

第 1 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成 31年

小樽市議会第1回定例会

平成 31 年 2 月 20 日開会 平成 31 年 3 月 14 日閉会

平成31年第1回定例会 会期及び会議日程

- 1 会 期 2月20日~3月14日(23日間)
- 1 会議日程

| 月 日(曜日) | 本 会 議 | 委 員 会 |
|------------|---|-------------------------|
| 2月 20日 (水) | 提案説明等 | |
| 21日 (木) | 休 会 | |
| 22日 (金) | II | |
| 23日 (土) | 11 | |
| 24日 (日) | II | |
| 25日 (月) | 会派代表質問 [濱本・林下 両議員] | 議会運営委員会 |
| 26日 (火) | 会派代表質問 [秋元・新谷 両議員] 質疑及び一般質問 [石田・中村(岩雄)・安斎 各議員] | 議会運営委員会 |
| 27日 (水) | 一般質問 [小貫・千葉・面野・酒井(隆行)・ 酒井(隆裕)・中村(吉宏)・ 髙橋(龍) 各議員] | 議会運営委員会、 予算特別委員会(選挙) |
| 28日 (木) | 休 会 | 予算特別委員会 |
| 3月 1日 (金) | 11 | 予算特別委員会 |
| 2日 (土) | II | |
| 3日 (日) | n | |
| 4日 (月) | II | 予算特別委員会 |
| 5日 (火) | n | 予算特別委員会 |
| 6 日 (水) | II | 予算特別委員会 |
| 7日 (木) | II | 予算特別委員会 |
| 8日 (金) | II | 総務・経済・厚生・建設各常任委員会 |
| 9日 (土) | II | |
| 10日 (日) | II | |
| 11日 (月) | II | 学校適正配置等調査特別委員会 |
| 12目 (火) | 11 | |
| 13日 (水) | 11 | |
| 14日 (木) | 討論・採決等 | 議会運営委員会 |

平成31年

第1回定例会会議録目次

小樽市議会

〇 2月20日(水曜日) 第1日目

| | 1 | 出席諱 | 美員 | | • | | ••••• | | | | | | • • • • • • | • • • • • • | | • 1 |
|---|----|-----------|------------------|------|---|-------|-------|-------|-----|----|---|-------------|-------------|-----------------|------|-----|
| | 1 | 欠席諱 | 義員 | | | | | | | | | | | | | · 1 |
| | 1 | 出席該 | 说明員… | | | | | | | | | • • • • • • | | | | · 1 |
| | 1 | 議事参 | \$与事務 | 5局職員 | į | | | | | | | | | | | . 2 |
| | 1 | 開 | 会 | | | | | | | | | • • • • • • | | | | . 3 |
| | 1 | 開 | 議 | | | | | | | | | • • • • • • | | | | . 3 |
| | 1 | 会議録 | 录署名議 | 養員の指 | 名 | | | | | | | | | | | . 3 |
| | 1 | 日程第 | 第1 | 会期の | 決定… | | | | | | | | | | | . 3 |
| | 1 | 日程第 | 第2 | 議案第 | 51号な | いし議績 | 案第38 | 8 号及で | が報告 | 第1 | 号 | | | | | . 3 |
| | |)提案該 | 说明 | 市長(| (議1~ | 議37、 | 報1) | | | | | • • • • • • | | | | . 3 |
| | | 教育行 | _了 政執行 | 方針 | 教育 | 長 | | | | | | | | | | ·12 |
| | |)提案該 | 说明 | 川畑議 | 員(議 | 38) . | | | | | | • • • • • • | | | | •15 |
| | 1 | 日程第 | 第3 | 休会の | 決定… | | | | | | | • • • • • • | | | | •16 |
| | 1 | 散 | 会 | | • | | | | | | | | | | | ·16 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0 | 2月 | 25E | 日(月曜 | 翟日) | 第2 | 日目 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 出席諱 | 義員 | | | | | | | | | | | | | •19 |
| | 1 | 欠席諱 | 美 員 | | | | | | | | | | | | | ·19 |
| | 1 | 出席該 | 说明員… | | | | | | | | | | | | | ·19 |
| | 1 | 議事参 | \$与事務 | 5局職員 | į | | | | | | | | | | | ·20 |
| | 1 | 開 | 議 | | | | | | | | | | | | | ·21 |
| | 1 | 会議録 | 录署名議 | 長員の指 | 名 | | | | | | | | | | | ·21 |
| | 1 | 日程第 | 第1 | 議案第 | 51号な | いし議績 | 案第38 | 8 号及で | が報告 | 第1 | 号 | | | | | ·21 |
| | |)会派代 | 代表質問 |] 濱 | 本議員 | | | | | | | | | | | ·21 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | |)会派代 | 代表質問 | 計 林 | 下議員 | | | | | | | | | | | •34 |
| | 1 |)会派代 散 | | | | | ••••• | | | | | ••••• | | | | |

〇 2月26日(火曜日) 第3日目

| | 1 | 出席議員 | ··47 |
|---|---|--|------|
| | 1 | 欠席議員 | 47 |
| | 1 | 出席説明員 | 47 |
| | 1 | 議事参与事務局職員 | 48 |
| | 1 | 開 議 | 49 |
| | 1 | 会議録署名議員の指名 | 49 |
| | 1 | 日程第1 議案第1号ないし議案第38号及び報告第1号 | 49 |
| | (| ○会派代表質問 秋元議員 | 49 |
| | (| ○会派代表質問 新谷議員 | 64 |
| | (| ○質疑及び一般質問 石田議員 | 93 |
| | (| ○質疑及び一般質問 中村(岩雄)議員 | 95 |
| | (| ○質疑及び一般質問 安斎議員 | 97 |
| | 1 | 散 会 | 104 |
| | | | |
| 0 | | 2月27日(水曜日) 第4日目 | |
| 0 | | | |
| | 1 | 出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 105 |
| | 1 | 欠席議員 | 105 |
| | 1 | 出席説明員 | 105 |
| | 1 | 議事参与事務局職員 | 106 |
| | 1 | 開 議 | 107 |
| | 1 | 会議録署名議員の指名 | 107 |
| | 1 | 日程第1 議案第1号ないし議案第38号及び報告第1号 | 107 |
| | (| ○一般質問 小貫議員 | 107 |
| | (| ○一般質問 千葉議員 | 113 |
| | (| ○一般質問 面野議員 | 121 |
| | (| ○一般質問 酒井(隆行)議員 | 126 |
| | (| ○一般質問 酒井(隆裕)議員 | 130 |
| | (| ○一般質問 中村(吉宏)議員 | 137 |
| | (| ○一般質問 髙橋(龍)議員 | 141 |
| | 2 | 予算特別委員会設置・付託 | 145 |
| | 1 | 常任委員会付託 | 146 |
| | 1 | 日程第2 陳情 | 146 |
| | 1 | 日程第3 休会の決定 | 146 |
| | 1 | 散 会 | 146 |

〇 3月14日(木曜日) 第5日目

| 1 | Н | 出席議 | 員 | | 147 |
|---|------------|------------|-----|--------------------------------------|-----|
| 1 | 5 | 火席議 | 員 | | 147 |
| 1 | Н | 出席説 | 明員… | | 147 |
| 1 | 詩 | 養事参 | 与事務 | . 局職員 | 148 |
| 1 | 厚 | 閛 | 議 | | 149 |
| 1 | £ | 会議録 | 署名議 | 員の指名 | 149 |
| 1 | F | 1程第 | 1 | 議案第1号ないし議案第38号及び報告第1号並びに請願及び陳情並びに調査… | 149 |
| | 予算 | 草特別 | 委員長 | 報告 | 149 |
| | ○請 | 養案第 | 1号修 | 正案の趣旨説明 小貫議員 | 157 |
| | | 寸 | 論 | 新谷議員 | 158 |
| | 合 | 4 | 論 | 中村(誠吾)議員 | 160 |
| | 採 | 決 | | | 161 |
| | 総務 | 务常任 | 委員長 | 報告 | 161 |
| | ○ 言 | 寸 | 論 | 酒井(隆裕)議員 | 163 |
| | 採 | 決 | | | 163 |
| | 経済 | 育常任 | 委員長 | 報告 | 164 |
| | 合 | 寸 | 論 | 小貫議員 | 165 |
| | (言 | 寸 | 論 | 面野議員 | 165 |
| | 採 | 決 | | | 166 |
| | 厚生 | 上常任 | 委員長 | 報告 | 166 |
| | | 4 | 論 | 高野議員 | 167 |
| | 採 | 決 | | | 168 |
| | 建設 | 设常任 | 委員長 | 報告 | 169 |
| | | 4 | 論 | 川畑議員 | 170 |
| | 採 | 決 | | | 171 |
| | 学校 | 交適正 | 配置等 | 調査特別委員長報告 | 172 |
| | | 4 | 論 | 酒井 (隆裕) 議員 | 173 |
| | 採 | 決 | | | 174 |
| 1 | F | 程第 | 2 | 意見書案第1号ないし意見書案第5号 | 174 |
| | ○携 | 是案説 | 明 | 川畑議員(意1) | 175 |
| | ○携 | 是案説 | 明 | 秋元議員(意2、意3) | 175 |
| | | 4 | 論 | 酒井(隆裕)議員 | 176 |
| | 採 | 決 | | | 178 |
| 1 | Ħ | 市長挨 | 拶 | | 178 |
| 1 | 諄 | 養長挨 | 拶 | | 179 |
| 1 | 艮 | Į | 会 | | 179 |

| 番号 中成31年度小樽市一般会計予算 1+%=== 中成31年度小樽市一般会計予算に対する修正案(高野議員 外4名提出) 2 平成31年度小樽市港(会計予算に対する修正案(高野議員 外4名提出) 2 平成31年度小樽市港(会計予算と対する修正案(高野議員 外4名提出) 2 平成31年度小樽市市保事物印売市場事業特別会計予算 4 平成31年度小樽市市民健康保険事業特別会計予算 5 平成31年度小樽市市民健康保険事業特別会計予算 7 平成31年度小樽市信宅事業特別会計予算 8 平成31年度小樽市信宅事業特別会計予算 9 平成31年度小樽市信宅事業特別会計予算 9 平成31年度小樽市信宅事業時別会計予算 11 平成31年度小樽市院院事業会計予算 12 平成31年度小樽市信息水道事業会計予算 13 平成31年度小樽市信息水道事業会計予算 14 平成31年度小樽市商易水道事業会計予算 15 平成30年度小樽市協易水道事業会計予算 16 平成30年度小樽市協局水道事業会計予算 17 平成30年度小樽市商局米道事業会計予算 18 平成30年度小樽市局長後康保険事業特別会計補正予算 19 平成30年度小樽市房主等等制的会計補正予算 10 平成30年度小樽市房主要会計補正予算 11 平成30年度小樽市房主要会計補正予算 12 中成30年度小樽市房主等会計補正予算 13 平成30年度小樽市房主要会計補正予算 14 中成30年度小樽市房主要会計補正予算 15 平成30年度小樽市房主要会計補正予算 16 中成30年度小樽市房主要会計補正予算 17 中成30年度小樽市房主会会例率の一部を改正する条例案 17 小樽市報員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案 18 中成30年度小樽市房主会会例第一部を改正する条例案 19 小樽市春期競に属する職員の一部を改正する条例案 21 小樽市養職最務中の一部を改正する条例案 22 小樽市方道任宅条例の一部を改正する条例案 23 小樽市海湾極設育型使用条例の一部を改正する条例案 24 小樽市海湾極設育型使用条例の一部を改正する条例案 25 小樽市水道海域事業給水条例の一部を改正する条例案 26 小樽市水道海域事業給水条例の一部を改正する条例案 27 小樽市市市道市場上事業給水条例の一部を改正する条例案 38 小樽市市水道各市算工事工等と設定するを開業 39 小樽市市水道海設工事業的一部を改正する条例案 31 小樽市商場水道事業給水条例の一部を改正する条例案 32 小樽市水館場本道事業給水条例の一部を改正する条例案 33 小樽市市海県建市業主商工事及の一部を改正する条例案 34 小道路線の認定について(領里北30号上連線及び朝里中学校前通線) 35 小樽市海県港港湾条例案 36 小樽市海県港港湾条例案 37 小樽市湯味港港湾条例案 | 議案 | |
|--|--------|--|
| 1 平成31年度小樽市一般会計予算 1字 世末 平成31年度小樽市一般会計予算に対する修正業(高野議員 外4名提出) 2 平成31年度小樽市市果物加元市場事業特別会計予算 3 平成31年度小樽市市果物加元市場事業特別会計予算 6 平成31年度小樽市市底物印元市場事業特別会計予算 6 平成31年度小樽市市民宅事業特別会計予算 7 平成31年度小樽市市住宅事業特別会計予算 8 平成31年度小樽市方護保険事業特別会計予算 9 平成31年度小樽市方護保険事業特別会計予算 10 平成31年度小樽市市接、新工事等 11 平成31年度小樽市市大道事業会計予算 11 平成31年度小樽市市大道事業会計予算 12 平成31年度小樽市市大道事業会計予算 13 平成31年度小樽市市大道事業会計予算 14 平成31年度小樽市市大道事業会計予算 15 平成31年度小樽市市水道事業会計予算 16 平成30年度小樽市市大道事業会計予算 17 平成31年度小樽市市大道事業会計予算 18 平成30年度小樽市市大道事業会計予算 19 平成30年度小樽市市接保備事業特別会計補正予算 10 平成30年度小樽市市接保備事業特別会計補正予算 11 平成30年度小樽市市投展情事保険事業特別会計補正予算 12 中成30年度小樽市超民健康保険事業特別会計補正予算 13 中成30年度小樽市高院事業会計・班子第 14 中成30年度小樽市高院事業会計・班子第 15 中成30年度小樽市高院事業会計・班子第 17 中成30年度小樽市高院事業会計・近天第 18 中成30年度小樽市自民健康保険事業特別会計補正予算 19 中成30年度小樽市自民健康保険事業時別会計補正予算 19 中成30年度小樽市自民健康保険事業的別会計補正予算 10 中市 報刊職に属しる職員の給与条例の一部を改正する条例案 11 小樽市を開急病を20一部を改正する条例案 12 小樽市を開急病存と20一部を改正する条例案 12 小樽市常生宅条例の一部を改正する条例案 13 小樽市衛展会計事業給水条例の一部を改正する条例案 14 小樽市衛展小道事業給水条例の一部を改正する条例案 14 小樽市衛展・工事業給水条例の一部を改正する条例案 15 小樽市衛東、20一部を17 手限の一部を17 手限の一部を17 手限の一部を17 手限の一部を17 手限の一般会17 手限の一部を17 手限の一級会17 手限の一部を17 手限の一部を | | 件 名 |
| 2 平成31年度小樽市市県物卸電売市場事業特別会計予算 3 平成31年度小樽市市県物卸電売市場事業特別会計予算 4 平成31年度小樽市市民健康保険事業特別会計予算 5 平成31年度小樽市市民健康保険事業特別会計予算 7 平成31年度小樽市市護保険事業特別会計予算 7 平成31年度小樽市市護保険事業特別会計予算 9 平成31年度小樽市市護保険事業特別会計予算 9 平成31年度小樽市市養養廃棄物別会計予算 10 平成31年度小樽市市務局が書業会計予算 11 平成31年度小樽市市院事業会計予算 12 平成31年度小樽市市高島水道事業会計予算 13 平成31年度小樽市市高島水道事業会計予算 14 平成31年度小樽市市高島水道事業会計予算 15 平成30年度小樽市一般会計庫正予算 16 平成30年度小樽市高島水道事業会計予算 17 平成30年度小樽市市園長健康保険事業特別会計補正予算 18 平成30年度小樽市港場整備事業特別会計補正予算 19 平成30年度小樽市港場院事業会計利正予算 10 平成30年度小樽市港場院整備事業特別会計補正予算 11 平成30年度小樽市港場民健康保険事業特別会計補正予算 12 中成30年度小樽市港の大道事業会計和正予算 13 中成30年度小樽市港の大道事業会計和正予算 14 中成30年度小樽市港の大道事業会計和正予算 15 中成30年度小樽市港の大道事業会計和正予算 16 中成30年度小樽市港の大道事業会計和正予算 17 中成30年度小樽市港の大道事業会計和正予算 18 中成30年度小樽市港の大道事業会計和正予算 20 小樽市常員の小樽市の一般を設定する条例案 21 小樽市町工場条例の一部を改正する条例案 22 小樽市市工事業条例をの一部を改正する条例案 23 小樽市港車場条例の一部を改正する条例案 24 小樽市養養的資管理使用条例の一部を改正する条例案 25 小樽市高場水道事業給水条例の一部を改正する条例案 36 小樽市園水道事業給水条例の一部を改正する条例案 37 小樽市園水道年における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について 38 小樽市職員場分条例等の一部を改正する条例案 39 小樽市水道市歌工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 31 小樽市高泉水道事業給水条例の一部を改正する条例案 32 小樽市海県地域自立促進市町村計画の変更について 34 中華水道市本資幣上等監督を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 35 小樽市海県地域自立促進市町村計画の変更について 36 神神・大道市教養・科学の一部を改正する条例案 37 小樽市海県地域自立促進市町村計画の変更について 38 小樽市海長港湾系例案 39 小樽市海長港湾系列案 30 小樽市海長港湾系列案 31 小樽市海長港湾系列案 32 小樽市海長港湾系列案 | | 平成31年度小樽市一般会計予算 |
| 3 平成3 1年度小樽市市果物卸允市場事業特別会計予算 平成3 1年度小樽市市産機関東業特別会計予算 平成3 1年度小樽市市産機関事業特別会計予算 平成3 1年度小樽市市産機関事業特別会計予算 平成3 1年度小樽市産民健康保険事業特別会計予算 平成3 1年度小樽市商産業廃棄物処分事業特別会計予算 平成3 1年度小樽市商業廃棄業務処分計予算 平成3 1年度小樽市商業務事業会計予算 平成3 1年度小樽市商業務事業会計予算 平成3 1年度小樽市商等工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作 | 1 号修正案 | 平成31年度小樽市一般会計予算に対する修正案(高野議員 外4名提出) |
| 4 平成3 1 年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算 | 2 | 平成31年度小樽市港湾整備事業特別会計予算 |
| □ 平成3 1 年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算 □ 平成3 1 年度小樽市住宅事業特別会計予算 □ 平成3 1 年度小樽市後坂藤薬・藤子・野・野・野・野・野・野・野・野・野・野・野・野・野・野・野・野・野・野・ | 3 | 平成31年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算 |
| 平成31年度小樽市住宅事業特別会計予算 平成31年度小樽市介護保険事業特別会計予算 平成31年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算 平成31年度小樽市商業廃棄物処分事業会計予算 平成31年度小樽市市水道事業会計予算 平成31年度小樽市市水道事業会計予算 平成31年度小樽市市水道事業会計予算 平成31年度小樽市市大道事業会計予算 平成31年度小樽市の農会計事算 平成31年度小樽市の農会計事算 平成31年度小樽市の農会計事工予算 平成30年度小樽市の農会計補正予算 平成30年度小樽市内護保険事業特別会計補正予算 平成30年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算 平成30年度小樽市内護保険事業特別会計補正予算 平成30年度小樽市内護保険事業特別会計補正予算 平成30年度小樽市方護保険事業特別会計補正予算 平成30年度小樽市内護保険事業特別会計補正予算 ・水樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案 小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案 小樽市財工事場条例の一部を改正する条例案 小樽市財車場条例の一部を改正する条例案 小樽市直民健康保険条例の一部を改正する条例案 小樽市直民健康保険条例の一部を改正する条例案 小樽市産館会病とシター条例の一部を改正する条例案 小樽市産業給水条例の一部を改正する条例案 小樽市産業給水条例の一部を改正する条例案 小樽市水道等別の一部を改正する条例案 小樽市水道率側の一部を改正する条例案 小樽市水道率側の一部を改正する条例案 小樽市水道系側の一部を改正する条例案 小樽市水道系側の一部を改正する条例案 小樽市水道系側の部を改正する条例案 小樽市水道系側の部を改正する条例第 小樽市本が直がまず監督するを改正する条例案 小樽市本が直がまず監督するを改正する条例案 小樽市本が直がまずにおける連携中枢部市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について(朝里北市の登上連載を必要による条例第一年を改正する条例第一年を改正する条例第一年を改正する条例第一年を改正する条例第一年を改正する条例第一年を改正する条例第一年を改正する条例第一年を改正する条例第一年を改正する条例第一年を改正する条例第一年を改正する条例第一年を改正する条例第一年を改正する条例第一年を改正する条例第一年を改正する条例第一年を改正する条例第一年を改正する条例第一年を改正する条列第一年を表別を表別を開きまずに表別を開きまずに表別を開きまずに表別を表別を表別を開きまずに表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表 | 4 | 平成31年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算 |
| 7 平成31年度小樽市介護保険事業特別会計予算 9 平成31年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算 10 平成31年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算 11 平成31年度小樽市水道事業会計予算 12 平成31年度小樽市市水道事業会計予算 12 平成31年度小樽市市本港工事業会計予算 13 平成31年度小樽市市産業廃棄物を処分事業会計予算 14 平成31年度小樽市商島水道事業会計予算 15 平成30年度小樽市面景を廃棄物等処分事業会計予算 16 平成30年度小樽市面景を廃棄物等処分事業会計予算 17 平成30年度小樽市園民健康保険事業特別会計補正予算 18 平成30年度小樽市和民健康保険事業特別会計補正予算 19 平成30年度小樽市病院事業会計補正予算 19 平成30年度小樽市病院事業会計補正予算 20 小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案 21 小樽市財助職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案 22 小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案 23 小樽市財助職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案 24 小樽市財助職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案 25 小樽市政間急病センター条例の一部を改正する条例案 26 小樽市政間急病センター条例の一部を改正する条例案 27 小樽市財事場条例の一部を改正する条例案 28 小樽市で産業物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案 29 小樽市大道事業給水条例の一部を改正する条例案 30 小樽市木道事業給水条例の一部を改正する条例案 31 小樽市市あ島水道事業給水条例の一部を改正する条例案 32 小樽市市水道条例の一部を改正する条例案 33 小樽市商島水道事業給水条例の一部を改正する条例案 34 小樽市市水道条例の一部を改正する条例案 35 小樽市商島水道事業給水条例の一部を改正する条例案 36 北朝市なび小樽市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について(朝里北30号上通線及び朝里中学校前通線) 36 小樽市水道希散工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準がびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 37 小樽市地球地域自立促進市町村計画の変更について 38 小樽市地球地域自立促進市町村計画の変更について 39 平東沙処分報告「平成30年度小樽市一般会計補正予算(小樽港保安施設(監視装置)改 | 5 | 平成31年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算 |
| 8 平成31年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算 9 平成31年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算 10 平成31年度小樽市物院事業会計予算 11 平成31年度小樽市水道事業会計予算 12 平成31年度小樽市水道事業会計予算 13 平成31年度小樽市防易水道事業会計予算 14 平成31年度小樽市的易水道事業会計予算 15 平成30年度小樽市的易水道事業会計予算 16 平成30年度小樽市的易水道事業会計予算 17 平成30年度小樽市問易水道事業会計予算 18 平成30年度小樽市問房上健康保険事業特別会計補正予算 19 平成30年度小樽市治院保険事業特別会計補正予算 19 平成30年度小樽市力能保険事業特別会計補正予算 19 平成30年度小樽市方能保険事業特別会計補正予算 10 小墳市職員の前務時間、株全、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案 11 小墳市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案 12 小樽市財事場条例の一部を改正する条例案 12 小樽市財田民健康保険条例の一部を改正する条例案 13 小樽市財事場条例の一部を改正する条例案 14 小樽市府棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案 15 小樽市商島病センター条例の一部を改正する条例案 16 小樽市産産告室条例の一部を改正する条例案 17 小樽市港の施設管理使用条例の一部を改正する条例案 18 小樽市市高齢を設置するを改正する条例案 19 小樽市市水道等施設管理使用条例の一部を改正する条例案 19 小樽市市水道等を入り一部を改正する条例案 10 小樽市市水道等解入資事業給水条例の一部を改正する条例案 11 小樽市市及び小樽市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について 14 市道路線の部定について(朝里水30号上通線及び朝里中学校前通線) 15 小樽市市最長給与条例等の一部を改正する条例案 16 中道路線の路定について(朝里本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日 | 6 | 平成31年度小樽市住宅事業特別会計予算 |
| 9 平成31年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算 10 平成31年度小樽市水道事業会計予算 11 平成31年度小樽市水道事業会計予算 12 平成31年度小樽市水道事業会計予算 13 平成31年度小樽市市水道事業会計予算 14 平成31年度小樽市市水道事業会計予算 15 平成30年度小樽市市会会計構正予算 16 平成30年度小樽市市会会計補正予算 17 平成30年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算 18 平成30年度小樽市園民健康保険事業特別会計補正予算 19 平成30年度小樽市園民健康保険事業特別会計補正予算 19 平成30年度小樽市病院事業会計補正予算 19 平成30年度小樽市病院事業会計補正予算 20 小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案 21 小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案 22 小樽市や別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案 23 小樽市問民健康保険条例の一部を改正する条例案 24 小樽市を開急病センター条例の一部を改正する条例案 25 小樽市商民健康保険条例の一部を改正する条例案 26 小樽市産業験条例の一部を改正する条例案 27 小樽市養職業物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案 28 小樽市養務施設管理使用条例の一部を改正する条例案 29 小樽市入港料条例の一部を改正する条例案 30 小樽市あま水道事業給水条例の一部を改正する条例案 31 小樽市あま水道事業給水条例の一部を改正する条例案 32 小樽市入港外の一部を改正する条例案 33 小樽市水道条例の一部を改正する条例案 34 札幌市及び小樽市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について 35 小樽市市成び工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準並に関する条例の一部を改正する条例案 36 小樽市市過紅事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準並に関する条例の一部を改正する条例案 37 小樽市過離地域自立促進市町村計画の変更について 38 小樽市連地域自立促進市町村計画の変更について 39 小樽市市超速地域自立促進市町村計画の変更について | 7 | 平成31年度小樽市介護保険事業特別会計予算 |
| 10 平成31年度小樽市病院事業会計予算 11 平成31年度小樽市水道事業会計予算 12 平成31年度小樽市下水道事業会計予算 13 平成31年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算 14 平成31年度小樽市簡易水道事業会計予算 15 平成30年度小樽市商場水道事業会計予算 16 平成30年度小樽市農会計補正予算 17 平成30年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算 18 平成30年度小樽市海院事業会計補正予算 19 平成30年度小樽市海院事業会計補正予算 19 平成30年度小樽市病院事業会計補正予算 20 小樽市積員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案 21 小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案 22 小樽市とも医療費助成条例等の一部を改正する条例案 23 小樽市園民健康保険条例の一部を改正する条例案 24 小樽市財車場条例の一部を改正する条例案 25 小樽市養工農療養の一部を改正する条例案 26 小樽市養産業の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案 27 小樽市養産業例の一部を改正する条例案 28 小樽市養養素例の一部を改正する条例案 30 小樽市養養素の一部を改正する条例案 31 小樽市葡島水道事業給水条例の一部を改正する条例案 31 小樽市商易水道事業給水条例の一部を改正する条例案 32 小樽市大道事業給水条例の一部を改正する条例案 33 小樽市大道事業給水条例の一部を改正する条例案 34 小樽市方道事業給水条例の一部を改正する条例案 35 小樽市市水道事業給水条例の一部を改正する条例案 36 小樽市本道本業給水条列の一部を改正する条例案 37 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案 38 小樽市市職員給与条例等の一部を改正する条例案 39 小樽市本道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 11 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案 12 小樽市市最台港連工の工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 13 小樽市市最音報を再発の一部を改正する条例案 14 小樽市非核港湾条例案 | 8 | 平成31年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算 |
| 11 平成31年度小樽市水道事業会計予算 12 平成31年度小樽市下水道事業会計予算 13 平成31年度小樽市下水道事業会計予算 14 平成31年度小樽市商易水道事業会計予算 15 平成30年度小樽市一般会計補正予算 16 平成30年度小樽市一般会計補正予算 17 平成30年度小樽市市般会計補正予算 18 平成30年度小樽市方護保険事業特別会計補正予算 19 平成30年度小樽市方護保険事業特別会計補正予算 20 小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案 21 小樽市時別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案 22 小樽市大道事業会計第正予算 23 小樽市財工財務を関係を関係を受けませます。 24 小樽市財工財務を関係を関係を受けませます。 25 小樽市財工財務を関係を関係を受けませます。 26 小樽市財工財務を関係を関係を受けませます。 27 小樽市大道条例の一部を改正する条例案 28 小樽市大道事業会別の一部を改正する条例案 29 小樽市養田養務を関係の一部を改正する条例案 29 小樽市港目を発展の一部を改正する条例案 29 小樽市大道事業給水条例の一部を改正する条例案 30 小樽市大道事業給水条例の一部を改正する条例案 31 小樽市商易水道事業給水条例の一部を改正する条例案 32 小樽市方人港料条例の一部を改正する条例案 33 小樽市市人港外のの一部を改正する条例案 34 小樽市市及び小樽市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について、前連部最近の設定について、前里北30号上通線及び朝里中学校前通線) 35 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案 36 押書が登りる手工事を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 36 押書が建済を例案 37 小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について 38 小樽市非核港湾条例案 39 小樽市非核港湾条例案 | 9 | 平成31年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 12 平成31年度小樽市下水道事業会計予算 13 平成31年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算 14 平成31年度小樽市商易水道事業会計予算 15 平成30年度小樽市一般会計補正予算 16 平成30年度小樽市一般会計補正予算 17 平成30年度小樽市方護保險事業特別会計補正予算 18 平成30年度小樽市方護保險事業特別会計補正予算 19 平成30年度小樽市病院事業会計補正予算 20 小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案 1 小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例案 1 小樽市時別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案 2 小樽市こども医療費助成条例等の一部を改正する条例案 2 小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案 2 小樽市市財車場条例の一部を改正する条例案 2 小樽市市駐車場条例の一部を改正する条例案 2 小樽市商廃事物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案 2 小樽市産薬物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案 2 小樽市産薬物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案 2 小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案 3 小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案 3 小樽市市入港料条例の一部を改正する条例案 3 小樽市市水道事業給水条例の一部を改正する条例案 3 小樽市市水道事業給水条例の一部を改正する条例案 3 小樽市市水道等機の一部を改正する条例案 3 小樽市市水道等の一部を改正する条例案 3 小樽市市水道条例の一部を改正する条例案 3 小樽市市水道を外の一部を改正する条例案 3 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案 3 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案 3 小樽市地球地域自立促進市町村計画の変更について 3 小樽市地球地域自立促進市町村計画の変更について 3 小樽市非核港湾条例案 3 小樽市非核港湾条例案 3 小樽市非核港湾条例案 3 小樽市非核港湾条例案 | 10 | 平成31年度小樽市病院事業会計予算 |
| 13 平成31年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算 14 平成31年度小樽市簡易水道事業会計予算 15 平成30年度小樽市一般会計補正予算 16 平成30年度小樽市田民健康保険事業特別会計補正予算 17 平成30年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算 18 平成30年度小樽市内護保険事業特別会計補正予算 19 平成30年度小樽市病院事業会計補正予算 20 小樽市職員の勤務時間、休日、休眠等に関する条例の一部を改正する条例案 21 小樽市財職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案 22 小樽市七ども医療費助成条例等の一部を改正する条例案 23 小樽市古民健康保険条例の一部を改正する条例案 24 小樽市市駐車場条例の一部を改正する条例案 25 小樽市商駐車場条例の一部を改正する条例案 26 小樽市商主ども医療費助成条例等の一部を改正する条例案 27 小樽市商主を発例の一部を改正する条例案 28 小樽市湾主を条例の一部を改正する条例案 29 小樽市大港料条例の一部を改正する条例案 30 小樽市市港車業給水条例の一部を改正する条例案 31 小樽市商易水道事業給水条例の一部を改正する条例案 32 小樽市市水道年製条の一部を改正する条例案 33 小樽市市水道年製条がの一部を改正する条例案 34 小樽市商島水道事業給水条例の一部を改正する条例案 35 小樽市商島水道事業給水条例の一部を改正する条例案 36 小樽市市水道年製工事監督者を配置する工事及び割里中学校前通線) 37 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案 38 小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 36 押書が建済条例案 37 小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について 38 小樽市非核港湾条例案 事決処分報告「平成30年度小樽市一般会計補正予算(小樽港保安施設(監視装置)改 | 11 | 平成31年度小樽市水道事業会計予算 |
| 14 平成31年度小樽市簡易水道事業会計予算 15 平成30年度小樽市一般会計補正予算 16 平成30年度小樽市一般会計補正予算 17 平成30年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算 18 平成30年度小樽市和護保験事業特別会計補正予算 19 平成30年度小樽市有院事業会計補正予算 20 小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案 21 小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案 22 小樽市こども医療費助成条例等の一部を改正する条例案 23 小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案 24 小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案 25 小樽市良に健康保険条例の一部を改正する条例案 26 小樽市商農病センター条例の一部を改正する条例案 27 小樽市商農病センター条例の一部を改正する条例案 28 小樽市潜住宅条例の一部を改正する条例案 29 小樽市大港科条例の一部を改正する条例案 30 小樽市大港科条例の一部を改正する条例案 31 小樽市商易水道事業給水条例の一部を改正する条例案 32 小樽市下水道条例の一部を改正する条例案 33 小樽市市水道条例の一部を改正する条例案 34 小樽市市水道条例の一部を改正する条例案 35 小樽市市水道条例の一部を改正する条例案 36 小樽市市水道条例等の一部を改正する条例案 37 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案 36 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案 37 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案 38 小樽市非該港湾条例案 39 小樽市非該港湾条例案 31 小樽市過葉地域自立促進市町村計画の変更について 31 小樽市市非該港湾条例案 32 小樽市非該港湾条例案 33 小樽市非該港湾条例案 34 中等決処分報告[平成30年度小樽市一般会計補正予算(小樽港保安施設(監視装置)改 | 12 | 平成31年度小樽市下水道事業会計予算 |
| 15 平成30年度小樽市一般会計補正予算 16 平成30年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算 17 平成30年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算 18 平成30年度小樽市可護保険事業特別会計補正予算 19 平成30年度小樽市病院事業会計補正予算 20 小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案 21 小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案 22 小樽市こども医療費助成条例等の一部を改正する条例案 23 小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案 24 小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案 25 小樽市度無物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案 26 小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案 27 小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案 28 小樽市潜海監管理使用条例の一部を改正する条例案 29 小樽市入港料条例の一部を改正する条例案 30 小樽市市あ水道事業給水条例の一部を改正する条例案 31 小樽市商易水道事業給水条例の一部を改正する条例案 32 小樽市市及び小樽市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について 34 市道路線の認定について(朝里北30号上通線及び朝里中学校前通線) 35 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案 36 中海市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準域自立促進市町村計画の変更について 38 小樽市北港港湾条例案 39 小樽市市北陸港湾条例案 31 ・将市北陸港湾条例案 31 ・将市北陸港湾条例案 32 ・「中海・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・ | 13 | 平成31年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算 |
| 16 平成30年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算 17 平成30年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算 18 平成30年度小樽市司民健康保険事業特別会計補正予算 19 平成30年度小樽市病院事業会計補正予算 20 小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案 21 小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案 22 小樽市こども医療費助成条例等の一部を改正する条例案 23 小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案 24 小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案 25 小樽市を間急病センター条例の一部を改正する条例案 26 小樽市産棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案 27 小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案 28 小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案 29 小樽市入港料条例の一部を改正する条例案 30 小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案 31 小樽市商易水道事業給水条例の一部を改正する条例案 32 小樽市下水道条例の一部を改正する条例案 33 小樽市商易水道事業給水条例の一部を改正する条例案 34 中間入港料条例の一部を改正する条例案 35 小樽市市港港市場下水道条例等の一部を改正する条例案 36 中間、おび小樽市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について 37 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案 38 小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 36 中間、おびの資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 37 小樽市過味地域自立促進市町村計画の変更について 38 小樽市非核港湾条例案 事決処分報告「平成30年度小樽市一般会計補正予算(小樽港保安施設(監視装置)改 | 14 | 平成31年度小樽市簡易水道事業会計予算 |
| 17 平成30年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算 18 平成30年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算 19 平成30年度小樽市病院事業会計補正予算 20 小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案 21 小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案 22 小樽市こども医療費助成条例等の一部を改正する条例案 23 小樽市財車場条例の一部を改正する条例案 24 小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案 25 小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案 26 小樽市産棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案 27 小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案 28 小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案 29 小樽市大港料条例の一部を改正する条例案 30 小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案 31 小樽市蘭易水道事業給水条例の一部を改正する条例案 32 小樽市下水道条例の一部を改正する条例案 33 小樽市市とおける連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について 34 市道路線の認定について(朝里北30号上通線及び朝里中学校前通線) 35 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案 36 中瀬水道布設工事監督者を配置する条例案 36 小樽市市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 37 小樽市北道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 37 小樽市港球地域自立促進市町村計画の変更について 38 小樽市非核港湾条例案 専決処分報告[平成30年度小樽市一般会計補正予算(小樽港保安施設(監視装置)改 | 15 | 平成30年度小樽市一般会計補正予算 |
| 18 平成30年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算 19 平成30年度小樽市病院事業会計補正予算 20 小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案 21 小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案 22 小樽市こども医療費助成条例等の一部を改正する条例案 23 小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案 24 小樽市財車場条例の一部を改正する条例案 25 小樽市商間急病センター条例の一部を改正する条例案 26 小樽市産棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案 27 小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案 28 小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案 29 小樽市大港料条例の一部を改正する条例案 30 小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案 31 小樽市南易水道事業給水条例の一部を改正する条例案 32 小樽市下水道条例の一部を改正する条例案 33 札幌市及び小樽市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について 34 市道路線の認定について(朝里北30号上通線及び朝里中学校前通線) 35 小樽市市道市設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 36 理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 37 小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について 38 小樽市非核港湾条例案 4生1 専決処分報告[平成30年度小樽市一般会計補正予算(小樽港保安施設(監視装置)改 | 16 | 平成30年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算 |
| 19 平成30年度小樽市病院事業会計補正予算 20 小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案 21 小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案 22 小樽市こども医療費助成条例等の一部を改正する条例案 23 小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案 24 小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案 25 小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案 26 小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案 27 小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案 28 小樽市潜施設管理使用条例の一部を改正する条例案 29 小樽市入港料条例の一部を改正する条例案 30 小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案 31 小樽市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案 32 小樽市下水道条例の一部を改正する条例案 33 小樽市市水道を例の一部を改正する条例案 34 市道路線の認定について(朝里北30号上通線及び朝里中学校前通線) 35 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案 36 理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 37 小樽市福疎地域自立促進市町村計画の変更について 38 小樽市非核港湾条例案 39 小樽市非核港湾条例案 39 小樽市非核港湾条例案 30 小樽市非核港湾条例案 31 小樽市非核港湾条例案 | 17 | 平成30年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算 |
| 20 小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案 21 小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案 22 小樽市こども医療費助成条例等の一部を改正する条例案 23 小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案 24 小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案 25 小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案 26 小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案 27 小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案 28 小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案 29 小樽市入港料条例の一部を改正する条例案 30 小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案 31 小樽市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案 32 小樽市下水道条例の一部を改正する条例案 33 小樽市市水が直への一部を改正する条例案 34 市道路線の認定について(朝里北30号上通線及び朝里中学校前通線) 35 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案 36 小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準がに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 37 小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について 38 小樽市非核港湾条例案 #出生1 専決処分報告[平成30年度小樽市一般会計補正予算(小樽港保安施設(監視装置)改 | 18 | 平成30年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算 |
| 21 小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案 22 小樽市こども医療費助成条例等の一部を改正する条例案 23 小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案 24 小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案 25 小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案 26 小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案 27 小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案 28 小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案 29 小樽市入港料条例の一部を改正する条例案 30 小樽市大道事業給水条例の一部を改正する条例案 31 小樽市商易水道事業給水条例の一部を改正する条例案 32 小樽市下水道条例の一部を改正する条例案 33 小樽市市水道等業給水条例の一部を改正する条例案 34 市道路線の認定について(朝里北30号上通線及び朝里中学校前通線) 35 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案 36 小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準がに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 37 小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について 38 小樽市非核港湾条例案 ################################### | 19 | 平成30年度小樽市病院事業会計補正予算 |
| 22 小樽市こども医療費助成条例等の一部を改正する条例案 23 小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案 24 小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案 25 小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案 26 小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案 27 小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案 28 小樽市大港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案 29 小樽市入港料条例の一部を改正する条例案 30 小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案 31 小樽市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案 32 小樽市下水道条例の一部を改正する条例案 33 小樽市下水道条例の一部を改正する条例案 34 市道路線の認定について(朝里北30号上通線及び朝里中学校前通線) 35 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案 36 小樽市本道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 37 小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について 38 小樽市非核港湾条例案 #出生1 専決処分報告 [平成30年度小樽市一般会計補正予算(小樽港保安施設(監視装置)改 | 20 | 小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 23 小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案 24 小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案 25 小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案 26 小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案 27 小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案 28 小樽市大港将条例の一部を改正する条例案 29 小樽市入港料条例の一部を改正する条例案 30 小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案 31 小樽市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案 32 小樽市下水道条例の一部を改正する条例案 33 札幌市及び小樽市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について 34 市道路線の認定について(朝里北30号上通線及び朝里中学校前通線) 35 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案 36 小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 37 小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について 38 小樽市非核港湾条例案 #出生1 専決処分報告[平成30年度小樽市一般会計補正予算(小樽港保安施設(監視装置)改 | 21 | 小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案 |
| 24 小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案 25 小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案 26 小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案 27 小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案 28 小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案 29 小樽市入港料条例の一部を改正する条例案 30 小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案 31 小樽市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案 32 小樽市下水道条例の一部を改正する条例案 33 小樽市下水道条例の一部を改正する条例案 34 市道路線の認定について(朝里北30号上通線及び朝里中学校前通線) 35 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案 36 小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 36 小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 37 小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について 38 小樽市非核港湾条例案 #################################### | 22 | 小樽市こども医療費助成条例等の一部を改正する条例案 |
| 25 小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案 26 小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例案 27 小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案 28 小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案 29 小樽市入港料条例の一部を改正する条例案 30 小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案 31 小樽市市水道条例の一部を改正する条例案 32 小樽市下水道条例の一部を改正する条例案 33 札幌市及び小樽市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について 34 市道路線の認定について(朝里北30号上通線及び朝里中学校前通線) 35 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案 36 小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 37 小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について 38 小樽市非核港湾条例案 事決処分報告[平成30年度小樽市一般会計補正予算(小樽港保安施設(監視装置)改 | 23 | 小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案 |
| 26 小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案 27 小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案 28 小樽市入港門条例の一部を改正する条例案 29 小樽市入港料条例の一部を改正する条例案 30 小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案 31 小樽市下水道条例の一部を改正する条例案 32 小樽市下水道条例の一部を改正する条例案 33 札幌市及び小樽市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について 34 市道路線の認定について(朝里北30号上通線及び朝里中学校前通線) 35 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案 36 小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 37 小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について 38 小樽市非核港湾条例案 初生1 専決処分報告[平成30年度小樽市一般会計補正予算(小樽港保安施設(監視装置)改 | 24 | 小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案 |
| 27 小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案 28 小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案 29 小樽市入港料条例の一部を改正する条例案 30 小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案 31 小樽市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案 32 小樽市下水道条例の一部を改正する条例案 33 小樽市下水道条例の一部を改正する条例案 34 市道路線の認定について(朝里北30号上通線及び朝里中学校前通線) 35 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案 36 小樽市本道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 37 小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について 38 小樽市非核港湾条例案 #出生1 専決処分報告[平成30年度小樽市一般会計補正予算(小樽港保安施設(監視装置)改 | 25 | 小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案 |
| 28小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案29小樽市入港料条例の一部を改正する条例案30小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案31小樽市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案32小樽市下水道条例の一部を改正する条例案33札幌市及び小樽市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について34市道路線の認定について(朝里北30号上通線及び朝里中学校前通線)35小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案36小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案37小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について38小樽市非核港湾条例案報告1専決処分報告[平成30年度小樽市一般会計補正予算(小樽港保安施設(監視装置)改 | 26 | 小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 29 小樽市入港料条例の一部を改正する条例案 30 小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案 31 小樽市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案 32 小樽市下水道条例の一部を改正する条例案 33 札幌市及び小樽市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について 34 市道路線の認定について(朝里北30号上通線及び朝里中学校前通線) 35 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案 36 小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 37 小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について 38 小樽市非核港湾条例案 4世上 専決処分報告[平成30年度小樽市一般会計補正予算(小樽港保安施設(監視装置)改 | 27 | 小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案 |
| 30 小樽市水道事業給水条例の一部を改正する条例案 31 小樽市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案 32 小樽市下水道条例の一部を改正する条例案 33 札幌市及び小樽市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について 34 市道路線の認定について(朝里北30号上通線及び朝里中学校前通線) 35 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案 36 小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 37 小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について 38 小樽市非核港湾条例案 ####1 専決処分報告 [平成30年度小樽市一般会計補正予算(小樽港保安施設(監視装置)改 | 28 | 小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案 |
| 31 小樽市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案 32 小樽市下水道条例の一部を改正する条例案 33 札幌市及び小樽市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について 34 市道路線の認定について(朝里北30号上通線及び朝里中学校前通線) 35 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案 36 小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 37 小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について 38 小樽市非核港湾条例案 カーターを設定する条例を カーターを表記である。 カーターを表記できまする。 カーターを表記を表記できまする。 カーターを表記できまする。 カーターを表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を | 29 | |
| 32 小樽市下水道条例の一部を改正する条例案 33 札幌市及び小樽市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について 34 市道路線の認定について(朝里北30号上通線及び朝里中学校前通線) 35 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案 36 小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 37 小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について 38 小樽市非核港湾条例案 カール・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・ | - | |
| 1 | | |
| 33 いて 34 市道路線の認定について(朝里北30号上通線及び朝里中学校前通線) 35 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案 36 小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 37 小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について 38 小樽市非核港湾条例案 加生1 専決処分報告 [平成30年度小樽市一般会計補正予算(小樽港保安施設(監視装置)改 | 32 | |
| 35 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案 36 小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 37 小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について 38 小樽市非核港湾条例案 カルター・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー | 33 | |
| 36 小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 37 小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について 38 小樽市非核港湾条例案 カーターの表表を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表 | 34 | 市道路線の認定について(朝里北30号上通線及び朝里中学校前通線) |
| 36理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案37小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について38小樽市非核港湾条例案超生1専決処分報告[平成30年度小樽市一般会計補正予算(小樽港保安施設(監視装置)改 | 35 | 小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案 |
| 37 小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について 38 小樽市非核港湾条例案 | 36 | |
| 超生1 専決処分報告[平成30年度小樽市一般会計補正予算(小樽港保安施設(監視装置)改 | 37 | |
| | 38 | 小樽市非核港湾条例案 |
| 『^ L ^ 艮工事に係る予算)」 | 報告1 | 専決処分報告 [平成30年度小樽市一般会計補正予算(小樽港保安施設(監視装置)改 良工事に係る予算)] |

○陳 情

26 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税(仮称)で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方について

質 問 要 旨

〇会派代表質問

濱本議員(自由民主党)(2月25日1番目)

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 都市経営、行政経営に関して
- 2 市政執行方針及び施策に関して
- 3 新年度予算及び主要事業に関して
- 4 教育行政執行方針に関して
- 5 その他

林下議員(立憲・市民連合)(2月25日2番目)

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 財政問題について
- 2 収支改善プランにおけるふるさと納税制度等の取組について
- 3 原発事故の避難計画について
- 4 さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンについて
- 5 地域公共交通について
- 6 北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会について
- 7 その他

秋元議員(公明党)(2月26日1番目)

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市政運営について
- 2 事業継続マネジメントと事業継続計画について
- 3 地域コミュニティについて
- 4 コンテンツの活用と観光問題について
- 5 その他

新谷議員 (日本共産党) (2月26日2番目)

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1)消費税 10%増税について
 - (2) 除排雪について
 - (3) 市営室内水泳プール建設について
 - (4) 米艦船小樽港寄港問題について

- 2 財政問題に関連して
 - (1) 2019 年度の財政について
 - (2) 石狩湾新港について
 - (3)簡易水道事業について
- 3 子育て支援について
 - (1)子どもの医療費無料化について
 - (2) 放課後児童クラブについて
 - (3) 就学援助について
 - (4) 小樽市奨学金について
 - (5) 子どもに対する虐待対策について
- 4 議案第17号国民健康保険について
- 5 議案第33号連携中枢都市圏について
- 6 北海道新幹線札幌延伸について
- 7 学校適正配置について
- 8 その他

○質疑及び一般質問

石田議員 (無所属) (2月26日3番目)

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 除排雪について
- 2 その他

中村(岩雄)議員(無所属)(2月26日4番目)

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 包括的な子育て支援策について
- 2 その他

安斎議員 (無所属) (2月26日5番目)

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 財政について
- 2 経済対策について
- 3 新市民プール建設について
- 4 時期ずれの市長選について
- 5 その他

〇一般質問

小貫議員(日本共産党)(2月27日1番目)

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 築港駅前にバス停設置及び築港駅前の歩道橋整備について
 - (1) 築港駅前にバス停設置
 - (2) 築港駅前の歩道橋整備
- 2 勝納町・築港の交通環境の整備について
- 3 「商大生を小樽市民に」について
- 4 その他

千葉議員(公明党)(2月27日2番目)

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 空き店舗の利活用と起業家支援について
- 2 不妊治療と不育症治療の単独助成事業について
- 3 発達に障がいがあるお子様の支援について
 - (1) 支える家族等に対する支援について
 - (2) 5歳児セルフチェック表の導入について
- 4 除雪弱者対策について
- 5 その他

面野議員(立憲・市民連合)(2月27日3番目)

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 人口対策について
- 2 貸出ダンプについて
- 3 ドローンについて
- 4 その他

酒井(隆行)議員(自由民主党)(2月27日4番目)

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 石狩湾新港地域のLNG火力発電・風力発電のクリーンエネルギーについて
- 2 クルーズ船誘致について
- 3 AEDに関連して
- 4 その他

酒井(隆裕)議員(日本共産党)(2月27日5番目)

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 人口対策について
 - (1)地域に児童館設置を
 - (2)保育の充実について
- 2 その他

中村(吉宏)議員(自由民主党)(2月27日6番目)

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 除排雪について
- 2 観光税の導入に向けた検討について
- 3 小樽駅前中心市街地再々開発について
- 4 その他

髙橋(龍)議員(立憲・市民連合)(2月27日7番目)

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 地域福祉計画について
- 2 その他

平成31年 第1回定例会会議録 第1日目 小樽市議会

平成31年2月20日

| 出席議員 | (25名) |
|------|-------|
|------|-------|

| 1番 | 秋 | 元 | 智 | 憲 |
|-----|---|---|----|-----|
| 3番 | 安 | 斎 | 哲 | 也 |
| 5番 | 髙 | 橋 | | 龍 |
| 7番 | 高 | 野 | さく | 6 |
| 9番 | 松 | 田 | 優 | 子 |
| 11番 | 斉 | 藤 | 陽一 | - 良 |
| 13番 | 酒 | 井 | 隆 | 行 |
| 15番 | 濱 | 本 | | 進 |
| 17番 | 中 | 村 | 誠 | 吾 |
| 19番 | 林 | 下 | 孤 | 芳 |
| 21番 | Ш | 畑 | 正 | 美 |
| 23番 | Щ | 田 | 雅 | 敏 |

田 清

貴

2番 千 葉 美 幸 4番 中 村 岩 雄 博 6番 田 石 8番 酒 井 隆 裕 10番 橋 克 幸 高 12番 鈴 木 喜 明 村 宏 14番 中 吉 野 大 輔 16番 面 18番 佐々木 秩 20番 小 貫 元 22番 新 谷 لح L 24番 横 田 久 俊

欠席議員(0名)

25番 前

出席説明員

| 市 | | | 長 | 迫 | | 俊 | 哉 |
|---------|---------|----------|---------|---|---|---|----------|
| 副 | Ħ | Ħ | 長 | 小 | 山 | 秀 | 昭 |
| 水 | 道 | 局 | 長 | 伊 | 藤 | 和 | 彦 |
| 財 | 政 | 部 | 長 | 前 | 田 | 孝 | _ |
| 生剂 | 舌環 | 境部 | 長 | 鉢 | 呂 | 善 | 宏 |
| 福 | 祉 | 部 | 長 | 勝 | Щ | 貴 | 之 |
| 建 | 設 | 部 | 長 | 上 | 石 | | 明 |
| 病院 事 | 局小 務 | 算市立 部 | 病院 長 | 金 | 子 | 文 | 夫 |
| | | 务 策 室 | | 西 | 島 | 圭 | <u> </u> |
| 財政 | 女部貝 | 才政訓 | 果長 | 笹 | 田 | 泰 | 生 |

教 育 長 林 秀樹 病院局長 並木昭義 総務部長 日 栄 聡 産業港湾部長 加賀英幸 医療保険部長 相庭孝昭 保健 所長 貞 本 晃 一 消 防 長 土 田 和 豊 教 育 部 長 飯田 敬 総務部総務課長 津田義久

議事参与事務局職員

 事務局次長
 林
 昭
 雄

 京務保
 長
 由
 井
 卓
 也
 議
 事務局次長
 林
 昭
 雄

 市
 務保
 長
 由
 井
 卓
 也
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市
 市

開会 午前10時00分

〇議長(鈴木喜明) これより、平成31年小樽市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、髙橋龍議員、川畑正美議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から3月14日までの23日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第38号及び報告第1号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第37号及び報告第1号について、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇) (拍手)

〇市長(迫 俊哉) 平成 31 年第1回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件に係る 提案理由の説明に先立ち、幾つか申し述べさせていただきます。

まず、このたび明らかとなりました、職員の住居手当及び通勤手当の過支給についてであります。

当該手当の現況調査を実施した結果、届け出た内容と実態が変わったにもかかわらず、変更の届け出を怠っていたことや、認定した家賃の中に対象とならない経費が含まれていたことなどにより、一部に過支給が生じていたことが判明しました。このことは、市の公務に対する信頼を損なうものであり、市民の皆様や議員の皆様に不信を抱かせることとなりました。改めて、深くおわびを申し上げます。

今後は、届け出内容と実態が乖離することがないよう、手当に係る届け出義務の周知徹底を図るほか、 届出様式の見直しや確実なチェックを行うことなどにより、再発防止に努めてまいります。

次に、平成30年第4回定例会において議決されました、平成29年度一般会計決算の不認定への対応 について、報告させていただきます。

不認定の理由に挙げられておりました事項のうち、除排雪につきましては、29 年度は、特に排雪作業が十分ではなかったことから、不適切な執行であったとの御指摘を受けたところです。そこで、30 年度は、排雪協議を迅速に進めて、早目に作業日程を決定し、できる限り適切なタイミングでバス路線や主要な通学路などを優先した排雪作業を進めることといたしました。

また、臨港地区の除排雪につきましては、委託業務を分割したことによって、一部の地域において路 面整正などに対する苦情が寄せられ、港湾活動に支障を来す結果となったとの御指摘でありました。そ こで、30 年度は、支障が生じることのないような体制を確保するため、一体的な管理が可能となるよう、 再委託を認めることを前提に、経費を削減しつつ、臨港地区全体を一括で行える業者に発注することと いたしました。

このほか、不認定の議決に際し御指摘のありました事項のうち、ふれあいパス事業に関するものなど、 速やかに是正や改善に向けた措置を講じる必要があると認められるものにつきましては、不認定の議決 を待たずに措置を講じるか、または改善に向けた方策に着手したところであります。

今後におきましては、市民の皆様、議員の皆様に疑義が生じることのないよう、より一層、適正な行 財政運営に努めてまいります。 続きまして、新年度に向けた市政執行の所信の一端と施策の概要を申し上げ、議員の皆様の御理解と 御協力をいただきたいと思います。

就任から早くも約半年がたちました。市長として多くの市民の方々と接する中で、この歴史と伝統ある小樽のかじ取り役を担う責任と、市民の皆さんの期待を改めて感じているところであり、新年度に臨むに当たりましては、このまちが抱える多くの課題を解決し、夢あふれる元気な小樽を実現するため、スピード感を持って全力で取り組んでいく決意を新たにしているところであります。

まず、こうした決意を実行に移していくためのまちづくりの基本方針を、私が政治姿勢として掲げた 三つのキーワードに沿って申し上げます。

一つ目は「対話の重視」であります。

就任後、まずはまちづくりを再起動させるべく、市長と語る会の再開や、中小企業振興会議、北海道 新幹線活用小樽まちづくり協議会の設置など、官民の意見交換や協議の場を設けるとともに、昨年 12 月には、1年間空席であった副市長を選任し、市政を前に進めていく体制を整えてきたところであります。

さらに来月、経済界を中心とした各種団体とまちづくりについて意見交換を行う小樽スクラムミーティングを設置することとしており、こうした場などを活用しながら、市民や経済界の皆様との対話を促進し、力を合わせてまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

二つ目は「経済と生活の好循環」であります。

人口減少時代において、市民生活を守り、豊かにするための行政サービスを維持し、まちを元気にしていくためには、経済の活性化で税収の増加を図り、市民ニーズに応える施策を展開する好循環を確立していくことが必要であり、本市においてその柱となるのは観光であります。

観光を取り巻く状況としましては、世界的に海外旅行者数は増加傾向にあり、貴重な成長市場であると言えます。政府は、訪日外国人旅行者数の目標を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人と掲げている中、2018年には初めて3,000万人を超えました。

新千歳空港ではアジア圏の観光客を中心に国際線の利用者が大幅に増加しており、さらに昨年はウラジオストクとの直行便も就航し、ロシア沿海地域が身近になってきたところです。これは本市にとって観光のほか、物流においてもチャンスではないかと捉えているところであり、いち早くこのチャンスを生かしたいと考えております。

市内においても、後志自動車道の余市インターチェンジと小樽ジャンクション間が開通し、道央圏から北後志へのアクセス向上により広域観光の推進が期待されるほか、北海道新幹線の工事が始まり、新たな玄関口となる新駅開業に向けた取り組みも進んでおります。

また、昨年宿泊施設が相次いでオープンし、今後もホテルの建設が予定されるなど、長年の課題であった滞在型観光の推進に向けた環境が整いつつあり、本市が観光都市としてさらに飛躍するために大事な時期を迎えていると言えます。

この機会に、歴史や文化などを生かした観光資源の磨き上げや受け入れ体制の充実を図り、観光都市としての整備を進めるとともに、その経済効果を広く波及させるため、関連産業との連携を深めてまいりたいと考えております。

三つ目は「備え」であります。

昨年9月の北海道胆振東部地震に伴う大規模停電への対応では、避難所などの電源対策や情報伝達などに課題を残し、防災の面から市民生活の安全・安心に備えていくことの大切さを改めて痛感したことから、防災力の強化に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、本市の昨年の出生数が 500 人を割り、ここ 20 年で半減しているという状況から、未来に備える少子化対策の重要性を改めて感じたところであります。

国は、子育て世代の経済的負担を軽減するため、本年 10 月から幼児教育の無償化を始めますが、本市 としましては、こうした政策に歩調を合わせながら、地域性を考慮した独自の施策も展開し、安心して 子供を産み育てられる環境を整えてまいりたいと考えております。

次に、このような方針に基づいて行いました、平成31年度予算編成の基本的な考え方を申し上げます。 本市の財政は、平成22年度に累積赤字を解消して以降も、当初予算の編成においては毎年度財源不足が生じており、依然として厳しい財政状況が続いております。このような中、31年度予算の編成においては、公約の推進を初め、これまでの議会議論において御指摘をいただいた課題や、社会的要請にできる限り応えていくため、職員と議論を重ね、選択と集中の観点で事業を厳選してまいりました。

その結果、特に近年増加する自然災害や少子化への対策として、安全・安心への備えや子育て支援を中心に、公約の推進を重視した施策を展開することとし、「みらいに向けた"備え・はぐくみ"予算」と掲げたところであります。

収支の状況につきましては、30年度予算に比べ、歳入では市税や譲与税・交付金などが増加し、歳出では債務負担による単年度負担の平準化や有利な起債の活用などにより一般財源の削減に努めたことから、昨年11月に策定いたしました収支改善プランにおける収支見通しに比べ、一定程度の収支改善が図られたものと捉えておりますが、31年度も大変厳しい予算編成となり、結果として財源不足が生じたことから、財政調整基金の取り崩しなどの財源対策を行い、収支均衡予算を編成したところであります。

今後も、収支改善プランに掲げた収支の改善に向けた取り組みを進め、財政の健全化を図ってまいります。

次に、当初予算案に計上した主な事業の概要について、第7次小樽市総合計画基本構想の「まちづくり 6つのテーマ」に沿って御説明申し上げます。

なお、教育行政の執行方針につきましては、後ほど教育長から説明いたしますので、私からは予算面から主なものに絞って申し上げます。

初めに、第1のテーマ「安心して子どもを生み育てることのできるまち」についてであります。

本市の未来を支える次世代を大切に育むとともに、小樽商科大学との人口減少問題の共同研究において、教育や子育て環境の満足度が子育て世代の定住志向と関連するとされていることからも、子育て世代のニーズには優先的に応えてまいりたいと考えております。

新年度の主な取り組みとしましては、まず、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を目指して、 新たに不妊検査にかかる費用に対する助成を行うとともに、子供の医療費の助成を、中学生の入院にま で拡大します。

また、ひとり親家庭、生活保護世帯、経済的に不安のある世帯の中学生を対象に、学習支援や困り事相談に応じる事業を新たに実施します。

さらに、保育環境の充実を図るため、学校法人小樽学園いなほ幼稚園が行う認定こども園舎などの施 設整備や、新たに実施する病児保育事業に対して補助を行います。

このほか、後でも述べますが、特に子育て世代の方々から要望の多い公園整備を進めてまいります。 学校教育に関しては、教員の働く環境や児童・生徒の学習環境の改善のため、中学校への部活動指導 員の配置や、教育用パソコンの整備、学校司書の増員などを行うとともに、幸小学校の耐震補強及び大 規模改造工事や、耐震診断未実施の学校施設に対する耐震診断を行います。

また、生まれ育ったまちの理解を深め、小樽の未来を担う人材を育成するため、キャリア教育を推進

するとともに、地域の民俗芸能を体験する機会の提供や、本市の歴史・文化などを学ぶための教材「小 樽の歴史」の作成などを通じてふるさと教育の充実を図ります。

次に、第2のテーマ「誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち」についてであります。

まず、ふれあいパス事業については、今年度と同様の制度を新年度も継続しながら、持続可能な新制度に向けた検討を行います。また、障害者タクシー利用助成事業において、新たに交付対象に視覚障害 2級の方を追加いたします。

健康寿命の延伸を目指す取り組みとしましては、糖尿病の重症化を防ぐため、未治療者への受診勧奨 や保健指導を新たに実施するとともに、受動喫煙を防ぐため、市民や施設管理者への周知及び飲食店な どにおける受動喫煙防止策の推進を図ります。

このほか、消費税率引き上げに伴う国の対応として、低所得者及び子育て世帯の消費への影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起するため、市民税非課税世帯と3歳未満の子が属する世帯を対象に、プレミアム付商品券を販売いたします。

次に、第3のテーマ「強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち」についてであります。

経済と生活の好循環を生み出すため、地域経済を支える中小企業の収支改善や、そこで働く人々の雇用環境の改善に結びつくよう、外から人やお金を呼び込み、地域内で循環させることを意識しながら取り組みを進めます。

まず、地場産品のブランド化や販路拡大を図る取り組みとしましては、国内市場に向けては、全国規模の商談会への参加や商品特性に適した販路の開拓、商品の磨き上げ相談などを行い、海外に向けては 産学官連携によるベトナム市場開拓のための商談会などを引き続き行います。

中小企業・小規模事業者の振興策としましては、新規創業者に対する家賃や内外装工事費などへの補助を継続するほか、産学官金の新たなネットワークである中小企業振興会議を開催し、今後の中小企業振興施策の立案に向けた取り組みを進めてまいります。

企業誘致推進の取り組みとしましては、観光客誘致やクルーズ船誘致など、強みである観光を基軸として本市におけるビジネスの機会を拡大し、企業の進出につなげていく考えであります。また、首都圏におけるネットワーク構築を図るため、新たにフォーラムを東京で開催し、私も積極的にトップセールスを行ってまいります。

次に、観光についてですが、昨年は日本遺産「北前船寄港地・船主集落」に本市が追加認定され、また、北海道遺産にNPO法人北海道鉄道文化保存会が申請した「小樽の鉄道遺産」が選定されたほか、小樽雪あかりの路が、国土交通大臣表彰である「手づくり郷土賞」大賞部門のグランプリに選ばれるなど、うれしい話題が相次ぎました。

平成31年度は、日本遺産について、来年1月に向けて地域型の申請を目指すとともに、昨年追加認定を受けた北前船ストーリーの活用策として、本年10月には石狩市と共同開催のフォーラムなどを実施し、日本遺産の取り組みを観光客の増加につなげてまいります。

また、観光案内所の通訳スタッフを増員し、外国人観光客の受け入れ体制を強化するとともに、小樽 観光協会が行うフィリピン旅行博出展などのプロモーション活動に補助するなど、官民で力を合わせて 誘客促進に取り組んでまいります。

このほか、中心市街地のにぎわいづくりのため、商店街などが行う魅力向上や観光客の回遊性向上を図る事業に対して支援を行います。

小樽港の振興策としましては、ロシア沿海地域や国内のポートセールスを引き続き行うとともに、コンテナ航路の維持に必要なガントリークレーンの延命化対策工事や、勝納泊地においてパナマックス船

の入港に必要な水深を確保するしゅんせつ工事を行います。

また、クルーズ船誘致のためのプロモーション活動を継続するとともに、大型客船の接岸が可能となるよう、国と連携して第3号ふ頭の岸壁改良工事及び泊地しゅんせつ工事を進めるほか、港湾計画の改訂に向け、長期構想の検討を再開いたします。

雇用・就業の促進に向けた取り組みとしましては、シルバー人材センターにおける事務局体制の強化を支援し、高年齢者の就業を促進するほか、若者の地元定着に向けて、これまでの高校生就職スキルアップ支援事業を見直し、企業とのマッチング機会の確保を意識し、新たに若者就職マッチング支援事業として実施いたします。

次に、第4のテーマ「生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち」についてであります。

昨年の大規模停電の経験を踏まえ、災害が起きても安全・安心な市民生活を確保するための備えを優 先して行います。

まず、非常時の停電対策として、避難所となる全小・中学校と公立保育所等に非常用発電機や投光器を配備するほか、停電時も救急医療を継続できるよう、夜間急病センターに非常用電源設備を整備いたします。

また、東日本大震災の教訓から、津波などの際に沿岸部の市民や観光客へ迅速に情報を伝達するため 防災行政無線を整備するとともに、災害時に市内全域に情報が提供できるよう、FMおたるの難聴地域 解消のための送信局増設に向けた調査及び実施設計を行います。

さらに、星置川・新川の洪水浸水想定区域の見直しに対応した洪水ハザードマップを作成するなど、 防災力の強化を図ってまいります。

災害に備えた消防力の強化としましては、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車の更新や、地域の安全を担う消防団の活動を強化するため、災害発生時に必要な資機材の搬送のほか広報車としても活用できるよう、小型動力ポンプ付積載車の更新を行います。

除排雪については、今シーズンの計画的な排雪作業などが一定程度評価をいただいたと受けとめておりますので、基本的に同様の除排雪作業を行う予算としておりますが、貸出ダンプに係る経費につきましては、市民との協働事業として抜本的な制度の見直しを含めた検討を行い、第3回定例会で補正予算として改めて提案いたします。

新幹線新駅の開業に向けた取り組みとしましては、新駅周辺のまちづくりや、2次交通、ソフト対策などについて、北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会を開催し、官民一体となって協議を進めます。

人口対策としての移住促進の取り組みとしましては、北海道と連携して、東京 23 区に在住または勤務 している方が本市に移住し、要件を満たす中小企業等に就職または起業した場合に支援金を支給する移 住支援事業を新たに実施いたします。

次に、第5のテーマ「まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち」についてであります。

まず、廃棄物の適正処理に関する取り組みとしましては、桃内の一般廃棄物最終処分場の延命化のための整備といたしまして、今後のかさ上げの工事に先立ち、平成31年度はトラックスケールや、浸出水処理施設の自動制御装置の更新などを行います。

また、ごみ収集運搬等の効率化のため、大型塵芥車及び不法投棄パトロール用のリフト付きダンプを 購入し、車両の再編を行います。

子供たちが安心して利用できる公園整備としましては、築港臨海公園において、ダニーデン市から寄贈を受けた友好親善の象徴である遊具を改修するほか、幸中央公園など七つの都市公園において、老朽化した公園遊具などを地域の意見を聞きながら更新いたします。

このほか、本市の強み・魅力である歴史的景観の保全のため、市指定歴史的建造物の外観の保全に要する経費への補助を継続いたします。

次に、第6のテーマ「生きがいにあふれ、人と文化を育むまち」についてであります。

まず、文化芸術の振興に関しては、第70回記念となる小樽市文化祭や、没後50年となる伊藤整の特別展を開催するほか、美術館2階展示室の照明を、省電力で幅広い展示に対応できるLED照明に更新いたします。

また、本市を代表する重要文化財である旧日本郵船株式会社小樽支店の保存・活用を図るため、耐震補強及び改修工事を行います。

スポーツの振興に関しては、手宮公園競技場に第3種公認陸上競技場として必要な附帯設備を整備いたします。

そのほかの主要事業としましては、まず、市政の総合的な指針となる第7次小樽市総合計画について、 施策の内容を示す基本計画を策定するとともに、人口減少対策と地域の創生に向けた施策を取りまとめ る、次期小樽市総合戦略の策定を行います。

また、公共施設の集約化や複合化などによる再編を示す公共施設再編計画を、市民意見交換会を経て 策定いたします。

人口減少時代において、市民生活を守り、まちの活力を高めていくためには、各分野における取り組みをより効果的・効率的にしていくことはもちろん、複合的な課題に対して、各部門で課題を共有し、 関連して取り組むことで、組織としての課題解決力を高めていくことが必要です。

こうした計画の策定により、庁内の連携を深めるとともに、議会や市民の皆様とまちづくりの課題や 方向性を共有し、持続可能なまちづくりに向けて、一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりま す。

このほか、当初予算に計上した事業以外にも、国立小樽海上技術学校の存続に向けた取り組みや、後で述べます連携中枢都市圏の形成による札幌市との連携などを進めてまいります。

本年5月には元号が変わり、新たな時代の幕あけを迎えます。

ふるさと小樽を安全・安心で活力あふれるまちとして、次の世代にしっかりと引き継いでいけるよう、 皆様とともに、未来に備えたまちづくりを行ってまいりたいと考えておりますので、議員各位の御協力 をお願い申し上げます。

次に、今議会に上程された各案件について説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第14号までの平成31年度各会計予算について説明申し上げます。

最初に、平成31年度一般会計予算の主なものについて、前年度の当初予算と比較して説明申し上げます。

まず、歳入についてでありますが、市税につきましては、個人市民税、法人市民税などで減収が見込まれるものの、固定資産税、都市計画税などで増収が見込まれることから、2.7%、3億5,280万円増の135億7,350万円を見込みました。

地方交付税につきましては、国の地方財政計画の伸び率などを基本に、本市の特殊事情を勘案しながら積算し、臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税では、1.7%、2億9,500万円減の170億5,100万円を見込みました。

地方消費税交付金につきましては、3.2%、7,800万円増の25億700万円を見込みました。

また、歳出の主なものについて経費別に申し上げますと、いわゆる義務的経費では、人件費が 0.6% の減、公債費が 4.3%の減となりましたが、扶助費において、市内幼稚園の新制度幼稚園・認定こども

園への移行に伴う教育・保育給付費負担金の増などにより、2.1%の増となったことから、合計では0.3%の増となり、歳出合計に占める義務的経費の割合は、前年度を1.9ポイント下回る56.1%となりました。 行政経費につきましては、市議会議員選挙、知事・道議会議員選挙、参議院議員選挙の執行や、低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券事業の実施に伴い9.7%の増となりました。

建設事業費につきましては、幸小学校の校舎等耐震補強等事業や色内ふ頭老朽化対策事業などの工事に取りかかることから、74.3%の増となりました。

負担金、補助及び交付金につきましては、後期高齢者医療の療養給付費負担金において増となりましたが、民間保育施設等整備支援事業費補助金、周産期医療支援事業費補助金の減などにより、3.2%の減となりました。

維持補修費につきましては、除雪費において、平成30年度は補正予算で計上していた除排雪業務委託料などを当初予算で計上したことなどから、74.4%の増となりました。

繰出金につきましては、病院事業分が増となりましたが、港湾整備事業分が皆減したほか、国民健康 保険事業、介護保険事業、産業廃棄物処分事業、後期高齢者医療事業、水道事業、下水道事業などへの 繰り出し分が減となったことから、全体では 2.9%の減となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、歳出では、被保険者数の減少などにより、保険給付費が 4.2%減の 105 億7,855 万円となるほか、国保事業費納付金が 0.5%増の 30 億1,700 万円となりました。

歳入では、保険給付費の減に伴う道支出金の減が見込まれるほか、保険料の総額は 2.1%減の 19 億 460 万円と見込んでいますが、被保険者数の減少と国保事業費納付金の増加の影響による保険料率の引き上げを緩和するため、基金繰入金を 1 億円計上いたしました。

介護保険事業につきましては、これまでの利用実績と今後の利用見込みを勘案して算定した結果、保険給付費は 0.7%減の 134 億 8,807 万円、介護予防推進のための地域支援事業費は 5.4%増の 7 億 5,624 万円となりました。

また、保険料は 2.5%増の 29 億 1,621 万円と見込みました。

後期高齢者医療事業につきましては、保険料 14億7,472万円、低所得者等に対する保険料軽減に係る 公費負担金5億3,877万円及び事務費4,608万円を、事業の実施主体である北海道後期高齢者医療広域 連合へ支出するものであり、前年度に比べ5,636万円の増となっておりますが、これは主に、徴収する 保険料について、制度改正及び被保険者数の増加に伴い増となったためであります。

病院事業につきましては、総務省の新公立病院改革ガイドラインに基づき、平成29年3月に策定した 新小樽市立病院改革プランに沿った取り組みを実践し、一定の成果があらわれてきているところであり ます。平成31年度においても、引き続き経営改革を推進し、改革プラン収支目標の達成に向け、病院事 業管理者のもと、職員一丸となって、健全で自立した病院経営に努めてまいります。

水道事業につきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、老朽化した管路の更新や耐震化を進めるとともに、浄水場などの施設の更新工事を実施してまいります。資金収支の見通しは、平成31年度末においても、引き続き資金余剰となる見込みであり、今後とも給水収益に見合った効率的な事業運営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、処理場・ポンプ場の機械・電気設備などの老朽化した施設の更新や、汚水管の整備を進めるとともに、色内ふ頭護岸改修工事を実施してまいります。資金収支の見通しは、平成31年度末においても、引き続き資金余剰となる見込みであり、今後の事業運営に当たりましても、効率的で健全な経営に努めてまいります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、一般国道5号小樽市塩谷トンネル工事に伴う土砂の搬入量が 大幅にふえることから、収益的収入は増加が見込まれ、収益的支出において、管理運営業務等、委託料 の増などが見込まれますが、平成31年度の収益的収支としては黒字が見込まれます。

簡易水道事業につきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、配水ポンプ所の老朽化した 設備の更新を進めてまいります。資金収支の見通しは、平成31年度末においても過不足は生じない見込 みであり、今後とも効率的な事業運営に努めてまいります。

以上の結果、平成 31 年度の財政規模は、一般会計では 572 億 130 万 1,000 円、特別会計では 327 億 3,680 万 9,000 円、企業会計では 258 億 2,769 万 5,000 円、全会計では 1,157 億 6,580 万 5,000 円となり、前年度の当初予算と比較いたしますと、一般会計で 3.8%の増、特別会計で 5.5%の減、企業会計で 5.3%の増となり、全会計では 1.3%の増となりました。

次に、議案第15号から議案第19号までの平成30年度各会計補正予算について説明申し上げます。

議案第15号の一般会計の主なものといたしましては、歳出では、非常時停電対策として、外国人観光 案内所の非常用発電機の整備等について経費の一部を助成する訪日外国旅行者受入環境整備緊急対策事 業費補助金を計上するほか、低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券事業を平成31年度に実施す るため、国の補正予算に対応し、所要の経費を繰越明許費として計上いたしました。

また、決算見込みの精査により、歳出では、石狩湾新港管理組合負担金や職員給与費を減額、歳入では、土地売払収入や減収補填債を計上するほか、市税、市債を増額するとともに、財政調整基金繰入金を減額するなど、所要の補正を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに1億5,447万9,000円の減となり、財政規模は566億2,488万円となりました。

次に、議案第 16 号から議案第 19 号までの特別会計及び企業会計補正予算の主なものについて説明申 し上げます。

港湾整備事業では、中央2号上屋の建物売り払いに伴う財産収入の計上や決算見込みの精査による中央
か頭国有地購入費の減などについて、国民健康保険事業では、職員給与費の減などについて、介護保険事業では、地域支援事業費の増や保険給付費の減などについて、所要の補正を計上いたしました。

また、病院事業につきましては、入院・外来収益の増額と材料費、給与費の増額などについて、所要の補正を計上いたしました。

続きまして、議案第20号から議案第37号までについて説明申し上げます。

議案第20号職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員に準じて、時間外勤務命令の上限を設定する目的で、時間外勤務に関する委任規定を設けるものであります。

議案第21号特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案につきましては、特別職の期末手当支給割合について、職員の勤勉手当支給割合の引き上げに準じた改定を行うとともに、この改定にかかわらず、引き続きその支給割合を据え置くこととするものであります。

議案第22号こども医療費助成条例等の一部を改正する条例案につきましては、こども医療費助成の対象に中学生の入院を追加するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第23号国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険法施行令の一部 改正に伴い、基礎賦課限度額を改定し、及び低所得者に係る国民健康保険料の軽減措置の対象者の範囲 を拡大するとともに、保険料の減免の特例について見直しを行うものであります。

議案第 24 号駐車場条例の一部を改正する条例案につきましては、公の施設としての銭函3丁目駐車場

を廃止するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第25号夜間急病センター条例の一部を改正する条例案につきましては、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、診療に係る利用料金及び文書料を改定するものであります。

議案第26号廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、産業廃棄物処分手数料及び廃棄土砂処分手数料を改定するものであります。

議案第27号市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、集会所の利用料金及び駐車場の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第28号港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案につきましては、中央5号上屋の供用開始に伴い、新たに使用料を設定するとともに、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、港湾施設の使用料を改定するものであります。

議案第29号入港料条例の一部を改正する条例案につきましては、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、入港料を改定するものであります。

議案第30号水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきましては、消費税率及び地方消費税率の 引き上げに伴い、給水装置工事に係る工事費、水道料金並びに給水装置の新設工事及び改造工事に係る 加入金を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第31号簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきましては、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、簡易水道事業の水道料金を改定するものであります。

議案第32号下水道条例の一部を改正する条例案につきましては、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、排水設備工事に要する工事費及び下水道使用料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第 33 号札幌市及び小樽市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議につきましては、地方自治法第 252 条の 2 第 1 項の規定により、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関し、札幌市と協議するものであります。

議案第34号市道路線の認定につきましては、朝里北30号上通線及び朝里中学校前通線を認定するものであります。

議案第35号職員給与条例等の一部を改正する条例案につきましては、管理職である職員に限り、人事評価の結果を昇給及び勤勉手当の支給に反映させるものであります。

議案第 36 号水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の 資格基準に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、水道法施行規則の一部改正に伴い、所 要の改正を行うものであります。

議案第37号過疎地域自立促進市町村計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更するものであります。

最後に、専決処分報告についてでありますが、報告第1号につきましては、平成30年度一般会計予算において、小樽港保安施設改良工事について入札不調により年度内にその支出が終了しない見込みであることから、その予算の一部を繰越明許費とするため、同会計の補正予算について平成31年1月21日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上

げます。(拍手)

〇議長(鈴木喜明) 次に、平成31年度小樽市教育行政執行方針について教育長から説明したいとの申 し出がありますので、これを許します。

〇議長(鈴木喜明) 教育長。

(「議長」と呼ぶ者あり)

(林 秀樹教育長登壇)

〇教育長(林 秀樹) 平成 31 年度の教育行政執行に当たり、小樽市教育委員会の基本方針を申し上げます。

急速な人口減少や少子高齢化、高度情報化の進展など、社会情勢が大きく変化する中、国においては、 平成30年6月に第3期教育振興基本計画を策定し、人生100年時代や超スマート社会の到来に向け、若 年期の教育として「知識・技能の習得」や「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力・ 人間性等の涵養」の三つの資質・能力の育成と、「生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働 くことや、地域や社会の課題解決のための活動につなげていく」ことを、今後の教育施策の重点事項と して位置づけました。

また、平成30年3月策定の北海道教育推進計画においては、「自立」と「共生」の二つの理念のもと、「ふるさとを想い、グローバルな視野で共に生きる力の育成」と「学校・家庭・地域・行政の連携による、人口減少に対応するための教育環境の形成」の二つを重点事項に位置づけました。

本市におきましては、現在、第7次小樽市総合計画を策定しておりますが、その基本構想におけるまちづくりのテーマにおいて、学校教育では、多様な社会的変化を乗り越えるための力を育む学校教育を地域と連携・協働しながら取り組むとし、また、社会教育では市民一人一人に生涯各期にわたる多様な学習機会やスポーツ・レクリエーション活動を行う環境を提供するとともに、市民による文化芸術の振興や多様な歴史文化資源の活用・保存に取り組むといたしました。

総合計画の「まちづくりの基本的な考え方」では、先人たちから受け継いだこのすばらしいまちを、 次の世代へ責任を持って引き継げるよう、持続可能な発展を図るとしておりますが、これから迎える新 たな時代に対応可能な人材、特に小樽の未来を託すことのできる人材を育成する取り組みがますます重 要になるものと考えております。

教育委員会といたしましては、人材育成は、学校教育や社会教育の分野を横断した取り組みが必要との観点から、学校教育と社会教育とに分かれて策定しておりました教育推進計画について、教育計画としての総合性を高め、学校教育と社会教育との整合性を図ることを目的に、第7次小樽市総合計画並びに小樽市教育大綱の趣旨を踏まえつつ、(仮称)小樽市教育推進計画として平成31年度中に一体化して策定してまいりたいと考えております。

それでは、教育委員会が平成31年度に重点的に取り組む施策について申し述べます。

まず、学校教育の分野ですが、小樽市学校教育推進計画の五つの重点目標に沿って、御説明いたします。

重点目標の1点目、「確かな学力の育成」に向けた取り組みでありますが、主体的・対話的で深い学びの視点に基づく授業改善と望ましい学習及び生活習慣の確立を両輪として進めてまいります。

まず、授業改善につきましては、中学校2年生の通常学級に大型テレビを設置するとともに、ICT機器の効果的な活用を図るICT活用研修講座や科学・自然に対する興味・関心を高める理科教育特別研修講座の開催などを通して、指導力の向上を図ります。

次に、児童・生徒の確かな学力の定着を図るため、音読カップや小樽こどもの詩(ポエム)コンクー

ル、標準学力検査などを引き続き実施します。

次に、学習及び生活習慣の確立につきましては、家庭学習をテーマとした学力向上特別研修講座を新たに開催するとともに、小樽市PTA連合会との共催による家庭学習等に関するフォーラムを開催します。

また、インターネット利用等に関する本市独自のルールであるおたるスマート7の周知を図り、児童・ 生徒や保護者への定着に努めてまいります。

続いて、重点目標の2点目、「豊かな心の育成」に向けた取り組みであります。

まず、小樽市教育支援センターでは、コーディネーターを中心とした訪問型支援や登校支援室でのきめ細かな指導を継続するとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を通して、不登校児童・生徒への支援の充実を図ってまいります。

次に、いじめ防止対策につきましては、年2回のキャンペーンを実施し、小樽いじめ防止サミット等の取り組みを通して、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう努めてまいります。

また、平成31年度は中学校において道徳が教科化されることから、中学校1校を道徳教育推進校に指定し、研修講座での公開授業等を通して、教員の指導力向上を図ります。

さらに、現在、市内に5名配置している学校司書を6名に増員し、学校図書館の環境を充実することにより、読書習慣の確立を図ります。

次に、小樽市手話言語条例の施行を受け、小樽ろうあ協会や北海道高等聾学校などの協力を得て、出 前授業を開催し、児童・生徒に聴覚障害や手話に対する理解促進を図ります。

続いて、重点目標の3点目、「健やかな体の育成」に向けた取り組みでありますが、体育専科教員を 引き続き小学校に配置するとともに、研修講座の開催等を通じて、先進的な体育科の指導方法を広く市 内の教員に還元します。

また、小中学校体力向上検討委員会において、体力向上に関する指導資料を作成するとともに、スポーツイベント等への参加促進を通して、児童・生徒の一層の体力向上を図ってまいります。

続いて、重点目標の4点目、「社会の変化に対応した教育の推進」に向けた取り組みであります。

まず、関係機関との連携のもと小樽市キャリア教育推進会議を開催し、小樽市ふるさとキャリアプランの策定や職場体験協力事業者リストの作成について協議するとともに、小・中学校において、外部講師による出前授業を実施するなど、キャリア教育の充実に努めます。

また、ふるさと教育の推進につきましては、教材「小樽の歴史」を作成し、その効果的な活用に向けた教育課程等の準備を進めます。

次に、英語教育の充実につきましては、まず、小学校 3 校、中学校 4 校を英語教育推進校に指定し、 公開授業等を通して実践の成果を広げてまいります。

また、全小学校に英語に堪能な外部講師を派遣する英語教育推進事業や英語の指導教員が、ティーム・ティーチング等を行う巡回指導教員研修事業を実施するなど、小学校教員の授業力と英語力向上を図ってまいります。

さらに、小樽イングリッシュキャンプやウインターイングリッシュスクールを開催するなど、さまざまな施策を通して、英語教育の充実を図ってまいります。

また、新学習指導要領により、新たに小学校においてプログラミング教育が実施されることから、すぐれた授業実践の習得やプログラミング体験を目的とした研修講座を開催し、プログラミング教育の円滑な実施に向け、教員の指導力向上を図ります。

続いて、重点目標の5点目、「信頼に応える学校づくり」に向けた取り組みであります。

まず、コミュニティ・スクールにつきましては、新たに花園小学校、手宮中央小学校、北陵中学校において、学校運営協議会を設置するとともに、小学校2校、中学校1校において、学習会等を開催するなど、導入拡大に向けて推進環境を整えてまいります。

次に、小・中学校間の連携・接続につきましては、新たな取り組みとして、小中一貫教育推進地区を 指定するとともに、研修講座の開催等を通して取り組みの成果を還元し、全中学校区単位で取り組んで まいります。

このほか、教育環境の整備について申し上げます。

まず、1点目、小・中学校の再編についての取り組みであります。

平成 21 年度に策定した小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画につきましては、計画前期の成果と課題の検証を踏まえ、改めて将来を見据えた学校再編の考え方について検討を行ってまいります。

また、朝里小学校と豊倉小学校につきましては、統合協議会を設置し、平成32年4月の円滑な統合に向け取り組みを進めてまいります。

2点目は学校の施設整備についてであります。

まず、ICT環境整備につきましては、授業で使用する児童・生徒用の教育用パソコンとして、小学校はタブレット型パソコン 610 台、中学校ではデスクトップ型パソコン 420 台と、タブレット型パソコン 140 台を整備いたします。なお、教職員が使用する校務用パソコンについても 610 台を更新いたします。

また、耐震診断未実施の塩谷小学校、桂岡小学校の校舎等の耐震診断を進めるとともに、幸小学校の校舎と屋内運動場の耐震補強等の工事を実施します。

さらに、教職員の働き方改革の一環として、国や北海道の事業を活用し、中学校に部活動指導員を配置することにより、教職員の負担を軽減し、多忙化解消及び部活動の質の向上を図ってまいります。

続いて、社会教育の分野でありますが、小樽市社会教育推進計画の三つの重点施策に沿って御説明申 し上げます。

まず、1点目、「生涯各期の学習活動の推進」に向けた取り組みにつきましては、市民の多様な学習 ニーズに応えるため、道内外から講師を招いて開講する小樽市民大学講座や、市民の学習要望を取り入 れ、趣味や教養などの学びを提供するはつらつ講座の実施など、学習機会の充実に努めてまいります。

また、教育支援活動につきましては、地域住民が学校支援ボランティアとして、学習支援や部活動、登下校の見守りなどへの支援を行うほか、おたる地域子ども教室の実施に取り組んでまいります。

このほか、地域人材を活用した家庭教育支援の活動に取り組むとともに、市内の小学生を対象に生活習慣の改善を目的とした体験講座などを行ってまいります。

続いて2点目、「文化芸術、スポーツ・レクリエーションの推進」に向けた取り組みにつきましては、まず、小樽市文化祭が第70回を迎えることを記念し、本年設立70周年を迎える小樽市文化団体協議会と連携して(仮称)おたる市民芸術祭を開催いたします。

また、平成30年度から取り組んでいる重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店の耐震補強及び改修工事を継続して行ってまいります。

次に、本市の文化財である松前神楽や高島越後踊り、向井流水法などの地域の民俗芸能を保存継承するため、多くの児童・生徒に体験を通じた学びの機会を提供するとともに、人材育成や伝承活動の振興を図ります。

さらに、おたる運河ロードレース大会につきましては、コースの安全面への配慮からハーフ種目を除

く種目で開催し、市内小・中学生や市内外のランナーの参加を呼びかけてまいります。

続いて3点目は、「社会教育施設の利活用の推進」に向けた取り組みであります。

まず、後志管内唯一の第3種公認陸上競技場である手宮公園競技場の公認検定に向け、必要な器具を整備することにより、スポーツの振興と競技力の向上を図ります。

次に、図書館におきましては、平成31年度を初年度とする小樽市子ども読書活動推進計画に基づく事業として、図書館司書による学校図書館の支援事業や、地域に出向き本の貸し出しや読み聞かせを行うブックフェスティバルなどの各種イベントを開催し、子供の読書環境の充実に努めます。

また、美術館は開館 40 周年を記念し、小樽ゆかりの作家を特集した四つの特別展を1年間にわたって連続して開催するとともに、文学館では、伊藤整の没後 50 年を記念した特別展で、初期の未公開小説の直筆原稿など、貴重な資料を展示いたします。

次に、総合博物館におきましては、近年一括寄贈されました旧北の誉酒造の関連資料をもとに、企画 展「小樽二銘酒有之候(おたるにめいしゅこれありそうろう)」を開催し、小樽の日本酒醸造の歴史を 紹介してまいります。

以上、平成31年度の教育行政を執行するに当たっての主な施策について御説明をいたしました。 市民の皆様及び議員各位の一層の御支援と御協力を心からお願いを申し上げます。

○議長(鈴木喜明) 次に、議案第38号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 21 番、川畑正美議員。

(21番 川畑正美議員登壇) (拍手)

○21番(川畑正美議員) 日本共産党を代表して、議案第 38 号小樽市非核港湾条例案の提案説明を 行います。

かつて小樽市議会は、小樽市民が世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、1982年に全道に先駆けて核兵器廃絶平和都市宣言を決議しています。

小樽市非核港湾条例の目的は、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させ、小樽市の平和が世界の平和 とともにあることを自覚し、市と市民の不断の努力によって、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則 及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することです。この条例提案は今回で74 回になります。議員各位の皆さんには提案の趣旨を御理解願います。

さて、世界の核兵器禁止に対する情勢が大きく動いています。2017年7月7日に国連の会議で採択された核兵器禁止条約は2019年1月30日現在、核兵器禁止条約に調印した国が70カ国、批准した国は22カ国に達しています。この条約は50カ国目の批准書が国連事務総長に寄託されてから90日後に発効されます。

被爆国である日本は本来、核兵器禁止運動を発展させる役割を果たすべきです。しかし、日本政府は 核保有国の体制と非核保有国体制との橋渡しをしていくという態度をとっています。ところが、日本が 目指す橋渡しは核保有国をより温存させることにつながっており……

(「つながってないって」と呼ぶ者あり)

戦争被爆体験を持つ日本がとるべき姿勢ではありません。

(「非核港湾条例案と関係ないんじゃないの」と呼ぶ者あり)

日本政府は核兵器禁止条約に調印し、条約発効に貢献すべきです。

(「それ意見書でしょ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

ことしの米軍艦艇の寄港については、ことし1月4日付で小樽港長から小樽市長に米艦船ミサイル巡洋艦アンティータムと揚陸指揮艦ブルーリッジの寄港、9日には掃海艦チーフの寄港と、3隻相次いで通知されていました。このうち、チーフは寄港を取りやめ、アンティータムは小樽港の岸壁が商船の入港予定があるため岸壁の利用ができないことから、寄港先を石狩湾新港に変更しました。結果的にブルーリッジの入港のみとなりました。

小樽港への外国艦船の入港は1961年以来91隻目になりました。そのうち、米艦船は81隻になります。 小樽市は外国艦船の小樽港寄港に当たって、従来から入港時及び接岸時の安全性、商業港としての港湾 機能への影響、核兵器搭載の有無の3項目について検討した結果、接岸手配をしています。

米軍は入港目的を親善とし、今回入港したブルーリッジのエリック・アンデューズ艦長は、揚陸指揮艦は核兵器を搭載する種類の船ではないと語り、また、外務省北米局日米安全保障条約課長は核兵器搭載の有無について、核兵器を搭載する米国艦船の我が国への寄港はないと判断している。

(発言する者あり)

搭載能力がない以上、核兵器を搭載していないことにつき疑いを有していないとの見解を示しています。しかし、その根拠を明らかにされておりません。

(発言する者あり)

日米間に核密約があることは実証済みであり、日本政府との事前協議なしに核兵器搭載艦船や航空機が自由に通行できることは、米国の公開文書で明らかになっています。

小樽港や近隣港への相次ぐ米国艦船の寄港は、今後の小樽港の軍事利用の危険を一層高めています。

(発言する者あり)

議員の皆さんも御存じのとおり、神戸市会が1975年3月に核兵器を積載した艦船の神戸港入港を一切 拒否する決議を行い、艦艇の入港に当たって非核証明書の提出を義務づけていました。その後、米軍艦 船の入港申請はありません。

この神戸方式に学んで、小樽市議会議員の皆さんが賛同され、全議員の総意でもって非核港湾条例を 決議されることを呼びかけて、提案説明といたします。(拍手)

> (「逆におもてなししてあげればいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり) (「そうだ」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から2月24日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前11時15分

会議録署名議員

| 小樽市議会 議長 鈴木 | 喜り | 月 |
|-------------|----|---|
|-------------|----|---|

平成31年 第1回定例会会議録 第2日目 小樽市議会

平成31年2月25日

| 出席議員 (25名) | | | | | | | | | | | |
|------------|----|---|---|----|---|--|-----|----|---|---|---|
| | 1番 | 秋 | 元 | 智 | 憲 | | 2番 | 千 | 葉 | 美 | 幸 |
| | 3番 | 安 | 斎 | 哲 | 也 | | 4番 | 中 | 村 | 岩 | 雄 |
| | 5番 | 髙 | 橋 | | 龍 | | 6番 | 石 | 田 | 博 | _ |
| | 7番 | 高 | 野 | さく | 6 | | 8番 | 酒 | 井 | 隆 | 裕 |
| | 9番 | 松 | 田 | 優 | 子 | | 10番 | 高 | 橋 | 克 | 幸 |
| 1 | 1番 | 斉 | 藤 | 陽一 | 良 | | 12番 | 鈴 | 木 | 喜 | 明 |
| 1 | 3番 | 酒 | 井 | 隆 | 行 | | 14番 | 中 | 村 | 吉 | 宏 |
| 1 | 5番 | 濱 | 本 | | 進 | | 16番 | 面 | 野 | 大 | 輔 |
| 1 | 7番 | 中 | 村 | 誠 | 吾 | | 18番 | 佐々 | 木 | | 秩 |
| 1 | 9番 | 林 | 下 | 孤 | 芳 | | 20番 | 小 | 貫 | | 元 |
| 2 | 1番 | Ш | 畑 | 正 | 美 | | 22番 | 新 | 谷 | と | L |
| 2 | 3番 | Щ | 田 | 雅 | 敏 | | 24番 | 横 | 田 | 久 | 俊 |

欠席議員 (0名)

25番 前 田 清 貴

出席説明員

| 市 | | | 長 | 迫 | | 俊 | 哉 | 教 | 官 | Ĭ | 長 | 林 | | 秀 | 樹 |
|-----|----------|----------|---------|---|---|---|---|----|-----|-----|---|---|---|---|---|
| 副 | Ħ | Ħ | 長 | 小 | Щ | 秀 | 昭 | 病 | 院 | 局 | 長 | 並 | 木 | 昭 | 義 |
| 水 | 道 | 局 | 長 | 伊 | 藤 | 和 | 彦 | 総 | 務 | 部 | 長 | 目 | 栄 | | 聡 |
| 財 | 政 | 部 | 長 | 前 | 田 | 孝 | _ | 産剤 | 業 港 | 湾部 | 長 | 加 | 賀 | 英 | 幸 |
| 生活 | 舌環 | 境剖 | 3長 | 鉢 | 呂 | 善 | 宏 | 医损 | 寮 保 | 険部 | 長 | 相 | 庭 | 孝 | 昭 |
| 福 | 祉 | 部 | 長 | 勝 | Щ | 貴 | 之 | 保 | 健 | 所 | 長 | 貞 | 本 | 晃 | _ |
| 建 | 設 | 部 | 長 | 上 | 石 | | 明 | 消 | ß | 方 | 長 | 土 | 田 | 和 | 豊 |
| 病院事 | 局小植 務 | 第市立 部 | 病院 長 | 金 | 子 | 文 | 夫 | 教 | 育 | 部 | 長 | 飯 | 田 | | 敬 |
| 総 | 务部系 | 総務割 | 果長 | 津 | 田 | 義 | 久 | 財政 | 女部貝 | 才政部 | 長 | 笹 | 田 | 泰 | 生 |

議事参与事務局職員

 事務局次長
 林
 昭
 雄

 議事係長
 柳谷昌和

 書記
 韓谷朋惠

 社本道人

開議 午後 1時00分

〇議長(鈴木喜明) これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中村吉宏議員、中村誠吾議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第38号及び報告第1号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 15 番、濱本進議員。

(15番 濱本 進議員登壇) (拍手)

〇15番(濱本 進議員) 今定例会は、平成 27 年4月に市民から負託をいただいた我々議員にとって任期最後の定例会であります。また、平成の時代の最後の定例会であると同時に、新しい元号、そして迫市長による行政経営が実質的にスタートする節目の定例会でもあります。自由民主党を代表して、この任期の最後となる定例会において質問をいたします。

冒頭に一言申し上げます。今期をもって勇退される我が会派の横田前議長、公明党の斉藤前副議長を 初め各議員の皆様には、長年にわたって市政の発展、市民の安全・安心のために、ひたむきに、真摯に、 そして情熱を持って日々の議員活動、議会活動に取り組んでおられたことに心より敬意を表しますとと もに、市民の1人として深く感謝を申し上げます。

特に平成27年4月の統一地方選挙後の5月から平成30年7月25日までの前市長の在職中の混乱した、そして困難な状況の中、言いかえるならば不幸ともいえる3年3カ月の間、小樽市自治基本条例に規定されている議会の権能を、議会を構成する議員として、また市民の負託を受けた議員として、矜持を持って責務を全うされてきた姿を間近で見たことは、私のこれからの人生にとって大きな財産であります。

本年4月の選挙後、議会を構成する新人議員を初め全ての議員が、勇退される皆様の姿、思いを継承 すべき責務があると改めて実感しています。御勇退される議員の皆様におかれましては、健康に十分御 留意されて、今後もそれぞれのお立場で、これまでの御経験、御見識を生かされて、小樽市の発展に、 そして市民の皆様のために御尽力いただき、御活躍されることを御期待申し上げます。

それでは、第1項目め、都市経営、行政経営に関して質問いたします。

昨年8月に迫市長が市民の皆様の負託を受けその職に就任してから、平成30年第3回定例会及び第4回定例会が開催されました。前市長が就任してからの平成27年第2回定例会から辞任する直前の平成30年第2回定例会までの議会とは打って変わって、市長としての資質を疑うような行動や発言に起因した市政の混乱、混迷のきわみともいえる議会の空転や会期の延長もなく、落ちついて本来の議会の姿である市民のための政策議論を行うことができました。

このことは間違いなく、市長が市民に、そして議会に対して誠実に、謙虚に、かつ真摯に向き合っているからであり、同時に、市長としての資質、見識、能力が備わっているからこその結果であると言えます。そして、誰もがこの認識に対して異論を唱える余地などみじんもないと断言しても決して過言ではありません。改めて、前市長在任中の3年3カ月が小樽にとってどのような時間だったのか自問自答しております。

私は、市政が混乱し、停滞し、そして後退した3年3カ月の不毛な時間であったと認識しています。 市長も同様の認識であるからこそ、「おたる再起動」を市民の皆様に訴えてこられたと理解しています。 市長にはこれからも小樽を確実に再起動するために、議会との信頼関係の密度をより高め、また、広く 深く多くの市民と対話しながら、情熱を持って、そして勇気を持って、大胆にかつ着実に職務を遂行していただくことを期待しています。

さて、我が会派、そして私は、平成27年第3回定例会から平成30年第1回定例会までにおいて、都市経営もしくは自治体経営などについて、前市長にその認識と、それぞれについての市長の役割について質問してきました。

そもそもかつては、市政運営、自治体運営、行政運営という語句が一般的に使われてきました。これらの語句は、人口増加を基調とした右肩上がりの経済成長を背景に、そしてそれを前提としていましたが、平成11年の地方分権一括法や平成18年の地方分権改革推進法の成立などにより、地方分権が進展すると同時に、人口減少、少子高齢化などの人口問題の顕在化、自治体財政の悪化などを背景にして、平成16年の地方分権推進会議の最終報告において、地方自治体の行政改革手法として推奨されたこれまでの運営から、自治体は民間企業における発想や経営手法を可能な限り行政分野に活用するNPM、ニュー・パブリック・マネジメント、新公共経営の考え方、PFIなどの手法を取り入れてきた結果、都市経営、自治体経営、地域経営、行政経営などの語句が定着してきたと言えます。

しかしながら、小樽市においては、平成 21 年度からスタートした第6次小樽市総合計画の基本構想では、市政運営三つの基本姿勢の一つで、効率的な行財政運営の推進は掲げていましたが、明確に都市経営、自治体経営、地域経営、行政経営などについて言及していませんでしたし、当然、NPM、ニュー・パブリック・マネジメントについての記載はありませんでした。

私が知る限りでは、都市経営の語句やNPM的考え方について記載されていたのは、小樽市顧問であった小樽商科大学元学長の山田家正氏、そして当時は企画部企画調整担当主幹であった迫市長を初めとする11名の職員で組織された小樽ジェットプロジェクト研究会が平成14年9月から23回の研究会、28回の自主勉強会の成果として、平成16年3月に公表された報告書「小樽の将来都市像を求めて」においてのみです。

この報告書は、平成10年からスタートした第5次総合計画の6年目に公表され、報告書の第5章第1節では、第5次総合計画の将来都市像、「未来と歴史が調和した安心、快適、躍動のまち」の実現に向けた市政の各分野を等質のものとして網羅している総合的な計画であると定義しています。

研究会ではSWOT分析の手法を用いて、内部環境である小樽市の資源と特質、外部環境としての社会的トレンドを分析して、長期持続的な活力の維持を目的として、都市経営の視点から導いた将来都市像「はぐくみ交流都市・おたる」を提唱して選択と集中を主張している点が総合計画と本質的な相違であると述べ、都市経営について言及しています。

そして第2節では、行政がさまざまな課題、問題を解決するために、民間の経営手法を取り込んでいく姿勢が求められると述べ、市民の役割として、行政サービスに対する応分の受益者負担に対する理解も必要であると述べています。また、行政、市民、企業がまちづくりに対して、自己決定、自己責任に基づく当事者意識を高めるとともに、それぞれがよりよいパートナーシップを発揮することが求められていると述べています。これはまさにNPM、ニュー・パブリック・マネジメントの考え方であると同時に、現在の自治基本条例の考え方であるとも言えます。

私は、この報告書が公表されてから15年過ぎた現在においても、その内容、考え方は決して色あせていないと断言できますし、非常に先進的であったと捉えています。しかし、残念ながら、当時は余りにもその分析手法や内容が先進的であったがゆえに、十分に生かされなかったのではないかと思います。

市長はこの報告書の作成に携わった1人として、そして現在市長としては、その内容、考え方にどのような所感をお持ちなのか、また、市長としてこれからのまちづくりに生かしていく点があると考えて

いるのかお聞かせください。

一般的に民間企業などの経営体においては、その活動は、基本となる価値観や信条、目指すべき理想などを表現した経営理念、次に経営理念の考えを実現するための具体的方策である経営方針、次に経営方針の具体的、客観的な指標である経営目標、そして次に経営目標を実現するための人員やコスト計算などの詳細な分析をもとにした経営戦略、そして最後は、組織を構成する全員が持つべき経営理念に基づいた行動を促す原則である行動指針によって階層的な構造で成り立っています。

このような経営の概念を踏まえて、小樽ジェットプロジェクト研究会の報告書が公表される前年の平成 15年2月に既に宇都宮市では行政経営指針を策定して、行政経営とは、行政の究極の目的である市民満足の向上を図るために、すぐれた企業の経営理念、手法を積極的に取り入れながら、市民の視点に立って、みずからの判断と責任で行政活動を展開していくと定義しています。

この定義をもとに、「私たち職員は、市民との協働を通じ、限りある経営資源で、最大の効果をあげる行政サービスを提供し、市民満足の向上を目指します。」と経営理念を定め、「市民満足の向上」を図るために、「分かりやすい行政経営」「市民と共に歩む行政経営」「市民の期待に応える行政経営」「すばやい行政経営」「ムダのない行政経営」の五つの行政経営像を定めています。そして、この五つの行政経営像を実現するために、「市民との協働の推進」「成果重視の行政経営」を二つの取り組みの方向性として位置づけ、それぞれ三つの改革の柱を挙げて行政経営指針を策定しています。

また、平成18年5月に下田市では下田市行政経営指針を策定し、当然ながら、基本理念、行財政改革 の進め方、行財政改革の具体的取り組みなどを述べるとともに、特筆すべきは、総合計画との関連、人 材育成基本方針、定員適正化計画などの他の行政上の計画との関連についても述べています。

また、神奈川県綾瀬市では、平成18年3月に策定した経営戦略プランの前文において、社会経済状況や地方自治体を取り巻く環境が著しく変化しており、これまでの行政運営から、成果主義、顧客志向、競争原理の導入などの民間の経営手法を取り入れ、限られた経営資源の中で戦略を定め、自律した行政を行う、つまり行政経営へ移行することが必要と記載されています。

つまり、平成10年代の中ごろから、行政運営から行政経営へのパラダイムシフトがなされたと言えます。その後も、特に平成20年のリーマンショック以降、人口減少、少子高齢化、市税収入などの歳入の減少、扶助費を初めとする義務的経費など歳出の増加、さらには老朽化した公共施設の更新などの将来負担に対応するために、さまざまな自治体が持続可能な、そして自律する都市経営、自治体経営、行政経営の実現を目指して大綱、指針などを策定しています。

例えば平成25年6月に相模原市では、さがみはら都市経営指針を策定し、この中で新・相模原市総合計画との関係について、基本構想に定める都市像と基本目標の実現に向けた三つの基本方針を受け、都市経営指針及び実行計画を策定して、総合計画を着実に推進するための下支えをすると述べています。

しかし、残念ながら小樽市においては、平成20年代の第6次総合計画の期間中に、都市経営、行政経営などに関する指針などは策定されてきませんでした。私は、中松元市長の時代に他の自治体のような指針を策定しておくべきだったと今は認識していますし、同時に、議員として、指針の策定の必要性について、その期間に議会において明確に言及してこなかったことを悔やんでいます。

市長は、中松元市長時代に、市職員として、都市経営、行政経営などに関する指針の策定が小樽市に とって必要だったとお考えでしたでしょうか。また、現在はどのような見解をお持ちですか、お聞かせ ください。

我が会派は、平成27年9月の第3回定例会の代表質問において、自治体経営の新たなモデルの構築に際してはNPM、ニュー・パブリック・マネジメント、マーケティング戦略、経営戦略などを導入して、

限られた経営資源を有効活用し、最適化を意識しながら投入、配分して、多様な行政サービスを市民の幸福、福祉の向上という成果を得るために提供すべきであり、自治体経営が単に効率化を追求する企業化ではなく、行政部門と個人、法人、企業、各種団体などの民間部門、そして民間部門内での強いパートナーシップ、協働を前提とした経営の社会化を目指す必要があると指摘しました。

平成30年10月に策定された岩手県金ケ崎町の自治体経営改革大綱では、自治体経営は行政経営と地域経営から成り立っていることを明確に規定して、それぞれのマネジメントの向かうべき方向、ビジョンを定めています。

また、人口減少、歳入の減少、歳出の増加など縮小時代における自治体経営の目指す姿は、地域の自立と自治体の自立であると述べています。地域の自立とは、地域の資源を十分活用し、地域のあらゆる主体が住民協働に積極的にかかわり、自立した活動を継続的に行っていくような地域づくりに取り組むことにより実現し、自治体の自立とは、行政経営にかかわるさまざまな問題を自治体みずからの役割と責任において解決するとともに、住民と行政との協働を前提に地域経営を進めていくことにより、持続可能な自治体経営が実現すると述べています。このことは、我が会派がこれまで指摘してきた協働の姿そのものであります。

今後策定される第7次小樽市総合計画基本計画をより確実に実現するために、また、相模原市のように総合計画を下支えするために、市長は他の自治体が策定しているような自治体経営、地域経営、行政経営に関しての指針などを策定するお考えはありますか、お聞かせください。

次に、市長をトップとする行政組織の経営についてお聞きします。

さきに述べた宇都宮市の行政経営指針では、成果重視の行政経営において、トップマネジメントの強化、行政サービスの水準の維持・向上、健全な財政基盤の確立などの柱からなる仕組みの改革、市民との協働にふさわしい組織、柔軟で機動的な組織などの柱からなる組織の改革、マネジメント能力の強化、自律行動型職員の育成、能力に応じた職員の配置などの柱からなる人の改革を行うと述べています。他の自治体においても、多少の表現の違いはあってもほぼ同様の記載があります。

市長は昨年、除排雪の充実のために一部組織の再編を行っています。宇都宮市は、成果重視の行政経営のために組織の改革が必要であると述べていますし、小樽市の第5次、第6次、そして第7次の総合計画においても、組織について記載されています。つまり、組織のあり方、見直し、再編は常に必要であり、完成形や終着点はないと言えます。

市長は、NPM、行政経営の観点から今後どのような組織に編成すべきとお考えなのかお聞かせください。

また、組織再編を行うとすれば、どのような工程で行うつもりなのかお聞かせください。

さらに、人の改革の必要性についても宇都宮市は述べています。小樽市においては、個別の計画として小樽市人材育成基本方針が平成19年8月に初めて策定され、平成30年4月に全面改訂されました。私は、平成28年4月18日開催の総務常任委員会において、平成19年8月に策定された小樽市人材育成基本方針について、社会情勢などの外的要因や提供する行政サービスの多様化、財務状況などの内的要因によって求められる職員の資質、能力、また育成の手法などが時代に即していないにもかかわらず、大幅な見直し、改訂もないままに策定から8年余り経過していることを指摘しました。さらに、平成28年6月の第2回定例会一般質問でも改訂の必要性について指摘した結果、平成30年4月に全面改訂されました。

改訂を指摘したもう一つの背景には、前市長が平成26年4月に施行された小樽市自治基本条例第18条を踏みにじり無視するかのように行った平成27年6月、平成28年4月、平成29年4月の全く理解し

がたい人事があったからでした。正当な人事の目的の一つは人材の育成であり、もう一つは重要な施策の実現のためであります。

初めに迫市長は、前市長が行った人事について、市役所在職当時どのような所感をお持ちだったのか お聞かせください。

あわせて、平成31年4月の人事異動を行うに当たって、どのような考え方をお持ちなのか、前市長が 行った人事と対比してお聞かせください。

この制度によって人事異動や人事評価を含む人事制度が明確になったことは、自治体経営、行政経営にとって大きな前進であったと捉えています。また、人材育成の考え方の中で、職員が必要な能力として行政経営を進めていくためのマネジメント能力、そして、行政の運営を経営と考え、目標を管理し、成果を上げる行政経営能力を規定したことは、大いに評価すべきであります。新年度において実施する職員研修プログラムの中で、特にマネジメント能力、行政経営能力を育成するメニューを考えているのであればお聞かせください。

よく組織は人なりと言われています。また、人材の「材」は材料の「材」ではなく、財産の「財」とも言われています。人によって成り立っている組織の機能を活性化し、強化するためには、組織の根本である人を大事にして育てることは自明の理であるとともに、組織にとって人材の育成は永遠の課題であります。

また、人材の育成の成果は、5年後、10年後、20年後に見えてくるものとも言われています。平成 14年からスタートした小樽ジェットプロジェクト研究会に参加した迫市長を初めとする職員の皆様の 現在の仕事に向き合っている姿を見るとき、この研究会の一番の成果は、報告書もさることながら、可 能性を秘めた大事な人材を育んだことだと実感しています。

市長には、自治基本条例第 18 条に規定されているように、人材の育成について責任を有しています。 この研究会のような事例を踏まえて、長期的な視点で、10 年後、20 年後を見据えた人材の育成を行って いただきたいと思います。見解をお聞かせください。

以上、第1項目めを終わります。

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

〇市長(迫 俊哉) 濱本議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、都市経営、行政経営に関して御質問がありました。

初めに、小樽ジェットプロジェクト研究会報告書につきましては、報告書の作成に携わった1人としては、まちづくりについて深く、かつ論理的に議論を重ねたことにより市政についての理解が深まり、自身の成長にもつながったと感じております。

今、改めて見直しても、基本的な環境分析に大きな変化はなく、少子高齢化社会の中で本市が活力を 維持するための将来都市像などは、今の私の政策と共通する部分も多く、私の考えを形成する経験の一 つになっていたのだと再認識したところであります。

また、これからのまちづくりは、限られた資源で最大の効果を生み出すことが不可欠であるため、この報告書にある将来都市像のほか、そこに至るまでのプロセスやフレームワークを用いた分析手法などは、政策形成の場面などで活用できるものと考えております。

次に、都市経営、行政経営に関する指針に対する見解につきましては、中松元市長時代は、人材育成

ます。

基本方針や中期財政収支見通し、行政評価などの運用により市政の質の向上が図られるものと考えており、行政経営についての指針の策定が必要とまでは思い至っておりませんでした。ただ、現在は市長という立場で、限られた人員や財源で多くの課題に取り組むため、市の組織全体としての課題解決力向上や、市民や経済界の方々と力を合わせてまちづくりを進める必要性を強く感じているところであります。次に、行政経営に関する指針などの策定につきましては、先ほど申し上げたように、組織の課題解決力向上などの必要性を強く感じていることから、他都市の指針、そして指針に基づく取り組みなどを研究し、本市にとっての必要性、有効性などを見定めた上で指針の策定について判断したいと考えており

次に、今後の組織編成につきましては、人口減少や厳しい財政状況などの課題を抱える中、時代の変化に対応する組織を築く必要があるものと認識しております。そのためには、行政経営の観点から、限りある職員を人財、「財」は財産の「財」でございますけれども、人財という貴重な組織資源として捉え、最大限に活用するとともに、民間の経営手法を取り入れながら、より質の高い行政サービスを提供することができる効率的な組織をつくり上げるべきであると考えております。

次に、組織再編につきましては、私の任期中に実施したいと考えており、それを見据えた工程については、十分な庁内議論をしてまいりたいと思っております。

次に、前市長が行った人事につきましては、私が市職員在職当時に行われた平成27年度と28年度には、特に管理職の異動で内申に基づかない異動が見受けられたほか、当該ポストに求められる職務経験、在職年数、能力の実証など、客観的な視点が欠けていると感じておりました。

次に、来年度に向けた人事異動につきましては、前市長時代の人事異動においては、先ほど申し上げたとおり客観的な視点が欠けていると感じておりましたので、私としては、原部からの内申に基づき、当該ポストへ配置するに当たっての客観性を考慮しながら、職員が能力を十分に発揮し、組織力の向上が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、新年度に実施する職員研修メニューにつきましては、新任係長職や新任課長職などを対象に、マネジメント能力を身につけるための階層別研修を引き続き実施するほか、新たに5年後、10年後に組織の核となる若手・中堅職員の行政運営能力向上を図るため、職員みずからが関心のあるテーマを選び、企画立案して他都市を視察する先進地視察研修を予定しております。

次に、10年後、20年後を見据えた人材の育成につきましては、小樽ジェットプロジェクト研究会のように、若手・中堅職員が所属部署の枠を超えて市の重要課題や関心のある施策などについて調査・研究することは、将来を担う人材の育成にも大きな効果があるものと認識しております。現在取り組んでいる小樽市みらい創造プロジェクトチームも、若手による庁内横断的な政策検討を行っており、先ほど申し上げました先進地視察研修とともに、職員の資質向上、さらには人材育成につなげてまいりたいと考えております。

○議長(鈴木喜明) 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 15番、濱本進議員。

(15番 濱本 進議員登壇)

〇15番(濱本 進議員) 次に第2項目め、市政執行方針及び施策に関して質問いたします。

2月20日の第1回定例会の本会議において、市長は提案説明の冒頭で、平成31年度の市政執行の所信と施策の概要についての発言がありました。

初めに、道内の他都市では、旭川市を初め、おおむね第1回定例会において、提案説明とは別にその

年度の市政執行方針を述べています。また、一部の市では、その際に予算の概要を述べています。小樽市においては、これまで提案説明の際に市政執行の所信と施策の概要について発言するのが慣例でしたが、第1項目めで述べましたように、経営の観点から見ると、市政執行方針はまさにその事業年度の大事な経営方針であります。議案の提案説明の中に織り込むのではなく、他都市を参考にして独立した形で行うことがより明確に市長の方針を説明できると考えますが、所見をお聞きします。

次に、新年度は「夢あふれる元気な小樽」の実現をテーマに掲げていますが、このテーマを選んだ理 由などについてお聞かせください。

市長は、三つの政治姿勢の1点目の「対話の重視」を実現するために、小樽スクラムミーティングを 設置するとのことでした。市内の各種団体などとのパートナーシップを広げ深めることは、地域経営を 進める運営で有意義な取り組みであると捉えています。この取り組みの具体的な内容についてお聞かせ ください。

政治姿勢の2点目の「経済と生活の好循環」では、経済の活性化の柱に観光を挙げて、観光都市としての整備の推進と関連産業との連携を深めるとのことですが、限られた経営資源を効率的かつ最適化をベースにして集中と選択が求められている現在、観光都市としての整備の推進及び関連産業との連携の具体的な内容についてお聞かせください。

あわせて、この二つの事柄が平成29年4月に策定された第二次小樽市観光基本計画において、どの位置づけになるのかお聞かせください。

また、第二次小樽市観光基本計画において、新たな観光推進組織として、地域DMOの構築を視野に 推進体制の整備を進めるとありますが、新年度においては具体的な取り組みを行うのでしょうか、お聞 かせください。

地域経済を支える中小企業の収益改善や雇用環境の改善に取り組むとのことですが、具体的な内容についてお聞かせください。

政治姿勢の3点目の「備え」では、北海道胆振東部地震に伴う大規模停電を踏まえて、非常用電源設備の設置など防災力の強化に重点的に取り組むとのことでしたが、具体的な内容についてお聞かせください。

あわせて、我が会派は、防災力の人的な強化の実現のために退官した自衛官の活用を提案していましたが、採用についてはどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

次に、少子化対策について、地域性を考慮した独自の施策を展開するとのことですが、初めに、小樽の地域性をどのように捉えているのかお聞かせください。あわせて、独自の施策について具体の内容をお聞かせください。

ふれあいパス事業は、前市長の中央バスへの不誠実な対応が原因の一つとなって、中央バスからの金 銭的な協力が打ち切られて、事業費用の全額が市の負担となりました。市長は、持続可能な新制度に向 けた検討を行うとのことですが、いつまでに結論を出して、いつ新制度に移行しようとお考えなのかお 聞かせください。

以上、第2項目めを終わります。

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

〇市長(迫 俊哉) ただいま、市政執行方針及び施策に関して御質問がありました。

初めに、市政執行方針を議案の提案説明から独立した形で述べることにつきましては、市政執行方針は、私が新年度において推し進める市政の方向性をお示しするものであり、提案する新年度予算の前提になるものであることから、これまでの例に倣い、提案説明の冒頭で述べさせていただいたところであります。

説明に当たっては、市民の皆様、議員の皆様に理解しやすい形で述べることが肝要でありますので、 提案説明とは別建てとすることも含め、他市の状況を参考としながら、よりわかりやすい説明が可能と なる方法を研究してまいりたいと考えております。

次に、市政執行方針に「夢あふれる元気な小樽」を掲げた理由につきましては、このフレーズは、市 長選に立候補した際に、当時の市政では将来のまちづくりの方向性が見えず、市政の停滞感や閉塞感を 感じる中で、まちづくりを再起動し、人もまちも元気にしたいという思いで掲げたものですが、新年度 に臨むに当たっての決意として改めて掲げたものでございます。

次に、小樽スクラムミーティングにつきましては、小樽のまちづくりの現状と課題について、経済界等からの視点で、稼ぐ力と域内連携の強化を主眼に共通認識を持ち、より一層の協力体制を築きながらこれからのまちづくりをともに考えることを目的に、市と商工会議所が共同で開催するものです。メンバーは、小樽観光協会、小樽法人会、小樽建設事業協会、小樽青年会議所などの12団体を予定しており、テーマを設定した上で年1回程度の意見交換を行ってまいりたいと考えております。

次に、観光都市としての整備推進の具体的な内容につきましては、首都圏の社員食堂での水産加工品のPRやパンのまちでの新たなツーリズムの構築、浴衣の似合うまちとしての取り組みなどにより、観光資源の磨き上げを行うとともに、観光案内所の外国語通訳スタッフの増員や大型客船に対応する小樽港第3号ふ頭の岸壁改良の推進などにより受け入れ体制の充実を図り、観光都市としての整備を進めてまいります。

また、関連産業との連携の具体的な内容につきましては、水産物PR事業では、水産業や水産加工業、 ツーリズムの構築ではパン業界、浴衣の似合うまちの取り組みでは呉服や美容業界との連携を深め、新 たなブランドの確立や観光客の商店街などへの回遊性の向上につなげてまいります。

次に、観光基本計画での位置づけにつきましては、観光都市としての整備の推進は小樽の魅力を深める取り組みに、関連産業との連携は小樽の魅力を広げる取り組みにそれぞれ位置づけております。

次に、平成31年度における地域DMO構築に向けた取り組みにつきましては、観光協会と連携しながらDMO候補法人登録の申請を行い、その後、本登録に向けた準備を進めてまいります。

なお、小樽観光協会では、31年度に専任の職員を採用し、DMO構築に向けた組織強化を図ることとしております。

次に、中小企業の収益改善や雇用環境の改善につきましては、日本遺産の認定に向けた取り組みなど 観光振興策を進めることはもとより、本市主要産業の一つである食品関連では、本市のブランド力を生 かしながら、関東、関西での大規模展示商談会へ出展するほか、産学官連携のもと、ベトナムにおける 商談会を実施するなど新たな販路開拓を目指すとともに、地元企業の発展に資する人材の育成や地域資 源を生かした新たな商品開発を進めてまいります。

また、対岸貿易の活性化に向けて、ロシア沿海地域におけるポートセールスを行うほか、中心市街地のにぎわい形成に寄与する商店街への回遊性向上を図る取り組みや、産学官連携に金融を加えた産学官金の新たなネットワークである中小企業振興会議を開催し、今後の中小企業振興施策の立案に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、防災力の強化のために取り組む施策につきましては、昨年の大規模停電の経験から避難所の停

電対策が必要と考え、指定避難所 63 カ所のうち、全小・中学校 30 カ所、公立保育所 4 カ所と市民センターの計 35 カ所に、ポータブル発電機や投光器などを配備するほか、停電時の救急医療を継続できるよう夜間急病センターに非常用電源を整備します。

また、災害時の情報発信の重層化を図るため、沿岸部の市民や観光客を津波などから迅速に避難させる防災行政無線の整備に着手するとともに、市内全域に本市の防災情報が伝達されるよう、FMおたるの難聴地域解消に向けた調査及び実施設計を行います。このほか水防法の改正により、洪水浸水想定区域が見直された新川と星置川の洪水ハザードマップを作成するなど、防災力の強化を図ってまいります。

次に、退職自衛官の採用につきましては、自衛官は災害に関する専門的な知識や経験を有するため、 退職自衛官を採用した場合には、災害対策の強化が図られるものと認識しております。しかしながら、 現在の非常勤職員制度では勤務時間に制限があるため、災害時に適切な対応ができる勤務体系になりま せんので、平成32年度から導入予定の臨機応変な勤務体系が可能となる会計年度任用職員制度を視野に 入れ、引き続き採用について検討してまいりたいと考えております。

次に、少子化対策につきましては、小樽の地域性として、若い世代の札幌圏への流出による子育て世 代の減少と、全国、全道平均よりも低い出生率などの課題があるため、安心して子供を産み育てられる 環境を整える必要があると考えております。

このため、平成31年度の主な独自施策としましては、近隣自治体の制度も考慮して、こども医療費助成を中学生の入院にまで拡大したほか、新規事業として、不妊症の早期発見、早期治療のため、不妊検査助成事業を実施いたします。また、保育環境の充実を図るため、病児保育の補助事業を新たに行います。

次に、ふれあいパス事業の新制度の実施時期などにつきましては、庁内検討、事業者との協議及び議会議論を重ねた後、現時点では平成32年4月からの新制度への移行を目指したいと考えております。そのため、市民周知の期間などを考慮いたしますと、遅くとも年内には新たな制度の内容を決定したいと考えております。

○議長(鈴木喜明) 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 15 番、濱本進議員。

(15番 濱本 進議員登壇)

〇15番(濱本 進議員) それでは、第3項目め、新年度予算及び主要事業に関して質問します。

平成31年度の一般会計予算は、歳入歳出同額の約572億130万円で編成されています。初めに、新年度予算を編成する上での基本的な考え方について、前市長との違いなどをお聞かせください。

次に、新年度予算計上額について、歳入、歳出のそれぞれについて、今年度当初予算額及び今年度最終補正予算額と比較の上、その理由などを含めお聞かせください。

市税については、固定資産税、都市計画税では大幅な増収が見込まれるとのことですが、これは恐らく市内の大型商業施設の再生が要因であると理解しています。増収は喜ばしいことではありますが、反面、個人市民税、法人市民税などでは残念ながら減収が見込まれるとのことです。この減収の要因とその金額についてお聞かせください。

次に、ふるさと納税関係経費が 4,670 万円計上されていますが、この内訳についてお聞かせください。 また、この経費に対応する歳入はどの程度見込んでいるのかお聞かせください。

あわせて、現在把握している直近の状況では、小樽市民が他の自治体にふるさと納税を行ったことに よる本市の個人市民税の減収額をお聞かせください。 次に、新年度の主要事業のうち、その主な新規事業名及び目的、事業内容と予算についてお聞かせください。

また、あわせて、継続的な事業で予算が増額になった事業、減額になった事業、廃止になった事業について、その主な事業名、増額、減額、廃止の理由、根拠などについてお聞かせください。

次に、新年度の除雪費は、貸出ダンプ制度の経費を除く約15億4,280万円を計上していますが、排雪 予定数量などの積算根拠を今年度予算と比較してお聞かせください。

関連して、新年度において雪対策基本計画の策定に着手するとありますが、計画の内容、策定手順、 策定完了時期など、できるだけ具体的にお聞かせください。

当初予算では経費として計上していない貸出ダンプ制度について、抜本的な制度の見直しを含めた検討を行うとのことですが、市民に定着した事業ですので、制度の変更が市民に混乱を招かないように丁寧な対応が必要不可欠です。見解をお聞かせください。

以上、第3項目めを終わります。

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

〇市長(迫 俊哉) ただいま、新年度予算及び主要事業に関して御質問がありました。

初めに、平成31年度予算を編成する上での基本的な考え方につきましては、私が政治姿勢として掲げた「対話の重視」「経済と生活の好循環」「備え」の三つのキーワードをまちづくりの基本方針として、公約を優先するばかりではなく、これまでの議会議論において御指摘いただいた課題や社会的要請に応えるため、職員と議論を重ね、選択と集中の観点で事業を厳選したものであります。

しかし、31 年度予算編成に当たっては多額の収支不足が見込まれていたことから、全ての事務事業について、その必要性、有効性や事務事業に無駄がないのかを十分に検証し、子育て事業にとどまらず、有利な起債や債務負担を活用しながら、災害対策事業、建設事業や維持補修などのハード事業にも投資するなど、将来を見据えた予算編成としたものであります。

次に、歳入歳出の平成 30 年度当初予算との比較につきましては、31 年度予算計上額は 572 億 130 万 1,000 円であり、30 年度当初予算額よりも 20 億 9,098 万 9,000 円増加しております。

増加した主な理由は、歳出においては、30年度まで第3回定例会で補正していた除雪費を、貸出ダンプ関連経費を除いて当初予算に計上したことや、幸小学校の校舎等耐震補強等事業費の計上などによるものであり、歳入においては、普通建設事業の財源としての国庫補助金や市債のほか、財政調整基金繰入金が増加したことによるものです。

また、30年度最終補正予算との比較につきましては、5億7,642万円増加となっておりますが、先ほど申し上げたとおり、除雪費を第3回定例会補正で計上したことや扶助費の増額補正などにより30年度予算の規模が膨らんだことから、31年度予算との差が縮小しているものであります。

次に、個人市民税、法人市民税の減収の要因と金額につきましては、個人市民税は、人口減少による納税義務者数の減少はあるものの、近年の個人所得の増加傾向により現年課税分の税額をほぼ前年度並みと見込んでおりますが、現年課税分の収入率が堅調に推移している結果、滞納繰越分の調定額が減少していることから、平成30年度当初予算と比較して840万円の減額と見込んだものであります。

また、法人市民税は、企業の業績に大きく影響を受けることから、その動向を予測することは難しく、 直近の30年度決算見込みを勘案した結果、30年度当初予算と比較して1億1,000万円の減額と見込ん だものであります。

次に、ふるさと納税関係経費の内訳につきましては、個人の寄附者へ贈呈するお礼の品の関係経費が4,000万円、ポータルサイトの管理や決済手数料などにかかわる経費が200万円、礼状などの送付経費が140万円、繁忙期対応の臨時職員に対する賃金が120万円、パンフレットや広告などの事務経費が210万円となっております。

次に、ふるさと納税の収入につきましては、これまでの寄附の実績をもとに約 6,000 件、1 億 800 万円程度を想定しております。

次に、ふるさと納税に伴う本市の個人市民税の減収額につきましては、平成29年1月から12月に行われた寄附により、30年度の課税に反映された額で申しますと約4,500万円となります。

なお、減収額の約75%は普通交付税で補塡される仕組みとなっております。

次に、新年度の主な新規事業につきましては、新年度予算は、安全・安心への備えと次世代の育みをテーマにしたところであり、まず備えとして、防災力の強化を図る主な事業としましては、大規模停電に備えて、指定避難所となる小・中学校などへの非常用発電機の配備等を行う非常時停電対策関係経費が1,949万6,000円、災害時に市内全域に情報を提供できるようにするためFMおたるの送信局増設に向けた調査及び実施設計を行う防災情報通信設備整備事業費が1,000万円であります。

また、育みとして子育てなどを支援する主な事業としましては、先ほど少子化対策として申し上げた 不妊検査助成事業費 100 万円、病児保育事業費補助金が 427 万 5,000 円のほか、ひとり親世帯や経済的 に不安のある世帯などの子供の自立に向けて、学習支援や困り事相談を行う子どもの学習・生活支援事 業費が 426 万 9,000 円であります。

加えて、経済活性化のための主な事業としましては、日本遺産を観光客増加などにつなげていくことを目指す(仮称) 北前船寄港地フォーラム in 北海道小樽・石狩実行委員会補助金が 200 万円、首都圏におけるネットワーク構築により本市におけるビジネスの機会を拡大し、企業誘致につなげていくことを目指す北海道・小樽ビジネスフォーラム開催事業費が 180 万円であります。

次に、継続的な事業で予算額が増減あるいは廃止となった主な事業とその理由につきましては、まず 増額となった主な事業は、障害者への支援の充実のため、助成対象に視覚障害2級の方を追加した障害 者タクシー利用助成事業費、外国人観光客対応の強化のため通訳スタッフを増員した観光案内所運営費 交付金などであります。

減額となった主な事業は、訪問先を厳選したことにより事業費を圧縮した小樽港物流促進プロジェクト事業費などであります。

廃止となった主な事業は、事業効果を検証した結果終了することとしたアンテナショップ展開事業費、 費用負担のかからない手法を検討すべきと判断し、予算計上を取りやめたスポーツ選手交流事業費など であります。

次に、除雪費の積算根拠につきましては、まず地域総合除雪における排雪は、平成30年度は過去5年間の実績排雪量の平均値50万立方メートルを計画排雪量としており、31年度は今冬の計画的な排雪作業が一定程度の評価をいただいたものと受けとめておりますので、同様の計画排雪量を計上したところであります。

また、雪堆積場管理などの委託費やロードヒーティングの電気代などの費用につきましては、30 年度の単価での積算額や過去5年間の実績などを勘案して算定するとともに、10 月から予定されている消費税増税分の費用を見込んで予算計上したものであります。

次に、雪対策基本計画につきましては、この計画は、上位計画である第7次小樽市総合計画と単年度

の除排雪計画をつなぐ中・長期計画に位置づけるものであり、冬の安全で安心な市民生活を支えるため に、課題や問題点を改めて整理し、将来を見据えた雪対策にかかわる基本的な考え方を定めるものであ ります。

策定の手順につきましては、学識経験者や交通事業者等で組織した懇話会などを立ち上げ、市民の皆様からの御意見を伺いながら、今後の雪対策のあり方や市民との協働、役割分担などを検討し、パブリックコメントを経て、平成32年度の策定を目指したいと考えております。

次に、貸出ダンプ制度の検討につきましては、利用団体から、これまでの制度変更に伴い利用しづらいことや、高齢化に伴い費用負担ができないなどの地域の事情により、利用できなくなってきているとの御意見も伺っておりますので、抜本的な制度の見直しも含め、改めて検討が必要であると考えております。このため、今後の制度の見直しに当たっては、市民の皆様から課題や問題点についての御意見を伺いながら、拙速な制度変更により混乱を招かないよう丁寧に進めてまいりたいと考えております。

○議長(鈴木喜明) 次に、4項目めの質問に入ります。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 15 番、濱本進議員。

(15番 濱本 進議員登壇)

〇15番(濱本 進議員) それでは、第4項目め、教育行政執行方針について質問します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成26年6月20日に改正、公布となり、平成27年4月1日から施行となりました。この改正により、総合教育会議を設置する地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することとなりました。

小樽市においては、平成26年7月17日付の文部科学省からの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の通知の第三の2の(3)①で記載されているように、第6次小樽市総合計画基本計画の該当部分をもって教育大綱とすることを平成28年3月の総合教育会議において決定しました。本年は第7次総合計画基本計画が策定されますが、この基本計画の該当部分をもって新たな教育大綱とすることになるのでしょうか、見解をお聞かせください。

また、文部科学省の通知によれば、教育大綱が対象とする期間は四、五年と想定していますが、小樽 市においてはいかがでしょうか、お聞かせください。

次に、教育長は、現在ある学校教育推進計画と社会教育推進計画を教育計画としての総合性を高める とともに、両計画の整合性を図るために、(仮称)小樽市教育推進計画を平成31年度中に策定すると述 べていましたが、どのような作業工程、タイムスケジュールを想定されているのでしょうか、できるだ け具体的にお聞かせください。

小樽市学校教育推進計画の重点目標の5点目、「信頼に応える学校づくり」に向けた取り組みで、小中一貫教育推進地区を指定するとのことでしたが、これの具体的な内容及び将来の展望をお聞かせください。

小中一貫教育などによる教育環境の質的な向上は、小樽の未来を託することのできる人材を育む重要な要素の一つであり、また、人口減少を抑止する効果が内在していると捉えています。教育長の見解をお聞きします。

以上、再質問を留保して終わります。(拍手)

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

〇市長(迫 俊哉) ただいま、教育行政執行方針について御質問がありました。

初めに、新たな教育大綱の策定につきましては、教育大綱は教育行政における市民の意向をより一層 反映させ、本市における教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の根本となる方針を定めるもの であることから、総合計画との関連性は十分考慮すべきものであると考えております。

新しい教育大綱につきましては、新年度の早い時期に総合教育会議を開催し、大綱の策定方針について教育委員会と十分協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、教育大綱の対象期間につきましては、国の通知では、首長の任期が4年であることや、大綱作成に当たり参酌すべきとされる国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることから、四、五年程度で想定されておりますので、それらを踏まえて検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 教育長。

〇教育長(林 秀樹) 濱本議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、教育行政執行方針について御質問がございました。

初めに、(仮称) 小樽市教育推進計画の作業工程につきましては、当該推進計画は、総合計画基本計画の個別計画として位置づけておりますことから、基本計画の策定に合わせて作業を進める必要があるものと考えております。

また、計画の策定に当たっては、校長会、PTA連合会などの教育関係団体や、社会教育施設に設置されている各協議会等の御意見を伺うとともに、最終的には教育委員会や社会教育委員会議の御審議をいただいた上で策定してまいりたいと考えております。

次に、小中一貫教育についての具体的な内容及び将来の展望につきましては、本市におきましては、 義務教育9年間での学力や体力の向上、小学校から中学校へ進学する際の円滑な接続、小・中合同研修 による教員の指導力向上などを目指し、9年間を通じた系統的な教育を行うため、まずは平成31年度か ら北陵中学校、高島小学校、手宮中央小学校の北陵中学校区と朝里中学校、豊倉小学校、朝里小学校の 朝里中学校区を小中一貫教育推進地区として指定し、各地区における目指す子供像の設定や、9年間を 通じたカリキュラムの編成、中学校体験入学や中学校入学前のガイダンス、小・中合同の研修会の開催 などの取り組みを進めてまいります。

また、推進地区以外の中学校区におきましては、それぞれの学校や地域の状況に応じた小中一貫教育を進めてまいります。

将来的には、推進地区の成果を各中学校区に普及し、全ての中学校区において本市が目指す小中一貫 教育の取り組みが実現できるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、小中一貫教育などによる教育環境の質的な向上にかかわる見解につきましては、教育行政執行 方針でも申し上げたとおり、小樽の未来を託すことのできる人材を育成する取り組みは、本市において 最重要課題であると認識しておりますので、教育委員会といたしましては、学校、家庭、地域、行政が 一丸となって各種施策に取り組み、教育環境の質的な向上を一層推進していく必要があるものと考えて おります。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 15 番、濱本進議員。

〇15番(濱本 進議員) 以前と比べると大変質の高い、丁寧な答弁をいただきまして、再質問につ

いては、今後の委員会等で行いたいと思いますので、以上をもって私の質問は終わらせていただきます。

〇議長(鈴木喜明) 濱本議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時40分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 19 番、林下孤芳議員。

(19番 林下孤芳議員登壇) (拍手)

○19番(林下孤芳議員) 平成 31 年第1回定例会に当たり、立憲・市民連合を代表して質問いたします。

まずは財政問題についてであります。

私は3期12年間、小樽市議会議員を務めさせていただき、4人の市長と議論を闘わせてまいりましたが、その間、一貫して小樽市の財政をめぐる課題は、常に歳入不足に悩み続けてきたことでありました。 私が初当選させていただいたときには、三位一体改革で地方交付税が大幅に減額され、全国の多くの自治体が軒並み財政危機に陥る中で、夕張市が財政破綻し、市民からは、小樽市を絶対に財政破綻させてはならないと市政に関心が高まり、多くの新人議員が誕生しました。

当時の山田市長は、国に対する抗議の意味を含めたかどうかは今では定かではありませんが、自治体としては異例の赤字予算を組み、全国的にも大きく取り上げられておりました。しかし、国は、赤字国債の増発などによる財政危機の解決は国際公約であるとして、国の財政危機を優先し、地方自治体に対する財政措置は行わず、全国市長会などの反発を招き、結果的に政権交代につながったと思われます。

当時の民主党政権は、地方の自立を掲げ、事業仕分けなどで無駄を省き、一括交付金による地方財政に対する措置を実施することで多くの自治体が財政の健全化を達成し、小樽市も財政調整基金を積み立てるまでに財政の健全化を達成しました。

2012 年暮れの衆議院選挙で政権復帰を果たした安倍総理は、国の財政再建を棚上げし、デフレ対策として世の中に出回るお金をふやせば、物価が上がり景気がよくなる、企業業績が改善し、賃金も上がるという経済学者の進言に基づくアベノミクスを強力に推進しました。市場も歓迎し、円安、株高が急速に進み、日銀の規制緩和で大量の紙幣が供給されましたが、その効果は大企業や大都市に偏重し、地方自治の税収効果や物価も賃金もほとんど上昇することなく、国債が増発された分、現在は日本の財政再建に対する国際的な信用不安が増してきているのではないかとの専門家の指摘もあります。

雇用問題も、この6年間で非正規雇用の労働者は増加が続いており、賃金の上昇は最低賃金の上昇分にとどまり、その結果、大都市と地方、大企業と中小企業の業績や賃金の格差が拡大し、政府は、経済成長に伴う人手不足を主張していますが、地方では経済効果も限定的で、人口の流出も続いています。このことが、今また地方自治体の税収不足に深刻な影響を与えることが懸念されるのではないかと思われます。

小樽市も、国の方針がこのまま続くとすれば、人口減少や高齢化がさらに進み、税収不足により財政 運営が再び行き詰まることが心配されます。

迫市長は早速、昨年11月に、今後7年間の小樽市収支改善プランをまとめました。今後の歳入不足を補うための事務事業費の削減、職員定数の適正化、手数料・使用料の値上げなど、市民にもその対処法を明らかにした市長の収支改善プランは、歳入不足からの脱却の処方箋として評価されますが、前市長

の3年半を除けば、歴代の市長は乾いた雑巾を絞るという財政健全化努力を続けてきた結果であり、それでもなお経常収支比率の改善には至らず、むしろ硬直化は進んできたのではないかと感じています。

国も、これまで行政のスリム化と地方の人口減少に歯どめをかけるための施策と称して、市町村の合併を強力に進め、道内では212 市町村を179 市町村まで減らしましたが、かつてない広いまちが誕生するなどの動きがありましたが、これらの結果を見る限り、行政経費の縮減や人口減少に歯どめがかからず、成果に疑問が残されてきました。

国は、さらに昨年、複数の自治体でつくる圏域を新たな行政主体に位置づける構想に着手したと報じられておりますが、こうした国の施策に従うだけでは、地方自治体の展望は開かれないのではないかと思います。

私は、課税制度の見直しと地方の実情に合わせた税の使い道を判断できる一括交付金を国に求めてい くことが、地方自治体の再生の一つになるのではないかと考えています。

そこで、2012年ごろは、一括交付金や地方交付税の増加により地方自治体の財政は急速に健全化を達成したと思いますが、過去5年間、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税の推移はどのようになっていますか、お示しください。

次に、国の一般会計税収は60兆円にも達すると言われ、過去最高の水準になったと言われていますが、これは景気の回復や賃上げが追い風になっていると分析されております。そこで、過去5年間の個人と 法人それぞれの市民税収入の推移をお示しください。

次に、市税収入を見れば、国の言っているような景気の回復や賃上げによる大きな効果は余り感じられず、多少の増収があったとしても、本市ではそれを上回る地方交付税の減額が続いており、経費の節減や歳入増の新たな努力で黒字に転ずることは極めて難しいと思います。

今後、経常収支比率の改善のためには、どのような取り組みをしていかなければならないと考えているのかお示しください。

私は、経常収支比率が他都市と比べ小樽市は極端に高いことに注目し、視察の際には、視察先でいただいた資料で経常収支比率に注目してきましたが、視察先では質問の前に、小樽市は全国的に有名な都市で観光客も非常に多く、うらやましい限りですが、なぜ経常収支比率がこれほど高いのかと逆に質問され、答えに窮したことがあります。

こうした調査を踏まえ、同規模の自治体や小さな自治体を比較しても、小樽市は経常収支比率が断トッに高いことは明らかです。いずれにしても、基本的な国の地方財政対策の方針が変わらず、十分な地方交付税総額の確保が図られない限り歳入不足が続き、経常収支比率の改善は難しく、市長が今後政策に生かすべき予算は極めて限定されたものにならざるを得ないことになります。

小樽市は、人口減少対策や災害対策、老朽化している公共施設の更新や耐震化、庁舎の建てかえなど 多額の予算を必要とする喫緊の課題がめじろ押しに迫っております。これらに対応する財源の確保のた めに、国に対してどのような要望をしていく必要があるとお考えなのかお示しください。

以上で1項目めの質問を終わります。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

〇市長(迫 俊哉) 林下議員の御質問にお答えします。

ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、過去5年間の実質的な交付税の推移につきましては、1,000 万円単位で申し上げますが、平成25年度192億9,000万円、26年度190億円、27年度186億1,000万円、28年度178億4,000万円、29年度176億6,000万円となっており、減少傾向にあります。

次に、過去5年間の市民税収入の推移につきましては、現年課税分の収入済額を1,000万円単位で申し上げますが、個人分は、平成25年度42億3,000万円、26年度42億6,000万円、27年度42億1,000万円、28年度42億1,000万円、29年度42億4,000万円となっております。また法人分は、平成25年度14億円、26年度13億6,000万円、27年度13億3,000万円、28年度13億1,000万円、29年度13億6,000万円となっており、個人分、法人分ともにおおむね横ばいとなっております。

次に、経常収支比率の改善に向けた取り組みにつきましては、経常収支比率は財政構造の弾力性を示すものであり、この比率が高いということは財政構造が硬直化していることを示しておりますが、本市の場合は、人口減少などにより、市税や普通交付税などの一般財源収入の伸びが期待できない中で、今後も社会保障の充実などにより扶助費の増加が想定されることから、この比率を引き下げることは容易ではありません。

しかしながら、事務事業の見直しによる経常的な経費の節減を行うなど、小樽市収支改善プランにある取り組みを着実に推進する一方で、子育て支援や産業振興策により人口減少に歯どめをかけ、税収の確保に努めるなど、自主財源の確保に向けた取り組みを進めることによって、経常収支比率の改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、財源確保のための国に対する要望につきましては、国では地方の財政需要を一定程度見込みながらも、近年においては我が国の好調な経済動向から、地方税収の増などを見込むことにより、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税を減少させております。

しかしながら、人口減少対策や老朽化施設の更新などの喫緊の課題を抱える地方の財政運営には、財源調整と財源保障の機能を持つ地方交付税の確保が極めて重要であることから、必要な地方交付税総額の確保について、引き続き北海道市長会などを通じて強く要望してまいりたいと考えております。

○議長(鈴木喜明) 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 19 番、林下孤芳議員。

(19番 林下孤芳議員登壇)

〇19番(林下孤芳議員) 次に、収支改善プランにおけるふるさと納税制度の取り組みについてお伺いいたします。

昨年11月、小樽市は2019年度から2025年度までの7年間の収支改善プランを発表しました。財政調整基金が再来年にも底をつくことが懸念されていただけに、歳入不足にどう対応するかは喫緊の課題であり、私どもも以前から指摘してきたことであり、経常収支比率が極限状態にあることも含めて対応策を市民に明らかにしたことは評価しているところであります。ただ、行政サービスの低下を招く施策や市民負担に直結する施策は、さまざまな意見があることから慎重な対応が求められます。

そこで、歳入不足の対応策として、ふるさと納税制度のさらなる推進で、7年間で約3億円の効果額を見込んでいるのでお聞きしますが、これまで私どもも、ふるさと納税制度の過度の返礼品競争など弊害を指摘し、実施の際には慎重な対応を求め、ふるさと納税の趣旨からしても、歳入対策として中心に据えることは問題があると指摘しつつ、地方交付税の減額が続き、これを補う方策が見当たらないとすれば、背に腹はかえられず、また今後この制度の活用も提案してきたところであります。このたびの企業版ふるさと納税などの新たな取り組みも必要ではないかと考えます。

本来、税の一極集中の対応策として、2008年の制度の開始以来、ふるさと納税の寄附額は、国の発表では順調にふえ続け、2017年には3,653億円にも達していると言われています。総務省は加熱する返礼品競争に歯どめをかけるために、調達費が寄附額の30%以下の地場産品とする地方税法の改正案を提出していますが、賛否両論があるものの、国は6月から新たな制度を実施するための法改正が行われ、返礼品が限定されることによって、ふるさと納税に対する国民の関心が急速にしぼんでしまうのではないかと指摘されています。

そうした情勢の中で、小樽市は、平成31年度にふるさと納税制度についてどのような取り組みを考えているのかお示しください。

また、企業版ふるさと納税は、地域の再生計画として国の認定を受けた事業に対し寄附をした企業に 優遇措置があることから、これから迫市長が進める企業誘致の推進や北海道・小樽ビジネスフォーラム の開催事業と連動させれば、大きく伸びる可能性が期待されますが、制度の内容と今後の取り組みにつ いての考え方をお示しください。

以上、2項目めの質問を終わります。

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

〇市長(迫 俊哉) ただいま、収支改善プランにおけるふるさと納税制度等の取り組みについて御質問がありました。

初めに、平成31年度におけるふるさと納税制度の取り組みにつきましては、本市のふるさと納税のお礼の品は、総務省から返礼品のあり方に関する通知がある前から寄附額の3割以下の地場産品としておりますので、地方税法の改正による変更を行う予定はありません。

また、お礼の品の提案や発送管理などを委託する事業者を公募によるプロポーザル方式で選定し、本市の魅力発信により寄与する地場産品の提案を受けながら、お礼の品を充実させることで、本市を応援してくださる方々からの寄附金の増加に向けて取り組んでまいります。

次に、企業版ふるさと納税の制度につきましては、地方公共団体が行う地方創生の取り組みに対する 企業の寄附について、現行の寄附控除に加え、寄附額の3割を法人関係税から控除を受けられるもので あり、対象となる取り組みについて地域再生計画を策定し、国の認定を受ける必要があります。そのた め、平成31年度のこども医療費助成の拡大を対象とした地域再生計画の認定申請を行っているところで あります。

今後は、北海道・小樽ビジネスフォーラムなどを通じて寄附企業の掘り起こしを行うほか、企業にとって魅力を感じていただけるような新たな事業案を検討し、さらなる本制度の活用による財源確保に努めてまいります。

○議長(鈴木喜明) 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 19番、林下孤芳議員。

(19番 林下孤芳議員登壇)

〇19番(林下孤芳議員) 次に、原発事故の避難計画についてお伺いいたします。

原発事故の避難計画は、2001年9月11日に発生したアメリカ同時多発テロ事件をきっかけに、我が国でも2001年10月5日に政府がテロ対策特別措置法を提出し、同月29日に成立したものが原点となり、

原発がテロ攻撃を受け、原発に甚大な被害が発生した場合、国が定めた住民の避難方法が示されたものであります。

当時、私は、国が定めた指定輸送機関の一員として、住民避難の輸送に当たる乗務員や従事者の放射線の防護の対策はどこが責任を持つのかといった議論になりましたが、当時は、関係自治体が法律上は持つことになるとのことでありました。

私は、2007年市議会議員初当選のときに、議会や行政の最も重要な役割は住民の命と財産を守ることと再認識させられ、以来、今日まで忘れることなくこの課題を追求してきました。泊原発のプルサーマル発電計画のときも、議会で原発事故の対応に当たる消防職員や防災担当職員、住民を避難させるべき輸送機関の職員の防災服の扱いや安全の確保について質問をしておりますが、当時は、原発事故は起きないという考え方が前提で、議論がなかなかかみ合わない状況でした。

しかし、福島原発事故が発生し、現実に住民避難が必要となりましたが、30キロメートル圏内は立入禁止となり、住民避難に当たる輸送機関の職員には防災服はどこからも配布されず、30キロメートル圏内に立ち入ることができないという事態が発生しています。自力で住民とともに避難した首長が、目の前まで救援のバスが来ているのに入れないのは何事かと怒りをあらわにしたインタビューは、いまだに忘れることはできません。

また、総務常任委員会視察で新潟市を視察させていただいたときには、福島原発事故で派遣された消防職員の防災服の装備が不十分な中で事故対応に当たられたことや、派遣した消防車が汚染のために現地に残さざるを得なかったことなどを伺い、装備と備えの大切さを改めて思い知らされました。

北海道が 2015 年に作成した原子力災害時における住民避難用バスの要請・運行要領は、北海道バス協会も了承し、国も承認した避難計画ではありますが、昨年 7 月、北海道バス協会は、原発事故時に住民を民間バスで輸送することは現状では困難との見解を示しています。これは、住民避難バスとして派遣される乗務員の防護服は、誰がいつ用意するのか、バスが汚染された場合の除染の責任とその後の運用など、具体的な問題の解決が進んでいないことへの不安と不信のあらわれではないかと思います。

私も長い間そうした懸念を抱きながら、市議会議員として原子力防災訓練も視察させていただきましたが、バスの乗務員も警察も、放射能汚染から体を守る防護服を着用しているのは見た記憶がありません。ただし、唯一、医療班や一部の行政関係者は防護服を着用し、線量計でチェックしていたことだけは記憶しております。

私は、市長が防災対策を重点政策として取り組むことは大変高く評価しておりますが、国や道の事故 対応は不十分で曖昧なものが見受けられ、後志圏内最大都市の小樽市がこうした指摘をし、具体的な対 策や責任ある対応を求めなければ、問題の解決はできないものと考えます。

本来このことは、あくまで国の責任において行うべきものですが、これらの予算措置を含めた対策は、 小樽市が積極的に対策や対応を求めなければ改善されずに時間が経過し、事故の際にまた混乱が起きる のではないかと懸念するところであります。

泊原発で事故が発生した場合、小樽市の消防職員は出動が求められる可能性や、住民避難用のバスも 小樽市に集結する場合も想定されますが、防災設備や体制に不備があるとすれば、小樽市の役割として、 それを正していかなければならないのではないかと考えます。

住民の生命と財産を守る、職員の命を守ることはできないのではないかと思います。小樽市はUPZ から最も近い避難場所として、まだ多くの役割が求められているとは思いますが、これまで指摘してきた不備や不安にどう対応していくのか、考えをお示しください。

以上、3項目めの質問を終わります。

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

〇市長(迫 俊哉) ただいま、原発事故の避難計画について御質問がありました。

原子力災害対応の支援派遣時の防災装備及び体制につきましては、泊発電所に起因する原子力災害時に被災自治体から本市への応援要請があった場合は消防隊を派遣することとなり、その際、消防隊が使用する簡易防護服、全面マスク及び線量計については、本市において既に配備済みであります。

また、広域避難に従事するバスの乗務員に対しましては、北海道が運転手用防護資機材を準備することとなっております。

今後において、事故対策などに改善が必要となった場合には、本市も参加している泊発電所の安全確認協定に関する連絡会で意見を述べてまいりたいと考えております。

○議長(鈴木喜明) 次に、第4項目めの質問に入ります。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 19番、林下孤芳議員。

(19番 林下孤芳議員登壇)

〇19番(林下孤芳議員) 次に、さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンについてお伺いいたします。

さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンは、総務省が2014年から政令市や中核市などに交付税を措置して、 連携中枢都市圏の形成を呼びかけたものだと理解しておりますが、指定の趣旨は、全国的な人口減少、 少子高齢化を展望し、行政コストの削減や運営の効率化に対応するとされています。

これまでも総務省は、比較的規模の小さい市町村合併を推進し、行政経費の削減につながるとしてきましたが、しかし、北海道では合併によってより大きな自治体が生まれるなどしていますが、交付税措置による行政機関と組織の統廃合が終われば、行政範囲が拡大した分コストの削減効果はなく、人口減少も歯どめがかかっていないと言われています。全国的にも、私どもが視察してきた市町村合併の事例を見ても、多くの自治体は同じ悩みを抱えていると感じてきました。

また、小樽市は北しりべし定住自立圏で中心都市宣言を行い、北後志の各町村と連携し、公共交通の維持などに取り組んできた経緯があり、定住自立圏とのかかわりについても心配があるところです。

また、北海道全体で見ると、この 20 年間連続して人口が減少する一方、札幌への人口集中が進み、道内の地域間格差は拡大し、鉄道やバスなどを初めとする生活インフラの維持が難しい状況が生まれています。

そうした現状を踏まえると、さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンは、札幌圏 8 市 3 町 1 村の連携によって、ただでさえ本市から札幌市への人口流出が進む中で、ますます札幌への一極集中が進むのではないかと考えられます。北海道の均衡ある発展を放棄することにつながるのではないかとの懸念も生じるところで、私どももこれまでも指摘してきたところです。

しかし、さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンは、昨年の年頭から議論が始まり、数多くの会議を積み重ねてきたことを踏まえて、決して反対するものではありませんが、やはり北後志の中心市としての役割や信頼関係を今後どうしていくのかという点だけは十分に配慮し、連携することが望まれます。

そうした懸念を払拭し、既に昨年2月には首長による会合が行われ、その後も事業や役割について協議が進んできたと思いますが、小樽市として、さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンに参加し、ビジョンに基づく取り組みを行うことにどのようなメリットがあると考えているのかお示しください。

北しりべし定住自立圏との関係は今後どのようになるのか、連携中枢都市圏構想は本当に小樽市のためになると考えているのかお示しください。

さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンでは 40 事業が示され、来年度から実施するとされていますが、小樽市とかかわりのある事業はどのようなもので、これまで小樽市の政策とのかかわりでそごを生じることはないのかお伺いいたします。

次に、行政の効率化を重視するとすれば必然的に統廃合が生じ、中核的な自治体に行政機能が集約されることにならないのかお尋ねいたします。

次に、現状でも札幌市への一極集中が進み、政令都市では全国4番目の人口を擁し、道内経済も牽引していると言われていますが、ある調査によれば、札幌市の平均所得は全国の市町村ランキングでは372位で、中央との格差は余りにも大きく、道内的には、地方都市でも特殊合計出生率や平均所得が高く、定住率も高い地方都市が存在する中で、さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンは、投資したくなる、選ばれるイメージを強く打ち出していますが、小樽市としてどのような取り組みをしていくのかお示しください。

以上、4項目めの質問を終わります。

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

〇市長(迫 俊哉) ただいま、さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンについて御質問がありました。

初めに、本市として、さっぽろ連携中枢都市圏に参加することのメリットにつきましては、このビジョンによる取り組みを札幌市と連携して進めることにより、本市の強みである観光や産業振興といった分野における各種事業で相乗効果が期待できるほか、公共施設等の相互利用などを検討することにより、住民サービスの向上も期待できると考えております。

次に、北しりべし定住自立圏との今後の関係と、連携中枢都市圏構想は本市のためになるのかにつきましては、北しりべし定住自立圏については、これまでと同様に本市が中心市としての役割を果たし、将来にわたり自立した活力ある圏域の形成に努め、魅力あふれる自然環境と歴史・文化が調和し、人、もの、情報が交流する圏域となることを目指してまいります。

また、札幌市との連携中枢都市圏構想についても、先ほど申し上げましたとおり、本市にとってもメリットがあることから、広域行政の推進に有効なものと考えております。

次に、札幌市と連携する事業につきましては、さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンに示されている 40 の事業のうち、本市にかかわる事業としては、新産業の育成に向けた支援及び観光資源の活用や共同プロモーション等の推進、公共施設の相互利用や配置に関する検討、さらには災害に備える連携の推進など 34 の事業となっております。

また、これらの事業については、これまでの本市の政策とそごが生じることがないよう、庁内で十分 に検討した上で、札幌市と協議を行ってまいります。

次に、中核的な自治体に行政機能が集約されることにならないかにつきましては、連携の目的には、 御指摘のとおり、行政コスト削減や運営の効率化の実現が掲げられておりますが、一方では、それぞれ の自治体の特徴を生かした密接な連携と効果的な役割分担を図りながら、圏域全体において、よりきめ 細やかな住民サービスを提供することも掲げられておりますので、この連携によって必ずしも行政機能 が集約されるものではないと考えております。 次に、今後の取り組みにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンに示されている取り組みの推進により、その効果を最大限引き出し、住民サービスの向上につなげるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(鈴木喜明) 次に、第5項目めの質問に入ります。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 19 番、林下孤芳議員。

(19番 林下孤芳議員登壇)

〇19番(林下孤芳議員) 次に、地域公共交通についてお伺いします。

私は、前職時代に交通事業に携わり、交通政策にもかかわってまいりました。公共交通は、国が進めた規制緩和、自由競争によって大きな環境の変化を経て、交通政策基本法の制定によって地方公共団体が中心になり、地域の交通施策を実施することが義務づけられました。しかし、今、多くの自治体では人口減少が急速に進み、公共交通の維持、存続のための財政的な負担に対する財源の裏づけもない中で判断が求められ、責任が預けられているのが現状だと思います。事業者も競争が激化する中でぎりぎりまでの企業努力を強いられ、公共交通は一部の大都市を除けば存続の危機を迎えております。

小樽市は、これまで公共交通に極めて恵まれた地域として、観光客が800万人に達するなど、国内や海外にも観光都市として有名となり、公共交通を維持するために労することなくその恩恵に浴してきましたが、残念ながら、これまでは行政も市民もそうした認識はほとんど育っていなかったと思います。

迫市長は、地域公共交通活性化協議会を軌道に乗せ、事業者との信頼関係を回復させるなど、迅速に 課題の解決に取り組んでいることは評価しておりますが、地域公共交通活性化協議会での議論を踏まえ、 小樽市が公共交通のさらなる充実や現状維持の方針を国に求めても、国がその求めに応じることになる のか大変疑問とするところであります。

地域公共交通について市長はどのような展望を持って取り組んでおられるのかお示しください。

私は、北海道新幹線開業に向けて、経済効果や観光客を小樽市や後志全域に呼び込み、観光客の定着や新たな需要の掘り起こし、住民の利用も期待できる公共交通を後志の各町村と連携して充実させることを訴えてきましたが、いまだ実現しておりません。

この間、並行在来線の鉄路での存続を求める各自治体の考え方の違いもあり、都市間バスの運行は鉄路の廃止につながるという考え方がありますが、倶知安町では後志支庁と連携して、倶知安一函館間や道南地区を結ぶ都市間バスの実証運行を行いました。利用実績が上がらず終了したと聞いております。

また、私どもが開催した後志道政懇話会では、今、学校の統廃合が進み、まちに高校がなくなり、人口減少で医師もいなくなる、公共交通もなくなれば地域に人が住めなくなるという発言が多くあり、地域の崩壊が現実に起きるのではないかという、率直に不安を感じておりました。

また、最近の自然災害の多発と大規模化は市民生活を脅かすばかりでなく、農業を初めとするあらゆる産業にも多くの被害をもたらしております。特に災害のたびに観光客が激減する事態が繰り返されております。大規模地震や火山の噴火、大雨や台風などのリスクを分散するためにも、後志地域の公共交通の充実が求められております。しかし、公共交通の事業者は、採算性の問題や取り巻く環境の悪化などから、新たな投資には極めて慎重と言われています。

一方で、JR北海道は、期間限定ながら札幌―函館間に臨時特急を運行し、毎年ほぼ満席状態で運行されていると聞いております。こうした実情を見る限り、公共交通の需要はあることは確実です。利便性が向上すれば、地域住民の利用や観光客も確実に増加することが期待されます。当面は後志地域の通学や通院の移動手段の確保や利便性を向上させるためには、事業者から理解される採算面の不安や環境

整備に、小樽市が後志の各自治体と連携し、支援、協力体制を築くことができるかが大きな課題と思いますが、市長はこうした考え方についてどのような考えをお持ちなのか伺います。

小樽市は今観光客のさらなる確保と定着や、市民の移動手段を確保するという後志地域との課題の違いはありますが、後志地域とつなげる新たな公共交通のネットワークづくりを構築する必要があると考えますが、市長の見解を伺います。

以上、5項目めの質問を終わります。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

〇市長(迫 俊哉) ただいま、地域公共交通について御質問がありました。

初めに、本市の地域公共交通につきましては、特に市内路線バスについては、人口減少に伴い利用者が年々減少しており、このままでは地域公共交通の確保が難しくなることから、市民や来訪者の移動に 支障を来すのではないかと懸念しているところあります。

このため、路線バスを初めとした市内公共交通における利便性の向上と利用促進を図っていくとともに、安定した運営のもとで円滑に運行がなされるよう、関係機関と連携しながら、将来にわたる持続可能な地域公共交通網の構築を目指してまいりたいと考えております。

次に、後志地域での移動手段の確保等につきましては、本地域内でのバス利用者は減少傾向にあり、 路線の廃止や減便等が行われている現状があることから、地域住民の日常生活に影響が生じているもの と認識しております。

この課題は自治体の範囲を超えた調整が必要であり、現在、後志総合振興局が事務局となり、管内の 全自治体及び交通事業者で構成する後志地域生活交通確保対策協議会において、生活交通の確保につい て連携、協力し、取り組んでいるところであります。

次に、後志地域の公共交通ネットワークづくりにつきましては、昨年12月に余市町まで開通した後志自動車道は、後志を縦貫する主要幹線道路となるものであり、高速道路を活用した地域間の新たな交通ネットワークの構築は、移動時間の短縮や災害時の機能補完、さらには後志地域の住民、観光客の足の確保の観点からも重要なものと考えております。

○議長(鈴木喜明) 次に、第6項目めの質問に入ります。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 19番、林下孤芳議員。

(19番 林下孤芳議員登壇)

○19番(林下孤芳議員) 次に、北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会についてお伺いいたします。 北海道新幹線札幌延伸に向けて、小樽市は新駅周辺まちづくり計画策定会議を2015年に立ち上げ、議 論を始めてきました。しかし、人口減少が見込まれる中で、どれだけの利用者が見込めるのか、負担に 見合う効果はあるのかといった否定的な意見がある中で、策定会議では、新駅周辺の駐車場の整備や、 小樽駅や観光地へのアクセスをどうするかといった方向が示されたのみと言っても過言ではありませ か。

私どもは、新幹線の開業に伴うまちづくりの現状について視察や研究を続けてきましたが、全国的に 共通するのは、周辺利用者の確保はもとより、いかに新たな利用者をふやすかという取り組みや、地域 の資源を生かし観光客を呼び込むまちづくりの取り組みでありました。しかも、開業の10年以上前から 計画を立て、多くの提言を実現するためにさまざまな資金を活用した投資を募るなど、専門家や市民の意見を参考に、具体化には多くの時間と労力を重ね開業に間に合わせたという事例は多くあります。そうした実情を踏まえると、開業に向けた取り組みは全体的に加速しなければ間に合わないのではないかと危惧していたところであります。

また、小樽市は、長い間、運河を中心とする歴史的建造物などで多くの観光客に人気を維持してきましたが、将来的にも小樽観光を維持していくためには、まだまだ地域に眠っている観光資源を開発していく必要があると指摘してきましたが、残念ながら、これまでの新駅周辺まちづくり計画策定会議では、そうした提言も取り入れられることなく、活動は極めて限定的な議論に終始していたように感じていました。

迫市長は就任早々、北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会を発足し、北海道新幹線を活用した小樽まちづくりという視点に立って協議を始められたことは高く評価されるものであります。委員からも早速、建設的な意見や提言が出されたと伺い、やっと本来の北海道新幹線を活用した小樽の将来像ができることへの期待が見えてきたと感動しております。

新駅周辺まちづくり計画策定会議と前後して奥沢水源地の堤体に穴があいていることがわかり、水源地の利用を断念することになりました。そこで、長い間、炊事遠足や市民の憩いの場として利用されてきた歴史ある場所を何とか再活用できないかといった市民の声が多くあり、桜の名所にしてほしいといったアイデアなどもあり、溢流路のライトアップも実施されてきました。

私は、そうした意見や市民の熱意を具現化したいとの思いで、北海道新幹線新小樽駅は旧水源地に近い条件を考えると、背後地には手つかずの自然が残されており、貴重な鳥類や動植物を含めた自然観察のスポットとして整備することによって、小樽の新たな大きな観光地として注目されると確信し、代表質問でも取り上げてきましたが、残念ながら、新駅周辺まちづくり計画策定会議でそうした議論は行われることはありませんでした。

迫市長のもとで昨年から開催されている北海道新幹線活用まちづくり協議会では、委員からも、自然を生かした新駅周辺の環境整備を検討すべきとの御意見があったと伺いましたが、市長はこの意見をどう受けとめているのかお伺いしたいと思います。

私はこれまで、新駅周辺まちづくり計画策定会議では、北海道新幹線を活用した小樽のまちづくりという視点が欠けていたのではないかと思ってきましたが、活用という表現を取り入れた市長の思いをお聞かせください。

北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会の提言を具現化するためには、他市の例を見ても多くの時間がかかることが想定されますが、残された時間は限られており、今後の進め方についての考えもお示しください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

○市長(迫 俊哉) ただいま、北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会について御質問がありました。 初めに、協議会委員から出された自然を生かした新駅周辺の環境整備に対する私の考えにつきまして は、平成29年3月策定の北海道新幹線新小樽(仮称)駅周辺まちづくり計画において、新幹線の開業効果を最大限に生かすためには、まちそのものの魅力や観光の魅力を磨き上げることが重要であるとして おり、私としましても、奥沢水源地を初め新駅に隣接する勝納川など、周辺の豊かな自然を生かした環境整備について検討してまいりたいと考えております。

次に、協議会の名称に「活用」という表現を取り入れたことにつきましては、北海道新幹線の札幌延伸を好機と捉え、その取り組みを新駅周辺の整備でとどめるのではなく、本市全体のまちづくりを考える大きな契機にしたいと考えていたからであります。

次に、北海道新幹線を活用したまちづくりの今後の進め方につきましては、北海道新幹線新小樽(仮称)駅周辺まちづくり計画で示したまちづくりの方向性に沿って、開業効果を最大限に生かすための具体的な取り組み事項を検討し、その実践に向けたアクションプランの策定を約2カ年かけて行う予定であります。策定後には、新駅と市内中心部を結ぶ2次交通対策や、国内外からの観光客誘致促進などのソフト対策に取り組み、本市が単なる通過点となることのないよう、より多くの方が立ち寄りたくなる魅力あるまちづくりを、関係機関と連携しながらスピード感を持って進めてまいりたいと考えております。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 19 番、林下孤芳議員。

〇19番(林下孤芳議員) 何点か再質問をさせていただきます。

財政問題については、市長の市政執行方針を聞いても、既に歳入不足の対策については十分検討されているというふうに私も理解をしております。ただ、今示されました5年間のデータが示しているのは、やはり交付税が減額され、補い切れない財源を臨時財政対策債で穴埋めせざるを得ない、そういうことがこの五、六年続いてきたということが言えると思うのですけれども、財政運営はこういうことが続けば今後もさらに厳しさを増すというふうに考えますので、この今示されたデータがそういう理解でいいのか少し確認をしたいと思いますので、お答え願います。

それと、企業版ふるさと納税の関係ですけれども、私は、今、市長が進めようとしているいろいろな 取り組みについて、やはり何とかこういったものと企業版ふるさと納税を連動させる方法はないのか、 このことについて非常に関心を持っております。

過去にはやはり、ふるさと納税を通じて企業が小樽市に直接投資をするとか、あるいは古い話になるのですけれども、望洋台開発を手がけた企業が北海道新幹線の活用を見込んでこの開発に着手したというふうに聞いておりますけれども、そうしたことを考えますと、こういった企業にももう一度アタックをする、そのことによってまた大きく小樽の方向が変わっていくのではないかと私は期待をしながら、ぜひその点についても市長の考えをお聞きしたいと思っております。

次に、原発事故の避難計画についてですけれども、小樽市が地域防災計画を平成30年2月にまとめた時点では、職員の安全の確保のため、防護服、マスク、線量計など機材の整備に努めるものとするとなっていますが、実はこの間、何回か、例えば本当に避難に当たるべき消防職員や、あるいは関係職員、そして避難に当たるバスの乗務員などの防護服が配置されているのかということを何回か聞いてきた経緯があるのですけれども、それがそこまで、強いて言えば消防職員と小樽市の関係職員のみで、バスで避難をさせるべきバスの乗務員などについての回答は、どうしても見えてこないという状況です。

結局、PAZやUPZに入っていかなければ防災服というのは準備されていないのではないかということが懸念されるものですから、その点について、配備されているのであれば、配備されているというふうにお答えをしていただきたいと思うのですけれども、その点について確認をしたいと思います。

また、先ほど新潟市の事例を申し上げましたけれども、例えば住民避難のために救援に行ったバスが、 除染をする場所とか、除染をしなければならないという事象が発生した場合に、どこで、どういう対応 をするという道の防災計画ではなっているのか、その点について小樽市としては不安はないのか、その 点について考え方をお聞きしたいと思います。

それから、さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンの関係ですが、これは今まで多くの専門家もかかわって 議論をされてきたことですから、そのことは尊重したいと思いますけれども、これまで国が進めてきた 市町村合併や、これから進めようとしている圏域という問題についても、私ばかりではなくて、新聞報 道などによりますと、多くの自治体が疑問を持っているということが報道されております。

そういった意味で再度確認したいと思うのですけれども、いつの間にか、これから進めようとする国の圏域、そういったことに取り込まれていく心配はないのか。小樽市の行政機関が行政機能を失うとか、大幅に制限をされる、あるいは制度が変えられるということはないという理解でよいのか、その点だけは確認をしておきたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 林下議員に申し上げますけれども、質問の中で、バスが汚染された場合の除染云々というのは触れていますけれども、答えの中にはその件は出てきてはいないのです。そういう事例があったのでということだけで触れていますので、答えられたら答えていただくという形にします。

説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

〇市長(迫 俊哉) 林下議員の再質問について、お答えをさせていただきたいと思います。

私がお答えするのは、まず企業版ふるさと納税についてのお尋ねでございましたけれども、先ほど答弁を申し上げまして、今年度から行います北海道・小樽ビジネスフォーラムなどを通じてということで例示させていただきましたが、新年度になりましたら地域再生計画を策定し、国の認定を受けた上で、この企業版ふるさと納税に取り組んでいきたいというふうに考えておりますけれども、御指摘のとおり、さまざまな機会を通じて、この小樽に企業版のふるさと納税をしていただけるような取り組みをしっかりと進めていきたいなというふうに思っているところでございます。

それから、原発の避難計画につきまして、バスの乗務員に対する装備の御質問が再質問でございましたけれども、バス乗務員に対します防護服等の装備につきましては、先ほども答弁させていただいたように、北海道が準備をするということになっておりまして、これは装備をされているということでございます。

ただ、個別のバス事業者、あるいはその乗務員の皆さんにこのことについて周知が行き届いていなかったということで、そういった声が報道されたということもありますので、改めて北海道におきましては、こういった運転手用の防護資機材が装備されているということを、リーフレットですとか、そういったものを通じて今周知に努めているということで伺っているところでございます。

それから、住民避難のために使用したバスの除染についてでございます。除染の場所について不安がないのかということでございますけれども、これは大変申しわけございません、バスの除染については 承知しておりませんので、委員会等でお答えできればなというふうに思っているところでございます。

それから、さっぽろ連携中枢都市圏について、いろいろな御意見がある中で御指摘があったところで ございますが、先ほど答弁をさせていただいたように、本市におきます特にソフト分野、ソフト事業が 中心になって我々は連携を進めていこうというふうに思っておりますけれども、本市の強みである観光、 産業、そういった分野における各種事業で相乗効果を期待させていただきたいというふうに思っている ところでございますし、公共施設の相互利用、こういったことを検討していく中で、あくまでも住民サ ービスの向上に向けた取り組みをこれから進めさせていただきたい、このように思っているところでご ざいます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 財政部長。

○財政部長(前田孝一) 私から、再質問の冒頭にございました、財政問題の件で答弁させていただきます。

本質問の冒頭で林下議員も順に質問されていましたとおり、地方税、特に市民税につきましては、ほぼ過去5年間を見ても横ばい状況でございます。一方で、交付税、それと臨時財政対策債を合わせました実質的な交付税については、この5年間で毎年減少傾向にあるということで、大変厳しい状況にあるというふうに認識しております。

市長の答弁でもございましたけれども、収支改善プランにある取り組みを確実に進めながら、一方で、新年度予算につきましても、子育て支援、産業振興、こういったことで何とか、特に生産年齢人口の減少に歯どめをかけながら、将来を見据えた予算を計上したというふうに考えてございます。そういったことで、厳しい状況にあるのは間違いございませんが、今後も財政の健全化に向けて努めてまいりたいと思ってございます。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(鈴木喜明)** 19番、林下孤芳議員。
- **〇19番(林下孤芳議員)** 再々質問はいたしませんので、後ほどの委員会で質問させていただきます。
- ○議長(鈴木喜明) 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時53分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木 喜明

議員中村吉宏

議員中村誠吾

出席議員(25名)

平成31年 第1回定例会会議録 第3日目 小樽市議会

平成31年2月26日

| 1番 | 秋 | 元 | 智 | 憲 | 2番 | 千 | 葉 |
|--------|----------|--------------|-----|-----|-----|---|---|
| 3番 | 安 | 斎 | 哲 | 也 | 4番 | 中 | 村 |
| 5番 | 髙 | 橋 | | 龍 | 6番 | 石 | 田 |
| 7番 | 高 | 野 | さ < | (6 | 8番 | 酒 | 井 |
| 9番 | 松 | 田 | 優 | 子 | 10番 | 高 | 橋 |
| 1 1 11 | → | - | 77 | - | 10% | | |

11番 陽 一 良 12番 木 明 斉 藤 鈴 喜 井 中 村 宏 13番 酒 隆 行 14番 吉 進 輔 15番 本 野 大 濱 16番 面

17番 中 村 誠 吾 18番 佐々木 秩

芳 19番 林 下 孤 20番 小 貫 元 21番 Ш 畑 正 美 22番 新 谷 と し 23番 田 雅 敏 24番 横田久 俊 Щ

25番 前 田 清 貴

欠席議員 (0名)

出席説明員

| 市 | | | 長 | 迫 | | 俊 | 哉 | 1 | 教 | 丰 | Ĩ | 長 | 林 | | 秀 | 樹 |
|-----|-------------|----------|---------|---|-----|---|---|------|----|-----|-------------|---|---|---|---|---|
| 副 | नं | 1 | 長 | 小 | Ц | 秀 | 昭 | J | 病 | 院 | 局 | 長 | 並 | 木 | 昭 | 義 |
| 水 | 道 | 局 | 長 | 伊 | 藤 | 和 | 彦 | ŕ | 総 | 務 | 部 | 長 | 日 | 栄 | | 聡 |
| 財 | 政 | 部 | 長 | 前 | 一田 | 孝 | _ | Ē | 産業 | 業 港 | 湾部 | 長 | 加 | 賀 | 英 | 幸 |
| 生 | 活環 | 境部 | 3長 | 鉢 | : 呂 | 善 | 宏 | [| 医损 | 寮 保 | 険部 | 長 | 相 | 庭 | 孝 | 昭 |
| 福 | 祉 | 部 | 長 | 勝 | Щ | 貴 | 之 | 1 | 呆 | 健 | 所 | 長 | 貞 | 本 | 晃 | _ |
| 建 | 設 | 部 | 長 | 上 | 、石 | | 明 | Ŷ | 俏 | B | 5 | 長 | 土 | 田 | 和 | 豊 |
| 病防事 | 活 | 東市立 部 | 病院 長 | 金 | : 子 | 文 | 夫 | **** | 教 | 育 | 部 | 長 | 飯 | 田 | | 敬 |
| 総 | 答 部約 | 総務割 | 果長 | 津 | : 田 | 義 | 久 | Ę | 材政 | 女部具 | 才 政調 | 長 | 笹 | 田 | 泰 | 生 |

議事参与事務局職員

 事務局長中田克浩

 庶務係長由井卓也

 商係長大崎公義

 市銀衛公義

 市銀衛公義

 市銀衛公益

 市銀衛公益

 市銀衛公益

 市銀行

 市場

 ・

 ・

 ・

 事務局次長
 林
 昭
 雄

 議事係長
 柳谷昌和

 書記
 梅谷朋惠

 社本道人

開議 午後 1時00分

〇議長(鈴木喜明) これより、本日の会議を開きます。

本日の議事録署名議員に、千葉美幸議員、酒井隆裕議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第38号及び報告第1号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 1番、秋元智憲議員。

(1番 秋元智憲議員登壇) (拍手)

○1番(秋元智憲議員) 平成 31 年第1回定例会に当たり、公明党を代表し質問いたします。

今任期も残すところ約2カ月となりました。任期中は、小樽市にとって激動の4年間ではなかったでしょうか。振り返れば、議会の空転や流会、決算不認定など、問題を挙げ出せば枚挙にいとまがありません。

今期限りで5名の議員が勇退されるとのことでありますが、会派は違うものの、小樽市、市民のためにとの思いは同じであります。4年間本当にお疲れさまでした、との言葉とともに、議員をやめられた後も御健康に留意され、それぞれの立場で小樽市と市民のためにお力添えをいただけるようお願いいたしまして、質問に入りたいと思います。

初めに、市政運営について質問いたします。

本来であれば、改選期の骨格予算の審議となる予定が、昨年、突然の市長選により迫市長が誕生し、初めての政策予算の提案となりました。

予算編成に当たっては、財源対策として過疎対策事業債ソフト分の充当が 2 億 2,000 万円、財政調整基金の取り崩し分 15 億 7,000 万円により収支均衡予算を編成したとのことですが、大変厳しい状況であり、財政調整基金の取り崩しなどの財源対策に頼らざるを得ない予算編成は、さきに策定された収支改善プランを見ても、毎年度綱渡り状態です。

まず、市として収支改善プランの着実な推進を図るため、今予算編成に向けては、将来負担や必要性、 有効性を十分に検証した上で事業を厳選するとのことで、平成31年度一般会計当初予算額の主な増減内 容が示されましたが、ここにある事業全てが将来負担や必要性、有効性を十分に検証した上で事業を厳 選するとの考えのもと示された事業と言い切れるのか伺います。

また、予算上改廃した主な事業があれば、事業名と効果額をお知らせください。

次に、除雪費に関連して質問いたします。

冬季間における円滑な道路交通を確保し、市民の快適な冬の暮らしや経済活動を支えるため、バス路線及び主要通学路を優先した計画的な除排雪を実施するとともに、雪対策基本計画の策定に着手するとのことです。今年度の除雪は今までとは全然違い、市長がかわればこうも違うのだねと感謝の声も聞かれます。確かに今年度は雪が少なく、除排雪作業も計画的にできたことも間違いありません。

初めにお聞きしますが、迫市長は今年度の除排雪を行うに当たり、どのような考えで進めてきたのか 伺います。

市民にとってみれば、今年度が迫市長の除排雪を評価する上で基準となる年度でもあります。今年度 は早い段階で排雪を行ってきており、除排雪業者は少し多目に雪が降っても余裕を持って作業ができた ものと思います。

前市長の森井さんのときには、除排雪業者が除雪対策本部に協議簿を上げ、約1週間ごとに開かれる

会議で排雪日の見合わせなどの判断がされてきました。ただ、事実として判断がおくれたことにより、 昨年までの市内の道路状況は最悪な状況でありました。今年度の除雪対策本部の会議で協議簿が上がり、 判断されるまでの平均日数をお知らせください。

また、昨年度はステーション会議が開かれず大変な状況でした。ステーション会議の開催状況についてもお知らせください。

次に、置き雪対策についてです。

今までは、市として統一した考えがなかったために、市には一定の排雪基準が必要ではないかというような議論も多々ありました。また、置き雪に対する苦情を大変多く聞くようにもなりました。これまでは市民の協力を得て、自宅前の置き雪は各自で処理するようお願いしてきたと思います。しかしながら、高齢化が進む本市にとって大変な負担になっていることもありますし、若い方からも置き雪を処理してから会社に行くのでは遅刻をしてしまうという声を聞きます。また、この問題は、議会が行っている市民と語る会でも意見として挙がっておりました。この問題を解決しなければ、人口減少に拍車をかける一つの要因となるのではないかと危惧いたします。

方法としては、機械的な解消法、人的な解消法、補助金的な解消法などが挙げられますが、一度試算 してみるべきと思いますがいかがですか。

次に、防災行政無線整備事業費です。

津波や高潮の災害時に沿岸の住民及び観光客等へ避難情報を迅速、確実に伝達するために、今年度は 1億5,000万円が計上されております。

まず、この事業の概要について説明願います。

また、予算の内訳についてもお知らせください。

昨年9月の胆振東部地震では、ブラックアウトを経験しました。これまでの防災計画などでも予想されていなかったことが実際に起こったわけですが、今回の防災行政無線にはどのような対策がなされているのか伺います。

拡張機能についても説明願います。

また、設備の耐用年数とランニングコストについても説明願います。

次に、持続可能な開発目標について質問いたします。

2015年9月、ニューヨークの国連本部で国連持続可能な開発サミットが開催され、「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、貧困、教育、環境など17の目標と169のターゲットから成る持続可能な開発目標、いわゆるSDGsを発表し、誰一人取り残さないとの理念のもと、本格的な取り組みが2016年1月からスタートしました。

国も 2016 年 5 月に持続可能な開発目標推進本部を設置し、同年 12 月に実施指針を決定、発表し、国が地方自治体を含むあらゆるステークホルダーと協力して、SDGsの推進に取り組むことを示しています。SDGsには、開発途上国だけではなく、先進国も取り組むべき課題が含まれ、2030 年までに世界規模でSDGsのターゲットを達成するために動き出しております。

昨年の7月にニューヨークの国連本部で開かれたSDGsに関する政治フォーラムでは、SDGsの採択から3年が経過した時点における各国の取り組みの現状が紹介され、共有されることとなりました。日本は2030年に向けて、民間及び市民団体へのSDGsの取り組みの普及、拡大を促進しながら、オールジャパンでSDGsに取り組むことを表明しております。政府は、地方創生と中長期的なまちづくりを推進すべく、積極的にSDGsに取り組んでいる29の自治体をSDGs未来都市として2018年6月15日に選定し、その中でも循環型の森林経営に取り組む北海道下川町を初め、特にすぐれた取り組みと

認定された 10 の事業に対して上限 4,000 万円の補助金制度も設けられました。政府が地方のSDGsの取り組みを支援しながら成功事例をふやすことで、全国的に持続可能なまちづくりの普及を加速させることが狙いだといいます。

まず、これまで庁内でSDGsについての議論などをされたことはあるのか。

また、職員研修などで勉強する機会などがあったのかをお知らせください。

現在、市が行っている事業は、第6次総合計画に基づいた政策、施策、事業でありますが、昨年の第4回定例会では第7次総合計画基本構想が可決され、現在、基本計画を策定中だと思います。基本構想に示されたまちづくりの基本的な考え方やまちづくり六つのテーマの考え方がSDGsの理念に合致すると考えることや、今定例会の提案趣旨説明では持続可能なまちづくりとの考えを示していることからも、策定中の基本計画に登載される事業の目標を達成していくことがSDGs達成の一助になると思いますが、迫市長はどのように考えますか。

また、さきに述べたとおり、SDGsは世界的な取り組みであり、日本政府としても積極的な取り組みを行っていることから、小樽市としてもSDGsの誰一人取り残さないとの理念を理解した上での全庁的な取り組みをしていただきたいと思いますが、いかがですか。

以上、1項目めの質問を終わります。

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

〇市長(迫 俊哉) 秋元議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、市政運営について御質問がありました。

初めに、事業の厳選及び改廃した事業につきましては、平成31年度予算の編成に当たりましては、全ての事務事業について職員と議論を重ねながら、その必要性や有効性、事務事業に無駄がないのかを十分に検証し、選択と集中の観点で事業を厳選したものと考えております。

また、予算上改廃した主な事業名と効果額については、訪問先を厳選したことにより事業費を圧縮した小樽港物流促進プロジェクト事業費で、効果額は70万円。事業効果を検証した結果、終了することとしたアンテナショップ展開事業費で、効果額は62万5,000円。費用負担のかからない手法を検討すべきと判断し予算計上を取りやめたスポーツ選手交流事業費で、効果額は44万1,000円となっております。次に、今年度の除排雪につきましては、平成29年度のような事後保全的な排雪作業から予防保全的な早期の排雪作業に改めるとの方針のもとで、バス路線や主要通学路を優先した排雪作業を小・中学校の始業式前に行うなど、適切なタイミングで実施したものであります。

このことは、庁内連絡会議や除雪ステーション会議を通じて、状況を的確に把握した上で、排雪の時期や規模の方針を明確にし、具体的な排雪協議が速やかに整ったためと考えております。

次に、排雪作業の判断日数につきましては、先ほど申し上げたとおり、協議を円滑に進めてきたことにより、2月15日までで協議簿の提出から排雪作業の判断までの平均日数は約2日となりました。

また、除雪ステーション会議は、これまで11月に1回、12月に2回、1月に2回、2月に1回の計6回開催しております。

次に、置き雪対策につきましては、本市では道路の雪を両脇に堆積していくかき分け除雪で行っており、自宅前の置き雪の処理については各家庭で処理されるようお願いしているところであり、市民の皆様の負担となっているものと認識しております。

除雪後の置き雪処理の負担軽減については、今後、雪対策にかかわる基本計画を策定する中で、どのような仕組みで行うことが可能なのか、御提案の方法も参考に懇話会などを通じて、市民の皆様の御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

次に、防災行政無線整備事業の概要につきましては、平成 31 年度は津波避難対象地域となっている沿岸部に全 38 局のうち、屋外放送用の拡声子局を 13 局、災害対策室に親局、消防指令センターに副局を設置する計画であります。

また、予算の内訳につきましては、工事請負費が約1億4,600万円、無線通信システムの専門技術者に施工管理を委託するための費用が約400万円となっております。

次に、今回整備する防災行政無線のブラックアウト対策につきましては、停電時に屋外拡声子局を稼働させるため、3日分、72時間に対応したバッテリーを装備することとしております。

また、拡張機能につきましては、FMおたるへの割り込み放送、指定避難所に配備している無線機への転送、テキスト形式による登録制メールへの配信、多言語放送、地区別放送などを備えることとしております。

次に、設備の耐用年数につきましては、設置場所や使用頻度にもよりますが、全国的に防災行政無線の多くは10年から20年の間で更新が行われており、実施設計時におけるメーカーからの聞き取りではおおむね15年との説明であったことから、本市としてもおおむね15年と見込んでおります。

また、ランニングコストにつきましては、保守点検費用及び電波使用料など、システム全体で年間約400万円、38の拡声子局のバッテリー更新が5年ごとに約1,100万円と見込んでおります。

次に、SDG s についての庁内議論などにつきましては、現時点で全庁的な議論や職員に対する研修等は行っておりませんが、関連イベントやセミナーについての情報周知は行っております。なお、2月13日に東京で開催された第1回地方創生SDG s 国際フォーラムに東京事務所長を出席させ、情報収集を行ったところであります。

次に、総合計画とSDGsの関係につきましては、SDGsの目標を達成していくためには、未来を目指して総合的に取り組む必要があると認識しております。総合計画はまちづくり全般をテーマとしておりますので、その着実な推進はSDGs 達成に寄与するものと考えております。

次に、SDGsに対する取り組みにつきましては、国では地方創生の実現という観点から、昨年 12 月に改訂したまち・ひと・しごと創生総合戦略において、SDGs達成に向けた取り組みを初めとする現在と未来の社会的変化を見据え、次期総合戦略策定の準備を開始するとしております。

そのため、本市の次期総合戦略策定に当たりましては、SDGsの理念も踏まえながら進めてまいりたいと考えております。

○議長(鈴木喜明) 次に、2項目めの質問に入ります。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 1番、秋元智憲議員。

(1番 秋元智憲議員登壇)

〇1番(秋元智憲議員) 事業継続マネジメントと事業継続計画について質問いたします。

近年多発している災害を初めとする緊急事態に対応していくため、国や各省庁が積極的に自治体や企業などに対して、緊急時に事業を継続するための対応、対策を進めるよう発信しております。これまでの経緯として、政府は平成17年、21年、25年と3度にわたり事業継続ガイドラインを改定してきました。特に平成25年に改定された事業継続ガイドライン第3版では、東日本大震災の教訓、平常時からの取り組み、継続的な改善の重要性を踏まえ、事業継続マネジメント、いわゆるBCMを前面に押し出し

た改定となりました。

初めに、事業継続マネジメント、BCMについてです。

事業継続マネジメントは、1970 年代に情報システムが企業に入り始めたことで認識されるようになり、その後アメリカやイギリスでのテロがきっかけとなり、平常時から事業の中断に備えることの必要性の認識が高まったといいます。

また、2001年に起きた 9.11 同時多発テロでは、BCMを実施していたことで、代替拠点での早急な 復旧を果たした企業と、そうでない企業が事故後に事業復旧する速さに著しい違いもあり、経営状態の 格差が明確になったとも言われ、BCMが大きな注目を集めるようになりました。

日本においては、なかなか認識が深まらない中、平成 16 年の新潟県中越地震で被害を受けた半導体工場の復旧に時間がかかり、経営問題に直結する問題が起き、平成 19 年の新潟県中越沖地震でもエンジン部品工場の被害で多くの自動車メーカーに影響が出たことから、BCPの策定の認識が高まりました。

BCMは、あらゆる環境の変化に応じ、継続的に改善し、発展させる狙いがあり、まずは方針の策定、分析検討、事業継続戦略、対策の検討と決定、BCPの策定、事前対策及び教育訓練の実施、見直し、改善のサイクルでマネジメントするものであり、BCPはBCMの一部であり、BCP単独の計画では本来の機能を発揮することはできず、BCMとセットであることに本来の意味があるものと考えます。

国が示した事業継続ガイドラインで、BCMは経営戦略との位置づけからも本市における事業継続マネジメント策定に着手するべきであると考えますが、迫市長のお考えを伺います。

次に、事業継続計画についてです。

災害時や感染症の拡大など、緊急事態から市民の安全を担保するのは、国はもちろん、自治体としての最優先事項であり、安心して市民生活を送れる環境を維持できるようにすることは自治体としての重要な役割であります。

平成 29 年に消防庁が公表した地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果では、業務継続計画を策定済みとしたのは都道府県が 47 団体 100%であり、市町村では 29 年度内の策定予定を含めると 1,407 団体、80.8%になっております。

また、平成26年に閣議決定された国土強靭化基本計画では、企業連携型BCP、BCMの構築促進などが盛り込まれました。

また、国土強靱化アクションプラン 2014 では、最悪事態とされるサプライチェーンの寸断による影響も示されており、サプライチェーンを確保するため、企業ごとの企業連携型BCPの策定が求められております。

このような状況の中で、先ほど紹介した平成29年の消防庁の調査で、業務継続計画が策定済みの自治体にカウントされている本市としては、業務継続に関する重要6要素のうち一部規定が文書体系として地域防災計画に定められているとはいえ、肝心な非常時優先業務の特定、非常時優先業務ごとの役割分担が明記されておりません。

昨年9月の胆振東部地震を経験し、改めて緊急時の業務継続の視点で、早急に小樽市としてのBCPの策定を進めるべきだと思います。

私が事業継続計画について初めて質問した平成21年第3回定例会の代表質問当時に比べると、BCPに対する認知度も上がっているものと感じますが、当時は厚生労働省が示したインフルエンザのパンデミック期間中における欠勤者が40%になる可能性があり、限られた人員で必要最低限の業務をいかに継続するか、業務の継続、中断、再開までの計画策定が求められていたことから、本市の当時の状況や業務体系についても質問してきましたが、BCP、BCMは防災計画と混同し議論されることも多々ある

ようなことも指摘されております。

本市としてのこの二つの計画の違いについて、どのような認識をお持ちなのか伺います。

また、本市として既に小樽港におけるBCPについて、平成28年度に370万円の予算で策定済みだと 認識しておりますが、現在の本市や本市機関における策定状況と策定済みのものの予算、手法について 御説明ください。

私が平成24年に質問した際には、国土交通省が津波対策で126港に事業継続計画策定を求めるとの記事を紹介し、小樽港のBCPの策定とともに小樽市としてBCPの策定についても提案しております。

当時の総務部長だった迫市長からも、BCP策定も視野に入れながら取り組むとの答弁がありましたが、迫市長が誕生し備えるという点で言えば、事業継続計画策定はなくてはならないものであると考えます。迫市長のお考えを伺います。

次に、安全で安心できる市民生活を実現するために市内企業の協力は欠かせないものと感じますが、 国としても国土強靱化基本計画に各企業のBCP策定を求める内容を盛り込んだように、市内企業への BCPの説明、周知、策定、相談窓口の設置などが必要になるものと考えます。

これまで、本市では平成20年10月に市内医療機関や事業者に対し、BCPに関する説明会を行っており、当時医療品卸業の1社が計画を策定済みであったと記憶しております。その後の市内医療機関、事業者等の策定状況をお知らせください。

また、BCP策定についてかかわってきた実績があれば、その内容について御説明ください。

栃木県真岡市では、企業や団体が災害発生時の対応をあらかじめ定めた事業継続計画の策定推進都市を宣言いたしました。この宣言は全国の自治体で初めてであり、中小企業や介護施設などのBCP策定を積極的に支援し、まち全体の防災力強化を目指すとのことです。栃木県は、2020年度までに全市町での策定を目指しており、真岡市では昨年3月に地震や風水害、原子力災害に備えたBCPが策定されました。

推進都市宣言に当たり、真岡市ではBCP策定状況をつかむため、市内1,026事業所に対してアンケート調査を実施し、370件の回答があり、BCPを「策定済み」が93件、「策定中」が161件で約7割に上ったそうです。検討しているとの回答も43件あり、策定、改定に対する支援については、「支援してほしい」が151件、「説明をきいてみたい」が111件だったとのこと。真岡市によれば、大手の中堅の製造業などは既に策定を終えており、今回の策定推進都市宣言を機に中小企業や個人事業主にも広がるよう後押ししたいとしております。

今後、県のBCP策定支援プロジェクトとの連携を強化し、昨年8月から啓発用のポスター配付やセミナー開催を通して周知を図ったといいます。また、新たにBCPを策定する際には、県と協定を結ぶ大手保険会社から個別指導が受けられるようにもなりました。

事業継続計画の策定推進都市とまではいかなくとも、まずは本市として市内企業の計画の策定状況が進んでいるのか、進んでいないのか把握するべきです。その上で、計画策定推進に向けた取り組みも行うべきと思いますが、いかがですか。

先日の北海道新聞の記事によれば、道内中小企業を対象にアンケートを実施したところ、BCP「策定予定なし」との回答が35.8%で、「策定方法がわからない」が理由の半数を占めたとのこと。策定に必要な支援策としては、セミナーによる策定方法の説明や専門家の派遣を求める回答が多かったそうです。

このことからも、小樽市だけではなく、さまざまな支援策を講じ、民間の企業や団体の協力を得て計画策定を進めることが市民の安全・安心につながると思いますが、市長のお考えを伺います。

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

〇市長(迫 俊哉) 秋元議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、事業継続マネジメントと事業継続計画について御質問がありました。

初めに、BCM、いわゆる事業継続マネジメントにつきましては、BCP、いわゆる事業継続計画を継続的に運用する上で必要となる計画、実行、評価、改善を行うPDCAが主となり、本市において事業継続計画を策定する場合にはこれらの概念が必要となりますので、策定の段階において検討してまいりたいと考えております。

次に、防災計画と事業継続計画の違いにつきましては、地域防災計画は災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、災害予防、災害応急対策、災害復旧などについて実施すべき事項を定めております。

一方、事業継続計画は、災害時に行政みずからも被災し、人、もの、情報など利用できる資源に制約のある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定し、その業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保などをあらかじめ定めるものであり、地域防災計画の実効性を補完するものと認識しております。

次に、本市における事業継続計画の策定状況等につきましては、平成30年度現在で、産業港湾部、水道局、消防本部、病院局が策定済みであり、このほか保健所が策定中であります。

また、策定済みの事業継続計画についてですが、産業港湾部の小樽港港湾BCPについては、28年度に業務委託により素案を作成するとともに、小樽港に関係する機関、団体等で構成する小樽港港湾BCP協議会を設置して、協議会の合意を経て策定したものであり、策定に要した費用は336万1,000円であります。

水道局の小樽市水道局上下水道BCPについては、27年度に職員で構成する委員会で策定したことから、費用は生じておりません。

消防本部の小樽市消防本部新型インフルエンザ業務継続計画については、21 年度に国が示したマニュアルを参考に職員が策定したものであり、費用は生じておりません。

病院局の小樽市立病院事業継続計画については、27年度に職員で構成するワーキンググループで策定 しており、費用は生じておりません。

さらに、保健所が策定中の(仮称)小樽市保健所業務継続計画についても、職員で策定を進めており、 費用は生じておりません。

次に、事業継続計画の策定につきましては、災害時においても市民生活に対する行政サービスを提供するため、市の機能を維持することが大変重要と認識しており、新年度から策定に向けた調査、検討に着手してまいりたいと考えております。

次に、市内医療機関、事業所等の事業継続計画策定状況につきましては、現在、病院・診療所 45 カ所、薬局 37 カ所、訪問看護ステーション 3 カ所が新型インフルエンザ等感染症の事業継続計画を策定しております。

また、保健所では、市内 100 医療機関に対し、国の新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画作りの手引きについて情報提供を行い、事業継続計画策定を促したところであります。

次に、市内企業の事業継続計画策定状況につきましては、現在のところ把握しておりませんが、特に 昨年9月の胆振東部地震以降、計画の重要性がうたわれるなど、関心も高まっている状況にあると推測 しておりますので、今後、経済団体等とも協議しながら現状の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、事業継続計画の策定促進につきましては、経済産業省北海道経済産業局や北海道などがセミナー開催や専門家派遣などの取り組みを進めておりますので、こうした取り組みの周知に努めるとともに、さきの胆振東部地震では、大規模な停電による事業活動への影響も大きかったことから、ただいま答弁いたしました計画策定状況の把握などを踏まえながら、今後の取り組みに向けて市内の経済団体、業界団体、金融機関などと意見交換を進めてまいりたいと考えております。

○議長(鈴木喜明) 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 1番、秋元智憲議員。

(1番 秋元智憲議員登壇)

○1番(秋元智憲議員) 地域コミュニティについて質問いたします。

地方自治法第260条の2で定義される地縁的なつながりによる地域コミュニティは、少子高齢化、核 家族化、人口減少などにより衰退が懸念されており、衰退に伴う影響は地域の安全・安心をも脅かす問 題でもあり、早急な対策と対応が必要です。

私も市民や特に町会関係者から、地域住民のために行ってきた町会活動や行事などについての相談をいただく機会がふえ、危機感を覚えます。主な相談内容は、活動の中心になってきた役員の高齢化、役員のなり手不足、町会加入世帯の減少などにより、活動や行事を縮小せざるを得ないという問題についてであります。

市では今後、人口減少対策をこれまで以上に積極的に取り組んでいくことと思いますが、人口減少対策の一つの視点として、地域コミュニティの再生と活性化は重要なポイントだと思います。

小樽市自治基本条例において、コミュニティを「地域を単位とする町内会、ボランティア団体その他の市民が心豊かに暮らすために主体的かつ自立的に活動する組織又は団体」と定義し、コミュニティは重要で欠かすことのできない存在として捉え、市民、議会、市がその重要性を認識して、守り育てることや支援などに努めるとしています。また、「コミュニティがまちづくりにとって重要であることを認識し、守り育てる」ともしております。

そこで、まず、自治基本条例の協働によるまちづくりの推進、第9条第2項に規定されるまちづくりに関する情報の提供、参加する機会の提供では、コミュニティへの参加という観点でどのような参加機会の提供をされてきたのかお知らせください。

また、第 10 条の市民がコミュニティを守り育てるために、市は具体的にどうかかわってきたのか伺います。

次に、先ほどの市民からの相談にもあった町会役員の高齢化となり手不足についてです。

昨年末の本市の高齢化率は 39.72%であり、今後もしばらくはこの状況が続くものと感じますが、迫 市長は市職員を退職され、市長に就任するまでの間、多くの市民から市に対するさまざまな意見や要望、 苦情などを直接聞いてこられたと思います。実際に生の市民の声の中には、地域コミュニティの維持や 衰退を感じさせる話もあったのではないでしょうか。

それらを踏まえ人口減少と高齢化が進むことでどのような問題が生じていると感じていますでしょうか、市長の御所見を伺います。

次に、地域コミュニティへの市職員としてのかかわりについてです。

自治基本条例第19条第3項には、「職員は、自らも市民としての自覚を持ち、幅広い視野で積極的に

まちづくりに参加するよう努めます。」とされております。 市職員が地域コミュニティにかかわることは、以前から多くの市民から聞いてきた要望でもありますし、小樽市自治基本条例検討委員会では、コミュニティについて、幾つかの町会では支援員制度が使いづらいという意識がある、また、それとともに条例の趣旨であるコミュニティへの必要な支援を具体の制度としてどのように進めていくか検討が必要との指摘もありましたが、支援員制度を改善すべくどのような検討がされてきたのか伺います。

また、現状での支援員制度の活用町会数と支援員数について御説明願います。

平成24年第2回定例会の私の代表質問への中松元市長の答弁では、平成19年10月に町会の自主性と自立性を尊重しつつ、市と市民との協働のまちづくりを推進するために設けられたものであり、支援員は、町会行事や地域イベント等における支援、町会の課題に対する相談、助言及び関係部局との連絡調整、市に対する町会の要望等の受け付けを行っている。課題としては、本来は地域の実情に精通している職員を配置することが望ましいものの、職員の居住地に偏りがあり、その地域に居住していない職員を配置せざるを得ないことがあるとのことでありました。

この課題については、どのように解消されたのかお知らせください。

また、予算特別委員会の質問では、当時の支援員は管理職のみに限定されており、理由としては支援 員の業務を公務と位置づけているので、時間外手当が発生する。このことは避けては通れない問題との ことでありました。

自治基本条例で職員の責務が規定されたことにより、積極的にコミュニティやまちづくりにかかわることで時間外手当が発生することもあり得るということなのか、現在の支援員の位置づけと時間外手当についてどのように整理されたのか伺います。

また、幅広い視野での積極的にまちづくりに参加とは、どういう活動をイメージされているのか御説明ください。

次に、町会の加入世帯と加入率についてです。

先日、担当課に伺ったところでは、本市の町会加入世帯は平成5年の5万7,956世帯がピークであり、加入率で言えば昭和62年の92.1%が最高となっています。町会数も最高が平成16年の157町会となっています。人口減などの理由により、町会の廃止、統合が理由で平成30年は151町会、加入世帯は4万6,256世帯、加入率は72.2%まで減少しています。平成30年7月末の世帯数は6万4,107世帯ですから、1万7,851世帯が未加入です。

まず、この現状を踏まえ、市としてどのような考えをお持ちなのか伺います。

また、未加入世帯に対して、市としてどのようにさまざまな情報を提供しようとしているのか、現時 点での情報の提供策と今後の考えについて御説明願います。

人口減少により、町会数や世帯数が減少していくことはすぐには解消できないものの、加入率向上については各自治体がさまざまな取り組みをされております。

北九州市のように各自治会単位で独自の加入推進の取り組みを行っているところや、東日本大震災を 機に町会や自治会に加入、応援することを目的とした条例制定も行われてきております。

本市では、市外からの転入届時にパンフレットなどを配付し、町会への加入促進に努めていると思いますが、その効果についてはどのように分析しているのか伺います。

自治基本条例第 12 条、「市民は、一人一人の自由意志に基づいて、まちづくりに参加することができます。」とし、市民の権利を明記し、第 13 条では、「市民は、まちづくりについて関心を持ち、それぞれの可能な範囲において、まちづくりに参加するよう努めます。」と市民の責務を明記しております。

コミュニティに定義される町会だけに絞って言えば、市として加入世帯増と加入率向上に向け、今以

上に積極的に取り組む必要があると思いますが、いかがですか。

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

〇市長(迫 俊哉) ただいま、地域コミュニティについて御質問がありました。

初めに、コミュニティ参加への機会の提供につきましては、町会、杜のつどい及び老人クラブの活動などの紹介や加入について市民の皆様へお知らせしてきたところです。

また、コミュニティを守り育てるため、町会に対する財政的な支援や個性豊かなふるさとまちづくりを進めるふるさとまちづくり協働事業など、市民の自主的なコミュニティ活動を支える施策を行ってきたところであります。

次に、人口減少と高齢化が進むことで地域コミュニティに生じる問題につきましては、町会の会員数が減少することなどで町会の活動費が減少し、これまでの活動を縮小、または中止せざるを得なくなることや、高齢化によって町会活動への参加者が減少することが懸念されると認識しております。

次に、支援員制度の検討につきましては、本市の支援員制度は町会が役員の高齢化やなり手不足等の問題を抱えていたことから、市の職員を配置して、個別の町会における活動支援や課題等の相談窓口となることを目的として平成19年度に創設されたものであります。制度発足から10年が経過しており、町会を取り巻く状況の変化や本制度についての周知不足もあることから、総連合町会と見直しについて事務レベルでの話し合いを始めたところであります。

次に、支援員制度を活用している町会の数と支援員の数につきましては、現在 23 の町会に対して、職員各1名を配置しております。

次に、支援員の配置につきましては、御指摘のとおり各町会に居住する職員を地域の支援員として配置することが望ましいものと考えておりますが、支援員の配置を要望している町会に職員が居住していない場合については、別の地域に居住している職員を配置しているケースが依然として存在しているのが現状であります。

次に、地域コミュニティに対する職員のかかわりにつきましては、まず自治基本条例で定める職員の 責務としての積極的なコミュニティやまちづくりへのかかわりについては、業務としてではなく市民と してのかかわりであるため、時間外手当が発生するものではないと考えております。

一方、支援員については、小樽市町会活動支援員要綱により、町会活動の支援や町会の課題等の相談窓口として配置されるものであるため、業務としての位置づけとなることから時間外手当の対象になるものではありますが、支援員は管理職にある職員をもって充てておりますので、時間外手当の支給はありません。

次に、小樽市自治基本条例に規定する幅広い視野で積極的にまちづくりに参加という職員の責務につきましては、まちづくりを目的に実施されるさまざまなイベントや町会を初めとするコミュニティ活動などに職員が業務ではなく、市民としての自覚を持って参加することをイメージいたしております。

次に、多くの町会未加入世帯があることにつきましては、町会活動は1人でも多くの住民が参加、協力して運営していくことが望ましい姿であると考えておりますが、未加入世帯が多くなりますと、町会の活力低下につながることなどが懸念されると認識しております。

また、未加入世帯に対しての情報提供策につきましては、市では未加入世帯の把握はしておりませんので、現在特別な対策は行っておりませんが、市政の情報については、市民全体に向けてホームページ、

広報おたる、テレビ及びラジオの広報番組等を通じて広く情報発信に努めているほか、対象者が限定される情報については、個別に郵送などでお知らせをしております。

今後につきましては、どのような方策があるか、他都市の状況を研究してまいりたいと考えております。

次に、市外からの転入届時のパンフレット配付による効果につきましては、パンフレットを見た方から、自分がどの町会に該当するのか、加入する際の町会の連絡先等の問い合わせが市及び総連合町会事務局へ寄せられていることから、少なからず効果があるものと考えております。

さらに、平成 28 年度から市内転居者にもパンフレットの配付を開始したほか、29 年度からは市ホームページ内に町会に関する情報を新たに掲載し、パンフレットのダウンロードを可能にするなどの取り組みを行っており、さらなる効果を期待しているところであります。

次に、加入世帯増と加入率向上の取り組みにつきましては、地域コミュニティの機能強化は重要な課題と捉えており、積極的に総連合町会と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(鈴木喜明) 次に、第4項目めの質問に入ります。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 1番、秋元智憲議員。

(1番 秋元智憲議員登壇)

〇1番(秋元智憲議員) コンテンツの活用と観光問題について質問いたします。

初めに、コンテンツの活用についてです。

昨年11月、会派視察で京都市のコンテンツ産業振興に向けた指針について視察してまいりました。京都市では、今後さらなる市場の成長が見込まれる漫画、アニメ、ゲーム、映画、映像などに関する産業をコンテンツ産業と位置づけ、見本市の開催や人材育成、商品化の支援を行うとし、有識者や市民、事業者の意見を踏まえ、コンテンツ産業の振興に向けた指針を策定いたしました。近年の報道を見ていても特に海外でのコンテンツ産業の需要はふえており、経済産業省コンテンツ産業課の資料によれば、2020年のコンテンツ産業の世界市場規模は81兆円と試算され、国としてもコンテンツ産業の保護や海外における我が国の文化の理解を図るため、法整備も行っております。

コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第3条の基本理念には、「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する施策の推進は、情報記録物、高度情報通信ネットワークその他の手段を介して提供されるコンテンツが国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであり、かつ、海外における我が国の文化等に対する理解の増進に資するものであることにかんがみ、コンテンツの制作者の創造性が十分に発揮されること、コンテンツに係る知的財産権が国内外において適正に保護されること、コンテンツの円滑な流通が促進されること等を通じて、コンテンツの恵沢を享受し、文化的活動を行う機会の拡大等が図られ、もって国民生活の向上に寄与し、あわせて多様な文化の創造に資することを基本として行わなければならない。」とし、同法第5条、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」としております。

初めに、市としてコンテンツについてどのような認識があるのかお聞かせください。

また、この法でいう地方公共団体の責務について、どのような受けとめをされているのか伺います。 次に、市としてコンテンツ産業をどう活用していくかについてですが、以前より小樽は、映画やテレビドラマ、漫画、アニメの舞台となり、国内のみならず海外でもその映像を見たことがきっかけとなり、 小樽を訪れる観光客も少なくないと思いますし、近年では聖地巡礼として撮影場所や描かれた現場を訪 れる観光客もいます。小樽においても聖地巡礼などが目的の観光客数がふえているものと感じます。今後のコンテンツ産業の発展や振興といった観点で、市としてこれらの情報を一元管理していくような取り組みが必要ではないでしょうか。

その上で、市ホームページやSNSを活用して情報発信をし、観光資源として活用することが重要になっていくと思いますが、市長の御見解を伺います。

また、市はこれらの撮影場所や描かれた場所などの情報を集約するようなことはされているのか伺います。

コンテンツツーリズムなどがこれまであったのか、市が把握しているものがあればお知らせください。 本市では、以前より小樽フィルムコミッションが活動されてきており、それに伴うロケ誘致活動の状況についても御説明願います。

また、小樽フィルムコミッションの行った効果についてお知らせください。

次に、漫画、アニメについてです。

内閣府知的財産戦略推進事務局が外国人に対して行った、「あなたが日本に興味を持ったきっかけは何ですか」、という調査結果は大変に興味深い内容でありました。調査は、22項目から三つ選択するというもので、「アニメ・マンガ・ゲーム」や「映画・テレビ番組」「音楽」「日本食」「観光」といった項目があり、欧州、アジア、北米の三つの地域に分けられております。日本に興味を持ったきっかけとして、欧州とアジアで1位となったのが、「アニメ・マンガ・ゲーム」であり、欧州では75%、アジアでは56.5%と群を抜く結果となっております。また、北米では、日本食の27.78%に次ぎ、23.15%で2位という結果です。

このことからも、海外における関心が高いのがわかります。間違いなく今後日本の漫画、アニメ、ゲームといったコンテンツが今以上に世界の方々に影響を与えることは言うまでもありません。

そこで重要になってくるのが、小樽市としてこの結果をどう政策に反映していくかだと考えます。これまで小樽では、アニメパーティーやパネル展などを行ってきたことは認識していますが、これらの情報などを整理したことはありますでしょうか。もしあれば、その内容について御説明願います。

また、これまで漫画やアニメの作者とイベント開催や作品の使用についてコンタクトをとったことなどがあればお知らせください。

最近では、小樽の文化や町並みなどを作品で描いている作家の方もおり、皆さん御承知のとおり「ゴールデンカムイ」は国内のみならず、海外でも大変人気の漫画ですし、昨年の報道では「ゴールデンカムイ」の外国版が20の国と地域で出版され、イギリスでは日本文化の研究者が内容を評価し、アイヌ文化の魅力が世界へ発信されており、大英博物館の学芸員も興味を示しているとのことです。

また、ことし5月から8月に大英博物館で開かれる日本の漫画展のシンボルに選ばれ、昨年から告知 用の垂れ幕が使用されたことにより、「ゴールデンカムイ」の知名度は高まっております。

また、「聖樹のパン」は小樽を舞台とした漫画であり、小樽の町並みが細部にわたり描かれております。何より、作者の山花典之氏は小樽の出身でありますし、山花氏も小樽観光の一助になればとのお考えで協力したい旨、お話をいただきました。

以前開催したパネル展をさらに一歩進めて、市と「聖樹のパン」のコラボで新しい取り組みをし、発信する。また、小樽観光のみならず、小樽出身のアーティストを市として応援する、このような取り組みができないでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

さきに紹介したコンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律でも、「地方公共団体の区域の 特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とあることからも、小樽の特性 を生かした自主的な施策を進めていただきたいと思いますが、いかがですか。

次に、観光問題についてです。

平成 29 年の観光入込客数は、14 年ぶりに 800 万人を超え、806 万 1,600 人となりました。海外からの外国人宿泊客数は 20 万 5,587 人と前年より 120.3%の伸びであります。市内経済のことを考えても、観光入込客数がふえることは大変喜ばしいことですが、一方で外国人観光客がふえることにより、一部の地域でトラブルも起きております。

南小樽駅から三本木急坂、メルヘン交差点までの道路では多くの外国人観光客が通行しておりますが、 文化やマナーの違いなのでしょうか、特に冬は横一列に広がり、車が通れずにクラクションを鳴らす場 面も見られるとのことです。

また、この通り沿いに住んでいる方は、自宅車庫から車が出せず困っている、外出して車を車庫に入れる際も全くよける様子もない、声が大きい上に近くに民泊もでき心配だといいます。市も観光都市宣言をするのであれば、こういう問題にも目を向けるべきだと。この地域に住んでいることがストレスになっているとお叱りの言葉をいただきました。

市としてこのような状況は把握されているのか伺います。

また、何か対策をされたことはあるのかについても御説明願います。

次に、外国人観光客に対するマナーの啓発についてです。

以前、経済常任委員会で視察した京都市では、外国人観光客に対するマナーの啓発を行っており、トイレのマナー啓発看板や道路に広がって歩く観光客と車の事故防止のために右側通行を促すピクトグラム高札が設置され、効果があるとのことでありました。

本市においても住民とのトラブル防止のためにマナー啓発看板の設置をするべきだと思いますが、市の考えを伺います。

また、観光客が活用している観光マップやマナー啓発看板については、平成26年観光庁が発表した観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドラインでは、「我が国の多言語対応のレベルが、統一感を持って、着実に向上していくよう期待する」とされており、本市もガイドラインに沿った形の整備が必要であります。お考えを伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

(泊 俊哉市長登壇)

〇市長(迫 俊哉) ただいま、コンテンツの活用と観光問題について御質問がありました。

初めに、コンテンツについての市の認識につきましては、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に 関する法律の基本理念にあるとおり、コンテンツが国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであり、かつ、海外における我が国の文化等に対する理解の増進に資するものと承知しております。

次に、地方公共団体の責務につきましては、法の第5条の中で、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施する責務を有するとうたわれていることから、本市の持つブランドカや歴史、文化、自然、景観、食の魅力などを生かしたコンテンツの活用を図ることが本市の責務となるものと考えております。

次に、ホームページやSNSを活用した情報発信につきましては、コンテンツを戦略的に活用するために情報を一元管理した上で、ホームページや会員制交流サイト、SNSにより発信することはコンテ

ンツを観光資源化するための非常に効果的な取り組みであると考えております。

次に、撮影場所等の情報集約につきましては、これまで本市で撮影された映画やテレビドラマ、コマーシャル、ミュージックビデオ、漫画等の舞台などの情報集約は市が事務局を担い撮影を支援している 小樽フィルムコミッションで行っております。

次に、これまでのコンテンツツーリズムにつきましては、本市で撮影された映画「Love Let ter」や「探偵はBARにいる」のほか、人気テレビ番組などの効果により観光客が訪れておりますので、本市においてもコンテンツツーリズムが生まれているものと認識しております。

次に、小樽フィルムコミッションの活動と効果につきましては、これまでもロケ誘致活動に努めてきたところであり、とりわけ平成30年度は東京で開催されているロケ地と地域グルメの祭典、全国ふるさと甲子園に出展し、本市が有する数多くの撮影素材や新千歳空港、札幌市からのアクセスのよさを首都圏の映画監督やプロデューサーなどの映像制作者、芸能事務所等にPRしております。

なお、平成 30 年 4 月から 31 年 1 月末のロケ件数は 97 件で、平成 29 年から 30 年までの同じ時期と比較して約 50%の増となっております。

次に、漫画やアニメ関連イベントの情報につきましては、市としては一元的な整理はしておりません。 次に、漫画やアニメの作者とのコンタクトにつきましては、図書館では「聖樹のパンと小樽のパン屋 さん」特別展示の実施の当たり、原作者と企画の相談のなどを行ったほか、現在、観光振興室で「聖樹 のパン」を活用したコンテンツツーリズムを企画するための打ち合わせを行っているところであります。 次に、「聖樹のパン」と連携した新たな取り組みにつきましては、平成31年度は国の事業を活用し、 コンテンツツーリズムとして「聖樹のパン」と市内のベーカリーを組み合わせ、ロケ地マップやショー トムービーを製作・発信するなど、ブレッドツーリズムの構築を進めます。

また、「聖樹のパン」の原作者である山花典之氏を初めとする各分野で幅広く活躍している本市出身のアーティスト等の応援につきましては、私としてもさまざまな機会を捉えて行ってまいりたいと考えております。

次に、特性を生かした自主的な施策につきましては、コンテンツツーリズムの推進はロケ地めぐりの 効果による本市への誘客推進はもとより、ロケ隊の本市滞在時の消費行動による経済効果、さらには放 映等のメディア露出が大きな広告効果を生むことにつながるものであります。

今後も、本市の特性である歴史・風情や町並みとコンテンツを組み合わせたイベントなどを行ってまいりたいと考えております。

次に、外国人観光客増加によるトラブルにつきましては、市内で交通ルールやマナーの違反が起こっていることは承知しております。この対策としましては、現在、市のホームページとアジアの 12 カ国にサーバーを持つ民間情報サイトに交通ルールや本市で発生しているマナー違反に関する記事を掲載し、注意喚起に努めているところであります。

次に、マナーの啓発看板の設置につきましては、外国人観光客にマナーの啓発を行うことは必要であると考えており、既に2月上旬に船見坂、堺町通りに合計 18 枚の注意ポスターを掲示したところであります。今後も必要な箇所への掲示について検討してまいりたいと考えております。

次に、観光マップやマナーの啓発看板につきましては、平成26年に策定された観光庁のガイドライン に沿った形で表記、整備してきておりますが、今後も統一感を持った表記、整備に努めてまいります。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(鈴木喜明)** 1番、秋元智憲議員。
- **〇1番(秋元智憲議員)** それでは、何点か再質問させていただきます。

初めに、予算上改廃した主な事業を幾つか紹介していただいたのですが、例えばアンテナショップですとか、スポーツ選手との交流ですとか、物流コストの話もされておりましたけれども、その辺をまとめたものとかを議案説明のときに見せていただいたほうが、どういう有効性ですとか、必要性とか、十分検証されたと言いますが、どういう事業をどういう理由で改廃したのかというのが見えないので、ぜひそれを説明していただくために、議案説明の際にでもペーパーで出していただければわかりやすいのかというふうに思います。せっかく十分検証したのであれば、ぜひ議会に見える形で示していただきたいなと思います。これが1点。

それと、防災行政無線については、先ほど拡張機能のお話も伺いましたし、非常に沿岸部の方だけではなく、有効だなというふうに改めて感じましたけれども、少し心配なのが、更新の費用が 15 年間で大体 3,300 万円ぐらいですか、あと毎年保守点検に 400 万円かかるということで、大体 15 年ごとに 9,300 万円ほど更新費と保守点検費でかかるということで、非常に有効な手段であるがゆえに、この維持更新費に対しての捻出についてもしっかり取り組んでいただきたいというふうに思いますので、この辺のお考えももしあればお答えいただければと思います。

それと、地域コミュニティの件で、地域支援員の話をさせていただいたのは、私が平成 21 年に質問させていただいたときに、確かに管理職の方が支援員になっていただいて喜んでいる町会の方もたくさんいらっしゃいました。

ただ、先ほどお話ししたように、なかなか周知が行き届いていなかったということで、利用されていない町会もあったということが一つと、もう一つは、この地域支援員ということがなじまないのかもしれないのですけれども、一般の職員の方がどういうふうに地域とかかわっていくのかということが非常に感じている部分なのです。確かに、町会への強制的な加入ですとか、こういうことは法律上できませんから、そういうことはわかった上でなのですけれども、自治基本条例の中で職員の責務として積極的にかかわるという、まちづくりに参加するということで定義されていますから、ぜひ職員の方がもう少し地域にかかわっている状況なども市として把握していただきたいなと。

もし、自治基本条例の趣旨ですとかを理解されていない職員の方がいるのであれば、しっかり周知の ほうもお願いしたいなというふうに思います。

最後の一つがコンテンツの話で、コンテンツツーリズムの話の中で感じたのが、観光客ももちろんそうなのですけれども、市長も以前一緒に韓国の総領事の方とお会いしたときに、「Love Letter」の話をされて、小樽の方は結構知らない方が多いというお話をされていました。

そういう部分では、観光客もそうなのですけれども、市民に対してもこのコンテンツの情報を発信していくという機会を考えていただきたいなというふうに思います。

この点について、再質問といたします。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(鈴木喜明)** 市長。
- **〇市長(迫 俊哉)** 秋元議員の再質問にお答えをいたします。

4点ございましたけれども、私からお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど御答弁させていただいた改廃された事業について、議案説明の際にあらかじめ説明をいただき たいということでございました。

それについては、そのように対応させていただきたいというふうに思っておりますので、あらかじめ 事業を改廃する場合については、その理由をしっかりとあらかじめ御説明させていただきたいというふ うに思っているところでございます。

それから、行政防災無線の関係でございます。

確かに、更新費用も含めてランニングコストが高額だということは私どもも認識しておりますけれど も、これにつきましてはどういった形で費用が捻出できるかどうか、いろいろな部分で工夫をさせてい ただきながら維持していきたいなというふうに思っているところでございます。

それから、コミュニティの関係で地域支援員のお話がございました。

現実的には、基本的には管理職がかかわっておりますけれども、やはり一般職員についても、やはりまちづくりにかかわっていくということが必要だというふうに私どもも考えております。ただ、どの程度一般職員がその地域にかかわっているかどうかということの把握ということでございますが、これはどんな方法でできるかどうかわかりませんけれども、検討させていただければなというふうに思っているところでございます。

やはり、地域とかかわることによっていろいろな課題が見えてくるということでも考えておりますので、そういった意味でも可能な限り一般職員にも地域あるいはまちづくりにかかわってもらいたい、こういったことは心がけて、私からも話していきたいなというふうに思っているところでございます。

それから、コンテンツツーリズムについても御質問がございましたけれども、外向けだけではなくて、市民の皆さんにも同様にコンテンツツーリズムについて周知をということでございましたが、多くの方々に関心を持っていただく、その方々はさらに外に向けて発信いただくということで、相乗効果と言えるかどうかわかりませんけれども、波及効果も期待できるというふうに思っておりますので、市内外にわたって、このコンテンツツーリズムについて周知をさせていただきたい、このように思っているところでございます。

○議長(鈴木喜明) 秋元議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時40分

〇議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 22番、新谷とし議員。

(22番 新谷とし議員登壇) (拍手)

〇22番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して質問します。

初めに、市長の政治姿勢について質問します。

消費税10%増税についてです。

消費税 10%増税に対して、暮らしていけない、商売をやめなければならないなど、市民、事業者の不安や怒りが高まっています。消費税 10%増税の第1の問題は、増税の前提にしている家計消費も実質賃金も落ち込み、増税の前提が崩れていることです。国会審議で、平均実質賃金は 2012 年の 396.1 万円から、2018 年は 382.1 万円に落ち込み、しかも毎月勤労者統計調査の不正で 2018 年 1 月から 11 月の実質賃金は年間平均マイナス 0.5%となることも明らかになりました。国内総生産の 6 割を占める個人消費、実質家計消費支出は 2013 年 363.6 万円から、2018 年 338.7 万円と 25 万円も落ち込み、消費税 8 %増税前の水準を一度も回復していません。

第2は、軽減税率導入でも年収200万円未満の負担は年収1,200万円の6倍にもなり、逆進性が一層強まり、貧困と格差をさらに広げることです。

第3は、ポイント還元やプレミアム商品券の問題です。ポイント還元は、高齢者などはカードを利用しないから何の恩恵もないという声が圧倒的に多く、中小・小規模事業者は、カード読み取り機の設置やカード会社への手数料は業者負担になり、わずか9カ月間だけのために負担できないという多くの事業者の声です。プレミアム商品券にしても、ことし6月2日以降に生まれた子供が対象外になることが判明し、不公平感が生じています。

第4は、複雑な税率区分で生じる問題です。ポイント還元は、複数税率とセットになると買う商品、 買う場所、買い方によって5段階にもなり、複雑で混乱は必至です。

第5は、インボイス導入で、免税業者は取引から排除されかねないことです。日本商工会議所も軽減税率制度の導入はゼロベースで見直すべき、インボイス制度は廃止を含め慎重に検討すべき、日本スーパーマーケット協会など小売店3団体も消費税10%増税の再考を求めています。

(「国会でやればいいしょ、そんなの」と呼ぶ者あり)

小樽市の経済状況では、2018 年度第3・四半期小樽市経済動向調査結果の概況で、業況、売上、採算のDI値はいずれもマイナスで、前年同期比を下回り、特に採算はマイナス 24.4 と大きく落ち込み、市内景況は悪化しているとしています。消費税 10%増税は、前回の増税以降、長期にわたって続いている深刻な消費不況に追い打ちをかけ、日本経済に破局的な影響を与えることになりませんか。

五つの問題に対して見解、また、中小企業、小規模事業者が多い小樽経済に与える影響について見解 をお示しください。

除排雪についてお聞きします。

今年度は降雪量で昨年度を大きく下回っていることと、1巡目の排雪で道路状況はよい状態ですが、 地域によってばらつきがあります。各ステーションの排雪と予算の執行率をお示しください。

置き雪についてです。

高齢で身体障害者の方から、置き雪ができて始末に困るという苦情が寄せられています。現在、福祉除雪の一環として、置き雪対策業務が進められていますが、対象者は非課税世帯で自力で除排雪が困難な方などに限定されています。除雪が困難な人には、課税、非課税関係なく対応を検討すべきではありませんか。

雪押し場についてです。

第3種路線に面している住民は、雪を捨てる場所がなく困っています。今年度は、雪押し場は市内で何カ所増設されたのですか。

市民から民間が所有する空き地を市が借り上げて住民の雪堆積場にし、春にはその雪を市が排雪してはどうかという要望があります。この要望に応えることができないでしょうか。

貸出ダンプは、かかる経費は市民との協働事業として抜本的な制度の見直しを含めた検討を行い、第 3回定例会で補正予算として提案するとしていますが、市長の考える抜本的な制度の見直しとはどのようなものですか。

また、制度変更する場合の進め方もお示しください。

いずれにしても、制度を実施する以上、当初予算に計上し、過不足は補正予算で対応すべきではないですか。市長は雪対策基本計画を策定するお考えで、より充実した除排雪計画になると考えますが、計画策定に至った理由と条例にしなかった理由、進め方、策定時期を御説明ください。

市営室内水泳プール建設についてです。

駅前の再々開発に伴い、小樽駅前第3ビルにある市営室内水泳プールを廃止するとの情報を得、これは大変とプール視察に行くと、水中体操をしていた皆さんから、残してくださいと大きな声で要望され、

る始末でした。

私が 2005 年 10 月の建設常任委員会で取り上げ、存続を求めてから 14 年になります。

私は市営室内水泳プールの存続の運動にかかわり、議会での質問も最後になりますから、前向きな答 弁を期待します。

この間、小樽市室内水泳プールの存続を求める会の皆さんが集めた駅前の市営室内水泳プール存続を求める署名は3万6,000筆、その後の新市営室内水泳プール早期建設を求める署名を合わせて5万3,000筆に及び、個人、団体の陳情は、後志各地の水泳協会、全道の大学水泳部、障害者水泳サークル、市内の商店、病院、医師、大学教授、町会、PTAなど多方面の方々から3,800件が議会に提出されました。プール廃止で小樽市に6億8,000万円の補償金が入ったにもかかわらず、新市営室内水泳プールが建

設されず、署名に応じた小樽観光リピーターの方から、まだ市営プールができていないのとあきれられ

こうした長年の運動で、2015年の市長選では2人の市長候補がプール建設を公約にし、市議選後の第2回定例会では、新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方についての陳情が全会一致で採択されています。しかし、建設場所を含め、昨年8月の市長選挙後は改めて検討することになりました。

市長は5万3,000筆も集まった署名、全国の皆さんからの応援と室内水泳プールの存続を求める会の皆さんが13年間も運動を続けているのは、道理があるからだとお考えになりませんか。

代替施設として利用されている高島小学校の温水プールは、あくまで学校施設であり、一般利用できない時間制限や施設の狭小、交通の便など問題があります。しかし、高島小学校の温水プールの延べ利用者数は、2017年度は2万人を超えており、市内体育施設の中で総合体育館を除き一番多い利用です。利便性がよく、公認プールであればもっと利用がふえるのではありませんか。無形文化財に指定されている向井流の方から、高島小学校の温水プールでは練習ができないという声も寄せられています。

2月7日にプール存続の会の皆さんが市長と懇談した際、旧緑小学校の跡に体育館と併設することを検討しているとお聞きしました。今後の予定として、2019年第2回定例会で複数の公共施設の再編素案を示し、その後8月から10月にかけて市民との意見交換会を実施、2019年度末までに再編計画をつくるということですが、複数の再編素案に必ず市営室内水泳プールを入れ、場所は旧緑小学校跡と捉えますがいかがですか。

また、過疎対策事業債が終わる前の 2020 年度中には本格建設にかかれると考えますが、いかがですか。 長く待ち望んでいる市民要望に一日も早く応えるよう求めます。お答えください。

次に、米艦船の小樽港寄港問題についてです。

ことし1月4日付で小樽港長から小樽市長に、米艦船ミサイル巡洋艦アンティータムと揚陸指揮艦ブルーリッジ、1月9日付で掃海艦チーフの寄港と3隻相次いで通知されました。このうちチーフは寄港を取りやめ、アンティータムは商船が多く入港予定で岸壁の利用ができないことから、寄港先を石狩湾新港に変更しました。結果的にブルーリッジの入港のみとなりましたが、米艦船の一度に3隻の寄港通知は初めてです。

市長は、このことをどう受けとめましたか。

小樽港への外国艦船の入港は、記録のある 1961 年以来 91 隻目で、そのうち米艦船は 82 隻目です。多くが核兵器搭載可能艦です。今回の米艦船寄港の特徴は、これまでと違って船舶代理店が岸壁を手配し、希望する岸壁を記載しないなど、希望事項なしです。 なぜ船舶代理店が岸壁を手配し、希望事項なしなのですか。

朝鮮半島では、非核化と平和の流れが進んでいるにもかかわらず、2018年2月米国トランプ大統領が 核態勢見直し、NPRを発表し、中国、ロシア、北朝鮮、イランを名指しし、核戦略の近代化、強化を 推進しようとしています。重大なのは、小型で低爆発力の核弾頭や海洋発射核巡航ミサイルの開発を進めるとともに、米国や同盟国が通常兵器など核兵器以外による攻撃を受けた場合に、核攻撃する可能性を明記していることです。

海洋発射核巡航ミサイルの開発と配備が進めば、小樽港への核兵器搭載艦の寄港、通過による核持ち 込みの危険性は増大します。市長はこのことをどうお考えですか。

米国の核態勢の見直しについて、安倍首相は国会答弁で、日米同盟のもとで通常兵器に加え核兵器で守ることが大切だ。NPR、前提が変わるけれども、米国は非核三原則は理解していると発言していますが、非核三原則のもとでも日米間に核密約があることは周知の事実です。しかし、依然として廃棄されていません。

小樽港への米艦船寄港に対し、外務省はこれまでどおりの回答ですが、従来の小樽市の3項目の確認 は実行あるものかどうか疑問です。市長の見解を伺います。

港湾施設使用の権限は、港湾管理者、市長にあります。市長は、小樽港の安全を守り、商業港としての発展の上でも、さらには核兵器廃絶平和都市宣言を実効あるものにするため、神戸方式を進める考えはありませんか。

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

〇市長(迫 俊哉) 新谷議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、消費税 10%増税についてですが、御質問にありました五つの問題に対する見解につきましては、それぞれ複数の税率などによる複雑さなど、懸念される点は理解いたしますし、統計手法に関する報道もありますが、消費の落ち込みなど市場経済への影響を考慮し、軽減税率やポイント還元、プレミアム商品券などがその対策として盛り込まれるほか、複数の税率に対応するためインボイス制度が導入される予定と認識しております。

このたびの10%への税率の引き上げは、国民の社会保障に対する財源の確保を目的に実施されるものでありますので、可能な限り消費者や中小企業、小規模事業者への影響が軽減されるよう、国においては対策が講じられるものと考えているところであります。

また、市内経済に与える影響につきましては、本市の事業所はその多くが中小企業、小規模事業者であり、前回の税率引き上げ時に生じた駆け込み需要に伴う消費の反動減やインボイス制度の導入による影響などが懸念されることから、増税後の市内経済の状況について、その把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、除排雪についてですが、まず今年度の各ステーションの執行状況につきましては、2月 17 日現在、計画排雪量に対する実績排雪量の割合を示す執行率は、第1ステーションから第7ステーションまで、それぞれ51%、52%、77%、70%、70%、77%、85%となっております。

また、地域総合除雪の予算に対する執行率は、それぞれ 75%、65%、80%、84%、82%、77%、81% となっております。

次に、置き雪対策につきましては、私といたしましても本市の高齢化の進行に伴い、除雪後の置き雪 処理など除雪弱者に対する取り組みは重要な課題であるものと認識をいたしております。今後につきま しては、雪対策にかかわる基本計画を策定する中で、どのような仕組みで行うことが可能なのか、懇話 会などを通して市民の皆様の御意見を伺いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、道路除雪に伴う地域の雪押し場につきましては、昨年度は第1ステーションから第7ステーションまでで、合計 438 カ所を確保いたしました。今年度においては2カ所が利用できなくなったものの、松ヶ枝地区など新たに3カ所確保できたことで1カ所増の439カ所となっております。

次に、住民の雪堆積場の借り上げにつきましては、空き地を雪堆積場として借り上げた場合、借り上げる際の借地料やシーズン終了後に行う排雪により市の負担が増大するなど解決すべき課題もあることから、現段階においては要望にお応えすることは難しいと考えております。

しかしながら、住民の雪堆積場の確保は切実な問題であると認識しておりますので、雪対策にかかわる基本計画を策定する中で、懇話会などを通して市民の皆様の御意見を伺ってまいりたいと考えております。

次に、貸出ダンプ制度の見直しにつきましては、利用団体から、これまでの制度変更に伴い、利用しづらいことや高齢化に伴い費用負担ができないなどの地域の事情により利用できなくなってきているとの御意見も伺っておりますので、抜本的な制度の見直しも含め、改めて検討が必要であると考えております。

このため、今後の制度の見直しに当たっては、市民の皆様から課題や問題点についての御意見を伺いながら、拙速な制度変更により混乱を招かないよう丁寧に進めてまいりたいと考えております。

次に、貸出ダンプの予算計上につきましては、貸出ダンプ制度の抜本的な見直しを含め、改めて検討が必要であるものと考えており、その積算根拠も変更になる可能性があることから、当初予算への計上を見送り、第3回定例会に補正予算として計上したいと考えております。

次に、雪対策基本計画につきましては、計画策定に至った理由は、冬の安全で安心な市民生活を支えるために課題や問題点を改めて整理し、将来を見据えた雪対策にかかわる基本的な考え方を定める必要があると判断したからであります。

条例につきましては、まず基本計画の策定を優先すべきと考えておりますので、計画策定後にその必要性について判断してまいりたいと考えております。

策定手順につきましては、学識経験者や交通事業者等で組織した懇話会などを立ち上げ、市民の皆様からの御意見を伺いながら、今後の雪対策のあり方や市民との協働、役割分担など検討し、パブリックコメントを経て平成32年度の策定を目指したいと考えております。

次に、市営室内水泳プール建設についてですが、まずプール建設を求める運動につきましては、これまで多くの皆様から要望が寄せられており、また、新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方についての陳情が全会一致で採択されていることは重く受けとめているところであり、2月7日に私も小樽市室内水泳プールの存続を求める会から要望を直接お受けしたところであります。

次に、利便性がよく、公認プールであれば利用がふえるのではないかにつきましては、一般的に交通の便などの利便性がよいことは利用増につながる要素であり、競技者の育成や大会の誘致などを図る上で競技用プールとして公認を受けることは有効なものと認識しているところであります。

次に、再編素案での示し方などにつきましては、平成30年第3回定例会では公共施設の再編計画の検 討対象39施設を選定しましたが、その中に既存施設でない新・市民プールは含まれておりません。しか しながら、今後作成する再編素案では他の選定施設と同様に位置づけしてまいります。

また、その建設場所として、旧緑小学校跡地は位置や敷地面積などから有効活用できる土地であり、候補地の一つとして検討を進めております。

次に、平成32年度中の建設につきましては、現在の公共施設の個別施設計画の策定スケジュールは、

平成31年度末までに再編計画の取りまとめを行い、平成32年度は再編施設の整備時期と単独で残す施設の改修内容や時期などを示す長寿命化計画の策定を予定しておりますので、その中で検討してまいりたいと考えております。

次に、米艦船小樽港寄港問題についてですが、まず一度に3隻に寄港通知があったことにつきましては、これまでも小樽港は商業港であるため、たび重なる米国艦船の入港は必ずしも好ましいものであるとは考えていない旨を申し上げてきたところであり、このたびの複数同時の寄港についても同様であります。

次に、船舶代理店が岸壁の手配をしたことにつきましては、小樽海上保安部から米艦船の小樽港寄港 についての通知を受理した際、岸壁手配等の希望事項が記載されていないことについては特に説明はあ りませんでしたので、明確な理由についてはわかりません。

これまでも米艦船の寄港時に必要となるひき船作業、艦内の廃棄物処理などの業務は、在日米国海軍が直接、船舶代理店に委託しておりましたので、これと同様に手配したのではないかと考えております。 次に、小樽港への核持ち込みの危険性につきましては、米国が海洋発射核巡航ミサイルの開発と配備を進める方針を示したことは報道などにより承知しておりますが、非核三原則は我が国の国是でありますので、小樽港はもとより、国内に核兵器が持ち込まれることないよう、国にはしっかり対応していただきたいと考えております。

次に、小樽市の3項目の確認の実効性につきましては、米艦船の小樽港への受け入れ判断基準に関し、 入出港及び接岸時の安全性については、その都度、技術的検証を行い、商業港としての港湾機能への影響については、米艦船寄港時における商船の岸壁の利用状況を確認して判断しております。

また、核兵器の搭載の有無については、外務省から文書による回答を得ていることから、いずれも実 効性は確保されているものと考えております。

次に、神戸方式につきましては、神戸市における非核証明書の要求は神戸市会の決議によるもので、 法令や条例等に基づくものではないと認識しております。

本市といたしましては、外交や安全保障は国の専管事項でありますので、今後も核兵器搭載の有無を 外務省と領事館の双方に確認し、判断してまいりたいと考えております。

○議長(鈴木喜明) 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 22番、新谷とし議員。

(22番 新谷とし議員登壇)

〇22番(新谷とし議員) 財政問題について、関連して質問します。

2019年度の財政についてです。

に係る損税の見込み額をお示しください。

2019 年度予算は、消費税 10%増税を前提にしたものです。消費税率引き上げに伴う使用料及び手数料改定で、一般会計、特別会計、企業会計の合計影響額は 3,471 万 1,000 円、消費税の通年の影響額は 9,893 万 3,000 円と試算されていますが、この中で主に市民生活に直接かかる項目と影響額を御説明ください。また、病院事業会計では、控除対象外消費税、いわゆる損税が生じます。2019 年度病院事業会計予算

それに対する国の対策はどういうものか、損税分が補塡されるのかも御説明ください。

地方交付税は 157 億 4,000 万円で、対前年度当初予算比 2,000 万円増、そのうち普通交付税は 3,000 万円増としています。

臨時財政対策債は、対前年度当初予算比 19.6%減の3億2,000万円となり、実質的な地方交付税は3

億円の減です。地方交付税と臨時財政対策債が前年度よりも増減する理由と市財政に及ぼす影響について御説明ください。

地方六団体は共同声明で、臨時財政対策債を前年度から 0.7 兆円抑制したことは提言に沿ったものであり、高く評価するとしていますが、依然として巨額の財源不足が解消されていないことから地方交付税の法定率引き上げなどを求めています。にもかかわらず、法定率引き上げにはなりませんでした。

改めて、地方交付税のあり方についての見解を伺います。

財源不足額17億9,000万円は、過疎対策事業債ソフトと財政調整基金15億7,000万円の取り崩しで充当しています。2018年度の財政調整基金取り崩し11億8,000万円より3億9,000万円多く取り崩し、残高は7,400万円しかなくなりました。2018年度の決算において、毎年度発生する約20億円の不用額等により、ある程度財政調整基金に積み増しできると考えますが、今後の財源不足をどう補うのか見込みをお示しください。

市税収入についてお聞きします。

2019 年度予算は、個人市民税、法人市民税とも前年度比マイナスで、特に法人市民税が1億1,000万円、7.7%の減です。この理由をお示しください。

固定資産税は対前年度比4億円、7.4%増、都市計画税は6.9%増に伸びている理由もお示しください。 一方、固定資産税滞納繰越分の予算5,350万円は、2015年度1億390万円、2016年度9,620万円、2017年度9,510万円、2018年度7,160万円に対して減少傾向です。その理由を説明してください。

予算に対し、収入済み額は 2015 年度 1 億 8,000 万円、2016 年度は 1 億 3,629 万円、2017 年度は 1 億 5,496 万円ですが、2018 年度もこれまでどおり 1 億円以上見込めるのですか。

これまでの予算計上額から、旧OBCの固定資産税滞納分はこれまでも予算に計上していないのではありませんか。

2018 年 10 月、旧OBCの民事再生手続が終結し、旧OBCの未払金は再生計画により 99%が免除されましたが、滞納固定資産税はそのまま残るということです。

小樽市は、旧OBCから固定資産税滞納分はもう徴収できないという判断なのですか。それとも幾らかでも徴収可能なのですか。

また、小樽市債権管理条例に基づき債権放棄することがないのかお聞きします。

石狩湾新港についてお聞きします。

2019 年度第1回石狩湾新港管理組合議会定例会において、2018 年度補正予算では、国の補正予算に基づき、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策として、北防波堤延伸工事の予算8億1,000万円をあわせた補正を行い、2019 年度予算は31億円を計上しました。小樽市の負担分はそれぞれ幾らですか。

国の防災・減災、国土強靱化のための緊急対策では、防波堤の補強などは高潮、高波対策で約 10 施設、 津波対策で約 5 施設です。石狩湾新港管理組合は、静穏度が確保されていないから対策が必要といいま すが、高潮、高波で石狩湾新港の埠頭内の施設が被災を受けた事例はあるのですか。

2月6日に総務常任委員会で、北防波堤延伸工事増額補正に、市は妥当であり、同意したいとの報告でした。なぜ妥当と判断したのですか。

関連して伺います。

小樽港は1985年に中央ふ頭先端部の静穏度調査を行い、そのため北防波堤改良工事は1998年度から始まり、2022年度に完了予定ですが、今回の国の緊急対策に該当しなかったと考える理由と、国からどのような内容を調査され、どのように回答したのか御説明ください。

小樽港の北防波堤改良工事の全体事業費、2017年度までの実施済み事業費及び進捗率と、2022年度に

完了できるのか見通しをお示しください。

ガントリークレーンについてです。

2019 年度の新港の関係事業予算にガントリークレーン増設予算として、管理者負担 2 億 8,000 万円が計上されました。これまで日本共産党が指摘してきたように、既に設置されているガントリークレーンは 12 億円を超える大赤字です。石狩湾新港にコンテナ船が予定どおり入港したのは 2017 年でわずか 16%にすぎません。これでもう1基増設する必要はあるのでしょうか。これに対しても市長は妥当と考えているのですか。今後の石狩湾新港港湾整備費は 560 億円にも上り、管理者負担は 221 億円を想定していますが、当然小樽市の負担も大きくなることから、事業計画を見直すべきではありませんか。

簡易水道について伺います。

2019 年度の簡易水道事業の収支不足の繰り入れは 1,659 万 8,000 円で、会計全体としては依然として赤字です。小樽市は、小樽市域の石狩湾新港背後地の操業企業が計画どおり進まないため、第 2 期工事を始めるに当たり、2025 年度から 2035 年度の受水計画を現在の 1 日最大数量 3,100 立方メートルから、1 日最大水量 1,500 立方メートルに変更しました。計画による 1 日平均水量は、2025 年度 821 立方メートル、2035 年度 889 立方メートルとしていますが、年間 32 万 4,485 立方メートルは、なお過大な計画ではありませんか。また、2035 年度は何社の操業を見込んでいるのですか。

企業団からの受水量は2024年度まで毎年ふえ、2024年度で72万4,525立方メートルと決まっています。しかし、企業団との協定による基本水量よりも給水量のほうが少ないため、そのことが今後も経営を圧迫していくことになります。

2016年度に策定した経営戦略では、2017年度から協定の最終年度に当たる2024年度までの8年間で収支不足を補塡するため、一般会計から幾ら繰り入れする見通しとなっていますか。

一般会計からの繰り入れは苦しい市の財政を圧迫しています。第2期工事が始まるに当たり、石狩西 部広域水道企業団とは受水契約の変更ができますか。

2018年度は石狩開発株式会社が1社企業誘致し、操業企業は50社になりましたが、北海道の責任はどうなっていますか。何度も指摘しているように、簡易水道事業は北海道主導で始めた経緯から、北海道に責任を持ってもらうように強く求めるべきです。いかがですか。

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

〇市長(迫 俊哉) ただいま、財政問題に関連して御質問がありました。

初めに、平成31年度の財政についてですが、まず消費税率の引き上げに伴う使用料及び手数料改定の影響につきましては、主に市民生活に直接かかわる項目のうち、31年度予算において改定の影響額の大きいものから、水道料金1,535万7,000円、下水道使用料1,256万3,000円となっております。

次に、地方交付税及び臨時財政対策債が増減する理由と市財政に及ぼす影響につきましては、地方交付税と臨時財政対策債については、国から示された通知や本市の特殊事情等を勘案して予算計上しており、平成31年度予算計上額の算定に当たっては、人口減少の影響などにより基準財政需要額を減と見込む一方で、基準財政収入額は全国的な地方税の伸び率を勘案して算出されるものが多いため増と見込んだ結果、実質的な交付税としては3億円の減となっております。

なお、それぞれの配分については、国の地方財政計画の伸び率を勘案して計上しております。

また、本市財政に及ぼす影響については、これらは使途を限定されない一般財源であり、その約5割

を占める貴重な財源であることから、減少することは本市の財政運営に大きな影響があるものと考えて おります。

次に、地方交付税のあり方につきましては、地方交付税は地方公共団体間における財源の不均衡を調整し、全ての地方公共団体が住民への一定水準の行政サービスを提供するために必要な地方固有の財源であります。増加する社会保障費や公共施設の老朽化対策などの多くの課題や新たな行政需要に対応していくためにも、財源調整と財源保障の機能を持つ地方交付税総額の確保は必要であり、常態化している地方の財源不足の解消に当たっては、法定率の引き上げによる対応が望ましいものと考えております。

次に、今後の財源不足の対応につきましては、平成30年度決算における収支見込みは現時点ではまだお示しすることはできませんが、例年、決算においては不用額の発生などにより、財政調整基金の取り崩しも減少し、基金残高が増加するほか、一定程度繰越金も発生しており、それらを今後の財源対策に活用できるものと考えております。

しかしながら、人口減少が進み地方交付税が減少する中、大きな税収の伸びも期待できないことから、 限られた財源の中で市政を運営していくためには、今後も小樽市収支改善プランの取り組みを着実に推 進させ、必要な財源確保に努めていかなければならないと考えております。

次に、法人市民税が前年度比マイナスとなる理由につきましては、法人市民税は企業の業績に大きく 影響を受けることから、その動向を予測することは難しく、直近の平成30年度決算見込みを勘案した結 果、減少となったものであります。

次に、固定資産税及び都市計画税の増額理由につきましては、新増築や事業用償却資産の新規取得などにより、課税標準額の増加が見込まれることに加え、近年の決算や本年度の決算見込みにおける収入率が堅調に推移しておりますことから、両税目とも増額と見込んだものであります。

次に、固定資産税の滞納繰越予算額の減少傾向につきましては、滞納繰越分の中には、近年、相続人 不明者などの徴収困難な案件が増加しており、予算計上額としては減少と見込んだものであります。

次に、固定資産税の滞納繰越分の収入済み額につきましては、平成30年度の決算見込みは現時点では 当初予算計上額の7,160万円と同額程度を見込んでおります。

次に、旧OBCの固定資産税滞納分はこれまでも予算計上していないのではないかにつきましては、 地方税法上の守秘義務がありますので、個別の案件についてお答えすることはできません。

次に、旧OBCから固定資産税滞納分は徴収可能なのかにつきましては、先ほど同様に個別の案件にはお答えできませんが、一般論として、滞納案件について安易に徴収を諦めることなく、最大限の徴収努力をしてまいりたいと考えております。

また、債権管理条例に基づく債権放棄につきましては、債権管理条例による債権放棄の対象は差し押さえできない債権のみであり、税については対象外となっております。

次に、石狩湾新港についてですが、まず北防波堤延伸工事の事業費ベースでの小樽市負担分につきましては、平成30年度補正予算は2,025万円、31年度予算額は7,750万円となっております。

次に、高潮、高波で石狩湾新港の埠頭内の施設が被災を受けた事例につきましては、管理組合からは、 悪天候による高波などにより、岸壁や護岸において越波が発生していることはありますが、埠頭内の施 設が被災したことはないと聞いております。

次に、北防波堤延伸工事の増額補正を妥当と判断したことにつきましては、北防波堤は船舶の航行や 円滑な荷役作業を行う上で重要な施設であり、延伸により港内の安全性が向上し利用促進にもつながる ことから、早期完成が必要であると考えております。したがいまして、このたびの増額補正により延伸 工事が着実に進むことになるため、本市としては妥当と判断したものであります。 次に、小樽港の施設が緊急対策に該当しなかった理由につきましては、事業採択に当たっては、国に おいて対象となる外貿コンテナ岸壁、フェリー岸壁及び防波堤などの重要インフラについて、緊急点検 や近年の被災状況の調査を行い、緊急性や予算などを考慮して決定されたものと聞いておりますが、個 別の採択理由は承知いたしておりません。

また、国の調査内容と本市の回答につきましては、防波堤に関しては近年の高波等による堤体の沈下の有無などについて、電話によるヒアリングを受け、現状では大きな変化は見られていない旨、回答いたしております。

防波堤以外に関しては、対象施設の構造や形式、耐震性、健全度等について同様にヒアリングを受け、 それぞれの状態について、これまでの本市における点検結果に基づき回答いたしております。

次に、小樽港の北防波堤工事の全体事業費などにつきましては、全体事業費は46億円、実施済み事業費は28億円、進捗率は60.9%であります。

また、平成34年度までに完了する見通しにつきましては、小樽港では現在、北防波堤改良のほか、第3号ふ頭岸壁改良、泊地しゅんせつを国直轄事業として進めておりますが、本市としては第3号ふ頭における大型クルーズ船対応を早期に図りたいことから、岸壁改良や泊地しゅんせつを優先して進めてもらうよう国に要望しておりますので、国の限られた予算配分の中、難しいものと考えております。

次に、ガントリークレーンの増設につきましては、石狩湾新港管理組合からは、現在、他のコンテナ船と入港が重なりそうな場合は、石狩湾新港へ向かう途中に航行速度を減速したり、寄港地を変更するなど、コンテナ船社や船舶代理店がやむを得ず事前に重複を避ける調整をしているところであり、本港を利用する荷主企業や船舶代理店などからは、2隻同時の荷役体制の確保を強く要請されていると聞いております。

また、故障や事故による長期にわたる荷役停止を回避するためには、新たなガントリークレーンを設置することは本市としても必要であると考えております。

次に、事業計画の見直しにつきましては、石狩湾新港港湾整備事業は平成27年に改訂された石狩湾新港港湾計画に基づき進められており、各事業については、これまで管理組合との協議の中でその必要性を確認しております。

今後も引き続き事業の必要性を適宜確認するとともに、過度な投資とならないよう本市としては必要なことは申し入れてまいりたいと考えております。

次に、簡易水道事業についてですが、まず小樽市域の石狩湾新港背後地における受水計画の水量につきましては、2期工事を実施するに当たり、近年の企業操業面積の推移を勘案し、現実的に将来見込まれる企業操業面積等を考慮した上で、平成37年度から47年度までの、より実情に即した水量を29年度に推計しており、妥当なものであると認識しております。

次に、平成 47 年度の同地域における操業見込み数につきましては、平成 29 年度に本市が行った小樽 市石狩湾新港銭函地区の需要水量推計では、47 年度の予測企業数が 76 社としております。

次に、収支不足補塡の繰り入れにつきましては、小樽市簡易水道事業経営戦略では、平成 29 年度から 36 年度までの8年間で1億9,601万7,000円を見込んでおります。

次に、石狩西部広域水道企業団との基本水量の変更につきましては、年間基本水量に関する覚書に基づいて平成25年度から36年度まで負担が定まっておりますが、37年度以降は定まっていないため、石狩西部広域水道企業団と協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、該当地域における企業誘致についての北海道の責任につきましては、本市から北海道への要請 に対しては、企業誘致活動を積極的に行っていくとの回答を受けておりますが、引き続き本市の要請が 実現されるよう、北海道にはしっかりと取り組んでいただきたいと考えております。

次に、北海道に責任をとるよう求めることにつきましては、今年度も簡易水道事業の対策要請について、北海道が策定した地下水揚水計画どおり地下水利用組合企業が地下水から簡易水道へ転換するよう必要な方策を早急に検討し、実現していただきたい。地下水利用組合企業が本市の簡易水道への転換を行わないことで生じる簡易水道料金収入の不足分について、本市へ補塡するなどの対策を講じていただきたい。また、積極的な企業誘致活動により、小樽市域への企業立地の促進を強化していただきたいと3点の要請をしております。今後も北海道に対し、粘り強く要請を続けてまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(鈴木喜明)** 病院局長。
- **〇病院局長(並木昭義)** 新谷議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、財政問題に関連して御質問がありました。

まず、平成31年度病院事業会計予算に係る控除対象外消費税、いわゆる損税につきましては3億8,701万8,000円を見込んでおります。

また、国の消費税に対する医療機関等への対応策につきましては、国ではこれまでの消費税導入及び引き上げの際には、医療機関等の消費税負担分を診療報酬や薬価等を改定し対応していたところであります。

このたびの増税に対しましても 10 月から同様の措置がとられることになっておりますが、これまでの対応を見ますと、医療機関種別ごとに補塡状況にばらつきが生じており、診療報酬改定による補塡には限界があると考えているところであります。

消費税の問題は、当院の病院経営に大きな影響を及ぼす課題であると認識しており、これまでも国に対し全国自治体病院開設者協議会や全国自治体病院協議会などを通じて補塡方法の見直しを要望してきたところでありますが、引き続き抜本的な解決が図られるよう要請をしてまいりたいと考えております。

○議長(鈴木喜明) 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 22番、新谷とし議員。

(22番 新谷とし議員登壇)

〇22番(新谷とし議員) 子育て支援について質問します。

子供の医療費無料化についてです。

市長は少子化対策の一環として、中学生までの入院費の無料化に足を踏み出しましたことは歓迎します。これだけを比べれば、近隣の札幌市、石狩市、恵庭市、千歳市と肩を並べた形になりましたが、近隣市と同じでは小樽市の優位性がありません。江別市、北広島市を入れた入院外の医療費助成をお知らせください。

小樽市の中学生入院無料化の予算は、医療分予想で 102 件、420 万円です。子供は年齢が低いほど病院にかかることが多く、最低でも小学校卒業までの外来分を無料にすることで大いに子育て支援になります。就学前までの通院助成を課税世帯も初診時一部負担金のみにする場合、小学生 6 年生までを初診時一部負担金のみにする場合、小学校 2 年生、3 年生まで初診時一部負担金のみの実質無料化にすると市の負担は幾らになるか、それぞれお知らせください。

2017年度の小樽市の合計特殊出生率は1.14、北海道の1.29、国の1.43より低い数値です。安心して子供を産み育てるためにも、市長は子供の医療費助成を順次拡大するお考えはありますか。

それぞれの自治体で頑張っているのに、国と北海道の子供の医療費助成は低過ぎます。北海道に対し

ても、子供の医療費助成の拡大を要望していただきたいですが、いかがですか。

放課後児童クラブについてです。

現在、稲穂小学校の放課後児童クラブは勤労女性センターで運営され、2教室開設されています。これまで生活環境部からは、さまざまな施設の利用形態を検討したがうまくいかなかったと報告を受けています。勤労女性センターも、子供たちのためと利用者の理解を得て場所を提供していますが、市長は市長選の討論会で、生涯学習プラザを産業会館に移し、その後プラザで実施もあり得るという旨の発言をされていました。その後、何か検討されていますか。

指導員についてです。

厚生労働省は学童保育について、1 教室に原則2人以上の職員を配置し、その内1人は都道府県の講習を受けた放課後児童支援員とすることを従うべき基準として定めました。しかし、人材確保が困難との理由で、わずか3年で職員基準を自治体の判断で引き下げ可能な参酌基準にしようとしています。参酌化されれば、無資格の職員1人体制でも運営が可能になります。

小樽市の放課後児童支援員の現状はどのようですか。仮に参酌化が強行されても、これまでどおりの 基準で職員を配置すべきではありませんか。

就学援助についてです。

国は2019年度から就学援助制度の予算を拡充します。入学準備金の単価は小・中学校各1万円、修学旅行費も引き上げられ、新たに卒業アルバム代を補助します。入学準備金は我が党の質問で3月に前倒し支給になりましたが、国が示す単価に引き上げられますか。

小樽市は就学援助の品目に加えられたPTA会費助成を今年度も見送りました。近隣の石狩市、江別市はPTA会費、生徒会費を品目に加えています。札幌市、北広島市では、生徒会費が支給対象です。 小樽市はどちらも支給対象にしていませんが、せめてPTA会費を助成できないのでしょうか。

小樽市奨学金についてです。

今定例会で経済格差が教育格差につながらないようにしたいと、生活困窮者世帯に無料で学習支援を 打ち出したことは歓迎します。高校へ行って学びたいという生徒への小樽市の奨学金制度は年間5万円 の給付です。助かっていますという声を聞いています。

しかし、毎年70人の枠があるため出願者は多いのに決定者数は少なく、狭き門となっています。この 5年間の小樽市奨学生の出願者数、決定者数の推移をお知らせください。

小樽市は現在、奨学資金基金だけを原資にしていますが、ふるさと応援基金などの活用で制度を拡充 し、支援できないでしょうか。

子供に対する虐待への対策についてです。

目黒区で起きた幼児虐待死事件に続き、ことし1月24日、父親が10歳の児童を虐待死させるという 事件で全国に与えた衝撃ははかり知れません。児童の冥福を祈るばかりです。

でも、なぜ救えなかったのか。行政の責任が大きく問われます。女児が学校のいじめのアンケート用紙に父親に暴力を振るわれていることを書き救いを求めていたのに、市教育委員会職員が父親の圧力に負けて、女児のアンケートのコピーを見せたということは信じられない行為です。

まず、教育長に、今回の野田市教育委員会の行為に対する見解を伺います。

小樽市教育委員会が行っているいじめに関するアンケートに、家族を選択する項と自由記載欄はありません。これらの項目を加えるべきではありませんか。

子供がつらい思いをしているとき、自分から通報できる窓口は子供たちによく周知されていますか。 小樽市は 2018 年5月に小樽市要保護児童相談業務フローチャートを作成し、こども福祉課が地域住 民、関係機関から虐待の通告の窓口になり対応しています。この2年ほど通告や相談がふえているとお 聞きしていますが、この3年間の件数、理由をお知らせください。

また、虐待の通告があった場合、解決に向けた対応をお知らせください。

この場合、教育委員会とはどのように連携をとっていますか。幼児期からの虐待は就学後も続く可能性があり、教育委員会との定期的会議が必要ではありませんか。

国は児童虐待・DV対策等総合支援事業として、未就園児等全戸訪問事業(仮称)を創設し、1件当たり6,000円を補助します。私は2009年第1回定例会で、幼児虐待の未然防止の観点から3歳児健診で未受診の家庭を訪問することを提案し、現在は未受診者の実態を把握しているとお聞きしています。3歳児健診後は就学時まで健診がなく、実態を把握する機会がありません。国の事業を活用して実施するよう求めます。いかがですか。

今度の事件で、なぜ母親が助けられなかったのかという疑問、声が多数上げられていますが、DVを受けている場合、なかなか自分から相談できないという人が多く、深刻なケースにつながっているようです。DV相談窓口に相談することで解決につながることを周知することが必要と考えますがどのようにお考えですか。

また、親の悩みをワンストップで相談する窓口が必要です。市長は今後、母子保健、福祉、虐待などに対応する子育て世代包括支援センターを開設する予定ですが、開設場所、時期に向けた取り組みをお知らせください。困っている市民が気軽に利用できるセンターの充実を望みます。

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

〇市長(迫 俊哉) ただいま、子育て支援について御質問がありました。

初めに、子供の医療費無料化についてですが、まず、本市の近隣6市の入院外の助成内容につきましては、平成30年度の現況で申しますと、札幌市と石狩市は小学校1年生までの初診時に一部負担金のみを支払う実質無料化を行っておりますが、小学校2年生からは対象外となっております。江別市と恵庭市は未就学児まで実質無料化しておりますが、小学生からは対象外となっております。千歳市は未就学児まで実質無料化し、小学校1年生から3年生までは課税世帯は2割負担、非課税世帯は実質無料とし、小学校4年生からは対象外となっております。北広島市は未就学児まで実質無料化し、小学生と中学生は課税世帯は1割負担、非課税世帯は実質無料となっております。

次に、課税世帯の入院外の医療費を実質無料化した場合の本市の負担につきましては、平成 31 年度予算ベースで申しますと、通年で就学前まで実施した場合は 1,339 万 6,000 円、小学校 6 年生までの場合は 3,128 万 7,000 円となります。また、小学校 2 年生までの場合は 1,994 万 5,000 円、小学校 3 年生までの場合は 2,321 万 7,000 円が必要と見込んでおります。

次に、子供の医療費助成の今後の拡大につきましては、今回の拡大で他都市と同水準の助成内容にすることができると考えてはおりますが、「安心してこどもを生み育てることのできるまち」づくりは、第7次小樽市総合計画基本構想のテーマの一つでありますので、本市の財政状況や子育てに関する他の施策との優先順位などを勘案しながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、北海道に対する助成拡大の要望につきましては、現在の仕組みでは、北海道が助成基準を拡大 した場合、市町村はそれに合わせて助成を拡大しなければならず、市町村によっては負担がふえること になってしまうため、関係市町村と協議する必要があると考えております。 子供の医療費助成に関しては、国が全国一律の保障制度を創設することが望ましいと考えておりますので、国に対しては北海道や全国市長会等を通じ、引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、放課後児童クラブについてですが、まず稲穂小学校放課後児童クラブの開設につきましては、 平成31年度は入会見込み児童数から判断しますと、勤労女性センターで受け入れができることから、引き続き同センターで開設することといたします。

しかしながら、32 年度以降には児童数が増加し、同センターでの受け入れ定員の超過が見込まれますので、安心して子供を預けられる場所の確保を早急に図っていかなければならないと考えております。

次に、放課後児童支援員の配置につきましては、いずれの放課後児童クラブにおいても、保育士、教 諭などの資格や実務経験などの基準資格を有し、北海道が実施する研修を受講した支援員を含め、2名 以上の職員を配置しております。

なお、当該配置基準が参酌すべき基準に改正された場合であっても、本市といたしましては、児童の 健全な育成や安全の確保の観点から、1クラブにつき2名以上の支援員等の配置に努めてまいります。

次に、子供に対する虐待対策についてですが、まず、過去3年間の児童虐待相談対応件数につきましては、平成27年度46件、28年度29件、29年度92件、30年度は12月までで103件となっております。 ここ2年間は児童相談所から本市への虐待通告数が大きく増加しておりますが、これは家庭内のトラ

ブルで近隣住民からの通報によって警察官が臨検した際に、その家庭に児童がいた場合は、心理的虐待 として児童相談所に全件通告する取り扱いに改められたことから、児童相談所から本市に安全確認の通 告がふえているためであります。

次に、児童虐待通告があった際の対応につきましては、虐待通告が入った際には児童相談所運営指針により、市町村として原則 48 時間以内に対象児童の安全確認を行う必要があります。そのため、本市では小樽市要保護児童相談業務フローチャートに基づき、小・中学校に通っている児童については、こども福祉課から各学校に虐待通告があった旨の連絡を行うとともに、通学の状況、身体的な状況、家庭の状況を確認し、緊急性が高いと判断した場合には、市や児童相談所の担当職員が自宅を訪問し、目視で安全確認を行います。安全を確認した後であっても、各学校とは情報を共有し、引き続き見守りを続けるとともに、養育環境等に問題がある場合は関係機関によるケース検討会議を開催し、問題解決に向けた方策を検討しております。

また、教育委員会との連携につきましては、教育委員会に対して市から情報提供する場合や学校から 教育委員会に報告をする場合もありますが、いずれにいたしましても、連携、情報共有が図られており ます。

次に、教育委員会との定期的な会議につきましては、市や関係機関が就学前から支援を続けているケースにおいては、児童の就学時に市や児童相談所から担当職員が学校に赴き、経過や注意点を説明し、情報共有を図っております。

また、就学後においては教育委員会との定期的な会議は行っておりませんが、学校との連携により情報共有に努め、問題が発生した場合は学校や教育委員会、関係機関とともに対応策を検討するなどの継続的な支援を行っております。

次に、未就園児等全戸訪問事業(仮称)の実施につきましては、本市においては国の児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策を受け、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児の緊急把握を実施し、 昨年12月までに対象児童全ての安全確認を行ったところです。

3歳児健診後、就学までの間、保育所や幼稚園などを利用していない児童の継続的な安全確認は必要であると考えており、今後、国の新たな制度の活用も含め、より効果的な児童の安全確認を行ってまい

ります。

次に、DV相談窓口への相談が解決につながることの周知につきましては、DV相談の窓口としては、 市の女性相談室のほか、警察、北海道の相談電話、人権 110 番などがあります。被害者が相談窓口に赴 くことは解決への第一歩として大変重要な行動と捉えており、相談が解決につながった事例について、 個人の特定や加害者に情報を与えることにならないよう配慮しながら、男女共同参画情報誌を通じて紹 介いたしております。

今後につきましても、被害に遭っている方が相談窓口へ一歩踏み出すことができるような工夫を加えながら、取り組みを継続してまいりたいと考えております。

次に、子育て世代包括支援センターにつきましては、保健所において利用者支援事業の母子保健型として、妊娠、出産、子育てに関する各種相談を受け、必要に応じて個別に支援プランを策定いたします。 また、子育て支援室において、利用者支援事業の基本型である関係機関との連絡調整や、利用者に対し情報提供を行います。

開設場所と時期は、この二つの機能をあわせて実施することができる場所での早期の開設を検討して おります。

また、開設に向けた取り組みについては、道内先進地への視察や庁内関係部署での協議を行っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(鈴木喜明) 教育長。
- **〇教育長(林 秀樹)** 新谷議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、子育て支援について御質問がございました。

初めに就学援助についてですが、まず、本市における入学準備金の単価につきましては、これまでも要保護児童生徒援助費補助金の予算単価を基準として支給額を定めており、平成31年度においてもこれに準拠し、小学校、中学校でそれぞれ支給額を1万円引き上げる予算を計上しているところでございます。

次に、就学援助におけるPTA会費の支給につきましては、本市の財政が大変厳しい状況にある中、近年、就学援助の認定者が増加していること、また、入学準備金の単価を引き上げたことにより、支給額が増加したことなどから支給を見送らざるを得なかったものでございますが、教育委員会といたしましては、引き続き市長部局と協議をしてまいりたいと考えております。

次に、小樽市奨学金についてでございますが、まず、奨学生の出願者数、決定者数の過去5年間の推移につきましては、奨学生は毎年70名の支給枠のうち、前年度から引き続き給付を受ける在校生を除いた人数を募集しており、平成26年度は61名の出願者に対し24名、27年度は77名に対し28名、28年度は63名に対し27名、29年度は45名に対し28名、30年度は84名に対し24名をそれぞれ決定しております。

次に奨学金制度の拡充につきましては、本市の奨学金制度は寄附を原資としておりますので、本制度 を今後も継続するためには、給付人数や給付額に一定程度の制限を設けているところでございます。

今後、奨学金の財源確保につきましては、他都市の取り組みなども調査研究するとともに、数多くの 方から寄附を募るための周知に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、子供に対する虐待対策についてでありますが、まず、今回の野田市教育委員会に関しての見解 につきましては、子供の安全を第一に考えなければならない立場にある教育委員会の対応としては極め て不適切であると考えております。 本市といたしましては、今回のこうした事例を教訓に改めて子供の気持ちに寄り添い、子供を守るという立場にあることを十分認識し、危機感を持って対応してまいります。

次に、いじめに関するアンケートにつきましては、本市においては道教委から示された様式にのっとって各学校でアンケートを実施しており、いじめを受けている相手を記載したり、自由に記載したりする欄はございませんが、嫌な思いをしたことがあると回答した子供に対して、誰にどんなことをされたのか、担任が詳細に聞き取りを行い、いじめの状況を把握することとなっております。

アンケート項目に、いじめを受けた相手や自由記載欄を加えることにつきましては、道教委のいじめ 問題対策連絡協議会においても、アンケートの様式や自由記載欄の追加などについて協議されておりま すことから、協議会の今後の方向性について注視するとともに、校長会とも協議してまいりたいと考え ております。

次に、子供がつらい思いをしているとき自分から通報できる窓口が子供たちによく周知されているかということにつきましては、法務局が作成をいたしました子どもの人権SOSミニレターや、道教委が作成した子どもの相談支援センター電話相談窓口紹介カード、市教委が作成した人権啓発資料「あなたを守るために」など、各学校において子供たちへ配布する際に相談内容に応じた窓口があることを指導した上で周知を図っているところでございます。

○議長(鈴木喜明) 次に、第4項目めの質問に入ります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 22番、新谷とし議員。

(22番 新谷とし議員登壇)

〇22番(新谷とし議員) 議案第17号、国民健康保険についてお聞きします。

国民健康保険が都道府県化され2年目を迎えます。2019年度国民健康保険事業納付金は1,426万6,000 円増の30億1,700万2,000円ということですが、納付金から算出される1人当たりの保険料を2018年 度と比べお知らせください。

保険給付費が4億8,000万円減るのに、なぜ1人当たりの保険料が上がるのですか。

国民健康保険は、その法律で社会保障及び国民保険の向上に寄与するとうたわれているにもかかわらず、高過ぎる保険料を納められず、受診おくれで死亡する事態が相次いでいます。

昨年、小樽市でもやっと無料低額制度を利用したものの、2カ月後に死亡した方、病気があるのに資格証明書のため病院にかかれず病状が悪化していて、医師の治療が必要との申告で短期被保険者証が発行され、何とか命を取りとめた方の例がありました。

国保の構造的問題は、所得は低いのに保険料が高いことです。加入者の8割が無職、非正規雇用で、 小樽市の場合、2017年度は所得ゼロ世帯が50%です。このような事態を招いているのは、国の国保に対 する国庫補助金などの引き下げがあります。

2014年7月、全国知事会は公費1兆円投入で協会けんぽ並みに引き下げる要望をしました。しかし、国は打開、解決を求める要求に応えず、都道府県化と引きかえに3,400億円の臨時的な公費投入を行っただけでした。

ここで 2018 年度、小樽市の国民健康保険料と協会けんぽ保険料の違いを給与収入 400 万円、30 歳代 4 人世帯の比較でお知らせください。

日本共産党は、国費を投入して、均等割、平等割を廃止し、協会けんぽ並みに引き下げる提案を行っています。均等割、平等割を廃止した場合の保険料比較は幾らになるか、給与世帯 400 万円、30 代夫婦と子供2人の場合、65 歳以上の夫婦2人世帯、年金収入が夫 230 万円、妻 50 万円の場合をお示しくだ

さい。

市長は、全国市長会を通して国保の制度改正や国庫補助金の増額を求めていますが、日本共産党の提案をどうお考えか見解を伺います。

日本共産党は、子育て支援として、18歳以下の均等割軽減について求めていますが、これまで市長は、 国で行うべきという答弁です。国民健康保険法第77条の規定は政省令の定めもなく、自治体首長の裁量 に委ねられていることから、特別な事情で扱うことができるのではありませんか。

賦課限度額は93万円に引き上げられる予定ですが、賦課限度額に到達する所得、給与収入をモデル世帯でお知らせください。協会けんぽなどと比較して大変大きな負担です。妥当とお考えですか。

小樽市は、保険料が高くなるため、2018年第3回定例会補正後、5億4,023万3,900円の国民健康保険事業運営基金のうち1億円を投入して保険料を引き下げる提案をしていますが、さらに基金を投入して1世帯1万円引き下げることを求めます。いかがですか。

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

〇市長(迫 俊哉) ただいま、議案第17号、国民健康保険について御質問がありました。

初めに、1人当たりの保険料につきましては、平成30年度予算では9万137円、31年度予算では9万1,733円となっており、前年度と比べて1,596円上昇しています。

次に、1人当たりの保険料が上がる理由につきましては、保険料は、その年度における保険給付費や 国保事業費納付金などで構成される歳出と、同年度に歳入として見込まれる道支出金や繰入金などとの 差を埋めるものであります。

平成31年度の国保料の額は、30年度と比較して4,010万円、2.1%の減となっておりますが、被保険者数は保険料の減少率を上回る4.5%の減少が見込まれることから、1人当たりの保険料は上昇することになります。

次に、平成30年度の保険料につきましては、給与収入400万円、30代の4人世帯のケースでは、本市の国民健康保険料は47万3,700円、協会けんぽ保険料は20万5,000円になります。

次に、均等割、平等割を廃止した場合の平成 30 年度の保険料につきましては、給与収入 400 万円で 30 代夫婦と子供 2 人の場合は 34 万 9,500 円、65 歳以上の夫婦 2 人世帯で、年金収入が夫 230 万円、妻 50 万円の場合は 11 万 5,500 円となり、現行の保険料と比べてそれぞれ 12 万 4,200 円、5 万 8,650 円下 がることになります。

次に、均等割、平等割を廃止するという考え方につきましては、国民健康保険は不均一で偶発的な疾病等に対しての救済のために充てられることから、受益に対する負担が考慮されなければならず、応能と応益の二本立てで算定すべきとされておりますので、均等割、平等割は必要なものと考えております。

しかしながら、国保の安定的かつ持続的な運営及び低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化する ことは大切なことでありますので、国庫負担割合の引き上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図るよう、 全国市長会を通じて国に対し強く要望しているところであります。

次に、18歳以下の均等割軽減を特別な事情で扱うことにつきましては、減免は個々の被保険者の負担能力に応じて決定すべきもので、画一的な減免基準を設けることは適当ではないとされていることから、18歳以下の子供がいることをもって特別な事情として減免することは適当でないと考えております。

次に、賦課限度額到達の所得と給与収入につきましては、単身世帯の場合では、給与収入が706万2,000

円、所得額で 515 万 5,800 円、2 人世帯の場合では、給与収入が 684 万 8,000 円、所得額で 496 万 3,200 円となっております。

次に、協会けんぽなどと比較し妥当と考えるかにつきましては、国民健康保険は被用者保険と比べて 年齢構成が高く、医療費水準が高いことや、所得水準が低いといった構造的な課題を抱えていることか ら、保険料負担が大きくなっている現状にあります。こうした課題を解決するため、国保財政基盤の拡 充・強化を図るよう、引き続き全国市長会を通じて国に対し要望してまいります。

次に、保険料のさらなる引き下げにつきましては、前年度からの保険料の上昇幅を抑制するために、 国民健康保険事業運営基金から1億円を繰り入れる予算案を提案したところでありますが、1世帯1万 円の引き下げを行うためには、さらに約2億円の基金を繰り入れる必要がありますので、今後の国保会 計の安定的な運営に必要な基金の残高を考慮しますと、難しいものと考えております。

○議長(鈴木喜明) 次に、第5項目めの質問に入ります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 22 番、新谷とし議員。

(22番 新谷とし議員登壇)

〇22番(新谷とし議員) 議案第33号、連携中枢都市圏についてお聞きします。

連携中枢都市圏構想は、政府が昨年、一方的に中枢中核都市を発表し、地方創生推進交付金などで支援するとしました。

日本弁護士会が指摘しているように、国が主導して市町村の権限の一部を圏域に担わせようとしているものです。自治体が自主的権限によってみずからの事務を処理するという、団体自治の観点から問題があるとお考えになりませんか。

連携中枢都市圏ビジョンは、札幌市が実施するパブリックコメントを経て、今定例会で議決後に協約が提携されるとともに公表されるとのことですが、連携中枢都市圏構想推進要綱では、地域の実情に応じて自由に連携する内容を協議して地方自治法に裏づけのある政策合意を行い、その合意に基づき各地方公共団体は施策を実行する義務を負うことになるとあります。

小樽市が義務を負うものとはどのようなものがあり、財政負担はどうなるのか、また、小樽市として どのような意見を上げてきたのですか。

総務省は、静岡県浜松市を都市圏構想策定モデルにしていますが、2012 年の統計で81万6,000人余りの人口は2013年から減少が始まり、地域衰退に歯どめがかかっていないなど失敗しています。

この案は札幌市が中心です。今でさえ札幌一極集中が進んでいるのに、鉄路の在来線切り捨てで、地 方からのさらなる移住で地方が寂れること、また、公共施設の相互利用や機能集約化などで、身近なサ ービスの低下で小樽市の衰退が懸念されませんか。

要綱では、協約の締結に当たっては合意形成の過程を重視すること。特に各市町村の住民に対しては、あらかじめ各種広報媒体や住民説明会などを通じて連携協約案の趣旨と具体的内容を周知するものとあります。

小樽市は市のホームページと広報2月号でパブリックコメント募集の案内をしているだけです。なぜ 市民に説明しておかなかったのですか。

また、小樽市は北しりべし定住自立圏の中心市になっており、むしろ北後志との連携を大事にして発展させるべきではありませんか。

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

〇市長(迫 俊哉) ただいま、議案第33号、連携中枢都市圏について御質問がありました。

初めに、この取り組みの自治体の団体自治の観点からの問題につきましては、この連携は地域の実情に応じて独自性を担保しつつ、連携する取り組みを議会の同意により協議することができます。

また、自治体が自主的権限によって事務を処理すべきと判断する取り組みについては連携しないことができますので、団体自治の観点から問題があるとは考えておりません。

次に、本市が合意に基づき実行する政策につきましては、本市の役割は協約案のほか、札幌市がパブリックコメントを行っているさっぽろ連携中枢都市圏ビジョンに示されております。

また、財政負担については、今後連携する取り組みを進めるに当たり、必要に応じた個別費用が生じる可能性はありますが、協約の締結により義務的に生じるものではありません。さらに、本市として同ビジョンに示されている 40 の事業については、庁内において検討した上で、連携の可否について意思表示をしております。

次に、この取り組みにより住民サービスが低下するのではないかにつきましては、連携の目的の一つとして、それぞれの自治体の特徴を生かした密接な連携と効果的な役割分担を図りながら、圏域全体においてよりきめ細やかな住民サービスを提供することが掲げられておりますので、この取り組みによって住民サービスが低下するものではないと考えております。

次に、連携協約案の住民周知につきましては、まず連携協約案につきましては議案として本市ホームページに掲載をしているほか、さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンにつきましては、札幌市が行っているパブリックコメントを通じて周知してきたところであります。

今後につきましては、議会議論による議決を経て、札幌市と協議できる段階で、改めて本市ホームページに掲載し、周知を図りたいと考えております。

次に、北しりべし定住自立圏の連携につきましては、本市におきましては、同圏域が将来にわたり自立した活力のある圏域の形成に努め、魅力あふれる自然環境と歴史・文化が調和し、人、もの、情報が交流する圏域となることを目指すために、これまでと同様に中心市としての役割を果たしてまいります。

○議長(鈴木喜明) 次に、第6項目めの質問に入ります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 22番、新谷とし議員。

(22番 新谷とし議員登壇)

〇22番(新谷とし議員) 北海道新幹線札幌延伸についてお聞きします。

1月26日、朝里川温泉地域で、鉄道・運輸機構から橋梁区間の構造計画のイメージ図、騒音、振動、 事業説明会等の協議の内容についての3点の説明がありました。橋梁が低過ぎるという住民の意見もあ り、詳細設計を含め2メートル程度かさ上げされる案が示されましたが、自然環境がよい朝里川温泉地 区で、高速道路の橋と新幹線の橋は景観上もよくない、イメージが悪くなるという意見が相次ぎ、地域 住民はトンネルにしてほしいという強い要望です。

せっかく環境のよいところに転居してきたのに温泉にマッチしていない、もう一度検討してほしいという意見にも、機構は水対策ができない、費用がかかると、あくまで進める態度です。

住民は橋ができるということを知らない住民も多いと話し、一人一人の住民に説明会があることを知らされていないという批判が出されました。説明会を開いて説明をしました。進めさせていただきますというのでは無責任です。より多くの住民に丁寧な説明は、事業を進める側の基本ではありませんか。

機構はどのように考えていると思われますか。

騒音、振動についての機構の説明は、新幹線が走行する場合の基準値で、工事に関するものではありませんでした。なぜ機構は工事の説明をしなかったのですか。

朝里川温泉地域は、まさに閑静な住宅街です。説明会で住民は、高速道路の橋の工事のときは発破で 窓は揺れるし、夜中までされてひどい目に遭ったと訴えていました。

新幹線の工事が特定建設作業に該当する場合は考えられますが、朝里川温泉地域の作業区域は、騒音規制法に基づく規制基準の地域区分では1号となります。どんな規制があるのか、規制の内容について御説明ください。

建設予定の橋の近くにケアハウス、特別養護老人ホーム、障害者施設があり、規制上の問題はないのですか。

また、機構はこれらの施設から意見は聞いているのですか。

機構は工事を進めて問題があれば対処するといいますが、それは当然のことです。その前に住民に十 分説明するよう市として機構に要望すべきです。いかがですか。

次に、トンネル掘削土についてです。

説明会では、今度も有害物質を含んだ土を石切山に搬入することに反対の意見が出されました。朝里トンネルから有害重金属含有土が掘削されましたが、朝里トンネルの無対策土が札幌市盤渓に続き、石狩市の民有地に搬入していることが明らかになっています。なぜ小樽市だけで要対策土を処分するのですか。

説明会では、石倉工区の掘削に入るとの説明でしたが、このトンネルは札樽トンネルで、トンネルの 掘削土は要対策土です。どこに搬入するのですか。

塩谷も朝里川温泉地域でも住民は反対しています。一昨年、朝里のまちづくりの会に説明をしたときも、せっかく石切山が緑を取り戻したのに、搬入してほしくない。ヤマベの放流をしている川が汚されたら困るという意見が出されました。このように反対意見が出ているのに、それを押し切って進めてよいのでしょうか。

しかも、塩谷、朝里川温泉地域、天神地域説明会はばらばらに行い、朝里のまちづくりの会への説明は1回きりです。小樽市民の分断を図るやり方でいいのでしょうか。小樽市として市民全体への説明会を開くよう要望するべきではありませんか。

また、説明会は、小樽市から新幹線・高速道路推進室のみ参加していますが、環境問題も多いことから、環境課など関連する部署も参加して住民の声を聞くべきではありませんか。

環境問題だけでも住民の理解を得ていない上、人口減少が進む中、小樽市の財政負担をこれからの市民にかぶせてよいのか、並行在来線の問題など多くの問題があります。新幹線ありきで進めず、一度立ちどまって見直しすることを国に求めるべきです。市長の見解を伺います。

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

〇市長(迫 俊哉) ただいま、北海道新幹線札幌延伸について御質問がありました。

初めに、丁寧な説明で事業を進めることに対する鉄道建設・運輸施設整備支援機構の考えにつきましては、これまでも朝里川温泉地区の住民に対し、工事実施計画認可説明会が開催されたほか、その補足説明が4回開催されており、加えて町会役員や温泉組合、周辺まちづくり団体へ、それぞれ個別の説明

会を開催するなど、丁寧な対応をしてきております。このことから、今後も同様の考えのもとで事業を 進めていくものと認識しております。

次に、鉄道・運輸機構による騒音や振動の説明につきましては、前回の補足説明会において、出席者から新幹線開通後の走行にかかわる騒音や振動についての質問があったことから、その説明がなされたものと聞いております。

工事にかかわる騒音等については、今後予定されている工事関連の説明会で説明されると思いますが、 市といたしましても、しっかりと対応するよう鉄道・運輸機構へ求めてまいりたいと考えております。

次に、朝里川温泉地域の作業区域に係る騒音の規制につきましては、当該地域は第一種住居地域であり、騒音規制法で規定する特定建設作業に該当する場合は地域区分の1号に当たるため、作業場所の敷地境界線で85デシベルを超えないこと。作業時間は、午後7時から翌日午前7時の時間内でないこと。1日当たりの作業時間は10時間を超えないこと。作業期間は連日6日を超えないこと。作業日は日曜日その他休日でないこと。これらの五つの項目について規制されます。

次に、規制上の問題につきましては、付近一帯は規制が最も厳しい1号区分に該当しているため、福 祉施設等の有無によって規制の基準を左右するものではありません。

次に、周辺の福祉施設等への聞き取りにつきましては、鉄道・運輸機構において、工事の影響が予想 されるケアハウスや特別養護老人ホームの代表者に対し、工事スケジュールや工事車両走行ルートなど について説明し、御意見を伺っていると聞いております。また、障害者施設については、今後、工事の 進捗状況を考慮し、時期を見て説明に伺うと聞いております。

次に、鉄道・運輸機構による住民への事前説明につきましては、先ほど申し上げましたとおり、これまでも複数回にわたり説明会が行われてきており、今後も引き続き丁寧な説明がなされるよう鉄道・運輸機構へ伝えてまいりたいと考えております。

次に、要対策土の処分につきましては、現在、小樽市内の発生土処分地として唯一確保されている塩 谷伍助沢地区の容量は、後志トンネル塩谷工区の発生土でおおむね満たされる予定となっております。

朝里トンネルの無対策土につきましては、現時点で市内に受け入れ先が確保されておらず、そのため 札幌市盤渓や石狩市へ搬出されているものであり、このことだけをもって小樽市だけで要対策土が処分 されるものとは考えておりません。

次に、札博トンネル石倉工区の発生土の搬入先につきましては、鉄道・運輸機構では、朝里ダム旧砕石場が処分候補地として適しているかどうか周辺の地質調査を行ったと聞いておりますが、現在は当該地域における事業計画の説明段階にあるため、発生土処分に対する地域への説明が十分なされていない状況であると認識しております。

鉄道・運輸機構では、引き続き処分候補地の調査結果を踏まえた対策方法について説明し、適切に対応されるものと考えております。

次に、市民全体の説明会につきましては、鉄道・運輸機構では、平成24年の工事実施計画認可の際に 市内複数の会場で全体説明会を行っており、現在は着工に当たり、工事区域周辺への影響を最小限にと どめるため、周辺住民への丁寧な説明を重ねている段階と認識しております。

今後、市内全域にかかわる事例が生じましたら、全体説明会を開催することも考えられますが、工事 内容等の諸課題に対して丁寧な説明を行い、周辺地域の皆様に御理解いただけるよう進めていくことが 大切であると考えております。

次に、説明会への関連部署への参加につきましては、今後必要に応じて考えてまいります。

次に、新幹線計画を見直すよう国に求めることにつきましては、北海道新幹線は、国において収支採

算性や投資効果などを検討した上で認可されたものであり、新幹線の整備効果を北海道全体に波及させるためには、一日も早い札幌までの開業が望まれておりますことから、見直しを求めるのではなく、早期開業の必要性について、引き続き国や関係機関などに強くアピールしてまいります。

(「そのとおり」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 次に、第7項目めの質問に入ります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 22 番、新谷とし議員。

(22番 新谷とし議員登壇)

〇22番(新谷とし議員) 学校適正配置について伺います。

日本共産党は、学校配置適正化基本計画は、一度立ちどまって見直すべきと主張してきました。計画 前期で再編が未実施のまま計画を見直すことになりました。この間、議会に提出された陳情や住民の声 が届き、松ヶ枝中学校は旧最上小学校に移転することと、西陵中学校は現在地で存続になる方向は大い に評価します。今後、計画はいつまでに策定するのかについてお答えください。

計画を見直すと言いながら、2020年3月に豊倉小学校が廃校になります。豊倉小学校の児童は、今後 ふえていく見通しでした。児童数は極端に減ったのは、保護者が養護教諭も配置してくれないし、廃校 になるなら早いうちに別の学校に行かせたいと考えた結果です。2017年7月の地域説明会では、保護者 と地域住民から、よい環境で通わせたい、養護教諭を配置してほしいという要望が出されたのに、それ に応えなかったのはなぜですか。

教育委員会は、事務職を市費で採用したことや、養護教諭は北海道から派遣されるスクールヘルスリーダーで対応したといいますが、スクールヘルスリーダーは教師への指導で、直接児童のケアに当たるわけではありません。小さな学校でも、財政を理由に他と同様の教育を受ける権利を阻害すべきではありません。教育長の見解を求めます。

再編計画の検討期間中においても、教育環境の著しい低下が見込まれる学校があった場合には個別に 対応するとしていますが、忍路中央小学校、張碓小学校などの小規模校を計画見直しの前に廃校にする ことも考えているのですか。

豊倉小学校の学校評議委員会で、環境がよいので特別支援学級の児童を受け入れて、伸び伸び育って もらったらよいのではないかという意見が出され、賛同を得たということを聞いています。これは一つ の例ですが、今後、児童数が減っても特色ある教育を行う小規模特認校を設置できませんか。

再質問を留保して、質問を終わります。 (拍手)

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(鈴木喜明) 教育長。
- **〇教育長(林 秀樹)** ただいま、学校適正配置について御質問がございました。

初めに、今後、計画をいつまでに策定するかにつきましては、現在、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画を見直し、将来を見据えた学校再編の基本的な考え方について検討を始めておりますが、見直しに際しましては、学校規模についての考え方の整理を初め、国の教育施策の動向や地域の防災・交流拠点としての小・中学校の役割など、本市のまちづくりの考え方を考慮し検討していくことといたしております。

このため、今後のまちづくりの考え方について市長部局とも協議を行っていく必要がありますことから、現状ではお示しするところまでには至っておりません。

次に、豊倉小学校の養護教諭に対する保護者等の要望への対応につきましては、平成29年度は学級数が北海道の定める配置基準に満たなかったため配置はありませんでしたが、女子児童に対応するため、教職員の男女バランスに配慮したほか、スクールへルスリーダーによる教職員への学校保健指導やスクールカウンセラーの活用などにより、児童のケアに努めたところでございます。

また、30年度は地区別懇談会での要望を受けて、児童の教育相談体制の充実を図るため、養護教諭の 資格を持つ教諭を配置するとともに、新たに特別支援教育支援員の配置を行うなど、教育環境の向上の ため、市教委としてできる限りの対応を行っているところでございます。

次に、忍路中央小学校、張確小学校などの小規模校を計画見直しの前に閉校することも考えているのかにつきましては、基本的には学校再編は新たな計画に基づいて進めることとなりますが、計画の検討期間中においても、児童数の減少や学校施設の老朽化などにより、学校、保護者、地域から教育環境の著しい低下が懸念されるとの意見があった場合には、保護者会や地区別懇談会を開催し、今後の対応について検討する必要があるものと考えております。

次に、特色ある教育を行う小規模特認校の設置につきましては、教育委員会では、今後の学校再編について、児童生徒数の推移も含めた各学校の教育環境が適正に確保されているかどうかを把握するとともに、国の教育施策の方向性や学校と地域の連携、学校の地域に果たす役割などを総合的に勘案して再編の検討を進めることといたしております。

特色ある教育を行う小規模特認校につきましては、今後の再編の検討にあわせて、本市の児童生徒に ふさわしい多様な学校のあり方の一つとして研究してまいりたいと考えております。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 22 番、新谷とし議員。

O22番(新谷とし議員) 再質問いたします。

少し長くなりましたので、絞って伺いたいと思います。

除排雪についてですけれども、置き雪対策は、雪対策基本計画の中で考えていくということでした。 貸出ダンプなのですが、抜本的な見直しで制度が後退することはあり得ないと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「前の市長よりはよくなるって」と呼ぶ者あり)

それから、室内水泳プールです。

プールの存続を求める会の皆さんが長年運動してきたことは、本当に重く受けとめているというお話でした。道理があることだと市長もお認めになったと思います。この間、次の都市計画マスタープラン策定に当たって、小樽市子ども・子育て会議を開き意見を聞いています。スポーツ施設を望む声が上がっております。

また、10年前、都市計画マスタープラン策定時にも、中学生を対象にしたアンケート調査を行っていて、まちに足りないもの、不満なものの第1位はスポーツの場でした。水泳が全てではないとしても、この間、未来を担う子供たちの希望もかなえていないというのは、本当に情けない話だと思います。それで、旧緑小学校の跡を検討しているということで、それから、市営プール、この公共施設の再編素案に含まれていないが同様に位置づけるということで答弁があったと思いますが、プールは必ずつくると、そういうことは間違いないか確認します。

それから、米艦船の小樽港寄港問題です。

小樽方式の三原則は、見直す必要がないとおっしゃいました。でも、米国のトランプ大統領はNPRで核兵器使用のハードルを低くするという、危険で攻撃的な方針を打ち出していることをしっかり認識

する必要があると思います。

小樽市の経済活性化の柱は観光と市長は述べておりましたが、クルーズ船が入港する、観光客もふえるという中で、観光客の安全を守るためにも、これまでの三原則でよいのか、小樽方式でいいのか考え直す必要がありませんか、再度伺います。

それから、石狩湾新港です。

高波、高潮で石狩湾新港の埠頭内の施設の被災はなかったということです。では、どこに緊急性があるのでしょうか。

それから、小樽港の場合ですが、安全だから防災・減災の緊急対策から外されたというふうに捉えますけれども、安全であれば、むしろ小樽港を利用してもらったらいいのではないかというふうに思います。石狩湾新港を優先したやり方、これは納得いきませんし、それから、国からのヒアリングでこの内容を聞かれたということですけれども、口頭だけのやりとりで決められたということも、これは納得いかないところです。それについてどう思うのでしょうか。

それから、子育て支援です。

子供の医療費の助成については、市長は財政が厳しい中でも検討するに値するということで答弁いただきました。少子化対策の柱ともなる医療費助成は、せめて近隣市と同様に、就学前まで課税、非課税関係なく初診料のみでできないのか。小樽市の今後の人口対策を考える上でも、これは重要な問題となりますので、ぜひ、せめてものこの就学前までの初診料のみの実質無料化、検討できないでしょうか。それから、国民健康保険です。

先ほどお示ししていただいた保険料は、協会けんぽの 2.3 倍にもなります。また、賦課限度額が 93 万円。本当にこれ、高いですね。収入の 10%から 15%も国保料に払うというのは本当に大変です。高過ぎます。大体、賦課限度額の国のモデル世帯というのは、収入で言うと、年金でさえ 1,000 万円ですよ。小樽市の被保険者の収入とは比べ物になりません。

国より3万円引き下げる予定ですけれども、負担が大き過ぎます。国保法の趣旨からいっても高過ぎる保険料は問題です。だからこそ、全国知事会や全国市長会でも国庫負担割合の引き上げを国に要望しているわけです。

小樽市が、2019 年度の保険料が高過ぎるから 1 億円を基金から投入したことは評価します。それでも、2018 年度より上がるわけです。

函館市などでは、前年度並みにしているということも聞いております。2億円と言いましたけれども、そんなにかからないと思います。1億7,000万円ぐらいだと思います。保険料を払えないと、滞納すると資格証明書になる。これは協会けんぽや共済組合の保険料ではあり得ない話なのですよ。あり得ない制度なのです。ですから、高過ぎる国保料を引き下げて、1世帯1万円引き下げる。これを検討していただきたいと思います。

それから、連携中枢都市圏構想です。

40 の項目に対して、庁内で議論して意思表示をしたと言いました。でも、私が聞いたのは、小樽市としてどのような意見を上げてきたのかということです。これがわかりません。答えてください。

この間、きのうの質問でも出ておりましたけれども、共同通信社がアンケート調査を行っており、道内自治体は、「反対」、「どちらかといえば反対」が 43%です。 賛成の 21%を上回っていて、国主導で進められることを警戒して、地方の声を聞いて慎重に議論すべき、自治が失われるおそれなどの意見が上がっております。 これは単なる広域連携ではないのです。 全国市長会の会長は、それぞれの市町村で地方創生総合戦略をつくって、自主独立の精神でやっていこう、できるだけ頑張ろうとしてまだ三、四

年なのに、どうせだめだから圏域という新しい体制を法制化するというのは、今やっている努力に水を 差す以外の何物でもないと発言しておりますけれども、この構想については、やはり心配する意見もた くさんあるわけです。

今でも札幌市は施設が整っているし、児童館もありますよね。いろいろな公共施設もあります。利便性がよいからと転居する人が後を絶ちません。構想の目的である、工事の都市機能の集積強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上、これで一層、札幌一極集中が進むとお考えにならないのでしょうか。また、この構想は、各自治体で合意形成が大事だと言っております。要綱の中でそう言っています。あらかじめ具体的内容を知らせて合意形成を重視するというのに、これまでどうして市民に知らせてこなかったのか。これは問題だと思います。いかがですか。

それから、新幹線の問題です。

朝里川温泉地域というのは、規制が非常に厳しい地域であるということで、やはり特定建設作業に該当する、これが十分考えられるわけですけれども、日本建築学会の指針では、85 デシベルというのは極めてうるさいです。これは境界というところですから、もう少し先に行くともっと下がるとは思うのですけれども、日常生活で望ましい範囲というのは40 デシベルから50 デシベルです。ですから、この地域の厳しい規制に従って行わなければならないというふうに思います。いかがですか。

それと、要対策土です。

なぜ小樽市だけに持ってくるのかということでは、そういうことではないということでした。札幌市盤渓、石狩市は無対策土なのですよ。要対策土、ほかに持っていくところがあるのでしょうか。今、札幌市では、この掘削土の受け入れを募集しているということも聞いていますけれども、それであれば、小樽市だけでその要対策土を搬入しないということになるのか。処分しないということになるのか。それの見通しなどはいかがですか。

住民が怒っているのは、なぜ小樽市だけにそういう土を持ってくるのかということです。これは、やはりまだまだきちんと説明されておりませんし、住民はずっと反対を貫いているわけです。それは当然だと思うのです。この要対策土の搬入の場所、小樽市だけで処分するのではないということでしたけれども、ではどこを考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、市民全体の説明会なのですけれども、あらかじめ説明していると。前に説明していると。だけれども、そのときはなかなかわからない問題があったわけです。新たにこの個別の説明会で、改めて住民がわかった問題がいっぱいあるわけです。小樽市としては、この住民の心配をなくしていく、そういう立場で、ばらばらに説明会をやらないで、市民全体がだめだというのであれば、塩谷、朝里川温泉、天神、また、朝里のまちづくりの会などに案内して、説明会を開くように要望すべきではないのですか。小樽市の態度として、姿勢としてどうなのでしょうか。私は問題だと思います。

それから、一度立ちどまって見直すべきということで進めたいということでしたが、北斗市の例を我が党の酒井隆裕議員が前に質問で言いましたけれども、100 億円をかけて進めましたね、駅前とか道路の整備。だけれども今、そこから撤退している企業などがあるということで、本当にこれはばら色に描いていいのかという問題があります。だからこそ、後年の人口が減る中で、市民の意見は、この後の若い人たちに市民負担をかぶせられないという人もいるわけです。

(発言する者あり)

ですから、そういう財政負担も含めて、やはり立ちどまって見直すように、小樽市としては言いづらいのかもしれませんけれども、問題をしっかりと認識していただいて、それを考えていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

〇市長(迫 俊哉) 新谷議員の再質問にお答えいたします。

まず、置き雪対策についてでございますけれども、これにつきましては、先ほど御答弁申し上げましたけれども、今後その貸出ダンプの制度の見直しに当たりましては、行政だけで決めていくということでは決してございません。利用者、そして市民の皆様から問題点ですとか課題をしっかりとお伺いしながら制度設計をしていきたいというふうに考えておりますので、御答弁申し上げましたとおり、拙速な制度設計によって混乱を招かないように、しっかりと丁寧に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、2番目にございました室内プールにつきましては、これは私の公約の中にも掲げられている項目でございます。私の公約の中で、四つの大きな項目の中の一つとして、「未来をつくる」という項目の中で、体育館、プールなどの市民の健康増進と、それから子供たちのスポーツ振興に寄与する体育施設の整備を計画的に進めるという公約を一つ掲げさせていただいておりますので、しっかりと皆さんの御意見をいただきながら前に進めさせていただければというふうに思っているところでございます。

それから、米艦船の入港時の三原則につきましては、商業港としての利用、それから出入港時の安全、 それから核搭載の有無の確認ということの三原則を従来からとっておりますけれども、この入港時の三 原則についての考え方については、現在のところ見直す考え方はございません。この三原則に沿った形 で判断をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、子育て支援についてのお尋ねもございましたけれども、今回、中学生の入院まで医療費の無料化を拡充していくわけでございますが、やはりこの少子化対策というのは大変重要な政策だというふうに思っておりますので、その一環として、これからもいろいろなことを考えていかなければいけないというふうに考えておりますけれども、やはり本市の財政状況ですとか、ほかの政策との優先順位などもしっかり考えていきながら、今後この問題について引き続き検討させていただければなというふうに思っているところでございます。

それから、連携中枢都市圏の関係でございますけれども、今回、私どもが取り組んでいこうとしているこの連携中枢都市圏の考え方と、私はその圏域という考え方がまた別にございまして、私は新谷議員がこの圏域のほうでお尋ねをされたのではないかというふうに思ってございます。

圏域という考え方は、今この地方制度審議会、これは首相の諮問機関でありますけれども、この中で今、圏域について議論されておりまして、これは御指摘のあったとおり、複数の近隣市町村が連携して中心都市に公共施設などを一定程度集約するということで、小さな自治体あたりでは、やはり過疎に拍車がかかるということで警戒をされているという御指摘もあるわけですけれども、この圏域という考え方は、今、私どもが進めていこうとしている連携中枢都市圏の一歩先にあるものでございますので、あくまでも私どもが進めていこうとしているこの連携中枢都市圏では、もちろん施設の共同利用などもありますけれども、市民の皆さんの利便性の向上といいますか、そういったものを図っていくために官公で行う共同プロモーションですとか、あるいは三次医療の体制の連携ですとか、そういった中での取り組みを目指していきたいなというふうに思っているところでございます。

それから、新幹線についてのお尋ねが何点かありましたので、私でお答えできるところは私がお答え してまいりたいというふうに思っておりますけれども、一つには、市民全体の説明会についてでござい ますが、これは先ほども御答弁させていただいたとおり、きめ細やかに市民の皆さんに御説明する責任というのはあると思っておりますけれども、市民全体への説明会につきましては、今後、市内全域にかかわる事例が生じましたら、全体説明会の開催についても検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、新幹線そのものを見直すべきではないのかというお尋ねでございましたけれども、私どもといたしまして、昨年の暮れに官民の協働による協議会を立ち上げまして、これから新幹線効果を最大限享受できるまちづくりというのを議論していきたいというふうに考えているところでございます。ソフト対策ですとか、2次交通対策ですとか、しっかりと考えていかなければならない。そういったような状況でございますので、改めて新幹線の取り組みについて見直すべき必要はなく、むしろ新幹線効果を大いに外に発信していかなければいけないのではないかというふうに考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(加賀英幸) 新谷議員の再質問にお答えいたします。

まず私からは、小樽港と石狩湾新港の国の緊急対策について、箇所づけを電話ヒアリングでやったことについてお尋ねがございました。

これにつきましては、国でも各港湾の情報については基本的な情報は持ってございます。そういった情報を持っている状況の中で、電話等のヒアリングであっても基本的な内容をきちんと判断できるという、そういったことはございます。

それと、書類等で調査をする場合とヒアリング等で調査をする場合、その内容にきちんとした回答があれば、どちらでも同じような効果が持てると思いますので、今回、口頭でのヒアリングを行ったということについては、緊急的な部分も含め、こういった対応になったのかというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 医療保険部長。

○医療保険部長(相庭孝昭) 新谷議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、1世帯1万円下げるために基金から投入してはどうかというお話がございました。それで新谷議員のお話では1億7,000万円ということで、私どもは2億円ということでお答えしましたけれども、1億7,000万円にいたしましても、私どもが今回提案しているものと足しますと2億7,000万円ということになります。先ほど新谷議員からの御質問の中にありましたとおり、基金残高は今ありました5億4,000万円ということで、ほぼ半分を使う形になります。

それで、まだ2億7,000万円残っているだろうというお考えもあるでしょうし、会計は140億円ですので2%しかないだろうというお考え、いろいろあるかと思いますけれども、都道府県化になるまでは、基金の残高というのはおおむね5%が適切であるというふうにいわれておりました。これは都道府県化になりましてなくなりましたけれども、ただ、一定の方向性としてはあるだろうというふうに考えております。

それからまた、今回1億円繰り入れましたように、今後も保険料の上昇に備えて、やはり億単位で繰り入れるということもあるかもしれませんので、そういったことに備えますと、やはり一定の基金の残高は必要であろうというふうに私どもは考えているところでございます。

そういったことで今回、さらに加えて1億7,000万円、もしくは2億円、この繰り入れはなかなか難 しいというふうに考えているところでございますので、御理解賜りたいと思います。 (「議長」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(鈴木喜明)** 生活環境部長。
- **〇生活環境部長(鉢呂善宏)** 新谷議員の再質問にお答えいたします。

私からは、新幹線の工事の際の規制の部分についてお答えさせていただきます。

朝里川温泉地域の作業区域につきましては、騒音規制法で規制する特定作業に当たる場合、第一種住居地域ですので、1号に該当するということです。

先ほど市長も答弁させていただきましたけれども、この一番厳しい基準に沿って、きちんと工事については守っていただくということを機構にも十分お知らせしていきたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(鈴木喜明)** 総務部長。
- ○総務部長(日栄 聡) 新谷議員の再質問にお答えいたします。

私からはまず、石狩湾新港の高波の影響で、何か被災を受けたのかということについてですが、被災は受けていないのですけれども、実際に受けていないのであれば、北防波堤を急ぐ必要はないのではないかと、緊急性はないのではないかという質問だと思いますが、実際にそういった被災は受けてはいないのですけれども、越波が実際に発生しているということもありまして、荷役の実際に作業にも影響しているのではないかということも考えられますし、実際にはそういった静穏度の基準がありまして、これは国の基準ということで定められているのですけれども、あくまでもこれは国の判断としてこういった工事を進めているということでございます。

それから、要対策士についてですけれども、今、小樽で実際に工事によって出てきた発生土を処分する土地がほとんどないのですね。今あるのは伍助沢のみということで、これも大体 18 万立方メートルぐらいなのです。一つの作業しているところから出てくるその量というのが、大体 50 万立方メートル。今の塩谷のところからは 50 万立方メートル予定されておりまして、ただ小樽市全体では今、18 万立方メートルしかありませんので、工事が進んでいくとどんどん土が出てきますから、それを持っていく場所がないということなのです。盤渓であれば、とりあえず無対策土であれば受け入れるということですので、まずは無対策土のみを盤渓に運ぶということになりまして、決して小樽で全て要対策土を受け入れるとか、ほかのところから受け入れるということでは、決まっているわけではございません。

それと、あともう一つ、連携中枢での意見につきましては、詳しいところは私も押さえておりませんけれども、今まで連携中枢都市圏については、各市町村の企画担当課長が今まで集まっておりまして、これについてはその推進会議の中で、今まで4回ほど話し合いを行ってきておりまして、何が自分たちでできるのか、そういった役割も含めて、これについては決めたところでございます。ただ、これについてもあくまでも案ということでございまして、これから協議することを議決していただいた後に、実際にその中で取り組むものというのを考えていくということでございます。

○議長(鈴木喜明) 総務部長、今の連携中枢都市圏の件、それでどんな意見が出たのかとダイレクトに聞いているので、その件についてはわからないとか上げていないとか、上げてある内容があれば言っていただきたいし、なければなかったという答えだと思いますので、そういう答え方をしていただきたい。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(鈴木喜明) 市長。
- **〇市長(迫 俊哉)** 新谷議員の再質問にお答えをいたします。

連携中枢都市圏の事業において、どのような意見を札幌市に述べたのかということで、詳細は私ども

も承知してございませんけれども、札幌市側から示された事業というのは 40 あったわけであります。この中で、小樽市としてどういった事業を札幌市と共同で進めていくことが、小樽市にとって、あるいは札幌市にとっていいのかどうかということで、最終的に今 34 の事業に絞ったわけでございますので、その 34 に絞っていく、そのあたりの議論がなされたのではないかというふうに思っております。

この絞られた34の事業の枠組みの中で、具体的にどういう事業をやっていくのかということは、このたび議会で議決をいただいた後に、それぞれ札幌市と事務レベルで協議をしていくということになりますので、詳細についてどのような議論がされたかどうかということについては、この時点で申し上げることができませんので、御理解いただきたいというふうに思っております。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 22番、新谷とし議員。

〇22番(新谷とし議員) 再々質問を行います。

まず、連携中枢都市圏ビジョンですけれども、詳細はわからないということ自体おかしいのではないでしょうか。要綱で、自由に連携する内容を協議して、地方自治法に裏づけのある政策合意を行う、その合意に基づき各地方公共団体は政策を実行する義務を負うことになるということからして、どういう意見を上げているかわからないということ自体おかしいと思います。

案を見せていただきました。小樽市は、観光ということも出しておりますが、この連携構想は、私たちは賛成できませんけれども、しかしながら、小樽市はもっといいところがあるのにそれが載っていないということで、一体何を話してきたのかという疑問があります。詳細がわからないということ自体がおかしいのではないでしょうか。

(「事務レベルでやっていて、今把握してないって話でしょう」と呼ぶ 者あり)

(「そうやって答えてほしい」と呼ぶ者あり)

では、議案としてどうして出すのですか。

プールなのですけれども、市長公約なのでということで、本当にぜひ進めていただきたいと思いますけれども、公共施設の再編計画のその個別計画の中に入れていって、大体見通しは、建設はいつごろになるのか、それはわかりませんか、お聞かせください。

(発言する者あり)

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

〇市長(迫 俊哉) 新谷議員の再々質問にお答えいたします。

まず、プールにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、私の公約に掲げてある事項ですので、 しっかりと対応させていただきたいと思いますが、今、時期についてのお尋ねがございましたけれども、 着手の時期につきましては、今この時点で明言は避けたいというふうに思っております。答弁で申し上 げましたとおり、従来から御答弁させていただいておりますけれども、公共施設の個別施設計画の策定 スケジュールの中でしっかりと議論させていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、連携中枢都市圏の関係で先ほども答弁させていただきましたけれども、この間、詳細にどのような議論が、意見交換がされてきたことにつきましては、事務レベルでやってきたことでございますので、きょうこの時点でお答えすることができませんので、御理解をいただければというふうに思っているところでございます。

〇議長(鈴木喜明) 以上をもって、会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時05分

再開 午後 5時25分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑及び一般質問を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 6番、石田博一議員。

(6番 石田博一議員登壇)

〇6番(石田博一議員) 除排雪について質問いたしますが、ほかの議員の方と一部質問が重複している部分もありますが、通告どおり質問させていただきます。

まず、今年度における直近までの累計降雪量と最深積雪深はどのようであるのか、過去5年間の平均と比較する形でお答えください。

次に、平成 26 年度の除雪費執行額は 17 億円を超えました。このときの当初予算額とその差額をお答えください。

雪の問題は自然が相手ですから、降雪量次第で執行額が大きく膨らむこともあり得ますが、この年は平年以下の降雪量だったと認識しております。この平成26年度の場合は、除雪費がなぜこんなにかかったのか。選挙があった年なので特別に市民サービスをよくしたのか、検証ができていればお答えをください。

(「森井さんと違うんだって」と呼ぶ者あり)

次に、去る2月5日に各連合町会長の方々と一緒に、毎年恒例の除雪パトロール体験を実施いたしましたが、各町会長の方々からも、ことしの除排雪はよいと報告をいただきました。もちろん、予算を幾らでも使えるものなら、もっと市民要望にきちんと応えられるとは思いますが、現実はそうはいきません。この後の降雪量も未定ですし、雪山もかなり高くなっているところもあり、果たして予算内で間に合うのかも心配です。

(「どこよ」と呼ぶ者あり)

そこで質問ですが、今年度の現在までの予算に対する執行額と執行率をお答えください。

次に、今年度の場合、排雪するタイミングがかなり早かったと思います。これはこれで、今回の評判がよかった要因でもあると理解しています。

(「遅すぎたんだ」と呼ぶ者あり)

ここで質問ですが、このタイミングで排雪を開始できた要因は、業者主導だったのか、それとも除雪 対策本部主導だったのかお示しください。

(「市長がかわったからです」と呼ぶ者あり)

もちろん協議の上だとは思いますが、先に提案したのはどちらからだったのでしょうか。

最後に、平成31年度新年度予算における除排雪に関することについて質問をいたします。

まず、新聞発表でもありましたが、除排雪予算に貸出ダンプが入っていません。例年7,000万円ほどの予算でした。新年度は制度設計を変更するため、第3回定例会で補正予算として計上するとのことです。

この貸出ダンプ制度は、平成26年度の場合、例年どおりにやらせるという発想で実施した結果、6,800万円の予算に対して1億5,000万円もかかってしまいました。平成27年度は7,000万円の予算に対して

1億円でした。これでは何のための予算なのか、いささか疑問を感じておりました。

これに対応する形で、例えば回転場所を除く駐車スペースは対象外にしたり、雪置き場も道路の雪のみならず、屋根の雪までそこへ運び込む地域、そのようなところでも利用を認めていたり、また、排雪第2種路線において、市の排雪が入る道路であるのに、貸出ダンプも利用しているところがあって、多くの市民に対して多大なる不公平感を与えていた事実もありました。とはいうものの、市民にとっては以前より利用しづらい制度になっているのも事実です。

(発言する者あり)

全て予算があってのことですから、まさか単純に以前の状態へ戻すということはないと思いますが、 今後の方向性について、どのように協議されていくのか見解をお尋ねいたします。

再質問を留保し、私の質問を終わります。

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

O議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

〇市長(迫 俊哉) 石田議員の質問にお答えします。

ただいま、除排雪について御質問がありました。

まず、今年度の気象状況につきましては、2月22日現在で、累計降雪量は362センチメートル、最深積雪深は63センチメートルとなっております。また、過去5年間の平均値は、同時期で累計降雪量は474センチメートル、最深積雪深は107センチメートルであることから、比較いたしますとそれぞれ112センチメートル、44センチメートルと、比較的雪の少ない気象状況となっております。

次に、平成 26 年度の当初予算額と決算額の差額につきましては、当初予算では 10 億 2,610 万円を計上いたしましたが、決算額は 17 億 1,032 万円となり、その差額は 6 億 8,422 万円となっております。

次に、平成 26 年度の除雪費につきましては、このシーズンは 12 月の降雪量が観測史上 1 位の 262 センチメートルを記録し、最深積雪深も 112 センチメートルに達したことから、この異常気象に対応するため、早期に幹線道路から排雪作業を行ったものであります。さらには 1 月に連続した降雪もあり、例年より早く生活道路の排雪作業に入らざるを得ない状況となり、1 月までの排雪量が 50 万立方メートルを超え、最終的には 77 万立方メートルとなったことが除雪費を膨らませた要因と考えております。

次に、今年度の除雪費予算に対する執行額と執行率につきましては、当初予算額の 15 億 4,981 万円に対して、2月17日現在で執行額は約10億3,400万円、執行率は約67%となっております。

次に、今年度の排雪につきましては、平成 29 年度のような事後保全的な排雪作業から、予防保全的な早期の排雪作業に改めるとの方針のもとで、バス路線や主要通学路を優先した排雪作業を小・中学校の始業式前に行うなど、適切なタイミングで実施したものであります。このことは、庁内連絡会議や除雪ステーション会議を通じて状況を的確に把握した上で排雪の時期や規模の方針を明確にし、具体的な排雪協議が速やかに整ったためであると考えております。

次に、貸出ダンプ制度につきましては、利用団体から、これまでの制度変更に伴い、利用しづらいことや高齢化に伴い費用負担ができないなどの地域の事情により利用できなくなってきているとの御意見も伺っておりますので、抜本的な制度の見直しも含め、改めて検討が必要であると考えております。

このため、今後の制度の見直しに当たっては、市民の皆様から課題や問題点についての御意見を伺いながら、拙速な制度変更により混乱を招かないよう、丁寧に進めてまいりたいと考えております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(鈴木喜明)** 6番、石田博一議員。
- O6番(石田博一議員) 再質問を1点だけさせていただきます。

先ほどの答弁で、今年度の予算の執行額が 10 億 3,400 万円ということで、67%というお答えをいただきました。これから降る量は、多分知れているとは思いますけれども、何せかんせ自然が相手ですからわかりませんが、一応当初に立てていた排雪予定量というのですか、その範囲で終われば、これは当然、補正予算を組まなくても済むということの理解でよろしいのかどうなのか。

(発言する者あり)

それで、実は先ほどの新谷議員への答弁の中で、ステーションによってはまだ予定の排雪量が半分くらいなのに、予算の執行が80%になっているステーションもあると先ほど答弁がありましたので、こういう地域もあるにもかかわらず、何とか予算内で終わるのかどうなのかというのが少し心配なので、その1点だけお答えください。

(「それは違うわ。答弁に対する再質問じゃないもん」と呼ぶ者あり) (発言する者あり)

- **〇議長(鈴木喜明)** 石田議員に申し上げますけれども、端的に言うと、今の排雪量内であれば予算内 に終わるのかということだけを聞いているということでよろしいですね。
- ○6番(石田博一議員) そういうことです。
- **〇議長(鈴木喜明)** 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(鈴木喜明)** 市長。
- **〇市長(迫 俊哉)** 石田議員の再質問にお答えをしたいと思います。

執行率に対して、今後どうなのかというお尋ねだと思いますけれども、雪は少ないのですが、低温の 日が続いておりまして、ロードヒーティングの経費が少し上がっておりますけれども、計画排雪量であ ります50万立方メートルでおさまれば、予算内でおさまるということになると考えております。

○議長(鈴木喜明) 石田議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 4番、中村岩雄議員。

(4番 中村岩雄議員登壇)

〇4番(中村岩雄議員) 包括的な子育て支援策についてお尋ねいたします。

小樽市における重要課題の筆頭は、少子高齢化に伴う人口減少への対応です。これはもちろん小樽市だけの問題ではなく、札幌市を含めた北海道、そして日本全体や世界の国々でも今後深刻化する問題です。特に小樽市にとって、子供を産み育てる環境が他の自治体に比べ、逆に余り整っていないことが重要な問題点でありました。

昨年より、小樽協会病院での分娩がようやく再開しましたが、これはすばらしいこと、もう大丈夫と安心するようなことではなく、本来の、普通の自治体にやっと近づいたにすぎないということであります。そして、北海道の人口 10 万人以上都市で、唯一病児保育の行われていない自治体が小樽市でありました。

現在、この小樽市では共働きをして生活している御夫婦が多くの割合を占めています。一生懸命働いている御夫婦にとっては、子供を保育所やこども園に預かってもらう必要があります。そして、保育所などの集団生活の中では、感染症などにかかることは避けられないことであり、37.5 度以上の熱が出ると、仕事をしている母親は自動的に呼び出されます。そして、インフルエンザであれば5日間、水痘の

ような病気であれば1週間から10日間は仕事に出られません。兄弟がいる場合は時間差でかかるため、 1カ月近く休んでいる方もいると伺いました。

また、札幌市から転勤してきた御夫婦からは、この状況をサポートしてくれる病児保育のおかげで今も仕事が続けられているし、本当に助けられたとの話を伺いました。病児保育が究極の子育て支援と言われるのは、子供は多くの感染症にかかり、熱を出したり消化器症状を起こします。その病状は急激に悪化したりすることもあり、両親、特に母親はその期間中ずっと子供についていなければなりません。祖父母に預けられ、病院に連れて行くことも当たり前になっています。

しかし、急激に状態の悪くなる可能性のある小さな子供をしっかりサポートできるのは、看護師と保育士がそろって保育に当たっている病児保育施設です。その上、昨年度から病児保育の送迎が認められ、急な発熱の子供に対し、両親に成りかわり、専門の看護師がその子を病院へ連れて行き、診察を受けさせた上で病児保育施設に搬送することが国により事業化されました。これにより、母親は子供が急に熱が出たときに、職場に頭を下げ、会社や同僚に申しわけない思いをしながら子供を迎えに行かなくて済むケースが可能になったのであります。もちろん、けいれんを起こしたなど本当に状態の悪い場合は、急ぎ両親が子供を迎えにいかなければなりません。しかし、そのような稀なケースでなければ、この病児保育は名実ともに最大限に安全・安心な子育て支援となるわけです。これが究極の子育て支援とうたわれる理由であります。

小樽市は道内 10 万人以上都市で、最後の病児保育開設となりますが、最後とは最新であるとも言えます。 サポネットという民間団体による送迎システムはありましたが、小樽市にはそれを受けられる病児保育施設がなかったため、ほとんど機能してきませんでした。 しかし、昨年度から国の予算もつけられた送迎システムをしっかり導入して、小樽市の病児保育が今度は北海道の先頭に立っていく、それぐらいの情熱が必要なのではないでしょうか。

集中的に子育て支援に力を注ぎ、若い労働力となる世代にとって最高の魅力あるまちと感じてもらい、 子供たちの安全と未来に大胆に投資することこそ、今の小樽市に最も必要なことと考えますが、小樽市 にとっての百年の計を踏まえた市長の施策に大いに期待をしたいと思います。

平成31年度から10年間を計画期間とする第7次小樽市総合計画基本構想のまちづくり六つのテーマに沿って、平成31年度当初予算における主要な事業が示されました。

まず、テーマ1の「安心して子どもを生み育てることのできるまち(子ども・子育て)」の保育環境の整備は、市長公約の最初に掲げられている事業であります。その具体的事業の一つである病児保育については、平成30年第2回定例会、第4回定例会で取り上げさせていただきましたが、新年度でもありますので改めて質問させていただきます。

スタートする事業の具体的な実施内容。例えば対象児童、対象となる疾病、症状、利用定員、利用時間、利用期間、休業日のいかん、利用料、送迎対応の有無、配置職員数等、現時点で可能な限り具体的にお示しください。

また、10月から利用料が無償化になるやにお聞きしておりますが、その点について御説明をお願いいたします。

次に、本市の考える子育て世代包括支援センターとはどのようなものか。市長の公約でもありますので、実施体制や機能についてお聞かせください。

国は、平成32年度末までの全国展開を目指しており、小樽市としてもその準備が急務かと思いますが、31年度予算にはまだありません。センター設置に当たっての課題や開設時期をお示しください。

以上、再質問を留保して、質問を終わらせていただきます。

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

〇市長(迫 俊哉) 中村岩雄議員の御質問にお答えします。

ただいま、包括的な子育て支援策について御質問がありました。

まず、病児保育事業につきましては、本年10月から市の事業としていなほ幼稚園で開始する予定です。 利用対象は、市内の保育所、幼稚園、認定こども園や小学校に通う1歳6カ月から小学校2年生までの 児童とし、対象とする疾病は、感冒、消化不良症など、乳幼児が日常罹患する疾病や麻疹、水痘、イン フルエンザなどの感染性疾患を予定しております。

利用定員は1日当たり3人、同一疾病での利用期間は連続7日以内で、休業日については協議中であります。利用料は児童1人当たり1日2,000円とし、いなほ幼稚園が保護者から直接徴収いたします。 職員配置はフルタイムの保育士と看護師を1名ずつ、計2名を想定しております。

なお、送迎対応につきましては、事業開始後の利用状況や保護者のニーズなどを見据えた上で検討してまいりたいと考えております。

次に、病児保育事業の利用料につきましては、保育所や認定こども園などと同様に一定の上限額はありますが、本年10月から無償化の対象となる予定であります。

次に、本市の考える子育て世代包括支援センターの実施体制や機能につきましては、まず利用者支援 事業のうち、母子保健型として保健所において妊産婦及び乳幼児の状況を把握し、妊娠、出産、子育て に関する各種相談を受け、必要に応じて個別に支援プランを策定いたします。

また、基本型として、子育で支援室において、保健、医療、福祉、教育等の関係機関との課題解決に向けた連絡調整や利用者に対し情報提供を行います。これにより、保健所と子育で支援室が連携した体制で、妊娠期から子育で期にわたる包括的、かつ切れ目のない支援を行うことを考えております。

次に、センター開設に当たっての課題や開設時期につきましては、センターは母子保健型と基本型が 連携することにより開設が可能となります。必ずしも同一施設内に開設する必要はありませんが、本市 においては、母子保健型を担当する保健所と、基本型を担当する子育て支援室が離れていることから、 連携方法について工夫が必要であると考えております。

また、開設時期につきましては、より効率的に支援を行えるようさまざまな角度から検討し、早期に 開設できるよう取り組んでまいります。

○議長(鈴木喜明) 中村岩雄議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 3番、安斎哲也議員。

(3番 安斎哲也議員登壇)

○3番(安斎哲也議員) 2期8年の感謝を込めて質問いたします。

新年度予算では、市税収入が約3.5億円増を見込んでいますが、過去の企業誘致の種まきが実を結んできたことと、大型商業施設の再生が大きな要因と考えます。今後のLNGの稼働後も市税収入の増加になると考えます。

平成16年度から、国の三位一体改革による交付税の大幅減による赤字財政からの再建のため、他会計及び基金からの借り入れもピーク時の約54.8億円から、新年度では約16.7億円にまで減り、ようやく完済できる見通しであると思います。迫市長時代に、山田、中松の二代の市長の悲願が達成されること

に対する市長の所見をお聞かせください。

次に、経済対策についてです。

人口減少を急激に食いとめる特効薬はありません。人口減少の幅を少なくして、個人市民税を一定確保しながら、法人市民税や固定資産税をふやしていかなければなりません。そこでやはり、経済対策をより一層進める必要があります。提案説明の経済と生活の好循環の中で、税収増の柱は観光であると触れていました。私も今のこの時点で、まさにそのとおりだと思っています。

そこで、相次ぐ宿泊施設のオープンと今後のホテル建設について触れながら、長年の課題であった滞在型観光の推進に向けた環境が整いつつあるとしている点について伺います。

確かに宿泊施設が多ければ宿泊できる環境は整うのですが、市行政として何を根拠に環境が整いつつ あると考えており、市として考える滞在型観光の推進に向けた環境は、どの程度の宿泊施設数と宿泊室 数と考えているのでしょうか。

確かに新年度予算において、観光資源の磨き上げや受け入れ体制の充実を図る施策も盛り込まれていますが、迫市長が選挙戦で訴えていた質を重視するとはこのことなのでしょうか。さらにお考えのことがあるならばお聞かせください。

質を重視するといっても、ハードとソフトの両面があると思います。私が以前視察した飛騨高山では、ハード面において高山市は市内全域を景観計画区域と定め、特に重点的に良好な景観づくりを推進する区域を重点区域としています。小樽市の景観計画以上に細かく、厳しい景観形成基準を定めていますが、策定から10年が経過したことを機に見直しをし、新基準を適用しました。本市においても、小樽市景観計画などにおいて歴史的景観区域を定めているものの、あちこちで建物や店の看板、旗など、本当に小樽らしいものか疑問を持つものがあります。市も、策定から10年を機に見直しを行い、より小樽らしい、そして上質な景観づくりを行うべきと思いますが、いかがですか。

ソフト面では、飛騨市は店の夜の営業がほとんどないのに宿泊客が多いということがあります。これは朝市が有名で、泊まらなければその朝市を観光できないという強みがあるとのこと。本市においてももっと朝の観光を進めるなり、促進させる道を模索し実行すべきかと思いますが、何か方策や調査していることがあればお聞かせください。

また、以前には、小樽市内にある各神社の例大祭行事も観光資源になり得るとして調査をされていましたが、それはその後どうなったのでしょうか。私の地元では、近くの宿に泊まり、その地区の神社の例大祭の神事やみこし渡御に参加したことがきっかけで、地域住民と親密になり、実際に移住したという例があります。しっかり調査し、発信するとともに、神社と協力関係を結んで体験型の観光資源にもなると考えますが、いかがですか。

提案説明の中で、観光の経済効果を広く波及させると述べておられました。しかし、実際の市内全体から成る経済波及効果は、前回調査を実施してから約15年が経過しており、今どうなっているのかを調べる必要がありますし、市としては何を目標としているのか明確にするべきと思いますが、いかがですか

その関連で、テレビや映画のロケ地で有名な北九州市では、ロケで経済効果 7.6 億円と発表し、話題となりました。視察したときに伺ったのは、F C が全てのロケ班に対し、何人で何泊して何を食べたかまで一切合財を細かく聞き取り調査した結果とのことでした。

小樽市においても、北九州市のような大規模なロケは少ないにせよ、まさにこれも経済効果の一つと 思いますので、今後調査し公表するとともに、より一層誘致活動を積極的に行う必要があると思います が、いかがでしょうか。 1月31日で、いなきたビルの中のフードセンターが閉店しました。小樽市の再開発事業として進められ、私も小・中学生のころによく通いました。市営住宅もあり、TSUTAYA やツルハ、そしてフードセンターもあり、私はこの事業についてはいいものであったと思っていました。

しかし、この再開発のときに権利者法人株式会社アール・アイが設立されましたが、保留床の取得費に市が貸し付けをしたという経緯があり、毎年度返済されています。新年度予算においても計上されていますが、フードセンター跡には早急にテナント誘致しなければならないと思いますが、小樽市としての現在までの取り組みと今後の見通しをお聞かせください。

新・市民プール建設についてです。

私は1期目から触れていましたが、形にできずに今に至っています。また、小樽市公共施設等総合管理計画には位置づけられておらず、複合化での建設という考え方だけが示されています。今年度も暫定の高島小学校温水プールのボイラーが壊れ、利用できない期間がありました。迫市長は、公約の中でプールと明記し、体育施設の整備を計画的に進めると約束していますが、私の最後の質問と思って、最後に新・市民プールは個別施設計画に明記し、建設をすると明言していただきたいと思いますが、いかがですか。

最後に、時期ずれの市長選について伺います。

前市長の傍若無人な判断で、市長選が統一地方選挙とずれてしまいました。そのおかげで早期に迫市 政が誕生し、市政の正常化とともに政策予算も編成し計上できたわけですが、代償として4年に1回、 毎回無駄に5,500万円の費用が必要となりました。二元代表制においては、市長と市議の選挙はばらば らのほうがいいかと思いますが、せっかく財源対策をしても、このような支出は無駄になってしまいま す。

難しいのは、市長選が終わってその半年後に市議選というタイミングですが、いつかはその無駄をなくす必要があると思います。市長の見解をお聞かせください。

以上、任期最後の質問を終わりますが、再質問は留保します。ありがとうございました。(拍手)

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

〇市長(迫 俊哉) 安斎議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政について御質問がありました。

まず、他会計借入金等の完済の見通しにつきましては、山田市長は平成19年3月に、これまでの累積 赤字の解消に向け、小樽市財政健全化計画を策定し、職員給与費の削減などのさまざまな行財政改革の 取り組みを行った結果、22年度決算で累積赤字を解消したところであります。その後の中松市長におい ては、既に累積赤字は解消したものの、14年度からの他会計及び基金からの借入金が多額に残っており、 その償還を本格化させる一方、決算剰余金から財政調整基金を一定程度積み立てるなど、財政の健全化 に向けて歩み始めたところであります。

これら両市長の財政健全化への取り組みにより、他会計及び基金借入金残高も 31 年度末までには約16億7,000万円まで減る見込みとなり、着実に完済に近づいているものと感じております。

しかし、予算編成においては収支不足が生じるなど、依然として厳しい財政状況にありますので、小 樽市収支改善プランを着実に推進し、持続可能な財政運営ができるように真の財政健全化に向けた取り 組みを進めてまいります。 次に、経済対策について御質問がありました。

まず、滞在型観光の推進につきましては、平成30年度は市内中心部でのホテルの開業や増築、民泊制度の開始により宿泊施設が増加したこと、さらには、今後も新たな宿泊施設の開業が予定されていることから、滞在型観光推進に向けた環境が整いつつあると述べたところであります。

また、環境が整ったとされるのは、多様化するニーズに対応する施設が質、量ともバランスよく整う 状態のことと考えているところでございます。

次に、観光の質を重視することにつきましては、今回、市政執行方針で述べた観光資源の磨き上げや受け入れ体制の充実を図る取り組みはもとより、新たな観光の拠点づくりなどを進め、観光客の満足度を高める取り組みにより、滞在時間を延ばしていくことが重要であると考えております。

次に、景観計画等の見直しにつきましては、本市においては平成 20 年度に小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例を全面改正した上で、小樽市景観計画を策定し、また、24 年度には小樽市屋外広告物条例を制定するなど、良好な都市景観形成の取り組みを進めてきたところですが、近年、一部の地域において、これらの計画等にそぐわない事例があることは認識をしております。

このことは、景観審議会の有識者からも指摘があり、現在、同審議会のワーキンググループで行っている議論を踏まえ、今後これらの計画等の見直しについて検討してまいりたいと考えております。

次に、朝の観光につきましては、現在、観光協会の観光ガイドマップにおいて、早朝から営業している市場や、朝食に特徴のある宿泊施設、食堂などを国内外の観光客に紹介しているところであります。

朝の観光推進は、宿泊客増加につながる施策の一つであると認識しておりますので、今後、観光関連 事業者との意見交換を通じて、観光客のニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、神社と協力関係を結んだ体験型の観光資源につきましては、平成30年3月におたる案内人がおススメする小樽散策コースとして、訪ねてみたい神社・寺コースのマップを作成し、神社や寺院の魅力の周知に努めるとともに、神社の例大祭の情報についても、月間イベント情報やホームページを通じて周知、宣伝しているところであります。

寺社、寺院については、特に外国人観光客に日本独特の文化として興味を持たれる方が多いと聞いており、今後、観光協会を初め、関係者の協力を得ながら、体験型観光の一つのメニューとなるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、観光の経済波及調査につきましては、観光政策を展開する上での指標となる重要な調査であると認識しておりますが、前回調査においては、およそ1,000万円の費用を要したところであります。現在、観光客動態調査を実施しており、観光客の消費金額や消費動向なども調べておりますので、まずはこのデータの分析を進めてまいります。

経済波及調査につきましては、予算面の課題もありますので、今後も効果的な手法について研究して まいりたいと考えております。

次に、テレビや映画のロケによる経済効果の調査と誘致活動につきましては、映画やテレビドラマ等の大型ロケは、撮影隊が準備段階から何度もロケ地を訪れ、本市に滞在することにより、さまざまな経済効果が期待されますので、今後、御提案のとおり撮影に要した費用を項目ごとに聞き取るアンケートを実施し、市内消費額を把握するとともに、可能な限り公表してまいりたいと考えております。

また、平成30年度より小樽フィルムコミッションが首都圏の映画制作者等に直接、本市のロケ地としての魅力をPRするなど誘致に取り組んでおりますので、31年度も引き続き積極的なプロモーションに努めてまいります。

次に、フードセンター跡のテナント誘致につきましては、いなきたビルには市営住宅やコミュニティ

センターなどの公共施設もあることから、本市としても権利者の株式会社アール・アイから聞き取りを 行い、新たなテナント誘致の状況などについて把握をしてきたところであります。

今後の見通しにつきましては、現在、物販3店、飲食1店の入居に向けて調整しているとお聞きして おります。

次に、新・市民プールの建設について御質問がありました。

新・市民プールにつきましては、既存施設ではないため、小樽市公共施設等総合管理計画には含まれませんが、市民の健康増進やスポーツ振興が図られる機能があり、その整備は重要な行政課題と認識していることから、私の公約でもお示ししたところであります。

現在策定を進めている個別施設計画においても表記し、既存施設とともに体育施設の一つの機能として具体的に検討してまいります。

次に、時期ずれの市長選について御質問がありました。

統一地方選とずれたために生じる市長選の費用につきましては、異なる日程となったことで多くの費用がかかることとなりましたが、いかんともしがたいというのが正直なところであります。

私といたしましては、与えられた任期におきまして、この歴史と伝統のある本市のかじ取り役という 責任を果たし、全力で市政を前に進めてまいりたいと考えているところでございます。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 3番、安斎哲也議員。

〇3番(安斎哲也議員) 再質問させていただきます。

まず、ホテルがオープンして滞在型観光の推進に向けた環境が整いつつあるというところで、質、量ともバランスがとれたことが、環境が整いつつあるというふうに御答弁されていましたけれども、質、量ともバランスがとれたというのは、具体的にどういったことを指しているのかお聞かせください。

次に、新たな観光拠点づくりを行うということでおっしゃっていましたけれども、現時点ではどの点を拠点づくりに向けた考えをお持ちで、滞在時間をどのぐらい延ばそうと思われているのかお聞かせください。

次に、観光客のニーズの把握に努めるというところなのですが、朝の観光のくだりなのですけれども、 観光客のニーズの把握はどういうふうな形で努めていくのかをお聞かせいただきたいと思います。

寺社仏閣の例大祭行事のことで質問したのですけれども、月間イベント情報やホームページで周知しているということなのですが、ホームページでは、神社と住所と日にちのただの一覧だけでして、これではなかなか魅力が伝わらないだろうというふうに思っています。できたら、ホームページの内容、月間イベント情報の内容、周知の仕方をもう少し魅力の伝わるようなものにしてはいかがかというふうに思うのですけれども、これについてはいかがでしょうか。

経済波及効果を広く波及させるというところで、経済波及効果を調べるのに 1,000 万円の費用を要したので、今のところ動態調査の部分で消費額等を分析しているということですけれども、では、分析しているのであれば、その分析した結果、今どういう状況で、それを、ではどれぐらい経済波及効果を広く波及させようというふうに考えられているのかお聞かせいただきたいと思います。

いなきたコミュニティセンターの部分ですけれども、物販3店と飲食店1店が入居する見込みだということで、喜ばしいことかというふうに思いますが、民間のことなので余りお答えできないかもしれませんけれども、いつごろのめどがあるのかというのが、もし把握しているのであればお聞かせいただきたいなと思います。

市民プールの建設に関してですけれども、小樽市内は高島を初め、各学校施設にもプールがありまし

て、少し教育施設のことに踏み込んだ話になってしまうのですが、やはりただプールをつくれと言っていても、ほかのプールにランニングコストがかかっていたり、コストがかかってしまうので、もし市民プールをつくるに当たっては、やはり教育施設を含んだプールの建物、維持管理の部分も改廃を含めた検討も必要なのかというふうに思うのですけれども、これについて私の考えに御意見がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

最後に、時期ずれの市長選については、まさにいかんともしがたい話で、前市長を応援した皆様に責任をとっていただきたいなというのが私の本音ですけれども、これについてはもう今、その市長がいませんので余り突っ込むことはできませんが、せっかく山田、中松市政で財政再建を行い、迫市長のところで他会計や基金からの借り入れが、返済の見通しが立っているのに4年に1回5,500万円かかるというのは、何ともひどい話だなと、私個人としては損害賠償請求をしたいぐらいだというふうに思いますけれども、これについては意見として言わせていただきます。

以上で、再質問を終わります。

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(鈴木喜明) 市長。
- **〇市長(迫 俊哉)** 安斎議員の再質問にお答えをいたします。

私からは、神社仏閣のお尋ねの件と、プールの件についてお答えさせていただきたいと思います。

神社仏閣と今お尋ねがあったと思うのですけれども、もちろんこの周知の仕方というのをいろいろ工夫していかなければいけないと思っていますし、特にこういった神社仏閣というのは、外国人観光客の中でも欧米の方々が非常に関心を持たれているということでございますので、そういったことも意識して周知をしていかなければいけないというのが1点と、やはり北前船の関係で、やはりこの神社仏閣というのを取り上げられておりますので、そういった角度からもやはりPRをしていくということ、日本遺産との関係ですね。そういった角度からもこの神社仏閣を周知して、もう少し掘り下げた形でPRしていくということも必要なのではないかというふうに思っているところでございます。

それから、プールの関係です。

学校施設としてのプールもあった中で、ランニングコストのことについてお尋ねもございました。学校にあるプールは、やはり教育施設として使われているわけでありますので、新しい市民プールができたときの学校施設のプールのあり方というのは、これは教育委員会ともしっかり議論させていただいた上で考えさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(鈴木喜明)** 産業港湾部長。
- **○産業港湾部長(加賀英幸)** 安斎議員の再質問にお答えいたします。

私からは、最初に、ホテルの質、量のバランスがとれたというのは具体的にどのようなことかということでございましたが、これについては市長の本答弁でもお答えさせていただいておりますが、観光客のニーズが今、多様化してございます。例えば、安いホテルを、安いお宿を要望されるような方であったりとか、設備が充実したホテルを希望される方。または、バックパッカーのように人と触れ合えるようなそういった場所を求めるような方、そういった方々が今たくさん観光客の中にはいらっしゃいますので、そういった方々のニーズを的確に捉えるような、そういった施設が整う、そういったことが質、量ともにバランスがよく整うという、そういったことで考えてございます。

それと二つ目の新たな拠点、観光拠点づくりについて、どこで、どの場所で、それとあわせまして滞

在時間、これをどれくらい延ばしていくのかという御質問がございました。

これにつきましては、現在、第3号ふ頭の再開発計画、これを来年度以降進めていこうというふうに 考えております。その中では当然、親水空間であったりとか、緑地であったりとか、そういったいろい ろなもろもろの整備を行っていくという、そういった状況にございます。

その中で、民間の方々と協議会を設立する予定でございます。そこの中でいろいろと協議していきながら、第3号ふ頭がどのような空間になるのか検討していくということを考えております。

それとあわせまして、先ほど秋元議員の質問でも答弁させていただきましたが、コンテンツツーリズムということで、新たに来年度、「聖樹のパン」の原作者の方と連携しながら小樽市内のベーカリーと連携して、ロケ地マップであったりとか、ショートムービーの制作、そういったものを今、事業を予定してございます。そういった、これまで観光資源としてはなっていなかったもの、それを観光資源に磨き上げまして、新たなツーリズムを起こしまして、皆さんに来ていただくと。そういったことを考えているところでございます。

滞在時間の部分でございますが、これについては、究極は宿泊につながるということが一つの大きな 目標と考えてございます。

それと、朝観光の関係でございますが、そのニーズの把握に努めるということでございますが、これにつきましては、市内の観光事業者の方々と意見交換しながら、それで観光客が実際どういった朝の観光を求めているのか。反対に言いますと、夜の魅力もそこでは高めていくということも宿泊につながるということもございますので、そういったものを含めて観光事業者の方々と協議をしてまいりたいと思っております。

最後に、観光の経済波及効果の関係でございます。

これについては、現在も動態調査をやってございまして、これは3月まで調査状況を確認するという 状況になっておりますので、そこまでかかります。それを新年度に、分析をさせていただきまして考え るのですが、その分析の方法につきましては、どういった方法がいいのか、今研究しているところでご ざいますけれども、民間の銀行において、道内179市町村の経済連関表を作成したということがござい まして、そのセミナーが来月3月5日に開催されるという御案内をいただいております。そういったも のに参加しながら、経済波及効果、どういった形で求めていけるのか、そういったものを研究してまい りたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(鈴木喜明**) 建設部長。
- **〇建設部長(上石 明)** 安斎議員の再質問にお答えいたします。

いなきたビルのフードセンター跡のテナントの入居時期についてですけれども、今アール・アイで誘致に向けて調整をしているところでありまして、詳細につきましては、今私どもからお答えすることはできませんので御理解願います。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(鈴木喜明)** 3番、安斎哲也議員。
- ○3番(安斎哲也議員) 1点だけ確認をさせていただきたいのですが、産業港湾部長の御答弁で、第3号ふ頭再開発について、来年度から行っていくというような答弁があったと思うのですけれども、答弁の中では協議会を立ち上げて再開発に向けた検討をしていくという意味なのか、再開発を来年度からもうやっていくよという意気込みだったのかというのは、確認をさせていただければなというふうに思っています。

私からの質問は以上となります。

2期8年、生意気を言いまして大変申しわけございませんでした。ありがとうございました。

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(鈴木喜明)** 産業港湾部長。
- **○産業港湾部長(加賀英幸)** 安斎議員の再々質問にお答えいたします。

私、先ほどの答弁で少し間違った発言をさせていただきました。第3号ふ頭の再開発につきましては、 既にもう手がけているような状況でございます。

それで、そこを観光空間として今後どのような形、どういったものをやっていくのか、それを検討する協議会を新年度から立ち上げまして、民間の経済団体の方であったりとか、民間の事業者の方々とお話をさせていただくということになりますので、再開発という形ではなくて観光空間という、そこの部分について検討してまいるという状況でございます。

〇議長(鈴木喜明) 以上をもって、質疑及び一般質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 6時20分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木 喜明

議員千葉美幸

議員酒井隆裕

出席議員(25名)

平成31年 第1回定例会会議録 第4日目 小樽市議会

平成31年2月27日

| | , | | | | | | | | |
|-----|---|---|----|---|-----|---|---|---|---|
| 1番 | 秋 | 元 | 智 | 憲 | 2番 | 千 | 葉 | 美 | 幸 |
| 3番 | 安 | 斎 | 哲 | 也 | 4番 | 中 | 村 | 岩 | 雄 |
| 5番 | 髙 | 橋 | | 龍 | 6番 | 石 | 田 | 博 | _ |
| 7番 | 高 | 野 | さく | 5 | 8番 | 酒 | 井 | 隆 | 裕 |
| 9番 | 松 | 田 | 優 | 子 | 10番 | 高 | 橋 | 克 | 幸 |
| 11番 | 斉 | 藤 | 陽一 | 良 | 12番 | 鈴 | 木 | 喜 | 明 |
| _ | 3 | | 24 | | | | | | |

 13番
 酒
 井
 隆
 行
 14番
 中
 村
 吉
 宏

 15番
 濱
 本
 進
 16番
 面
 野
 大
 輔

17番 中 村 誠 吾 18番 佐々木 秩

19番 林 下 孤 芳 20番 小 貫 元

21番 川 畑 正 美22番 新 谷 と し23番 山 田 雅 敏24番 横 田 久 俊

25番 前 田 清 貴

欠席議員(0名)

出席説明員

| 市 | | | 長 | 迫 | | 俊 | 哉 | 持 | 数 | ਵ | Ĩ | 長 | 林 | | 秀 | 樹 |
|---------|----------|-----|---------|---|---|---|---|-----------|----|-----|-----|---|----|---|---|---|
| 副 | 市 | ī | 長 | 小 | 山 | 秀 | 昭 | 判 | 듉 | 院 | 局 | 長 | 並 | 木 | 昭 | 義 |
| 水 | 道 | 局 | 長 | 伊 | 藤 | 和 | 彦 | Ŕ | 総 | 務 | 部 | 長 | 日 | 栄 | | 聡 |
| 財 | 政 | 部 | 長 | 前 | 田 | 孝 | _ | <u> P</u> | 産 | 業 港 | 湾部 | 長 | 加 | 賀 | 英 | 幸 |
| 生剂 | 舌環 | 境剖 | 長 | 鉢 | 呂 | 善 | 宏 | E | 医损 | 寮 保 | 険部 | 長 | 相 | 庭 | 孝 | 昭 |
| 福 | 祉 | 部 | 長 | 勝 | Щ | 貴 | 之 | 1 | 呆 | 健 | 所 | 長 | 貞 | 本 | 晃 | _ |
| 建 | 設 | 部 | 長 | 上 | 石 | | 明 | Ý | 肖 | 15 | ち | 長 | 土: | 田 | 和 | 豊 |
| 病院 事 | 局小模 務 | 市立: | 病院 長 | 金 | 子 | 文 | 夫 | 苕 | 数 | 育 | 部 | 長 | 飯 | 田 | | 敬 |
| 総系 | 务部総 | 終認 | 果長 | 津 | 田 | 義 | 久 | ļ | 材政 | 女部貝 | 才政調 | 長 | 笹 | 田 | 泰 | 生 |

議事参与事務局職員

 事務局次長
 林
 昭
 雄

 議事係長
 柳谷昌和

 書記
 韓谷朋惠

 社本道人

開議 午後 1時00分

〇議長(鈴木喜明) これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、安斎哲也議員、松田優子議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第38号及び報告第1号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 20 番、小貫元議員。

(20番 小貫 元議員登壇) (拍手)

○20番(小貫 元議員) 一般質問します。

初めに、築港駅前にバス停留所を設置することを求め、質問します。

この問題は2015年第4回定例会でも取り上げました。現在の小樽築港駅のバス停はバスベイを確保するために歩道が狭く、歩行者の通行にも支障を来しています。

桜や望洋台などから札幌市に行く方は、路線バスで築港駅まで来て、JRの快速エアポートで札幌まで行く方法が便利ですが、駅前にバス停がなくなったことで、「あんな外れて、築港駅でないべ」との声があります。市は、この住民からのバス停設置要望をどのように把握していますか、お答えください。前回の質問に対する答弁では、バス事業者と町会、小樽開発建設部等と協議したが、地先の了解が得られず、現在の場所しかなかったからやむを得ないとのことでした。この質問の後、地元住民からは、協議と言える内容ではなかったとの声が寄せられています。バス事業者が移転先を協議した具体的な内容について、市が把握している協議内容を示すとともに、その協議内容に対する市長の見解を示してください。

この質問への答弁では「市としてできることがあれば、バス事業者と協力してまいりたい」とも述べていました。再々質問への答弁では「何とか市民の皆様の期待に応えられる環境を整えられるよう頑張ってまいりたい」と約束しています。ただ、その後、2016年には、残念ながら、小樽市とバス事業者との関係は極端に悪くなってしまいました。2015年の質問以降、築港駅のバス停設置について、小樽市としてバス事業者と協力してきた内容を示してください。なければ、なぜできなかったのかも答えてください。

2015年の一般質問の再質問で提案したバス停設置場所の市営若竹住宅1号棟前と築港駅前広場への乗り入れの二つのプランについて、迫市長の見解を示してください。

市営若竹住宅1号棟及び2号棟の1階は区分所有の店舗になっています。一部に不動産会社の張り紙がされており、借りる方を募集している状況です。3号棟は1階店舗を市が買い取り、移転補償を行った上で建てかえを実施しました。空き店舗を市が借りる、もしくは購入することは可能です。空き店舗を利用したバス待合所と休憩所をつくってはいかがですか、お答えください。

また、若竹住宅には駐車場がありません。1階店舗にあきができたら市が購入していき、1号棟か2 号棟どちらかの1階部分を住宅前敷地とあわせて駐車場化すれば、バス停の問題と同時に駐車場問題も 解決できます。検討課題の一つになると思いますが、市長はどう思いますか。お答えください。

次に、築港駅前のバス停とあわせて、築港駅前の歩道橋の整備を求めて質問します。

まず、小樽市として、管理者が異なる道路上の歩道橋の利用実態や老朽化の様子をどのように把握していますか、お答えください。

築港駅前の歩道橋は、1974年12月に設置されました。44年が経過し老朽化が激しく、さびによる腐

食、階段部分については丸みを帯び、利用しづらくなっています。以前、開発局の道路事務所に整備を お願いしましたが、一部をモルタルで補修していただいただけで十分な補修とはなりませんでした。 3 号棟には子育て世帯用の住宅が整備されました。

若竹町の国道上から児童が潮見台小学校に通うには、消防署の前の横断歩道か築港駅前の歩道橋を渡ることになります。子供の安全確保のため、小樽市として国に築港駅前の歩道橋の改修を求める考えはありますか。市長の考えを聞かせてください。

次に、勝納町、築港、ウイングベイ小樽付近の交通環境の整備について質問します。

ウイングベイ近くのパチンコ店前の交差点は、2003 年 1 月から 11 月の間に、21 件もの事故が起き、ついに 2003 年 11 月に死亡事故が起きてしまいました。同年 12 月に、小樽市議会に陳情が提出され、翌年、小樽市は公安委員会に信号機設置の要望を行います。そして、2005 年 2 月に、信号機が設置されました。その後、済生会小樽病院が 2013 年に築港に移転し、中央バスのぱるて築港線は済生会小樽病院を経由することになりました。この交差点で死亡事故が起きてから 15 年が経過し、築港海岸通線も築港 2 号線も混雑がさらに激しくなっています。新たな事故が起きないうちに対策が必要です。道路管理者の小樽市として、当該道路の渋滞状況をどのように把握していますか。マイカル小樽開業時と比べ交通状況が大きく変わっていると考えませんか、お答えください。

築港2号線の札幌側に築港3号線があり、信号なしで築港海岸通線に接続します。高速道路出入り口の臨港線から築港海岸通線の交差点で渋滞が起きます。この渋滞を避けるために、築港2号線の済生会小樽病院の前を通る車があります。ところが、前述の交差点で渋滞が起き、ウイングベイに行く方は渋滞を避けるために、機関庫前通線から先ほどの築港3号線を通りますが、イオン小樽店に行く方は迂回せずに、築港2号線を通らなければなりません。交通状況の変化に応じた規制や道路整備が必要だと思いませんか、市長の見解を示してください。

また、この築港海岸通線と築港2号線の交差点の信号機に右折信号をつける必要があるとは考えませんか、お答えください。

ウイングベイ付近の交通環境の変化で対応が必要なところは、ほかにもあります。ぱるて築港線の終点の先、マリンロードの下を通り、カーブになっているところです。冬にはスリップして中央分離帯に乗り上げる車を見かけることがあります。しかも、道営築港団地に向かうには、1度、海側に進み、信号をUターンしなければなりません。築港海岸通線と築港4号線を丁字路にし、築港海岸通線から道営住宅方向に直進できるようにするつもりはありませんか、お答えください。

さらに、道営住宅を札幌方面に進んだ先も問題です。築港4号線は行きどまりになってしまいます。 この築港4号線と平磯線を接続するにはどんな課題があり、その課題を解消し、平磯線とつなげる考え はありませんか、お答えください。

次に、「商大生を小樽市民に」について質問します。

小樽商科大学の学生の多くは、札幌からの通学であることは今も昔も変わりません。非常に残念です。 この商大生を小樽市民にしたい。多くの人が望んでいるのではないでしょうか。

私なりに考えたことを提案します。

まず、住まいの確保です。神戸市では学生向けに市営住宅への入居を募集しています。条件としては、 入居後、自治会等のコミュニティ活動に積極的に参加できることです。さらには、大学卒業後2年間、 市内の企業に就職したら、さらに2年間延長できます。民間アパートを経営する方との調整も必要にな りますが、一考に値すると思いませんか、お答えください。

海老名市では、市内の民間賃貸住宅に住所を有する方、先着10名に家賃月額の2分の1、上限2万円

を補助する制度をつくっています。条件はウエブサイトを利用した海老名市のシティプロモーション活動の実施または地域貢献活動、市のイベントなどへの年1回以上の参加です。こちらも神戸市同様に、ただ優遇制度をつくるのではなく、補助の一方でまちづくりにかかわってもらう、学生の力をまちづくりに生かす制度です。海老名市には大学はありませんが、年額最大240万円の予算です。

日本共産党は、これまでも若者の定住促進のために家賃補助制度を提案してきましたが、商大生を対象とした家賃補助制度はいかがでしょうか、市長の見解を示してください。

卒業後も住んでもらいたいものです。同じく海老名市では昨年度と今年度に、奨学金返還補助事業に取り組みました。月額上限2万円で返還する奨学金の2分の1の額です。北広島市では正規雇用による就職または起業する意思があり、市内に定住する方を対象に、最大36カ月、月額1万円を上限に補助を行っています。小樽商大卒業予定者を対象にした奨学金返還を支援する制度についてはいかがですか、お答えください。

ぜひ、市役所にも多くの小樽商大卒業者が入ってきてほしいと思っています。職員課からの資料によれば、2015年4月からことし4月採用予定までの小樽市職員の事務職採用で小樽商大出身者のうち、新規採用は単年度1人ずつの5人となっています。

職員採用試験について、商大生へのアプローチは現在どのように行っていますか。また、さらに強める必要を感じませんか、お答えください。

商大卒業者を中心とした職員で、「商大生を小樽市民に」のプロジェクトを立ち上げることを提案します。この提案に対する市長の見解を示してください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。 (拍手)

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

〇市長(迫 俊哉) 小貫議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、築港駅前にバス停設置及び築港駅前の歩道橋整備について御質問がありました。

まず、築港駅前にバス停設置についてですが、バス停留所設置の要望につきましては市長への手紙など、市民から寄せられた御意見やバス事業者からの情報提供などにより把握しているところであります。 内容といたしましては、現在の場所では不便に感じるため、市営若竹住宅付近への新設や以前設置していた場所に戻してほしいとのことであります。

次に、バス停留所の移転に係る協議内容につきましては、当初設置されていた場所において、バス利用者のマナー等の問題があり現在地に移転したものですが、この間、バス事業者は町会、小樽開発建設部等と同じ場所での継続、他の複数の適地への移転について協議した結果、地先の了解が得られた現在地に決定したものと聞いております。この経過を踏まえれば、その時点でのバス事業者の判断は、やむを得なかったものと考えております。

次に、バス事業者との協力内容につきましては、市としましては平成28年2月に、バス事業者が実際にバスを使って実施した築港駅前付近でのバス停留所設置の可否を検証するため現地調査に立ち会ったほか、同年7月にもバス事業者と当時、移転先の候補となっていた市営若竹住宅1号棟及び2号棟の店舗に対し、バス停留所設置に関する意見を聞いております。また、市民からの御意見があった際には、その内容をバス事業者に伝えております。

次に、議員御提案の停留所設置場所につきましては、市営若竹住宅1号棟前の設置については1階店

舗の来客用駐車場があり、車両の出入りに支障が出るなどの理由により、所有者との調整がつかなかった経緯があることから設置は難しいものと考えております。

また、JR小樽築港駅内へのバスの乗り入れについても、信号機の設置や駅前広場の改造など調整事項も多いことから、難しいものと考えております。

次に、空き店舗を活用したバス待合所につきましては、市営若竹住宅1、2号棟の前に停留所を設置することは難しいことから、空き店舗のバス待合所の利用は考えておりません。

次に、市営若竹住宅1、2号棟の1階部分の駐車場化につきましては、今後、新たに空き店舗になった場所を駐車場にする場合、数台しか駐車できない狭小なものになることや建物取得に多額の経費を要するなどの課題があります。

また、1、2号棟の居住者は、JR小樽築港駅横の民間駐車場などを利用しており、一定数の駐車場は確保されていることから、建物1階の駐車場化は、現時点では考えておりません。

次に、築港駅前の歩道橋整備についてですが、まず、管理者が異なる道路上の歩道橋の利用実態等につきましては、市では国道、道道に設置されている歩道橋の利用実態や老朽化については把握しておりませんが、市民から利用に当たっての御意見等が寄せられることもあり、その際は、現況を確認し、道路管理者へ対応を依頼しているところであります。

次に、築港駅前の歩道橋の改修につきましては、管理者である小樽開発建設部に確認したところ、平成30年度に利用状況調査及び老朽化対策の点検を実施しているとのことでありました。今後、御指摘のとおり、利用者の増加が予想されることもあり、状況を確認の上、小樽開発建設部と協議をしていきたいと考えております。

次に、勝納町・築港の交通環境の整備について御質問がありました。

まず、市道築港海岸通線と築港2号線の渋滞状況と交通の現状認識につきましては、交通量調査などによる現状の把握は行っておりませんが、当時のマイカル小樽開業時と比べて、病院の開業など沿線の土地利用が進んでいることから、交通状況は変化しているものと認識しております。

次に、交通状況の変化に応じた規制や道路整備と右折信号の設置につきましては、時間帯によって一時的な渋滞が発生していることは認識しており、今後予定される北海道済生会小樽病院の増築などにより、さらに交通状況の変化も想定されます。交差点の渋滞を緩和するための対策としては、時差式信号制御や右折信号の増設などが考えられますが、右折信号を増設する場合、右折専用車線整備のため、新たな用地取得などの課題もあることから、まずは交通量調査などにより現況を把握した上で、関係機関と協議しながら、今後の対策について検討してまいりたいと考えております。

次に、築港海岸通線と築港4号線の直進につきましては、両市道の供用開始当初は直進が可能でありましたが、事故が発生する危険のおそれがあることから、公安委員会から、直進できないように対策を求められ、車線分離標を設置したところであります。このため、道営住宅方向への直進は危険であることから難しいものと考えております。

次に、築港4号線と平磯線を接続するための課題につきましては、現状においては築港4号線の行き どまりになっている地点と平磯線は、おおむね5メートルの高低差があることや、道路用地の制限、接 続するための交差点の位置・形状などが課題として考えられます。

また、現在、築港4号線はマンションや道営住宅に居住している方々の生活道路として利用されておりますが、仮に平磯線と接続した場合、通過交通が流入することにより、振動や騒音など住環境の悪化も懸念されることから、接続は難しいものと考えております。

次に、「商大生を小樽市民に」について御質問がありました。

まず、学生向けの市営住宅入居者募集につきましては、神戸市では平成29年度から一般市営住宅公募で応募がなかった住宅を学生向け特定目的住宅として随時募集を行い、また、札幌市においても、今年度から大学と連携協定を締結し実施しているものと聞いております。

本市での導入には、民間経営者との調整や大学周辺は適当な空室のある市営住宅が少ないため、郊外の住宅での募集になることなどの課題もありますが、今後、他都市の取り組みを調査、研究してまいりたいと考えております。

次に、小樽商科大学生を対象とした家賃補助制度につきましては、第7次小樽市総合計画基本構想の総合計画審議会からの答申において、市外から通う学生の市内居住について検討するようにとの附帯意見もありましたので、家賃補助を含め、どのような取り組みが可能なのか検討してまいりたいと考えております。

次に、小樽商科大学卒業予定者を対象とした奨学金返還を支援する制度につきましては、対象者を市内居住者に限定することで人口減少対策として一定程度の効果が見込まれますので、他市における奨学金返還の支援制度なども参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

なお、先ほどの家賃補助を含め、支援の対象を小樽商科大学生に限定することは、他の学生との公平 性の観点から難しいものと考えております。

いずれにいたしましても、学生及び卒業生の市内居住は大事な観点であると認識しておりますので、 さまざまな角度から検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、職員採用試験に係る商大生へのアプローチにつきましては、地方公務員法には平等取り扱いの 原則がありますので、商大生に限ったアプローチは行っておりませんが、採用試験の応募者数をふやす ために、市のホームページに先輩職員の声として志望動機や現在の業務内容等を掲載するとともに、動 画の配信を行っております。

今後も平等取り扱いの原則を踏まえ、商大生に限らず、応募者数をふやすための方策を研究し、優秀な人材の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小樽商科大学を卒業した職員によるプロジェクトの立ち上げにつきましては、課題解決に向けた手法の一つと考えますが、本市には若手職員による庁内横断的な政策検討などを目的としたみらい創造プロジェクトチームの制度がありますので、その中で学生の市内居住を課題として取り上げることも可能であるため、今後、どのような手法をとるか検討してまいりたいと考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 20 番、小貫元議員。

〇20番(小貫 元議員) 再質問をします。

まず、1点目の築港駅前のバス停の問題ですけれども、前回、私が提案した内容についてはどちらも難しいという答弁だったのですが、ただ、市民の声として不便に感じているという声は寄せられているという答弁でした。

それで、前市長は、期待に応えられるよう頑張るというふうには言っていたのですけれども、結局、 この不便に感じているという声に対して、迫市長としては何らかの対応はしなければいけないという思 いはあるのか、その辺はいかがなのか、お答えください。

次に、信号機の話です。

右折信号をつけるには、用地買収も含めていろいろ課題があるという話でしたけれども、確認したいのは、ここが右折信号になるのか、先ほど言った時差式になるのかということも含めて、対策を講じる方向で検討していくという答弁でよかったのか、確認をしたいと思います。

もう一つ、商大生の話。確かに商大生に限定することは、難しいとは思います。ほかの市では、やは り私が調べた限りだと、国の地方創生メニューを活用している例もあるのですけれども、そのことも十 分、市長は多分、把握しているか、もしくは総務部長は把握していると思うので、そういうことが小樽 市で活用することが可能なのか、課題があるのか、それを把握していたら、その活用に関する市長の見 解も示していただきたいと思います。

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(鈴木喜明) 市長。
- **〇市長(迫 俊哉)** 小貫議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

築港駅前のバス停の設置の関係で、不便との声がある中で、市長としては何とかしたいという思いはあるのかということのお尋ねでございますけれども、実際、築港駅から少し離れた場所にバス停がありますので不便だということについては、私としても認識があります。

ただ、今、御答弁を差し上げましたとおり、いろいろ物理的な問題はありますけれども、何とかして あげたいという思いがあるということについては、私もそのように思っているところでございます。

それから、右折信号の問題、築港2号線で交通渋滞が発生しているという、このことについても十分 認識をしているところでございます。右折信号の設置などについて、今後、検討を進めていきたいとい うふうに御答弁させていただきましたけれども、用地の買収の問題などもかかわってくるというふうに 認識をしておりますので、いろいろな課題を解決しながら、何とかこの解決に向けた方法というのは今 後、考えていただきたいなというふうに思っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(鈴木喜明) 総務部長。
- ○総務部長(日栄 聡) 小貫議員の再質問にお答えいたします。

私からは、奨学金返還支援制度について小樽でもできるのかということですけれども、これは地方創生を使った制度の話だと思うのですが、実は、企業版ふるさと納税、これを使った制度として行っている都市もあるというふうに聞いております。

これはまち・ひと・しごと創生総合戦略などにとりあえずありまして、ある場合、小樽の総合戦略に 載せてあること、それプラス、地域再生計画の国の認定というものが必要になってくるのですけれども、 それと奨学金の返還支援を行う場合には、そういうふうに限定された基金への積み立て、こういったこ とが必要になってくるわけですが、いずれにしましても、財政状況、そういった兼ね合いもありますの で、まずは制度、それから、他市の状況を研究してまいりたいと思います。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(鈴木喜明)** 20 番、小貫元議員。
- **〇20番(小貫 元議員)** 再々質問します。

築港駅前のバス停の問題で、何とかしたいという思いはあるという答弁をいただきましたけれども、 私、前回も質問しましたが、今あるバス停で便利な方もいるので、そこを排除してという意味合いでは ありません。

それで、以前は保線区前と二つあったわけですから、もう一つ設置してほしいという意図で、何とかしたいという思いがあるということなので、対応をお願いしたいと思いますし、しっかり市としても、今やっている地域公共交通の中で利用者の意見を聞くことが、さらに聞くことが必要ではないかと思います。これについて見解を示してください。

(「そんな2個もあったら金かかってしゃあないしょ」と呼ぶ者あり)

もう一つですけれども、奨学金の問題、財政状況ということも検討課題の一つだという総務部長の答弁がありましたが、単に、例えば、1人月額1万円だとすると12万円、10人だと120万円です。そういう規模になると思うので、これが50人程度だと、大体その程度の予算になると、決して多額の財政が必要なわけではないと私は考えますので、これについては検討していくという話なので、検討していただきたいということで、これは答弁は要りません。

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

〇市長(迫 俊哉) 小貫議員の再々質問にお答えをさせていただきたいと思います。

築港駅前のバス停について、改めてお尋ねがありましたけれども、本答弁の中でもこの問題について お答えをさせていただいて、これまでもさまざまな検討をさせていただく中で、難しいということで御 答弁をさせていただきました。

このほかにどのような方法があるのかどうか、先ほどの再質問でもお答えして、私としても何とかしてあげたいという思いはありますので、どういった方法があと残されているのかどうか、バス事業者も含めた関係機関の皆さんと検討はさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長(鈴木喜明) 小貫議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 2番、千葉美幸議員。

(2番 千葉美幸議員登壇) (拍手)

〇2番(千葉美幸議員) 平成31年第1回定例会、今期最後の一般質問を行います。

初めに、空き店舗の利活用と起業家支援について伺います。

小樽市の人口は平成19年2月、14万人を少なからず超えていましたが、少子高齢化や若い世代の人口流出などで、本年1月末現在で11万6,292人となりました。それに伴い、空き家、空き地がふえ、国の法整備とともに、各自治体の対応も急務となっておりますが、本日は中心市街地の空き店舗の利活用について伺いたいと思います。

平成27年6月に、日本商工会議所が行った「中心市街地における空き地・空き店舗の利活用促進に関する実施調査結果」では、地区内人口が5万人以上10万人未満で、「問題がある」と回答した商工会議所が88.4%、地区内人口が5万人未満の商工会議所の回答は90.8%で「問題がある」と回答しています。この回答からも、全国では中心市街地の空き地・空き店舗の利活用が思うように進んでいない状況がうかがえます。

本市は、観光客が平成29年度806万1,600人となり、小樽運河や堺町通りはインバウンド効果でにぎわい、最近はその周りの路地や坂道にも観光客が訪れ、歩き観光を楽しむ姿も多く見られるようになりましたが、中心市街地に位置する商店街では空き店舗も多く、空き地も目立ち始めています。そのような状況から、空き店舗の利活用を少しでも推進するため、市内外の在住者で本市で起業することに挑戦してみたい、興味がある方への仕組みの充実がさらに必要と考え、以下、何点か質問いたします。

初めに、本市の中心市街地における居住人口についてです。

中心市街地に位置する商店街は観光客だけでなく、地域居住者の増加も商店街の活性化につながり、 空き店舗の増加に歯どめをかけると考えますが、本市の中心市街地活性化基本計画における中心市街地 の居住人口は平成19年12月末、1万4,455人でした。その後の推移について、3年ごとの12月末現在 と、平成30年12月末現在でお聞かせ願います。

小樽駅周辺の商店街を歩いていると、観光客や市民が買い物やウインドーショッピングを楽しむ姿が 多いとは感じにくく、空き店舗の張り紙が目立っています。中心市街地における空き店舗率について、 どのように変化しているのか、現状も含め商店街別に説明願います。

観光客はたくさん訪れているのに、中心市街地に位置する商店街などに人のにぎわいが感じられない 状況を、市長はどのように捉えているのか、要因はどこにあるとお考えなのか、課題についても御所見 をお聞かせ願います。

小樽市ではこれまで、空き店舗対策支援事業、商業起業者定住促進事業、創業支援事業などを実施し、空き店舗の利活用の推進にもつながる事業メニューがあります。これらは商店街の活性化、起業家の育成や定住促進などに一定の成果が上がっており、今後も期待しておりますが、空き店舗の解消に対する効果についてはいかがでしょうか。御説明願います。

先日、若い世代の方々と懇談し、本市での起業について意見を伺う機会がありました。その中で、起業に大変興味を持っているが、小樽市で事業を初めても、なりわいとして生活していけるのか不安があるため一歩を踏み出せないという御意見がありました。

また、本市で起業や創業を考えている方を支援する、さきに挙げた三つの事業などは、対象者が市内に住所を有することが条件にもなっていることがあるため、本市での起業に興味のある市外の方が仕事をやめ、移転して起業をするということは人生の大きな転機となるため、簡単には踏み出せないということもあると考えます。

静岡県沼津市では、公民連携を推進し、行政と民間の適切な役割分担によって雇用創出と居住者増加の相互作用による好循環なまちの実現を目指すためなどを目的に、商店街と連携し、魅力ある事業の出店につなげるため、空き店舗を活用した1日単位で起業の体験・試行ができる場を提供する、空き店舗活用トライアル起業支援事業を行っています。

また、兵庫県洲本市では、商店街の空き店舗を借り上げ、起業を目指す方に対して、実際の店舗で経験を積み、将来的な起業に向けたステップを踏む機会の提供をし、実際に起業につながっています。

このような、まずはお試しでの試みは、店舗を持ちたい、起業したい人にとっての出店体験は店舗を構える際のイメージをつかむこともできることや将来、地域での起業につながる有効な事業と考えます。 本市でもこのような行政と商店街などとの一体的な空き店舗対策として、潜在起業家の掘り起こしに も取り組んでいただきたいと考えますが、市長の見解をお聞かせ願います。

次に、不妊治療と不育症治療の単独助成事業の実施について伺います。

厚生労働省がまとめた平成28年度人口動態統計で女性の初婚年齢は29.4歳となり、20年前に比べ3歳以上も上がりました。この晩婚化に伴い、晩産化が進み、生物学的には女性は30歳を超えると、加齢とともに卵子の数が減り、質も低下、流産のリスクも高くなる年代に入ると言われています。

しかし、我が国の第1子出生時の平均年齢が、昭和 50 年は 25.7 歳でしたが、平成 28 年の調査では 30.7 歳になり、5 歳も上昇しました。

これら晩婚化などの影響で、不妊症の検査・治療を受ける方もふえ、国立社会保障・人口問題研究所が行った第 15 回出生動向基本調査の「不妊についての心配と治療経験」の数値を見ますと、子供のいらっしゃらない御夫婦では、不妊の「心配したことがある」、または「現在、心配している」御夫婦は 55.2% に上り、実際に不妊の「検査や治療を受けたことがある」、または「現在、受けている」夫婦は 28.2% でした。また、妻の年齢を 30 歳から 39 歳に絞ってみると、「検査や治療を受けたことがある」が 32.8% と高く、うち 15.8%の方が「現在、受けている」との調査結果です。

不妊症については、妊娠を望む健康な男女が避妊をしないで性交しているにもかかわらず、一定期間 妊娠しないものを言います。この一定期間については、一般的には2年と言われてきましたが、日本産 科婦人科学会では1年というのが一般的であると定義しています。しかし、私の周りでは不妊や不妊治療について正しい理解が不足な上、身近な家族や友人にも相談ができず、結婚後3年、5年以上もたってから病院に行き始めた方もおり、晩婚化とともに晩産化が進んでいる現在、不妊・不妊症について正しく理解し、早目の受診が大切だと感じています。

そこで伺いますが、平成 29 年第3回定例会で、不妊に対する正しい知識についての啓発、相談はどのように行われているのか、必要性についても伺っています。

御答弁では、近年、相談の実績はなく、今後、相談窓口の周知や保健師による健康教育を通じた知識の普及・啓発などに努めていくとのことでした。現在までどのような工夫・改善が図られたのか、相談 状況についても説明願います。

政府は、平成28年度に不妊治療の経済的負担を軽減するため、助成を拡充し、治療を受ける方が増加していますが、日本産科婦人科学会の調査によると、特定不妊治療の一つである体外受精で生まれた赤ちゃんの数が平成28年に5万4,110人で、過去最多を更新しました。これは厚生労働省の統計で、平成28年の総出生数97万6,979人のうち、18人に1人が体外受精で生まれたことになります。しかし、体外受精は1回につき30万円から50万円の治療費がかかり、個人的な差はありますが、妊娠するまで100万円単位で治療費がかかるケースが多いことや、2回、3回と治療回数が多くなると治療費の負担は大きく、経済的理由から治療を途中でやめてしまう方も少なくないと聞きます。また、妊娠はするが流産や死産を繰り返す不育症も、検査から妊娠期間中の注射などの費用負担は個人的な差はありますが、数十万円単位でかかるそうです。

実際に治療を受けていた市民や市外で娘が治療を受けている方からは、治療中の精神的な苦痛に加え、 費用負担は大きく、もう少し支援があればという声も聞かれ、本市の単独助成制度について推進を求め る声が年々ふえ、その必要性を強く感じていることから、迫市長に改めて、以下、何点か伺いたいと思 います。

初めに、北海道が行っている特定不妊治療費助成事業費の申請の状況についてです。

小樽市の状況は平成 25 年度 49 件、26 年度 52 件、27 年度 66 件、28 年度 61 件でしたが、29 年度と 30 年度直近までの件数についてお答え願います。

また、道では、平成29年度から不育症治療費助成事業を実施しています。小樽市の29年度、30年度の直近までの申請状況についてお聞かせ願います。

道内でも少子化対策として、市町村単独で不妊治療の助成をする自治体がふえましたが、30年7月1日現在、道内179市町村のうち、特定不妊治療、一般不妊治療、不育症治療の助成をしている市町村数について、それぞれ説明願います。

また、道内には35の市がありますが、その中で特定不妊治療の単独助成を行っていない市について、 自治体名をお答えください。

小樽市は新年度予算に不妊症検査の助成事業予算が計上されており、対策が一歩前進したと評価もさせていただいているところです。しかし、赤ちゃんを授かることを望んでいる御夫婦の治療との戦いは検査後、不妊症とわかってからがスタートであり、不妊症や不育症治療の技術が向上した今、経済的支援はもちろん、次世代育成支援の一環として、不妊治療及び不育症治療の市単独助成事業を小樽市でもぜひ推進していただきたいと考えますがいかがですか。市長の見解を求めます。

次に、発達に障害があるお子様の支援について伺います。

初めに、支える側の家族等に対する支援についてです。

国は、平成28年8月に施行された発達障害者支援法の一部を改正する法律により、都道府県及び市町村に、改正後の発達障害者支援法において、発達障害者の家族、その他の関係者に対し、相談、情報の提供及び助言、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援等を行うよう努めるよう通知し、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動等を行うことを目的とした、発達障害児者及び家族等支援事業の関係機関への周知及び適切な事業実施の協力を求めています。

事業内容は、発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を生かし、子供が発達障害の診断を受けて間もない親に対して相談を行う、ペアレントメンターの養成に必要な研修を行うペアレントメンター養成等事業を初め、発達障害児者及びその家族の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポートの支援事業などで、発達障害児者及び家族等支援事業実施要綱では四つの事業が示され、事業のいずれか、または複数の事業を実施する内容です。

これら支援事業の本市での実施状況について、効果も含め説明願います。

また、本市では家族の支援について、今後どのように取り組む考えなのかについてもお聞かせ願います。

発達障害の子供を支える家族の支援は非常に重要で、平成 25 年度障害者総合福祉推進事業報告書では、「家族が子どもの特徴を的確に把握しており、支援を受けることに積極的であれば、子どもも支援を受ける機会が増える。一方で、家族の理解が十分促進できず、子どもの特徴が把握できないと支援につながらず、発達支援を受けて可能性を広げることを難しくしたり、二次障害を重ねて将来的な健康な生活を損なうリスクにもなりうる」と報告されています。

平成30年第1回定例会で、私の5歳児健診の質問に対し、本市では母子保健法にのっとり、1歳6カ月、3歳児健診、幼稚園や保育園からの情報提供で、発達のおくれ等の心配があると判断した場合は、こども発達支援センターなどへの支援に結びつけていますが、保護者の同意が得られなかったり、同センターでの相談に同意しても、連絡に応じなかったりするケースがわずかながらにあると答弁されました。

そこでお伺いいたしますが、そのような場合に、本人、保護者や家族に対して、どのような支援を行っているのかについてお聞かせ願います。

さらに、課題や問題についてはいかがでしょうか。あわせてお答え願います。

次に、5歳児セルフチェック表の導入についてです。

5歳児健診については、その必要性から導入を求め、質問を重ねてきました。小樽市は5歳児健診について、平成30年第1回定例会での私の質問に対し、発達障害を持つ児童の発見に一定の効果があるものと認識しているが、自治体における専門職の確保や、より実効性の高い健診システムの確立など、実際の導入には多くの課題があるとし、国の動向を注視するとの答弁です。

私は、心身の発達に心配のある子供を早期に発見、支援に結びつけることで、スムーズな就学につなげることができることや切れ目ない支援を充実させることで、保護者の子育ての不安や悩みの負担を少しでも軽減することができると考えていますので、少しでも前に進めていただきたく、5歳児セルフチェック表の導入について、迫市長に改めてお聞きいたします。

5歳児セルフチェック表は、道内では札幌市と苫小牧市が導入し、乳幼児健康診査と就学前までの空白期間である5歳を迎える年度の子供がいる御家庭に5歳児セルフチェック表を送付するものです。苫小牧市では、家庭で子供の特徴や傾向を知り、気になることなどがあれば相談内容により、5歳児の発達相談につなぎます。また、札幌市では、家庭で発達状況を確認し、心配や相談がある場合は、5歳児

健診や5歳児発達相談を受けることができます。

保育園や幼稚園では、集団生活の中で発達に心配のある子供の保護者に直接お伝えすることができないという声は本市にもあることや、子供の行動に戸惑ったり、不安があると自分のしつけが悪いからだと思う保護者も少なくないと聞いていることからも、親が感じている育てにくさや不安に気がつき、相談や健診に結びつけるきっかけづくりとなる5歳児セルフチェック表を導入し、早期発見、早期療育につなげていただきたいと要望しますが、市長の見解を伺います。

最後に、除雪弱者対策について伺います。

小樽市での除排雪の困難な高齢者世帯などに対して行われている福祉除雪サービスは、対象となる方が限定されていることや、市民ボランティア等で行われているため、一冬3回までと回数も限定的で、 大雪が降った場合には出動要請が集中するため対応が難しい現状があります。

また、戸建てに住む高齢者の方々で除雪ができなくなったことを理由に挙げ、施設入居や市外の子供のいる地域へ引っ越されたケースがここ数年で多くなり、今後、高齢化がさらに進む本市にとって、高齢者等の除雪弱者対策は、人口対策の一つとして推進しなければならない課題だと痛感しております。

迫市長は、市長になることを決意されてから市民から除排雪の御意見や要望をたくさんいただいたと述べられ、その声を限られた予算の中で反映し、今冬の除排雪は今までと一変したことに、市民からは感謝する声が届いています。しかし、本市の高齢化の現状から、行政の手が届きにくい場所に居住する除雪弱者に対する新たな取り組みの推進が必要と考えます。

小樽市では、地域の除排雪を除雪機で自主的に行っている方も多く、移動式融雪機を購入し、近所の方にも利用してもらっている方もおります。また、札幌市で行っている福祉除雪は、地域協力員を募集し、地域で支え合って事業に取り組み、除雪作業は住んでいる地域の近隣世帯を担当することになり、協力活動費も支払われています。

今後、このような地域での支え合い事業に対して、自治体としてどのようなことができるのか、今後 の除雪弱者に対する取り組みをぜひ早急に検討を進めていただきたいと思いますがいかがですか。市長 の見解をお聞かせ願います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

〇市長(迫 俊哉) 千葉議員の御質問にお答えします。

初めに、空き店舗の利活用と起業家支援について御質問がありました。

まず、中心市街地の居住人口につきましては、平成19年以降、3年ごとの推移を申し上げますと、平成22年1万4,149人、25年1万3,795人、28年1万3,399人、30年1万3,073人となっております。

次に、中心市街地の空き店舗率につきましては、主な商店街の比較で申し上げますと、都通り商店街の平成21年が5.8%、31年が17.2%、以下、同じく梁川商店街は11.6%と16.7%、サンモール一番街商店街は7.7%と9.1%、花園銀座商店街は11.7%と16.4%となっており、各商店街の空き店舗率は上昇しております。また、営業店舗数の合計は195軒から164軒に減少しております。

次に、中心市街地商店街のにぎわいにつきましては、人口減少や少子高齢化の進行のほか、郊外型量 販店や札幌市への購買力の流出、インターネット販売による消費行動の変化などの要因により、人通り は減少傾向にありますので、市民や観光客によるにぎわいを取り戻す必要があると考えております。 本市では、運河や堺町周辺を中心に多くの観光客が訪れており、中心市街地の回遊性を高めていくことが課題であると認識しておりますので、関係者と連携しながら、魅力的でにぎわいのある商店街づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、空き店舗の解消に対する効果につきましては、空き店舗対策支援事業など、本市の制度の実績として中心市街地の主な商店街である都通り、サンモール一番街、花園銀座、梁川の各商店街合わせて、これまで25件の活用があることから一定の効果があったものと考えております。

また、業種としては、小売・飲食業を中心としながら、これまで商店街になかった新たな商品やサービスを提供する店舗の開業もあり、新規客層の増加が商店街のにぎわいづくりに寄与しているほか、若手経営者が商店街のイベントに積極的に参画するなど、商店街組織の活性化にも効果があるものと考えております。

次に、潜在起業家の掘り起こしにつきましては、現在、本市にはサンモール一番街商店街にあるレンガ横丁入り口の1坪アンテナショップや梁川商店街にある中央市場の空きスペースのように、民間事業者による短期間の起業体験が可能な店舗があります。商店街が経営者の高年齢化や後継者不在など、多くの課題を抱える中、空き店舗の解消はにぎわいづくりの形成に重要でありますので、潜在起業家の掘り起こしに向けた方策について、商店街や関係団体などとも意見交換を行ってまいりたいと考えております。

次に、不妊治療と不育症治療の単独助成事業の実施について御質問がありました。

まず、不妊に対する相談窓口の周知等の工夫・改善と相談状況につきましては、平成29年第3回定例会以降、市ホームページに相談窓口の掲載を行いましたが、これまで相談の実績はありません。

次に、北海道が行っている特定不妊治療費助成事業費の小樽市民の申請件数につきましては、平成 29 年度は夫婦 33 組、延べ 60 件、30 年度は 2 月 15 日現在で、夫婦 35 組、延べ 60 件と、倶知安保健所から聞いております。

次に、北海道が行っている不育症治療費助成事業の小樽市民の申請件数につきましては、平成29年度1件、30年度は2月15日現在で1件と聞いております。

次に、平成30年7月1日時点で助成を行っている市町村数につきましては、北海道の助成に上乗せを しているのは、特定不妊治療が130市町村、不育症治療が44市町村となっております。また、北海道と は別に一般不妊治療の助成を行っているのは69市町村となっております。

なお、政令指定都市の札幌市、中核市の旭川市、函館市については北海道の制度の対象とならないことから、それぞれの市で助成を行っていると聞いております。

次に、道内において、特定不妊治療の上乗せ助成を行っていない市につきましては、札幌市、旭川市、 函館市を除きますと、本市のほか、江別市、伊達市、滝川市、三笠市、夕張市の6市となっております。 次に、不妊治療及び不育症治療の市単独助成事業の推進につきましては、いずれの治療にも高額な医 療費がかかり、専門医療機関への通院や治療など、精神的にも経済的にも負担が大きいことは承知して おります。本市といたしましては、不妊症や不育症に係る経済的負担を軽減するため、治療費に対する 必要な措置を講ずることを全国市長会を通して、引き続き国へ要望してまいります。

なお、不妊症については早期発見・早期治療のため、まずは検査を受けることが重要となりますので、 不妊検査費用の一部助成を行う事業を新年度予算に計上し、検査の受診を促す取り組みを始めたいと考 えております。

次に、発達に障害がある子供の支援について御質問がありました。

まず、支える家族等に対する支援についてですが、発達障害児者及び家族等支援事業の本市における

実施状況につきましては、実施要綱で示された四つの支援事業のうち、ペアレントメンター養成等事業以外の3事業については、本市では実施しておりませんが、ペアレントメンターについては市のホームページでの掲載や関係する部署の窓口にチラシを置くことで事業を周知するとともに、派遣申請の受け付けを行っております。

効果につきましては、これまでの派遣利用件数は1件ですが、ペアレントメンターを利用された家族からは発達障害の子を育ててきた先輩の話を聞くことができ、とても参考になったと伺っております。

次に、今後の取り組みにつきましては、現在、北海道においてもペアレントメンター養成等事業以外の3事業については実施しておりませんが、今後、北海道が実施した場合には市民への情報提供や申請受け付けなど、北海道と連携して取り組みたいと考えております。

次に、発達支援センターなどへ結びつかない場合の支援につきましては、保健所の発達相談員や保健 師から定期的に保護者に電話連絡することや、来所していただき子供の発達の確認と困り事への相談に 応じる中で、必要な機関へつなぐよう継続的に支援を行っております。

また、支援を行う上での課題や問題点につきましては、保護者が支援の必要性を感じていないということ、子供の発達について正しく理解していただき、保護者みずからが必要な支援に結びつく行動がとれるようになることなどが挙げられます。

次に、5歳児セルフチェック表の導入につきましては、3歳児健診と就学時健診の間に実施することで、発達障害の発見の機会となる手法であると考えておりますが、既に実施している道内の自治体によりますと、セルフチェックから発達相談等に結びつく事例が少ないという課題があることも聞いております。

本市といたしましては、早期の開設を目指している子育で世代包括支援センターの中で、保護者の子育での不安や悩みの負担を軽減するとともに、発達障害の早期発見・早期療育につなげる取り組みを行う予定ですので、セルフチェック表の導入についても課題を整理しながら検討を進めたいと考えております。

次に、除雪弱者対策について御質問がありました。

私といたしましても、本市の高齢化の進行に伴い、除雪後の置き雪処理や屋根の雪おろしなど、除雪 弱者に対する取り組みは重要な課題であるものと認識しております。今後につきましては、雪対策にか かわる基本計画を策定する中で、地域における支え合いをどのような仕組みで行うことが可能なのか、 懇話会などを通して、市民の皆様の御意見を伺いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 2番、千葉美幸議員。

〇2番(千葉美幸議員) 再質問をさせていただきます。

初めに、空き店舗の利活用と起業家支援の中で、潜在起業家の掘り起こしということで、市長からも商店街等で意見交換をしていくというお話でありました。本当に、先ほど空き店舗率も伺いましたけれども、非常にふえているという印象がありますので、具体的に空き店舗がなぜふえているかということについても、しっかり意見交換していただきたいなというふうに思っています。これは意見として述べさせていただきます。

それと、不妊治療と不育症治療の市単独助成事業の件についてでありますけれども、市長の御答弁からは、検査を促すことがまず重要だと、イコール不妊症や不育症治療の助成は今のところ考えていないというふうに受けとめました。

それで、私としては先ほど述べたとおり、そこからがやはり負担が大きいということもありますし、

先ほど特定不妊治療の単独助成をしている自治体の数もお伺いをしましたが、やはり 130 自治体ということで、非常に多く7割以上だと思うのです。道内7割以上の市町村、自治体が特定不妊治療について単独助成をしている。これはなぜかというと、経済的支援はもちろんでありますけれども、自治体としての少子化対策、これもあるというふうに思っていますので、本市は切れ目ない子育て支援、市長もおっしゃっていますが、ぜひ、もう少し進める形での御答弁もいただきたいというふうに思います。

それと、次、発達に障害がある子供の支援についてですが、私が一番心配しているのは、先ほど保護者の同意が得られなかったり、こども発達支援センターでの相談に同意しても連絡に応じなかったりするケース、これについて、どのような支援をしているかということで聞かせていただきました。御答弁では、電話をしている、また、来所してもらって支援につなげているというお話でしたけれども、同意が得られていない、また、センターの相談に同意していないということで、働いているお母様たちも非常に多いので、本当にどこまで直接支援につながっているのか、少し疑問がありますので、ここ、もう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。

それと、5歳児セルフチェック表の導入についてですが、行っている自治体では支援につながる数が少ないということで、そういう課題があるということで聞いたという市長の御答弁でしたけれども、私としては5歳児セルフチェックは、5歳になる御家庭に全員に送られるというところに意味がありまして、子育て支援センターなどで相談に応じていくというお話でしたけれども、それは来た方だとか、一定程度かなり絞られるということがありますので、まずはセルフチェック表を送って、1人でも、不安やそういう障害があるのではないか、そういう心配を抱えるお母様たちが相談できるきっかけづくりをぜひしてほしいという意味で、このチェック表の導入を求めておりますので、いま一度、御見解を伺いたいと思います。

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(鈴木喜明)** 保健所長。
- **〇保健所長(貞本晃一)** 千葉議員の再質問にお答え申し上げます。

不妊治療の単独助成治療をぜひ前向きに考えてはどうかという御質問だったと思います。

来年度につきまして、新たに不妊治療の検査事業を始めることといたしました。この中でどのような 課題があるのか、もう少し見きわめながら、不妊治療の単独助成については検討してまいりたいという ふうに考えております。

それともう一つ、5歳児セルフチェック表の件でございますが、この辺につきましては、確かに実際、そこからなかなか次の対策につながらないという、先行している市町村のお話もありました。しかし、千葉議員がおっしゃるように、全ての子供にこの表を送ってチェックしていただくということが大変重要な点だというふうに考えておりますので、この辺につきましては、平成32年度実施に向けて前向きに考えていきたいと思っております。

また、発達障害などのある子供が、うまく相談につながっていない、それは保護者から、うまく相談に乗ってくれないというようなケースでございますけれども、この辺も市長の御答弁にありましたように、粘り強く電話等で連絡をとりながら対応していくということになると思っております。

難しい課題でございますけれども、近々整備されます子育て世代包括支援センターにおいて、そういう事業に積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(鈴木喜明) 千葉議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時35分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 16 番、面野大輔議員。

(16番 面野大輔議員登壇) (拍手)

〇16番(面野大輔議員) 一般質問を行います。

人口対策について、昨年10月、流山市、井崎市長が小樽市内で基調講演を行ってくださいました。流山市と言えば、子育て世代の人口が増加していることでも有名な自治体の一つです。民間シンクタンク出身で、市の改革の原動力となった流山市長の取り組みや考え方については、本市にとっても有効な手段になり得る点が多くあると感じました。

その一つとして、まちのマーケティングとブランディング戦略です。

流山市では、人口がふえるまちにするにはどうしたらよいのか、そんな考えから専門的な分析やポジショニング、ターゲットの整理などのマーケティング戦略を進め、メーンターゲットとして共働きの子育て世代に絞り、「都心から一番近い森のまち」と都市のイメージを設定、また、「母になるなら、流山市」という強烈なキャッチフレーズを用いて、子育てしやすいまちをアピールすると同時に、移住を促すイメージ広告を展開した都市のブランディング戦略が功を奏し、近年では人口が増加、さらには30歳代から40歳代の人口のボリュームが最もふえている状況となっています。

小樽市でも、土地柄や社会環境などさまざまな点で違いはありますが、今ほど述べた取り組みは今後 の本市で抱える課題解決に対し、有効な手段だと考えます。

小樽商科大学とともに進めた研究からヒントを得て進める施策に関しても、せっかく有効的で魅力ある事業が対象者の目にとまらない、多くの方へ届かなければ課題の解決には至りません。

そこで、人口減少の課題解決を進めるためには都市のブランディング戦略、シティプロモーションに力を入れ、若い世代に魅力を感じてもらえるような発信の仕方が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

次に、現在、庁内において小樽市のブランディング戦略やシティプロモーション、自治体のデザイン 力などに対する意見が何かしらの角度で協議されていれば、その方向性や取り組みについてもお示しく ださい。

次に、貸出ダンプ制度について伺います。

今シーズンの除排雪に対する意見は、私が聞く限りでは、全く苦情がないわけではありませんが、前 市長時代よりも評判がよく、実際に市内路線バスの運行休止もなく、市長公約どおり、3学期の始業式 前には学校周辺の除排雪も例年に比べしっかり取り組まれていたという声を多く聞きます。

除排雪への積極的な取り組みは市民生活にとっても身近で、取り組みが見えやすい重要な位置づけであると、改めて感じているところです。今後も、より多くの方に納得や理解を得られる除排雪に向けた検討をしていただきたいとお願いします。

しかし、一方で、今定例会、当初予算で計上されていない貸出ダンプ制度については、前市長時代に制度変更され、利用者から苦情が寄せられている点については、まだまだ解決には至っていません。過去の質問でも触れさせていただいておりますが、制度変更の要因となった膨れ続ける貸出ダンプ制度に対する事業費や一部の不適切な利用に関する取り締まりなどの問題と、利用者が納得できる制度設計と

のバランスが今後の課題だと考えます。

現在、予算計上されていない理由として、制度の見直しを検討されているということですが、現在の 状況について何点か伺います。

初めに、大幅な制度変更が行われる前の平成27年度からの申請団体数の推移について現在までわかる範囲でお示しください。

次に、昨年度から本制度で変更された点についてお示しください。

次に、以前の質疑で答弁されていました、制度変更後に利用しなくなった団体への聞き取りについて、 具体的にどのようなヒアリングを行うのかお示しください。

次に、市民の皆様が利用しやすくなるような制度へ向け改善を図っていく旨の答弁をいただきましたが、現在の課題の分析と改善に対してどのような方向性で協議されているのか、内容についてお示しください。

次に、ドローンについて伺います。

以前の議会でも、ドローンについてはさまざまな分野での利活用や可能性について述べさせていただきました。ITに関する技術革新や通信環境の著しい発達などによって世界的にドローンの有効活用の幅が広がり続けています。産業分野ではインターネットサービスを展開する大手IT企業の楽天株式会社がドローンを使用した配送サービスの実証実験を公開し、メディアで話題を呼びました。運送業界の人手不足解消、過疎地域での買い物に困る消費者への課題解決、緊急時の物流インフラとして活用することを視野に入れ、2020年代前半の本格運用に向けて法規制や安全性などの課題や制度づくりを関係省庁と協議している最中だということです。

それから、災害時や防災に関して言えば、昨年9月に発生した胆振東部地震では、陸上自衛隊の災害派遣において、最大震度7を記録した厚真町の大規模な土砂崩れの現場に安否不明者を捜索するため、初めてドローンを投入し、上空から現場の状況を撮影したという記事を見かけました。

また、胆振東部地震の後に、国土交通省が実施した小樽港大規模地震・津波総合防災訓練の中で、被災状況調査訓練において、正確な目視が難しい岸壁の被災状況の確認にドローンが投入されるなど、国の機関でもドローンの導入が加速化しています。

小樽市内のドローンを利活用した事業も最近ふえています。昨年の11月1日に150周年を迎えた灯台記念日の際には、海上保安庁が所管する日和山灯台が北前船の日本遺産ストーリーの構成文化財として位置づけされていることもあり、日和山灯台ドローン空撮コンテストという小樽市、小樽海上保安部、北海道ドローン協会主催のもと、市の観光PRや灯台PRの観点からイベントが企画されました。また、小樽市で実施している、ふるさとまちづくり協働事業の中でも、ドローンの体験会や講習会を開催する事業者に対して助成を行っています。このように至るところでドローンの利活用が始まっていますし、今後、ドローンの活用領域はさらに拡大することが見込まれます。

現状の活用領域に対して、小樽市としてはどのような見解をお持ちかお示しください。

次に、小樽市としても災害時や有事の際に対するドローンの有効活用を研究し、早急な人命救助や被害状況の把握などについて取り組んでいただきたいと考えますが、いかがですか。

しかし、よい一面だけではなく、安全性や違法行為に対する懸念の声もあります。誤った操作や機械性能への過信により、イベント会場で来場者の頭上を飛行するドローンが墜落して、数名の来場者がけがを負うという事故も起きています。操縦者の増加や活用の場面がふえるほど、違法な飛行や操作ミスなどが増加して事故につながるケースも出てくることと推測します。法令や国土交通省の作成したガイドラインをもとに、飛行禁止区域の認識、正しい操縦知識を身につけることが重要だと考えます。また、

事故を未然に防ぐための安全性に関する啓発活動が必要だと思います。

小樽市としても、所管事項ではないから関係ないということではなく、利活用とルールについてバランスよく取り組んでいただくことをお願いします。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

〇市長(迫 俊哉) 面野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、人口減少対策について御質問がありました。

まず、若い世代に魅力を感じてもらえる情報発信の必要性につきましては、小樽商科大学との共同研究においては、本市の年齢構成バランスを回復するためにも人口減少対策のターゲットを子育て世代とすべきとされており、さらには若年層の移住志向が高いという調査結果も出ているため、議員御指摘のように、若い世代が魅力を感じ受け取ってもらえるような情報発信が必要であると考えております。

次に、本市のブランディング戦略などの方向性や取り組みにつきましては、人口対策として明確なブランディング戦略などは行っておりませんが、先ほども申し上げましたとおり、人口減少対策のターゲットを子育て世代と考えていることから、まずは若年層の利用がふえているインスタグラムで小樽での暮らしをイメージできるような情報発信を検討しております。

今後も引き続き、人口減少対策に効果的な取り組みについて検討してまいりたいと考えております。 次に、貸出ダンプ制度について御質問がありました。

まず、平成 27 年度からの申請団体数の推移につきましては、27 年度 555 団体、28 年度 495 団体、29 年度 408 団体、30 年度は 2月1日で受け付けを締め切っており、388 団体となっております。

次に、昨年度から今年度に制度変更した点につきましては、昨年度は、利用団体に直接申請書を市の 窓口へ提出していただいておりましたが、利用団体の負担が増大したことから、負担の軽減を図るため、 今年度は積み込み業者の代理提出も認めることといたしました。

次に、制度変更後に利用しなくなった団体へのヒアリング方法につきましては、雪堆積場や排雪第2種路線が対象外となったことにより、制度を利用できなくなった団体のほか、今年度の申請団体に対しても、シーズン終了後にアンケートなどを実施し、課題や問題点などについての御意見を伺いたいと考えております。

次に、貸出ダンプ制度における現在の課題の分析と改善等につきましては、本制度は平成28年度、29年度に制度内容の変更を行ってきたものと認識しております。しかしながら、利用団体からは、利用しづらいことや、高齢化に伴い費用負担ができないなどの地域の事情により利用できなくなってきているとの御意見もあることから、本制度における市民との協働事業として今後どうあるべきか、抜本的な制度の見直しも含め、改めて検討が必要であると考えているため、今冬の検証や利用状況を踏まえ、市民の皆様の御意見を伺いながら、今後の制度のあり方などについて検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、ドローンについて御質問がありました。

まず、ドローンの活用領域につきましては、議員が挙げられた物流、防災、観光などの分野のほか、 測量や橋梁点検などの土木建設分野、農作物の生育状況確認や農薬・肥料散布などの農林業分野、野生 鳥獣の生息調査等を行う鳥獣保護対策分野などでも活用されていると承知しております。 ITとの組み合わせや使い方によってドローンは多くの可能性を秘めておりますので、今後ますます その活用領域は広がっていくものと認識をしております。

次に、災害時や有事の際の有効活用につきましては、平成30年に総務省消防庁から示された消防防災分野における無人航空機の活用の手引きによりますと、ドローンは建物、林野火災の拡大状況の確認等、山間部や水難救助における要救助者捜索、救助活動に関する周辺状況の把握及び大規模災害時の広域的被害状況の把握に有効であるとされております。

総務省消防庁では、全政令指定都市に対し、本年度末までにドローンを各1機、無償供与すると聞いておりますが、ドローンには航続時間が短いなどの諸課題もありますことから、本市におきましては、これらの運用実績など情報収集に努めてまいります。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 16 番、面野大輔議員。

〇16番(面野大輔議員) 再質問を何点かさせていただきます。

まず、人口対策について、新たにインスタグラムを活用して情報発信をするということで御答弁いただきましたけれども、小樽は建物、風景、食など、いわゆるインスタ映えするものが数多く存在していると思います。さらに、そういったインスタ映えもフォロワー数をふやすのに当たって大切だと思うのですが、同時に、やはり私が質問の中で提示していたような自治体の取り組みについても配信していただきたいなと感じました。

現在、小樽市ではフェイスブックも利用して情報発信を行っているのですけれども、インスタグラムとフェイスブックの区別化というのでしょうか、ただフェイスブックとインスタグラムをリンクして情報発信をするのか、それともインスタグラムは、フェイスブックと別のツールとして独自に情報発信をしていくのか、その点について協議されていることがあれば示していただきたいと思います。

それから次に、貸出ダンプ制度についてですが、まず、申請団体数が大分減少していることには少し 驚きました。それで、まずこの理由についてですけれども、市長の答弁でも制度変更後に利用しづらく なったというような意見が上がってきているということでしたが、市は、この利用しづらくなった理由 について、どの制度変更で利用しづらくなったというふうに所見をお持ちか、お示しください。

それから、今後、市民の皆さんが利用しやすくなるような抜本的な改善を目指し、現在、見直しを行っているということですけれども、市民の利用しやすい制度というのは、結果的に制度変更前の申請団体数や利用団体数まで数値的に回復することが利用しやすい制度という認識になるのか、現在どういうお考えなのか、お示しください。

それから、ドローンについて、総務省消防庁から活用事例としてガイドラインが、私も目を通させていただきましたけれども、火災対応のほかに救助活動、情報収集、大規模災害のときに被害状況の把握などを活用事例として消防庁では挙げられています。まず、この活用事例が無償供与されている各政令指定都市の中で、消防庁から、こういう研究をしなさいという研究の中身が示されたガイドラインがあるものなのか、それとも各政令指定都市が独自で、自分たちの努力義務的なもので研究を進めていかなければならないような、そういったようなものなのか、もし、どちらかおわかりになるようであれば説明していただきたいのと、もう1点ドローンで、この活用事例のガイドラインを見ていると、火災以外は割と災害に特化した活用事例が挙げられているのですけれども、市の災害対策室とのこの辺の情報共有や研究に関しては、今後どのように消防本部は進めていかれるおつもりなのか、お示しいただきたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

〇市長(迫 俊哉) 面野議員の再質問にお答えをいたします。

私からはインスタグラムでの発信についての御質問にお答えをさせていただきたいと思っているのですけれども、フェイスブックとの区別化ということでお尋ねがありましたが、今回はあくまでも人口対策上、若い世代の方々にターゲットを絞った取り組みをしていきたいということで、まずこれについては、インスタグラムを中心に事業展開をしていきたいというふうに思っております。

ただ、それとは別にまちづくり全般についてフェイスブックとの関係もお尋ねになられたと思うのですけれども、それはそれで、改めてフェイスブックとインターネット別々にやっていくのか、関連づけてやっていくのかということについては、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

今回は、あくまでも若い世代にターゲットを絞った、小樽に住んでいただきたいという思いを発信したいということで、これについてはインスタグラムを中心に展開させていただきたいというふうに思っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(鈴木喜明) 建設部長。
- **〇建設部長(上石 明)** 面野議員の再質問にお答えいたします。

私からは、貸出ダンプ制度について御答弁させていただきます。

まず1点目、利用の減少している要因につきまして、私どもとしましては、転回場の部分、やはり1 申請1カ所という部分について、この部分については、申請の仕方が各団体によって違うこともあった ことから、大きい範囲で申請している団体には、やはりこの1カ所という部分はなかなか利用しづらい ということもあったのではないかというふうには考えてはおります。

二つ目、抜本的な見直しの部分で、要はこれから見直しをしていくに当たって、前回の利用件数が最終的な目標設定になるのかという点ですけれども、制度設計につきましてはこれから検討していくことになりますので、例えば、違う制度設計になった場合に、なかなか今の利用件数と対比をしていくというのは難しいのかと思っておりますが、いずれにしましても、これまでの制度見直しというのは行政主体といいますか、なかなか市民の方々の御意見も聞かない中で進められてきたこともありましたので、これからの計画をつくっていく中では、しっかり利用者の意見も聞いていきますので、そういった中では新たな目標設定という部分は、しっかり設定をして、PDCAサイクルもやっていく必要もあると考えておりますので、現時点では、これまでの利用件数といいますか、それを目標設定にするかどうかはまだ決めていないところであります。

(「行政主体というか、前市長主体だったんじゃないの」と呼ぶ者あり)(「議長」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(鈴木喜明)** 消防長。
- **〇消防長(土田和豊)** 面野議員の再質問にお答えをします。

ドローンについて2点ほど御質問がございました。

初めに、政令指定都市が総務省消防庁から供与されますドローンの利用目的や研究の内容についてですが、供与される札幌市消防局から聞き取りをしまして、確認をいたしました。このドローンにつきましては、情報収集活動用ドローンということで、今回供与されるということになっておりますが、その利用目的や研究内容については、特に指定はされていないと、広範囲な形で利用できると聞いております。

それから次に、災害対策室との情報共有ということでございますが、現在、具体的な項目については 特に協議はしておりませんけれども、一例でございますが、災害発生時における上空からの映像による 被害状況の確認ですとか、不明者の捜索状況の把握などについては、リアルタイムな情報共有が可能に なるものではないかと考えております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 16 番、面野大輔議員。

〇16番(面野大輔議員) 1点だけ。貸出ダンプ制度の件でお伺いします。

今までは利用者の意見を聞いていないということで、今後はその意見を集約しながら抜本的な制度改正を行って、制度の変更を行っていきたいという旨の答弁だったと思うのですけれども、多分、利用団体の意見を聞くと、費用の、予算のボリュームの方にも必ず響いてくると思うのです。余りにも聞き込むというか、全てを取り入れるということはかなり難しいと思うのですが、やはり市民の意見の集約の仕方は、今後どういうものが上がってくるかによって変わってくると思うのですけれども、ただ、それ以前に、昨年からもずっとここ数年、貸出ダンプ制度の予算または決算額が上がってきている状況を鑑みて、やはり最初から予算ありきで考えていくのか、それとも本当に意見を集約したものを、どれだけ利用しやすいものにしていくかということを追求して、結果的にこういう予算が出ましたというようなつくりでいくのか、どういったような積算をしていくのかということは今のところお考えになっているでしょうか。

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(鈴木喜明)** 建設部長。
- **〇建設部長(上石 明)** 面野議員の再々質問にお答えいたします。

貸出ダンプ制度の見直しにつきましては、今御質問がありましたとおり、確かに経費と市民サービス、 この両面からやはりきちんと検討をしていかなければいけないかと思っております。

ただ、現在はそういう予算ありきで検討するのではなくて、今回この計画も含めて見直しをする理由というのは、やはり今、人口減少の中で、自助、共助、公助、この三つが今までと同じように維持されなくなってきていると。そういった中で、改めて計画の中でこの貸出ダンプ、市民との協働事業の中の位置づけとして制度の見直しをしなければいけないという形で考えておりますので、まずはどういったことができるのかということで、しっかりと市民の皆様の意見を聞きながら、他都市も調査研究をしながら、どういったものがいいのかという部分もしっかり制度設計をしてから、その中で、あとは予算の面との調整もあると思いますけれども、決して予算ありきでは検討しないという形では考えております。

〇議長(鈴木喜明) 面野議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 13 番、酒井隆行議員。

(13番 酒井隆行議員登壇) (拍手)

〇13番(酒井隆行議員) 任期最後の一般質問を行います。

初めに、石狩湾新港地域のLNG火力発電・風力発電のクリーンエネルギーについて質問をいたします。

まず、LNG火力発電所は、2014年8月から土地造成工事や地盤改良工事などの準備工事を開始し、2015年8月に電気事業法に基づく工事計画の届け出を行い着工。そして、2018年10月11日からは総合試運転を開始し、間もなく営業運転開始になる予定です。

石狩湾新港発電所1号機の定格出力は56万9,400キロワットで、今後2023年3月に2号機も着工予定。2027年3月に3号機の着工が予定されており、全て計画どおり完成すれば、定格総出力は、170万8,200キロワットで、現在稼働している北海道内の火力発電所の中では最大級の出力となります。

また、同地域で計画されている大規模洋上風力発電所については、2018 年 11 月 1 日に北海道主催の洋上風力マッチング説明会が札幌市内で開かれ、石狩湾新港に新設する洋上風力発電所について、2019年にかけて詳細設計を進め、許認可手続を経て、2020年から 2021年で施工し、2022年の運転開始のスケジュールと、総事業費については約700億円とのことが示されました。この地域は、地球環境に優しいクリーンエネルギー地域として注目を集め、企業立地に向けても期待できるかと考えております。

クリーンエネルギーを活用したこの地域における発展の方向性について、市長の見解を伺います。

また、石狩市では、2007年に新エネルギービジョンを、2017年には水素戦略構想を策定しておりますが、今後のエネルギーについて、具体的な施策のお考えがあればお示しください。

関連して、風力発電については、現在、四つの事業者が風力発電事業を計画しておりますが、環境アセスメントを含む開発期間の長期化や立地規制などにより、全国的に見ても多くの案件が足踏み状態にあります。

まず、この地域で計画されている風力発電の各事業者の進捗状況をお知らせください。

また、事業・計画が長期化している現状で、懸念される課題についてお示しください。

次に、クルーズ船誘致について質問をいたします。

2018年の小樽港クルーズ船寄港回数は、寄港中止が2回あったものの合計21回でした。また、これまでの年間最多寄港回数は2014年の41回で、このときの市内消費額は約5億2,000万円。さらに、港湾関係業者や市の収入などを加えると、これらの直接的な経済効果は約7億7,000万円との試算でした。

これらの経済効果からも、クルーズ船誘致は、市長の政策でもありますが、積極的に進めていただき たいと考えます。

そこで伺いますが、ことしの寄港回数の見込みと、今後の取り組みについてお示しください。

また、市長の政策である、「みなと観光」の新たな魅力づくりについて、具体的なビジョンをお聞かせください。

関連して、小樽クルーズ客船歓迎クラブについて質問をいたします。

小樽に毎年寄港する国内外のクルーズ船の乗船客からは、地元の人たちによる温かい歓迎や交流が大変喜ばれております。そこで、市と小樽港貿易振興協議会では、市民の皆様にも客船の出迎えや見送りなどに参加して乗船客との交流を楽しんでいただくことを目的に、小樽クルーズ客船歓迎クラブが設立されました。対象者は、クルーズ船に興味をお持ちの方や観光客との交流などに興味をお持ちの方なら市内・市外の方を問わず、誰でも入会できるとのことであります。

そこで伺いますが、現在の会員登録者数について、総数及び小樽市と市外。市外については市町村別でお示しください。

また、小樽クルーズ客船歓迎クラブの周知方法についてもお示しください。

次に、小樽クルーズ客船歓迎クラブの会員になると、会員特典として、年間入港スケジュール表や会報が送付されるとのことであります。会報については、ホームページにも載っておりますが、2016年には2月に第1号、6月に第2号、12月に第3号が発行。2017年は4月に第1号、6月に第2号、11月に第3号、3月に第4号が発行。そして2018年は8月に1号の発行がされております。これだけ見てみれば、不定期発行で、特に2018年は1号しか発行されておりません。

小樽クルーズ客船歓迎クラブの会員の皆様は、クルーズ船に興味を持っている方や、観光客との交流

などに興味を持っている方なので、会員特典の会報についても不定期ではなく、おおよその発行月や年 間発行回数を決めるべきではないかと考えますがいかがでしょうか、お示しください。

最後にAEDに関連して、AEDの使用方法等を習得するための普通救命講習会について質問をいた します。

この講習会の内容については、AEDの使い方、胸骨圧迫や人工呼吸等の心肺蘇生法、止血法など、 救命に必要な応急手当の基礎知識と実技指導で構成されております。特にAEDの操作については、高 度な専門的知識は必要とせず、音声ガイダンスに従い、心肺停止者の胸部に電極パットを張りつけると 自動的に分析されて、電気ショックが必要か、必要ではないかを機器が判断し、簡単なボタン操作で安 心して使用することができる、命を守る機器であります。しかし、簡単とはいえ、いざというときに冷 静に操作するためにも講習を受けていただく機会をつくっていただきたいと考えております。

そこで伺いますが、これまで受講された人数と主な周知方法についてお示しください。

また、今後の取り組みについてもお示しください。

関連して、消防白書で公表されている一般市民がAEDを使った除細動を実施した件数のうち、小樽市の過去3年間の件数についてもお示しください。

同じく、一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者の1カ月後の社会復帰率について、その傾向 とあわせてお示しください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

〇市長(迫 俊哉) 酒井隆行議員の御質問にお答えいたします。

初めに、石狩湾新港地域のLNG火力発電・風力発電のクリーンエネルギーについて御質問がありました。

まず、クリーンエネルギーを活用した同地域における発展の方向性につきましては、石狩湾新港長期構想にも示されているとおり、エネルギーの安定供給や多種多様なエネルギーを利活用した港湾空間の形成により、北海道民の生活、産業活動を支える地域環境に優しいエネルギー供給拠点の形成を目指してまいりたいと考えております。

次に、エネルギーに関する具体的な施策につきましては、クリーンエネルギーの推進は、地球環境問題の観点からも重要であり、今後におきましても地域住民の皆様の御理解をいただきながら風力発電等、 民間事業者による建設計画を後押ししてまいりたいと考えております。

次に、風力発電の進捗状況につきましては、石狩湾新港風力発電所の2基は平成30年2月に、石狩コミュニティウインドファーム事業の7基については平成30年12月に稼働を開始しております。銭函風力発電事業の10基につきましては既に基礎工事が終わっており、本年6月より風車の組み立てを開始する予定となっております。

(仮称) 石狩湾新港洋上風力発電事業については、現在、環境アセスメントの最終段階である環境影響評価書を作成中であると聞いております。建設予定の二つの事業については、自然環境に対する影響や事業の採算性などの懸念される課題があったことから、これまで事業・計画が長期化したものと考えております。

次に、クルーズ船誘致について御質問がありました。

まず、ことしの寄港回数の見込みにつきましては、現時点で30回の予定となっております。

また、今後の取り組みにつきましては、国内に向けては、船会社、旅行会社などへの訪問、東京でのクルーズセミナーやビジネスフォーラムにおけるトップセールスの開催により、小樽・北後志地域のPRや情報交換を行い、国外に向けては、海外船会社の幹部を小樽に招請し、小樽港と周辺観光地のPRを実施する予定です。

さらに、クルーズ船入出港時の各種サービスとして、歓迎行事、臨時観光案内所の開設、外貨両替等 を実施し、乗船客の満足度向上に継続して取り組んでまいります。

これらの取り組みとともに、第3号ふ頭周辺の再開発を進めることにより、将来クルーズ船寄港時の利便性が大きく向上する点についても、積極的にPRしてまいりたいと考えております。

次に、「みなと観光」の具体的なビジョンにつきましては、クルーズ船寄港時の利便性の向上を図るとともに、来訪者のための親水空間や交流空間を確保し、にぎわいづくりをするため、大型クルーズ船対応岸壁、旅客ターミナル機能、埠頭基部の緑地や船だまりを整備するなど、第3号ふ頭周辺の再開発を進めてまいります。

また、この第3号ふ頭周辺を拠点とし、周辺観光地との回遊性を高めることで、小樽港の立地特性を さらに生かした魅力づくりを創出したいと考えております。

次に、小樽クルーズ客船歓迎クラブの現在の会員登録者数につきましては、総数で 637 名となっております。その内訳は、市内の会員が 429 名、市外が 23 市町村で 208 名となっております。

市外の市町村別では、札幌市が153名、余市町が9名、江別市が7名、石狩市と岩内町がそれぞれ5名、その他の市町村が29名となっており、主に近隣市町村の方が登録をされております。

また、小樽クルーズ客船歓迎クラブの周知方法につきましては、小樽市ホームページに通年で掲載しているほか、クルーズシーズンが始まる直前には、広報おたるに掲載しており、本年も3月号で周知を予定しております。

次に、小樽クルーズ客船歓迎クラブの会報につきましては、これまでクルーズシーズンが始まる直前ではクルーズ船寄港予定の周知、シーズン中盤には船会社のイベントとしての船内見学会開催などの周知、11月か12月には、シーズン終了のお知らせと出迎えや見送りに参加していただいた会員へのお礼など、年3回発行してまいりました。

なお、昨年については、3月と8月の年2回の発行となりましたが、今後は年3回の発行に努めてまいりたいと考えております。

次に、AEDに関連して御質問がありました。

初めに、普通救命講習の受講人数につきましては、当該講習は平成6年から開始し、平成30年までに 市民や市内に就労・就学している方が延べ7,781名受講されております。

また、周知方法につきましては、広報誌やホームページへの掲載、町会、高等学校、大学、スポーツ 施設等へのポスターの掲示やパンフレットの配布などを行っております。

今後の取り組みにつきましては、毎月の定期講習の開催に加え、現在実施している事業所や町会へ出向いての講習、AEDを含む救命入門コース及び消防団員で応急手当普及員の資格を有する者が消防団員に対して行う講習の充実を図るなど、救命講習を受講しやすい環境を整備し、さらなる応急手当の普及に努めてまいりたいと考えております。

次に、一般市民がAEDを使って除細動を実施した件数につきましては、総務省消防庁が発行している消防白書では、救急出動を伴う全国の総件数を公表しておりますが、そのうち本市の過去3年間の件数は、平成28年2件、29年1件、30年4件の合計7件となっております。

次に、本市における過去3年間の一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者の1カ月後の社会復帰率につきましては、当該傷病者数、社会復帰した人数、社会復帰率の順でお答えをいたしますと、平成28年は48名中2名で4.17%、29年は47名中1名で2.13%、30年は39名中1名で2.56%となっております。

また、その傾向につきましては、当該傷病者数は年間おおむね 40 名から 50 名で推移しており、1 カ月後に社会復帰した人数は1 名または2 名にとどまっております。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(鈴木喜明)** 13 番、酒井隆行議員。
- **〇13番(酒井隆行議員)** この後は、予算特別委員会で行います。
- ○議長(鈴木喜明) 酒井隆行議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 8番、酒井隆裕議員。

(8番 酒井隆裕議員登壇) (拍手)

○8番 (酒井隆裕議員) 私は人口対策の一つとして、子育て世代が住み続けられる小樽市にするには どうすればいいかといった観点で、安心して働き、産み、子育てできる環境を求めて質問いたします。 第1に、地域に児童館設置をという質問です。

先日、私は大変なショックを受けました。新光2丁目の自宅の近所にある新築アパートに千歳市から 転居されてきた御家族のことです。私と同じく小さな子供がいらっしゃる家族で、会釈をしたり、たま にはお話ししたりすることもありました。妻とも、せっかく小樽に来たのだから、ずっと住み続けてほ しいねと話していました。そうしましたところ、近々引っ越しするというのです。てっきり近所でこの ごろ増加しています新築分譲や建売住宅に移るのかと思っていましたら、違いました。なんと札幌市手 稲区に引っ越しするというのです。しかも理由が、子育てしづらいからというのですから、二重にショ ックでした。

この母親は、「前に住んでいたところは児童館とかがいっぱいありましたけれど、この辺、何にもないですもんね」とお話されていました。私は、残念な気持ちと同時に、本当に申しわけない気持ちでいっぱいになりました。

市長に伺います。来月には、小樽市の人口が4人減る。夫婦2人に子供2人の世帯が減り、札幌市手稲区の人口が4人ふえることに、どのような所感をお持ちになりましたか。

また、2014年から5年間の小樽市から札幌市への転出・転入はどのように推移しているのか、お答えください。

私は、新光はとても住みやすい地域だと思っています。特に自宅周辺の新光2丁目は、本当に便利です。コンビニエンスストアや商店、スーパーマーケットやドラッグストア、ホームセンターに歩いて行けます。小学校も中学校も目の前です。幼稚園や保育園もありますし、郵便局や銀行や、また病院も、自動車学校もあります。ついでにセレモニーホールもあります。市内バスも他の地域と比べてあり、札幌市へも10分置きの高速バスを利用できます。

私は、この地域で子育てしづらいとなれば、市内どこでも難しいのではないかと感じています。市長の感覚ではいかがですか。

不動産情報サイトでの口コミを紹介します。そこでは「街の口コミ」として、「小樽市(北海道)の 子育て・治安などの口コミ・住みやすさ情報」について書かれています。新光3丁目に2年間住んでい たとされる20代女性は、「子育てには不自由ないと思います」といった書き込みをしています。一方で 30代女性、夫婦と子供で桜5丁目に2年間住んでいた方からは、「子育て支援センターなど、幼児が遊べるような場所も、札幌と比べるととても少ないです」と。ほかにも「子育てはしづらいと思います。 子供が遊べる場所も少ないです。妊娠・出産・子育てには向かない町です」。このような不満も多く記されています。

市長は、こうした子育てしづらいと記している市民や元市民の不満の声を聞いて、どのように感じましたか。

次に、本市の児童館の設置状況はどのようになっているか、近郊自治体と比べてどうなのか伺います。 本市には、児童館・児童センターが「いなきた」「とみおか」「塩谷」の3館しかありません。地域 が偏っているのではありません、そもそも児童館がないのです。

では、近郊の千歳市、岩見沢市、札幌市の児童館・児童センターの設置数はどのようになっているのかお答えください。

また、小樽市は充実しているというお考えか伺います。少なくとも朝里・新光地域に児童館が必要ではありませんか。

私は滝川市出身です。滝川市の人口は現在4万1,000人ですが、11カ所の児童館・子供教育施設があります。各施設のうちの9カ所は町内会連合で組織される運営委員会により、貸し館等の運営管理がされており、児童館等は地区コミュニティセンターに併設されています。私も小・中学校のときによく利用していました。大人になってからも利用していました。こうした町会と一体となった施設の設置や運営について、まちづくりの観点から調べてみる考えはありませんか。

次に、子供の居場所がない問題を質問します。

朝里中学校に通う女子生徒の例です。下校後、書道塾に行きます。その後、進学塾に通っていますが 進学塾の講習時間まで過ごす場所がないのです。また、別の例ですが、スーパーのイートインスペース で勉強している中学生を見かけました。改正児童館ガイドラインでは、「児童館の活動内容」として、 「子どもの居場所の提供」があります。そこでは中・高校生世代も利用できる施設であることから、実 際、利用可能な環境づくりに努めることと記されています。もし地域に児童館などがあれば解決できる であろう問題です。

このような子供の居場所がない事例を踏まえると、地域に児童館があれば、子供の居場所解決へ大きな手助けができると思います。

市長は公約に、「子どもを預けられる場所を拡充」と掲げられています。放課後児童クラブや幼稚園、 保育所等だけではなく、児童館・児童センターが大きな役割を発揮できると思います。ぜひ研究してい ただきたいと思いますが、いかがですか。

また、市長は市長選挙のときに、「若い世代が子育てをしたいと思えるまちづくり」ということを訴えていました。では、小樽市が若い世代が子育てをしたいと思えるまちにするため、何が必要とお考えですか。お答えください。

第2に、保育の充実について伺います。

保育所等入所待ち児童についてです。本市では、2月1日現在で80人の入所待ち児童がいます。中でもゼロ、1、2歳が70人。全体の88%を占めていることが大きな特徴です。保育所等に預けたくても預けられない。これでは、子育て世代から小樽市がそっぽを向かれても仕方のない話ではありませんか。市長は、本市でどのようにして保育所等入所待ち児童の解消を図ろうとしているのか、お答えください。

企業主導型保育が注目されています。本市でも幾つかの施設が開所されています。本来、従業員対象

の保育施設ですが、地域枠が設けられている場合は地域の子供も利用できる施設です。しかし、地域の 子供という点では、余り利用されていない施設も存在していると聞いています。

そこで、本市の企業主導型保育での地域枠での利用はどのようになっているのか、把握している範囲でお答えください。また、保育所等入所待ち児童の解消へ期待できるのかについても、御答弁をお願いいたします。

次に、保育無償化について質問します。

内閣府は2019年10月から実施予定の、3歳以上の幼児教育・保育の無償化をめぐり、給食費については無償化の対象としない方針を固めています。現行の方法のままで保育料を無償化すると、給食費の負担について保育所と幼稚園との間に格差が生じるためとしていますが、給食は教育・保育活動の一環。どの施設でも給食費は無償化すべきだとの声が上がっています。

それでは、給食費については無償化の対象としない方針を小樽市としてどのように捉えているのかお答えください。その場合、保護者負担はどのようになるのかについてもお示しください。

また、保育無償化の財源を地方からもと言われていることについて、本市の考えをお聞かせください。 次に、保育士の確保対策と処遇改善についてです。

保育士不足の最大の原因は、賃金の低さです。全国で保育士の賃金は、全産業平均と比べ月 10 万円ほど低いと言われています。では、実態はどうでしょうか。全国や北海道の保育士の賃金について、全産業平均と比べてどのようになっているのか示してください。

国が行っている保育士不足対策についても、資格要件の緩和やICT化の支援などが中心で、根本的な配置基準の改善や保育士全体の賃金の底上げ対策は十分ではありません。北海道ではどうでしょうか。 保育士確保対策事業として幾つかの事業を行っていますが、根本的な対策にはほど遠いというのが私の実感です。小樽市として、国や北海道の対策で十分、保育士を確保できるとお考えでしょうか。

以前に小樽市保育士就労支援補助金事業が行われました。どのような事業が行われたのですか。また、なぜ事業をやめたのですか、お答えください。

先日、私は、菊地葉子道議、高野さくら市議とともに、若手保育士と懇談しました。そこで出た話題に、保育士になるために借りた奨学金の返済が負担になっているとの声が上がりました。賃金が上がらないのは、国の制度上の問題です。しかし、若者が志を持って小樽市に保育士として移住されてきたのに、賃金が問題となるのは寂しい話です。

そこで、小樽市として、ふるさと納税制度などを活用して若手保育士を応援しませんかと提案したいのです。若者が学生時代に借りていた奨学金を肩がわりする制度を検討できないでしょうか。保育士が小樽市で結婚して、そして子育てして、小樽市に住み続ける、とても夢のあるプランではありませんか。子育て世代が住み続けられる小樽市にするための一つの方策になるのではないでしょうか。ぜひ、他市の例も参考にして検討していただきたいと思います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

〇市長(迫 俊哉) 酒井隆裕議員の御質問にお答えします。

ただいま、人口対策について御質問がありました。

まず、地域における児童館の設置についてですが、本市から札幌市手稲区へ転出される方の事例につ

きましては、札幌市への転出超過、とりわけ隣接する手稲区への転出超過が大きいという傾向に歯どめ がかからないことは、大きな課題であると認識をしております。

また、子育てがしづらいという理由で本市から転出されることは、大変重く受けとめなければならないと考えております。

なお、札幌市への転出・転入の推移につきましては、平成26年から30年の5年間では、ばらつきはありますが、毎年700人から1,000人の転出超過で推移をしております。

次に、新光地域で子育てしづらいとの御意見につきましては、新光地域に限らず、どの地域におきましても、市民の皆様それぞれで生活の利便性などに対する感じ方に違いがあると思いますので、ある地域で子育てしづらいという意見をお持ちになった方がいらっしゃったとしても、直ちに市内全域で子育てしづらいということにはならないのではないかと考えております。

次に、不動産情報サイトの口コミに記載された不満の声に関しての所感につきましては、先般実施した子育て支援に関するニーズ調査結果を見ましても、本市の子育て支援の取り組みに対する満足度は、 必ずしも高いものではないと感じているところであります。

次に、近郊の都市における児童館・児童センターの設置数につきましては、千歳市には9館、岩見沢市には13館、札幌市には107館が設置されていることを確認しております。

また、本市の設置状況につきましては、これらの都市と比較しますと、充実しているとは言えないのではないかと考えております。

朝里・新光地域での児童館の設置につきましては、この地域だけでなく、市内全域におけるニーズなども踏まえながら考えていかなければならないものと認識をしております。

次に、町会と一体となった児童館の設置や運営につきましては、それぞれの地域におけるコミュニティの活性化や子供の居場所づくりという観点からも将来のまちづくりを進めていく上で検討が必要な課題の一つであると認識をしておりますので、他都市の事例についても調査をしてまいりたいと考えております。

次に、子供を預けられる場所としての児童館・児童センターの拡充につきましては、「子どもを預けられる場所を拡充して、仕事と家庭の両立ができる環境整備」を進めることを公約に掲げておりますことから、今後の子育て支援施策を検討していく中で、子供の居場所にふさわしい地域資源の活用なども含めて研究してまいりたいと考えております。

次に、本市を「若い世代が子育てをしたいと思えるまち」にすることにつきましては、市民の、とりわけ若い世代の皆様が安心して子供を産み育てることができ、全ての子供たちが能力や可能性を発揮できるまちを目指すことが必要であると考えております。

このため、具体的な施策としましては、子育てについて気軽に相談できる、子育て世代包括支援センターの設置や子供を預けられる環境の整備・拡充に取り組むとともに、親子が安心して利用できる公園の整備を進めるなど、子育て世帯に寄り添い、安心して生み育てる環境づくりを行っていかなければならないと考えております。

次に、保育の充実についてですが、まず、保育所等の入所待ち児童の解消に向けた取り組みにつきましては、入所待ちの主な理由といたしましては、受け入れに必要な保育士の数を確保できないためであります。このため、保育士資格をお持ちの方で、現在、保育士として就労していない方を対象に保育士等人材バンクに登録をいただき、採用を希望する保育所等へ情報提供を行う仕組みを設けているほか、保育士現場体験プログラムとして、スムーズな就労や職場復帰を支援する取り組みを継続して行うことで保育士の確保につなげ、入所待ち児童の解消を図ってまいりたいと考えております。

次に、本市の企業主導型保育の地域枠での利用状況につきましては、当該保育施設は市が直接関与する施設ではありませんので、地域枠での利用状況など詳細については把握いたしておりません。

また、企業主導型保育施設の設置が保育所等の入所待ち児童の解消に期待できるかということにつきましては、地域枠の設定により、保育の受け皿としての役割の一部を担っていただけることは事実でありますが、当該施設の主な利用対象が施設を設置する企業の従業員の子供であるため、直ちに現在の認可保育所等の入所待ち児童の解消につながるとは考えておりません。

次に、幼児教育の無償化において、給食費が無償化の対象外となることにつきましては、これまで保育所等では給食費のうち副食費は保育料に含まれるとされており、別途保護者から徴収することはありませんでしたが、このたびの無償化に伴い保護者にとっては保育料がかからなくなる反面、新たに副食費の実費負担が発生し、施設の運営側にとっても徴収手続等の事務負担がますものと考えております。

保護者負担につきましては、それぞれの施設における徴収額の算定方法や徴収方法などについて具体 的な取り扱いがまだ示されておりませんので、現時点でお示しすることはできません。

また、無償化にかかる財源につきましては、4分の1の市町村負担が生じることとなっておりますが、 平成31年度の地方負担分は、全額、特例交付金により補填され、平成32年度以降は個別団体の地方交 付税の算定に当たって、地方負担の全額を基準財政需要額に参入することとする国の方針が示されてお りますので、本市といたしましては、そうした財政措置が恒久的に担保されるよう注視してまいりたい と考えております。

次に、保育士賃金の全産業平均との比較につきましては、平成29年度賃金構造基本統計調査に基づき、 全職種の給与月額との比較でお答えいたしますが、全国の全職種での平均月額33万3,800円に対しまして、全国の保育士の平均月額は22万9,900円であり、10万3,900円低くなっております。

また、北海道の全職種での平均月額 28 万 8,600 円に対しまして、北海道の保育士の平均月額は 21 万 1,200 円であり、 7 万 7,400 円低くなっており、全国の保育士との比較でも 1 万 8,700 円低くなっております。

次に、国や北海道における保育士確保対策につきましては、保育士の給与改善や、いわゆる潜在保育士に対する職場復帰のための研修実施や就職準備金の貸し付け、また保育士資格を新規に取得する際の修学資金貸し付けなど、さまざまな対策が講じられておりますが、全国的な保育士不足の状況や、本市におきましても保育士不足による入所待ち児童が発生していることを勘案いたしますと、現在の対策だけでは十分な効果が得られているとは言いがたいものと認識をしております。

次に、小樽市保育士就労支援補助金につきましては、市内の保育所等において保育士不足による入所 待ち児童が増加したことから、その解消を図るために平成28年度に創設をいたしました。

補助の要件や金額等につきましては、市内の保育所等に新たに常勤の保育士として3カ月以上継続して勤務する場合で、市内から就職した方に対しては、被服費や参考図書代金などの実費相当額として1人当たり10万円を限度に。また、市外から就職した方に対しては、市内に居住するための家賃等も合わせて1人当たり20万円を限度に補助するもので、市の単独費用で実施いたしました。

本事業については、28 年度の1年限りで終了いたしましたが、その理由としましては、予算上は 10 名分の補助を見込んでおりましたが、実績は2名の利用にとどまり、事業の効果が限定的であったこと、また、29 年度から社会福祉法人北海道社会福祉協議会が、北海道の補助事業として本市と同様の就職準備金の貸し付けなどの事業を開始したことから、本市の単独事業で行うことの費用対効果を勘案し、終了したものであります。

次に、若手保育士を応援することにつきましては、現在の保育士不足による入所待ち児童の増加は、

早急に解決していかなければならない問題であると認識をしております。このことから、御提案をいただいた制度を含め、本市で保育士が安心して、より長く勤められるような仕組みについて研究してまいりたいと考えております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 8番、酒井隆裕議員。

〇8番(酒井隆裕議員) 再質問を行います。

この小樽市の人口が減るということ、本当に私は残念に思っています。先ほど市長からの御答弁の中で、少なくとも朝里・新光地域に児童館が必要ではないかという私の質問に対して、この地域だけではなくて全市的なニーズという話がありました。もっともな話だと思うのですけれども、ただ、そうは言っても、もうこんなふうに実際にどんどんどんどん転出しているわけです。まさに緊急性がある話なのです。ニーズ云々の話ではないです。もう今すぐやらなければならない問題だというふうに思います。そのぐらいの、やはり深刻な問題だというふうに思ってほしいのです。

だからこそ、このような、新光2丁目の私の住んでいるところ、すごく便利なのに、それでも子育て しづらい、何がないか、児童館がないのだ。だから考えてくださいという話なのです。ぜひ、この点に ついて、改めて調べていただければと思っております。

それから、またこれもそうなのですけれども、コミュニティセンターの話で、将来の課題だというふ うに言われているのです。これもまた将来の課題ではなく、今すぐ、現在の課題だというふうに思うの ですけれども、この点についてもいかがでしょうか。

それからもう一つ、市長の公約で、若い世代が子育てしたいと思えるまちにするには何が必要かということで、先ほどの子育て世代包括支援センターの話ですとか、また、公園の話とか出ましたけれども、私の最初に紹介した御家族のとき、何てお話されたかというと、冬になったら公園に行けないと言うのです。だからこそ、こういったものが大変必要なのだと思うのです。

そうした考えということも含めて、包括支援センターや公園で、市長は十分そうした対策をとれるというふうにお考えでしょうか。

子供の居場所の問題もお話ししました。ここで紹介したいのが、2015 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業、児童館における子育て支援等の実践状況に関する調査研究報告書、ここで言われているのです。放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業などをもって児童館の代替機能とする自治体もあったが、児童館本来の目的や役割は代替することはできない。そのとおりなのです。児童館がどうしても必要です。改めてお考えを伺います。

それから、保育士不足の問題です。全国でも 10 万円ほど安い、道の中でも 7 万 7,400 円安い。やはりここが根本的な原因であります。

先ほど、私が提案いたしました奨学金を肩がわりする制度、これを検討できないかという話について、 仕組みなどについても研究していくというようなお話がありました。ぜひ早急にこれを考えてほしいの です。やはり今すぐこうした保育士不足対策、これを打っていかなければならない。本当に負のスパイ ラルになっていく。保育士が不足しているから預けることができない。そもそも保育士自身も賃金が安 いから、そこに働き続けることもできないし、なかなか募集しても雇うこともできない。

小樽市として何ができるだろうか、そこにこういった制度があるのです。いろいろな制度と組み合わせるやり方もあるでしょうし、保育士になる奨学金だけというやり方もあるでしょうし、ぜひ研究してほしいと思うのです。意気込みをお伺いしたいと思います。

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

〇市長(迫 俊哉) 酒井隆裕議員の再質問にお答えをいたします。

御質問の中にもございましたけれども、小樽のまちが大変子育てしづらいという御意見があったということについては、大変胸の痛む話でもありまして、やはり小樽市にとりまして、人口対策、とりわけ少子化対策というのは本当に大事な問題だというふうに考えておりますので、この問題については、時間はかかりますけれども、着実に前に進めていかなければならない問題だというふうに思っております。

新年度の予算の中にも子育てにかかわる政策・事業というものを少しずつでありますが盛り込まさせていただきましたけれども、児童館の問題になりますと、今の財政状況を考えますと、なかなか早急にこの児童館の問題に取り組んでいくということは難しいというふうには実感をしておりますが、子供の居場所づくりを考えていくというこの御指摘については、全く同感をいたしておりますので、御質問の中にもありました、例えばですけれども、町会との連携といいますか、町会と一体となって子育てを進めていくというお考えには賛同いたしますので、こういった観点で子供の居場所づくりというものが構築できないか考えさせていただければなというふうに思っているところでございます。

また、将来的な課題ではなくて早急な課題ではないかということでございました。

私の答弁では、将来のまちづくりについて、今必要だというふうなことでお答えをさせていただいたので、決して将来の課題ということではなくて、今まさに解決しなければ問題だという認識でいることは事実でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 福祉部長。

〇福祉部長(勝山貴之) 酒井隆裕議員の再質問にお答えいたします。

私からは、奨学金のお話もございましたけれども、保育士を小樽市でどうやって成熟させていくかということがございまして、議員からもありましたように、他都市の取り組み、これはいろいろと研究していきたいと思います。他都市ではいろいろな取り組みを確かにやっていますので、その取り組みが小樽市でそのまま取り入れられるかどうかというのはわかりませんけれども、いろいろな方法を検討して、小樽市でできるものを考えていきたいと思っております。

あと、放課後児童クラブ、児童館の関係、冬の部分もありましたけれども、先ほど市長から答弁ありましたが、子育てをしづらいという理由の中では確かに児童館・児童センターなどがないということもございます。その中で、逆に子育てがしやすいまちにするためには何が必要かということの中では、決して児童館などの整備が高い位置を占めているわけではございませんでした。どちらかというと公園ですとか、保育費・教育費の負担軽減、そういうものがございました。

その中で、冬の居場所づくりということは、やはり小樽市では冬、雪があって公園では遊べないことがございましたので、そこにつきましては、地域資源、先ほど町会館のお話もございましたけれども、いろいろな面で何ができるのか、関係部等も含めて研究していきたいと思っております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 8番、酒井隆裕議員。

○8番(酒井隆裕議員) 再々質問します。

児童館の話で、町会との絡みの話をしたのですけれども、今、器がないわけなのです。言ってみれば、 私が紹介しました滝川市の事例では、何々地区コミュニティセンターという名前の中で、町内会連合会 と言いますけれども、そこがやって、そしてコミュニティセンターの中に児童館も併設されているので す。だから、そうした小・中学生や高校生なども利用できるし、一般の人たちも利用できるし、そうし たイメージなのです。

今こうした考え方をやってくださいという話でありまして、ぜひそのための調査・研究などをしていただきたい。そして、実際にそうした施設をもしつくる必要があると、私はつくる必要が絶対あると思うのですけれども、そうした場合には町会の皆さんともお話をしていただければというのが趣旨でありましたので改めてお伺いをいたします。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(鈴木喜明) 市長。
- **〇市長(迫 俊哉)** 酒井隆裕議員の再々質問にお答えいたします。

本答弁の中にもございましたけれども、子供を預けられる場所の拡充、それから仕事と家庭の両立できる環境整備というのは、私の公約の中にも掲げられているわけでもございますので、答弁の繰り返しになりますが、やはり子供の居場所づくりというのは、先ほど来申し上げておりますけれども、私どもにとりましては、子育て対策の中でも大事な問題だというふうに思っておりますので、地域との連携ですとか、あるいは地域の資源などを活用しながら、さまざまな事例を研究してまいりたいなというふうに思っております。

〇議長(鈴木喜明) 酒井隆裕議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時56分

再開 午後 4時20分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 14 番、中村吉宏議員。

(14番 中村吉宏議員登壇) (拍手)

〇14番(中村吉宏議員) 一般質問します。

初めに、除排雪について伺います。

昨年の冬は、別段例年より降雪量が多いというわけではないにもかかわらず、路線バスが運休し、通 学路を含め排雪が全く進められなかった結果、除排雪について多くの市民の方の不満を生み出した状況 が発生しました。お世辞にもきめ細やかな除排雪などとは到底言えず、市民は不安で不便な冬の生活を 強いられたものでありました。一方、今冬の除排雪について、多くの市民の方から大変改善された旨の 声を伺います。

昨年、第3回、第4回の定例会における除排雪に関する質疑に対し迫市長は、昨年の状況をできるところから検証し、今冬に反映させること。また、今冬、除排雪事業を実施する中で改善点を検証し、今後に生かす旨の御答弁をされておられます。

そこで、何点か伺います。除排雪も降雪量等の条件で毎年事情が変わるものと思いますが、最初に、 これらの条件や執行の状況について伺います。

気象状況について、昨年度と今年度の降雪量を月別に示し、さらに、これまでの累計降雪量をお示しください。それから、地域総合除雪について、昨年度と今年度における月別の幹線道路の除雪出動の平均回数、そして総排雪量について、月別の総排雪量とこれまでの累計量、さらに除雪費予算の執行率と市民の声の全体数と排雪依頼の数を月ごとの累計で示してください。

昨年の状況とことしの地域総合除雪について、昨年度の実施状況を検証し、そこから確認された問題 点と、それに関して今冬どのように改善されたのかをお示しください。また、今冬これまでこの事業を 実施してきた中で、今後改善するべき点として把握されているものがあればお示しください。

次に、貸出ダンプ制度について伺います。

昨年度と今年度における申請団体数と、これまでの同時期での実施団体数をお示しください。また、 利用された市民の方から寄せられた苦情や要望があれば示してください。そして、それらについて、今 のところどのように対応するお考えか、お示しください。

次に、臨港地区の除排雪について伺います。

昨年度はそれまで1事業者で進めてきた方法を変更し、臨港地区を3分割し、入札により3事業者が担当する方法に変更しました。その結果、苦情件数が増加するなどの状況が発生したと記憶をしております。

我々自民党としては、臨港地区の除排雪の方法を従来どおりに戻し、地域の安全を確保するべき旨、 提言をしました。本市では、今冬の臨港地区除排雪について、昨年度の方法を変更し、従来、続けてき た方法での実施をされておりますが、その結果、これまで事業が進められてきた状況について確認をし たいと考えます。

昨年度と今年度の事業実施について、まず、それぞれの予算額を示してください。次に、それぞれの 年度のこれまでの執行率を示してください。また、これまでの苦情件数も示してください。さらに、昨 年度と比較した中で市としてどのような評価をしているのか、お示しください。

次に、観光税の導入に向けた検討について伺います。

昨年、第4回定例会の予算特別委員会において、私は財政上の観点や外国人観光客の増加を見込んでの早期の観光税導入を提言させていただきました。その質問に対し市長からは、第二次小樽市観光基本計画に示された観光インフラ整備の必要性を実現する財源について、また、収支改善プランにも歳入増の観点から観光税導入を示していることなどを挙げられて、どうすれば導入できるのかという観点から、検討したいという積極的な御答弁をいただきました。その御答弁の中で、導入に向けての課題や観光事業者の方々からの御意見を伺うことも重要である旨申されておられたところであります。

観光税導入については、小樽市の厳しい財政状況を見るに、早期の導入を進めるべきであると考えます。この観光税導入に向けて、市長の御答弁についての進捗を伺いたいと思います。

まず、導入に向けての課題について、その発見に向けた情報収集等の取り組み状況をお示しください。 また、観光事業者の方々の御意見を伺う機会等の設定について、検討された状況や具体的にそうした機 会を予定できているのかお示しください。

さらに、前回定例会では宿泊税をベースに議論をさせていただきました。しかし、観光税の課税方法 はいろいろあるものと考えます。その後、市としてどのような方法で行うべきか検討されたことがあれ ばお示しください。また、導入の検討に向けては、市民の皆様に情報の提供と説明を行いながら、その 方法についての御意見を伺うことも重要と考えます。そうした機会を創設してほしいと考えますが、見 解をお示しください。また、導入に向けた検討について、今後予定しているスケジュール等あればお示 しください。

最後に、小樽駅前中心市街地再々開発について伺います。

昨年、第3回定例会の代表質問で、小樽駅前中心市街地再々開発について伺いました。小樽駅前第1 ビル、第2ビルは老朽化し、非耐震の状況であります。この問題について、地権者の方々と議論を進め て取り組むべきと考えます。 以前、迫市長は、現在、再々開発に向けて議論をされている小樽駅前第1ビル周辺地区を手始めに積極的に取り組んでいただきたいと伺ったところ、御答弁で、老朽化したビルや歩行者と車が混在している駅前広場があるこの地区について、安全面などでも課題があり、観光都市小樽としてふさわしい玄関口として整備するために地権者、関係機関の皆様と協力しながらリーダーシップを発揮し、前向きに取り組んでいきたいとのことでありました。

小樽駅前中心市街地再々開発については、小樽駅前第1ビル周辺地区再開発準備組合が中心市街地活性化基本計画策定を求めている状況であり、市としても対応を急ぐべきものであると認識をしております。

また、計画を策定するに当たっても、市民がこれからの小樽駅前周辺に何を求めるのかを把握しなければならず、この点については、平成30年12月1日に同組合が主催した、まちづくりシンポジウム「小樽駅前地区に市民は何を求めるのか」において、小樽商科大学、大津ゼミの皆様がアンケート調査を行い、そのシンポジウムの中で発表されておりました。私も拝聴していたその発表の中で、とりわけ印象に残っていたものは、小樽駅前周辺に必要なものとして若年層がアミューズメントスペースを求めるのに対し、シニア層は小樽の象徴的なものをつくることを望んでいるということでした。

こうしたことも考慮をし、具体的に掘り下げながら小樽駅前地区にどのようなグランドデザインを描くのかという議論を進めていくことが重要であり、それが中心市街地活性化基本計画を策定する前提になるものと考えます。

そこで伺いますが、こうした議論を地権者の方々や関係機関を含め具体に進めていただきたいと考えますが、見解をお示しください。進めていくということであれば、今後どのように進めるのか、スケジュール感も含めてできるだけ具体的に説明をしてください。また、中心市街地活性化基本計画策定のめどなど、どのように考えているのかお示しください。

新しい小樽駅前が市民にとって安全で誇りの持てる小樽の顔として、また、このまちを訪れる観光客の方々に恥ずかしくない小樽の玄関口として開発されることを強く願っております。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

〇市長(迫 俊哉) 中村吉宏議員の御質問にお答えします。

初めに、除排雪について御質問がありました。

まず、昨年度と今年度の降雪量につきましては、昨年度は 11 月が 68 センチメートル、12 月が 162 センチメートル、 1 月が 182 センチメートル、 2 月は 22 日現在で 94 センチメートル、累計降雪量は 506 センチメートルでありました。今年度は 11 月が 18 センチメートル、12 月が 147 センチメートル、1 月が 121 センチメートル、2 月は 22 日現在で 76 センチメートル、累計降雪量は 362 センチメートルとなっております。

次に、昨年度と今年度の除排雪の執行状況につきましては、幹線道路の除雪出動回数は、七つのステーションの平均で、昨年度は 12 月が 8.6 回、1 月が 10.1 回、2 月は 17 日現在で 4.2 回、累計回数は 22.9 回。今年度は 12 月が 7.7 回、1 月が 8.8 回、2 月は 17 日現在で 6.1 回、累計回数は 22.6 回となっております。

次に、総排雪量については、昨年度は12月が4,000立方メートル、1月が13万6,000立方メートル、

2月は17日現在で15万3,000 立方メートル、累計量は29万3,000 立方メートル。今年度は12月が1,000 立方メートル、1月が25万2,000 立方メートル、2月は17日現在で6万1,000 立方メートル、累計量は31万4,000 立方メートルとなっております。

次に、月ごとの除雪費予算の執行率については、昨年度は12月26日で17%、1月30日で47%、2月20日現在で73%でありました。今年度は12月23日で11%、1月27日で42%、2月17日現在で67%となっております。

最後に、市民の声の件数と、そのうち排雪依頼の件数につきましては、それぞれ昨年度は 12 月 26 日で 563 件、18 件、1 月 30 日で 1,289 件、284 件、2 月 20 日現在で 1,855 件、595 件でありました。今年度は 12 月 23 日で 358 件、1 件、1 月 27 日で 912 件、74 件、2 月 17 日現在で、1,257 件、170 件となっております。

次に、昨年度の問題点と今冬の改善点につきましては、まず、昨年度の大きな問題点は、排雪作業のおくれであると考えております。その主な要因といたしましては、市の判断に時間を要したことであり、これにより除雪事業者の人員、運搬用ダンプの手配に支障が生じ、排雪作業が適切な時期に実施されず、バスの運行にも影響を及ぼす事態となりました。

今冬の改善点につきましては、昨年度までの事後保全的な排雪作業から、予防保全的な早期の排雪作業を行うことに改めたものであります。このことにより、適切な時期に排雪作業が行われているものと考えており、市民の皆様から排雪要望の割合も大幅に減少しております。

次に、今後改善するべき点につきましては、効率的な除排雪作業を行うための雪堆積場等の確保や除 雪機械の計画的な更新を進めていくことのほか、除雪事業者の人員等の確保など、安定的な除排雪体制 を構築することが必要であるものと考えております。

また、将来を見据えて、市民との協働のあり方を検討することも重要であることから、雪対策にかか わる基本計画を策定する中で、懇話会などを通して市民の皆様の御意見を伺いながら検討を進めてまい りたいと考えております。

次に、貸出ダンプ制度における申請団体数と実施団体数につきましては、平成 29 年度は 2 月 13 日現在で、申請団体数 408 団体に対して実施団体数は 196 団体であり、30 年度は 2 月 17 日現在で申請団体数 388 団体に対して実施団体数は 193 団体となっております。

次に、利用団体からの苦情や要望などにつきましては、主な苦情、要望内容としましては、作業距離が長い現場や路線が複数ある現場においても、転回場が1申請につき1カ所しか認められないため作業効率が悪いという苦情や、排雪第2種路線を再び本制度の対象としてほしいとの要望を受けております。

このような市民からの要望等を踏まえ、今後の対応につきましては、本制度における市民との協働事業として今後どうあるべきか、抜本的な制度の見直しも含め、改めて検討が必要であると考えているため、今冬の検証や利用状況を踏まえ、市民の皆様の御意見を伺いながら、今後の制度のあり方などについて検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、臨港地区の除排雪における昨年度と今年度の予算額につきましては、平成29年度、30年度とも1,320万円であり、執行率については、それぞれ2月17日現在の値で比較すると、29年度では3分割で発注しているため、地区別では手宮地区が約78%、中央地区が約81%、勝納・若竹地区が約69%、3地区全体では約75%であり、30年度は一括で発注しており、全体で約74%となっております。

また、苦情件数は、同様に比較いたしますと、29年度は11件、30年度は2件となっております。

次に、昨年度と今年度を比較した評価につきましては、ただいまお答えしました執行率では、本年度 のほうが下回っていますが、本年度は降雪量が少ないほか、一括発注としていることで諸経費率が低減 できた分、当初設計において除排雪は29年度より作業量を多く見込んでおります。このため、相対的に 執行率は上がっておりませんが、排雪については既に29年度の約1.5倍の作業量となっております。

また、苦情については、本年度は2件寄せられておりますが、中央ふ頭での上屋建設工事により道路が狭くなっていたことや、吹きだまりの解消についてであり、除排雪に対する苦情ではありませんので、 全体的には路面管理はよくなっているものと考えております。

次に、観光税の導入に向けた検討について御質問がありました。

まず、課題に対する情報収集等の取り組みにつきましては、これまでも、例えば宿泊税を札幌市に先駆けて導入することで発生する宿泊施設の競争力低下や、国におけるいわゆる出国税、北海道で検討している宿泊税、本市における入湯税など他の税との関連について、産業港湾部内で検討してきたところであります。前定例会以降では、平成31年11月の導入を予定している倶知安町の課題や、税収を全額地域の観光協会に補助することを検討している島根県松江市の例、また税ではありませんが、県民以外を対象に偕楽園への入場を有料化する方針を固めた茨城県の取り組みなどについて情報収集をしてきたところであります。

次に、観光事業者から御意見を伺う機会につきましては、今後、まず、市の関係部署による庁内会議を立ち上げ、観光税についての検討を進めると同時に、観光関連事業者からも意見を伺ってまいりたいと考えております。

次に、平成30年第4回定例会以後における宿泊税以外の観光税の検討につきましては、先ほど述べたとおり、他の都市の課税方法等についての情報収集にとどまっており、具体的な検討には至っておりません。

次に、市民への情報提供等の機会の創設につきましては、今後、庁内会議で議論を進めていく中で、 市民の皆様の御意見を伺う機会について検討してまいりたいと考えております。

次に、今後のスケジュールにつきましては、現在具体的なものはありませんが、まずは庁内会議において税の使い道や種別、税額、課税客体、徴収方法などの枠組みや課題について議論するなど慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、小樽駅前中心市街地再々開発について御質問がありました。

まず、小樽駅前地区の議論の進め方につきましては、来年度において窓口となる建設部の組織体制を 強化し、再開発準備組合や関係機関等との連携を図り議論を進め、その中で本市の役割や必要となる計 画、スケジュールなどについても調整してまいりたいと考えております。

次に、中心市街地活性化基本計画策定の目途などにつきましては、小樽駅前地区の開発を進めるためには、中心市街地活性化基本計画や立地適正化計画などの策定が必要になるものと想定されますが、今後、再開発準備組合や関係機関等との議論を深め、どの計画が当地区にとって適切であるかを見定めるとともに、策定のタイミングについても調整してまいりたいと考えております。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(鈴木喜明)** 14 番、中村吉宏議員。
- **〇14番(中村吉宏議員)** あとは、予算特別委員会等で議論させていただきます。
- ○議長(鈴木喜明) 中村吉宏議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 5番、髙橋龍議員。

(5番 髙橋 龍議員登壇) (拍手)

○5番(髙橋 龍議員) 4年の月日は早いもので、今任期最後の定例会となりました。2015年に初め

て登壇してから、幾度もこの場に立たせていただきました。これまで取り組んできたものの集大成として、また、これから先につながるよう実りある議論をするべく今定例会にもしっかり臨んでまいりたいと思っております。

今までも福祉に関する分野については、本会議や委員会の場において、多岐にわたる質問を行ってまいりました。また、教育の分野、まちづくり等についても問題提起・政策提言を続けてきたところであります。本日この場では、福祉を中心とし、行政各般にかかわる地域福祉計画の策定について、テーマを1本に絞って質問をさせていただきます。

まず、地域福祉計画。この名称を御存じない方もいらっしゃるかと思います。これは住みなれた地域において高齢者や児童、障害者などについて、いわゆる縦割りではなく、それぞれの地域の実情に応じて、行政や保健・福祉等の関係機関と住民が一体となって支え合うことができる地域の仕組みづくりに取り組むための行政計画であり、福祉分野における最上位計画として位置づけられているものです。

社会福祉法第 107 条第 1 項において、策定の努力義務が市町村に課されているものと認識していますが、小樽市には、いまだその計画はありません。そのような中、過去から今日まで、本市において福祉事業者のみならず多くの方々がその策定に向けて活動されている背景もございます。

初めにお聞きしますが、小樽市としては、この地域福祉計画の必要性をどのように考えているのか、 お示しください。

本市には計画がないことは申し上げましたが、他の自治体においては、どの程度浸透しているものなのでしょうか。全国的な策定率がどうなっているのかを調べたところ、平成 29 年4月1日の時点で、1,741市町村のうち74.0%に上る1,289市町村が策定済みとなっています。さらに、市区に限定した場合は89.7%と約9割の自治体が既に設置を終えているという状況です。

そこで、次にお伺いいたします。

他都市の事例は多々あるわけですが、例えば、行政的な面の課題、事業者を初めとする民間的な面、または社会的な面としてなど、視点によって課題はさまざまであると感じます。本市に当てはめた場合、策定する上でこれから先クリアしていくべき課題はどのようなものが挙げられますか。御所見はいかがでしょうか。

また、この計画はさまざまな側面を有していますが、本市としては策定をした場合に、期待できる点として主に何が挙げられると考えますか。生かしていくことのできる分野や、市民の皆様にとってメリットとなる点をお示しください。

先ほども触れた平成30年4月施行の改正社会福祉法の第107条には、「市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。」とあります。つまり、計画策定及び変更の際には、社会福祉に関する事業者やNPO、ボランティア団体などの皆さんの声を集めることが必要と読み取れるわけです。

では、次にこれを本市に当てはめて考えたときにはどうなるのか、お聞きします。

策定作業に際して、新たな審議会ないし委員会などを立ち上げる必要はあるのでしょうか。どういった人たちの協力が必要と捉えていますか。

委員会などの立ち上げができれば、その後、自動的に進むというものでもないとは思います。策定に向けてはどういった工程を経ていくのでしょうか。踏んでいくべきプロセスをお示しください。

また、本市では地域福祉計画についての講演会や勉強会なども開かれています。私も参加させていた

だく場面もありますが、策定を望む人たちの御意見は、小樽市にどう聞こえていますか。

次に、時間的な面で見た場合の質問に移りたいと思います。

北海道においても、「市町村が策定する地域福祉計画の達成に資するよう、広域的かつ一体的な見地から、地域福祉の推進の支援に関する事項を一体的に定める」とした地域福祉支援計画を平成30年度からの6年間を期間として策定しています。

また、その中では、北海道が課題認識を持つ事項が列挙されており、課題の一つとして全市町村で包括的な支援体制の整備が図られるよう、改正社会福祉法の趣旨を踏まえた計画の策定や見直しが必要とも書かれています。この内容を見ても、北海道としてもこの数年で全ての市町村で策定されることを目指していることがわかります。

ここで小樽に話を戻します。地域福祉計画をつくっていくに当たって、一般的に要する期間をお示しください。また、小樽市も同じぐらいの期間で作成は可能と考えられますか。

さらに、別の観点でお伺いいたします。コストパフォーマンスを重視する性質のものではないので、 予算がないからつくらなくてもいいということにはならないとは思います。その予算の面でお伺いしま すが、策定にかかる費用はどのぐらいが見込まれますか。

この地域福祉計画は、直接的な福祉分野のみならず、教育や建設分野におけるまちづくりにも及ぶものと認識しています。高知県高知市の事例に目を向けてみると、平成27年の中間見直しにおいての課題として、市役所内での連携の強化が挙げられております。具体には防災、市民協働、健康福祉、子育て関連部署の横断的連携が必要という課題抽出がなされ、28年度以降には、それらに教育委員会まで含めたワーキンググループの形成に取り組んでいるということであります。

仮に小樽市がつくるとした場合、中心となるのは名前のとおり地域福祉課になると考えますが、地域 福祉計画は地域の福祉全般にかかわるものでありますから、本市に当てはめても複数の部・課にまたが るものです。連携していくべき他の部・課はどのラインなのでしょうか。つまり、庁内ではどういった 枠組みで進めていくのが望ましいと考えられますか。

また、埼玉県川越市での事例として、地域コミュニティの交流事業が多数行われていると紹介されているのを目にしました。市内で高齢化が顕著な地域において、高齢者と子供たちの世代間交流を促進させる拠点がつくられるなど、ボランティアの皆さんの力もかりながら、地区ごとの課題に沿った事業展開をされています。

加えて、社会福祉協議会が中心となった子育で支援の取り組みや障害のある方の社会参加推進の事例なども挙げられています。こうした活動も地域福祉計画の範疇にあり、このことからも行政の横の連携、 民間との連携が図られていることがわかります。

冒頭、一つ目の質問として、計画の必要性をお聞きしました。最後の質問として率直にお伺いしますが、本市として計画策定に前向きに取り組んでいただきたいと考えますが、いかがですか。

この地域福祉計画の策定に当たっては、国が策定を努力義務としているからつくらなくてはならないとか、周囲の自治体が策定しているからといった、ある種、受け身の理由は根底にあれど、それをもって原動力にするべきものではありません。本計画策定は、本市の福祉の向上に向けた大きな手段の一つであり、地域性を強く打ち出し、実効性あるものをつくっていくことが肝要であります。

子供から高齢者まで、障害のある方もない方も、同じまちに暮らす人間として、地域福祉計画のもと、ユニバーサルなまちづくりに向けて取り組んでいくことは、超少子高齢化を迎えた今、行政としての責務であるとも考えます。自助、互助、共助、公助という助け合いの仕組みを体系化し、シームレスな連携を図ることが求められています。

また、2030年までの国際目標であるSDGs (持続可能な開発目標)の169のターゲットとも方向性を同じくする点も多くあると考えます。誰一人取り残さない小樽に向けて、動き出す時期が来たと言えます。

小樽市としては、地域に暮らす全ての人たちにかかわるものであるということを御理解いただいた上で、迫市長を先頭に市役所全体としてその必要性を認識し、能動的に、未来志向で進めていただきたいと心から願います。多くの方々の御意見を尊重し、他者の困り事を自分のものとして考え、課題抽出とその解決に向けて、行政と住民が協働で進むことのできる小樽がつくられていく、そのような優しいまちを一丸となって目指してまいりましょう。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

〇市長(迫 俊哉) 髙橋龍議員の御質問にお答えします。

ただいま、地域福祉計画について御質問がありました。

まず、計画の必要性につきましては、地域福祉をより効果的に推進していくために、行政、福祉活動 団体、関係機関の役割を計画により明確化し、住民が主体的に地域の課題を把握して解決を試みるため の方向性などを包括的に示すものとして、必要な計画であると認識をしております。

次に、策定に当たり課題と考えられる点につきましては、地域が抱える問題を的確に把握すること、 どのようにコーディネートし、地域住民の参加を促すか、社会福祉協議会を初めとした福祉関係団体等 とのネットワークの構築をどのようにつくり上げるか、既存の福祉分野の各個別計画と整合性を図るこ となどが課題であると考えております。

次に、策定により期待できる点などにつきましては、市の福祉事業は高齢者、障害者、子供など、既存の個別計画に沿って展開されておりますが、地域福祉計画はそれらを相互に連携・補完する役割を果たすことから、複雑かつ多様化する福祉課題にも今まで以上に包括的な支援ができるものと期待できます。

また、福祉関係者はもとより、地域住民の主体的な参加により、地域の課題やニーズを的確に把握、 共有化し、課題解決に向けた仕組みを構築することが可能となるため、社会、経済、文化、その他あら ゆる分野において、市民にとってお互いが支え合い、より安心した暮らしができるような地域づくりに つながると考えております。

次に、審議会などの必要性につきましては、計画に盛り込む分野や事項は専門的で多岐にわたることから、関係部局の横断的な庁内検討チームの設置や地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生・児童委員等さまざまな立場の方々で構成する検討組織を設置する必要があると考えております。

次に、策定に係る工程につきましては、市民アンケート調査やワークショップの開催、関係機関からのヒアリング調査により地域課題やニーズを抽出し、その内容をもとに、さきに述べた庁内外の検討組織で計画案の検討を行い、策定していくことになると考えております。

次に、策定を望む方々からの御意見をどのように受けとめているかにつきましては、「計画策定により、本市の福祉行政の指針が示される」、「官民それぞれの役割が明確化される」、「協働して地域づくりを進める体制が確立される」、「これまで以上に市民、事業者の社会貢献につながる」といった御意見をいただいていることから、計画策定に対する期待感が高いものとして受けとめております。

次に、策定までの期間につきましては、市町村により策定のプロセスや検討体制は異なりますが、策 定に当たり2年ほどを要しているようであり、本市におきましても同程度の期間が必要になると考えて おります。

次に、策定に係る費用につきましては、全て直営で策定するか、一部でも委託するかや、策定のプロセスがまだ確定していないため、現時点では具体的にお示しすることはできません。

次に、策定に係る関係部署の連携につきましては、この計画の策定は、福祉部が中心になって取り組むことにはなりますが、計画に盛り込むべき事項は介護、保健医療、社会教育、雇用関係など多岐にわたることから、庁内の関係部局と横断的に連携した体制で進めていくことが望ましいと考えております。

次に、策定に向けての取り組みにつきましては、平成30年4月に施行された社会福祉法の一部改正で福祉の各分野における共通事項を定めた上位計画と位置づけられ、策定が努力義務化されたことや、北海道のガイドラインでも32年度までに全市町村の策定を目標としていること、福祉団体関係者からの要望もあることから、本市におきましても策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(鈴木喜明)** 5番、髙橋龍議員。
- ○5番(髙橋 龍議員) 再質問をさせていただきます。

まず、大変前向きな御答弁をいただきまして、感謝を申し上げます。

再質問は2点のみとさせていただきますが、まず一つ目、策定に要する期間について。

御答弁によりますと、本市としても他市と同様、約2年間を見込むということでした。また、最後の質問に対しての御答弁では、北海道は平成32年度をめどに策定の方針を打ち出しているというような御答弁だったと思います。この二つから逆算すると、もう来年度には取り組みを始めていかなければいけないのかと思いますけれども、その必要性に関していかがお考えでしょうか。

もう一つ加えて、来年度、動き出していただくという場合には、補正予算などを組んでいかないといけないのかというふうに思いますけれども、こちらについてもぜひお考えをいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

〇議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(鈴木喜明)** 市長。
- **〇市長(迫 俊哉)** 髙橋龍議員の再質問にお答えいたします。

質問、2点ございましたけれども、策定期間は他の自治体では2年ほど要しているということであり、本市としても大体、同程度を想定しているということでお答えを申し上げましたが、平成31年度、32年度のこの2カ年で策定を目指していきたいというふうに思っております。

それから、動き出した場合に、その費用を補正予算で計上していくのかというお尋ねでしたけれども、 先ほども申し上げましたとおり、いろいろなやり方がございまして、全て市が自前でやるといいますか 直営でやるという方法もありますし、あるいは専門的な知見を入れて一部委託をするというやり方もあ ると思うのですが、その方法については今後検討させていただきますけれども、場合によっては補正予 算を計上させていただくケースもあるのかというふうに思っているところでございます。現時点では未 定ということでございます。

〇議長(鈴木喜明) 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし議案第19号、議案第22号、議案第23号、議案第

25 号ないし議案第33号及び議案第37号並びに報告第1号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思います。 これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。秋元智憲議員、千葉美幸議員、髙橋龍議員、酒井隆行 議員、中村吉宏議員、濱本進議員、林下孤芳議員、小貫元議員、新谷とし議員、以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第20号、議案第21号、議案第35号及び議案第38号につきましては、総務常任委員会に、 議案第24号につきましては、経済常任委員会に、議案第34号及び議案第36号につきましては、建設常 任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙、お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から3月13日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

本目は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時11分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴 木 喜 明

議員安斎哲也

議員松田優子

平成31年 第1回定例会会議録 第5日目 小樽市議会

平成31年3月14日

| 出席議員 (25名) | | | | | | | | | | | | |
|------------|----|---|---|----|---|--|---|----|----|---|---|---|
| | 1番 | 秋 | 元 | 智 | 憲 | | | 2番 | 千 | 葉 | 美 | 幸 |
| | 3番 | 安 | 斎 | 哲 | 也 | | | 4番 | 中 | 村 | 岩 | 雄 |
| | 5番 | 髙 | 橋 | | 龍 | | | 6番 | 石 | 田 | 博 | _ |
| | 7番 | 高 | 野 | さく | 5 | | | 8番 | 酒 | 井 | 隆 | 裕 |
| | 9番 | 松 | 田 | 優 | 子 | | 1 | 0番 | 高 | 橋 | 克 | 幸 |
| 1 | 1番 | 斉 | 藤 | 陽一 | 良 | | 1 | 2番 | 鈴 | 木 | 喜 | 明 |
| 1 | 3番 | 酒 | 井 | 隆 | 行 | | 1 | 4番 | 中 | 村 | 吉 | 宏 |
| 1 | 5番 | 濱 | 本 | | 進 | | 1 | 6番 | 面 | 野 | 大 | 輔 |
| 1 | 7番 | 中 | 村 | 誠 | 吾 | | 1 | 8番 | 佐々 | 木 | | 秩 |
| 1 | 9番 | 林 | 下 | 孤 | 芳 | | 2 | 0番 | 小 | 貫 | | 元 |
| 2 | 1番 | Ш | 畑 | 正 | 美 | | 2 | 2番 | 新 | 谷 | ک | L |
| 2 | 3番 | Щ | 田 | 雅 | 敏 | | 2 | 4番 | 横 | 田 | 久 | 俊 |

欠席議員 (0名)

出席説明員

| 市 | | | 長 | 迫 | | 俊 | 哉 |
|-----|----------|----------|---------|---|---|---|------------|
| 副 | Ħ | Ħ | 長 | 小 | Щ | 秀 | 昭 |
| 水 | 道 | 局 | 長 | 伊 | 藤 | 和 | 彦 |
| 財 | 政 | 部 | 長 | 前 | 田 | 孝 | _ |
| 生剂 | 舌環 | 境部 | 乃長 | 鉢 | 呂 | 善 | 宏 |
| 福 | 祉 | 部 | 長 | 勝 | Щ | 貴 | 之 |
| 建 | 設 | 部 | 長 | 上 | 石 | | 明 |
| 病院事 | 局小椒 務 | 第市立 部 | 病院 長 | 金 | 子 | 文 | 夫 |
| | | 8 策 室 | | 西 | 島 | 圭 | $\ddot{-}$ |
| 財政 | 女部貝 | 才政訓 | 果長 | 笹 | 田 | 泰 | 生 |

25番 前 田 清 貴

 教 育 長
 林 秀 樹

 育 長
 並 木 栄

 院 局 長
 日 米 栄

 務 部 長
 日 定 孝 晃

 加 相 貞 土 田 田 医療保険所 長 月 土 田 田 財
 1 土 田 田 敬

 終務部総務課長
 津 田 義

議事参与事務局職員

 事務局長中田克浩

 庶務係長由井卓也

 調査係長大﨑公義

 記北岡山崎仁美

 事務局次長
 林
 昭
 雄

 議事係長
 柳谷昌和

 書記
 韓谷朋惠

 書
 記 松木道人

開議 午後 1時00分

〇議長(鈴木喜明) これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、秋元智憲議員、佐々木秩議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第38号及び報告第1号並びに請願及び陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 15 番、濱本進議員。

(15番 濱本 進議員登壇) (拍手)

〇15番(濱本 進議員) 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

北海道新幹線札幌延伸に係る新小樽駅周辺の環境整備について、今後、市が本市の資源を最大限に活用できるプランを策定し、観光都市として大きく飛躍できるよう期待する一方、現在、望洋台、天神、潮見台地区などでは、北海道新幹線札幌延伸との関連もあってなのか、民間企業の土地取得の動きがあると聞くが、市はこの動きを把握しているのか。

また、これらの地域の土地取得が進み、民間ベースで開発が進められた場合には、今後、市が官民一体となって取り組みを進めるアクションプランの作成や北海道新幹線を活用したまちづくりの進め方への影響が懸念されるが、市はどのように考えているのか。

市は、非常時停電対策関係経費として、災害時の避難所に指定している小・中学校、公立保育所などにポータブル発電機などを配備するため80万3,000円の予算を計上しており、実際に配備される発電機の使用に当たっては、避難所開設担当職員を使用担当者として選任するというが、担当者が発電機を使用するには操作方法を事前に習得しておく必要があることから、市には災害時を想定した操作訓練を行うことで、災害時には確実に発電機を使用できるよう備えてほしいと思うがどうか。

災害時にポータブル発電機を運用するに当たっては、ガソリン燃料が必要となるが、市は避難所に燃料を備蓄せず、災害時の燃料供給の協定に基づき、必要となった場合に各避難所に配達することを基本としているという。しかし、せっかく発電機を配備しても、災害時には交通網が寸断されることにより燃料が配達できず、結果として発電機が使用不能となることも考えられることから、市には災害時の不測の事態に備え、燃料の保管について庁内で議論し対策をしてほしいと思うがどうか。

市は、市内全域に災害時の情報提供を行えるようFMおたるの難聴地域を解消するための送信局増設に係る調査及び実施設計を行うため、防災情報通信設備整備事業費1,000万円を予算計上しているが、今後行われる本事業に係る入札において、現時点で市が考えている参加資格を満たす市内事業者は昨年の時点ではいなかったという。しかし、本市の産業振興という観点からは、極力市内の事業者に発注することが望ましいと考えることから、市には最新の入札参加資格をしっかりと確認するなどして、市内産業の振興に寄与するような発注となるよう努めてほしいと思うがどうか。

財政調整基金について、平成31年度当初予算編成後の財政調整基金残高が7,400万円まで減少している状況を見ると、今までより輪をかけて厳しい財政状況になっていると感じるが、市はこの状況についてどのように考えているのか。

また、今回の財政悪化のそもそもの原因は、無為無策であった前市長時代の負の遺産であるとも言えるが、市はこの状況を改善するためにも、実際の財政状況に合わせて随時収支改善プランを見直してい

くべきと思うがどうか。

景気の回復や賃上げを背景として、国の 2018 年度一般会計税収が過去最高水準の 60 兆円規模に達すると見込まれる中、本市の市民税収入はここ数年ほぼ横ばいが続いている。この間の国の経済対策では、本来、地方にも経済効果が波及し、本市でも税収が増加すべきところ横ばいが続いている現状は、まさに地方と大都市、大企業と中小企業との格差を象徴する結果であり、このまま国の政策や税収構造が継続するとなれば、幾ら地方が自助努力を続けても地方財政は成り立たなくなるものと思うが、市はこのことについてどのように考えているのか。

また、地方財政の改善には一括交付金の復活が大変有効であり、そのことを国に求めていくことが必要と考えるがどうか。

ふるさと納税情報サイトによると、本市の市町村別ふるさと納税額の道内ランキングは 66 位だという。ランキング上位の自治体のホームページを見ると、より多くのふるさと納税を呼びかけるために返礼品の写真を多く掲載しながらも、ページ数を少なくして閲覧しやすくする工夫が見られる一方、本市では文字での紹介がページの多くを占めていることに鑑みると、本市のふるさと納税のホームページには改善の余地があるのではないか。

また、小樽市の知名度や特産品の希少性を考えると、本市へのふるさと納税は道内ランキングで5位 以内に入る余地は十分にあることから、市には野心的な目標を掲げて寄附金の増加に向けたチャレンジ をしてほしいと思うがどうか。

本市における平成 27 年度から 29 年度までの固定資産税滞納繰越分の歳入決算額は平均で1億5,700万円であるが、31 年度の当初予算では5,350万円としており、約1億円も低く見積もっている。一方、市では滞納者に対して、税法上も徴収猶予が原則1年で、特別な事情がある場合でも2年以内であることから、仮に40億円の滞納者がいるとしても、同様に期間内での完納を指導しているとのことだが、滞納額1,000万円から1億円未満の件数が3件、10億円以上が1件あるという現状に鑑みれば、平成31年度歳入予算の固定資産税滞納繰越分はもっと多く見積もるべきであり、少なくとも過去3カ年の平均決算額並みにすべきと思うがどうか。

平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の質問紙調査によると、本市の児童・生徒が平日の1日にテレビやスマートフォンなどの画像を見ている時間が5時間以上と回答した割合が全国平均よりも10%以上高くなっている学年もあったとのことだが、こうした現状に鑑みると、児童・生徒が家庭での学習時間を十分に確保できるのか懸念されることから、市教委にはおたるスマート7による取り組みを強化するなど、本市の児童・生徒のスマートフォンなどの使用時間をより短くしていくよう努めてほしいと思うがどうか。

また、取り組みを進めるに当たっては、日本医師会が作成している「スマホの時間 わたしは何を失 うか」という啓発ポスターなどを取り入れることで、教職員や保護者、児童・生徒に対する啓発活動も 行ってほしいと思うがどうか。

教育行政執行方針に挙げられている事業や施策の必要性と市教委の熱意はある程度理解できる。しかしながら、その一方で、教職員の多忙化が社会的な問題となっている中、これらの事業などは主に放課後に行われるため、学校側での負担が心配になることから、市教委には学校、教職員に対し事前に説明を行い、共通理解に立って事業などを進めるとともに、大幅な負担増にならないよう十分に配慮してほしいと思うがどうか。

また、執行方針では人材育成に係る事項として、学校教育や社会教育の分野を横断した取り組みが必要との観点から、これまでそれぞれで策定していた教育推進計画について整合性を図り、一体化して策

定することが示されている。両者の垣根が低くなることはよいことであるが、計画に盛り込む事業内容 を精査し厳選していかなければ、現在の教職員の多忙化にさらに拍車をかけ、ひいては子供たちの教育 にも影響を与えることになると考えるがどうか。

市内の全小・中学校にタブレットを配備する経費が教育用パソコン整備事業費の中に予算計上されている。タブレットは教室内だけでなく体育の授業のほか、校舎周辺の植物などを撮影して理科などの学習にも生かすなど、さまざまな場面での活用を想定しているとのことだが、その活用方法を工夫することで子供たちの学びの世界が広がり、大人の想像を超えた子供たちの才能を引き出すことも可能となることから、市教委にはテンプレートどおりの使い方だけでなく、積極的な活用方法を模索してほしいと思うがどうか。

石狩湾新港地域の小樽市域では、クリーンエネルギーを活用するLNG火力発電や風力発電の供用が開始、または予定されている。市は、クリーンエネルギーを活用した今後の石狩湾新港地域の発展の方向性に関して、エネルギーの安定供給、多種多様なエネルギーを活用した港湾空間の形成、地球環境に優しいエネルギー供給拠点の形成を目指すというものの、実際には民間事業者の行う事業を後押しするにとどめ、市が独自に具体的な施策を行う考えはないというが、市には民間事業者の後押しに回るだけではなく、みずから先導してクリーンエネルギー施策を行ってほしいと思うがどうか。

石狩湾新港北防波堤の延伸に係る本市の負担金は、今年度補正予算で2,025万円、新年度予算で7,750万円の合計9,775万円と多額なものになっている。この延伸事業は、国の防災・減災、国土強靭化のための緊急対策によるとのことだが、新港の埠頭内の施設が高波や高潮で被災したことがないにもかかわらず、市が本事業に係る緊急性を認めたことについて、どのような緊急性があるのか具体の説明もできない現状から察するに、その判断は根拠に乏しいものと言わざるを得ないと思うがどうか。

また、老朽化している小樽港北防波堤について、開発局では脆弱性があり危険性が高まっていると 2017 年度に評価しているにもかかわらず、市は国の緊急対策におけるヒアリングに対し、近年の波浪な どにより大きな変化は見られないと回答したという。改良工事の増額について、市として第3号ふ頭再 開発を優先する余り、国の予算配分を気にしてのことかと思うが、市が勝手に判断することなく、遠慮 せずに予算要求すべきであったと思うがどうか。

フェリー貨物に関する施策について、市は、平成31年度当初予算の主要事業における、「強みを生か した産業振興によるにぎわいのまち」の中で、国内フェリー航路を堅持することにより小樽港の振興を 図る考えを示しているが、市は実際にどのような施策を行う考えなのか。

また、フェリー貨物による取扱貨物量は小樽港全体の約95%を占めており、新日本海フェリー株式会社が担う物資輸送の役割は非常に大きいことから、市には小樽港の振興を図る上で同社の企業努力や小樽港の恵まれた立地条件に甘んじることなく、同社との密接な連携や情報交換に努めてほしいと思うがどうか。

小樽港クルーズ推進事業費について、市は東京での小樽港クルーズ・プロモーションや船社などへの 企業訪問、寄港時の歓迎行事や交通整理などの安全対策を実施するため 1,600 万円の予算を計上してお り、平成 30 年度の予算額と比較して約 300 万円増額となっているが、市が予算を増額した理由とは何な のか。

一方、平成31年には5隻のクルーズ船が小樽港への初寄港を予定しているとのことだが、市はクルーズ船の継続的な寄港を推し進めるために乗船客の小樽観光の動向やニーズなどをどのように調査して次の誘致に結びつけていこうと考えているのか。

新年度の国内外への観光プロモーションにおける新規事業として、観光ポスター等制作事業費300万

円が予算計上されている。本事業は、さまざまな場面で活用できるPRツールである観光ポスター及び同デザインのポストカード、クリアファイルを東京オリンピック・パラリンピックの機会を生かせるタイミングで新たに作成するものであるが、この機会を生かすための何か特徴的な考えは持っているのか。また、国内の観光ポスターの中には、QRコードを掲載しているものもふえてきており、QRコードの利用により多言語で観光地の具体的な情報を瞬時に得ることができるなど、国内外からの観光客誘致の増加に効果が期待できることから、QRコードのセキュリティー対策をしっかり研究した上で、ぜひ新たに作成する観光ポスターへのQRコードの掲載を検討してほしいと思うがどうか。

観光DMOについては、新年度予算には関係経費が計上されていないが、観光協会では新年度に専任職員を配置し、地域DMO法人としての申請準備を進めるという。

一方、DMOの立ち上げ前に観光資源などをつくり上げていくことが重要であると考えられるが、国内外の観光客では、小樽観光で好むものがそれぞれ異なるという調査もあり、誤った情報を発信しても相手に響かないことから、観光協会や事業者の協力をいただきながらクルーズ船乗客などにアンケートやヒアリングを実施すべきと思うがどうか。

海水浴場対策委員会貸付金は、平成6年の爆弾低気圧によるドリームビーチの復旧費用として、市から同委員会に1億4,600万円を貸し付けたものである。以降、銭函3丁目駐車場の利益を市が補助金として支出し、同委員会はその補助金をもって返済に充ててきたが、ここ数年、駐車場は使用料収入の減少に伴い利益が生じず、返済が滞っており、さらに市は新年度から駐車場を廃止する予定であることから、今後は委員会からの返済が見込めなくなるという。そのような状況にもかかわらず、新年度予算には貸付金2,243万9,000円が計上されているが、返済のめどもない貸付金を予算に計上すること自体、問題があるものと思うがどうか。

また、市は、これまでの経緯を踏まえ、当該貸付金債権を放棄することも選択肢の一つとして検討すべきと思うがどうか。

本市の有効求人倍率は、平成30年12月現在で1.30倍となっており、市内の企業は人手が足りていない状況にあることが伺えるが、昨年1月に創設された小樽地域雇用創造協議会では、市内の事業者、求職者などを対象としたセミナーを行い、雇用の創出を目指しているという。今後、市としても観光と食を重点分野としながら雇用拡大を図っていくことと思うが、具体的にどのような取り組みを行うつもりなのか。

企業誘致推進活動に関して、これまで本市では、企業誘致推進役を配置し、首都圏にて誘致対象企業の開拓に努めるなどの活動をしているが、この間、思うような成果が得られないまま推移してきた状況に鑑みれば、新市長のもとでは、従来の誘致活動の根本的な戦略の見直しが必要であると思うがどうか。また、以前から北海道は原材料の供給基地であり、加工し、付加価値を高めるのは本州の企業であるとの指摘がなされていることから、市には、市内で付加価値を創出するために加工業者を誘致するなど、企業誘致のアプローチの仕方についても再度検討していくべきと思うがどうか。

新年度の企業誘致の推進における新規事業に、北海道・小樽ビジネスフォーラム開催事業費として 180 万円が予算計上されている。市長のシティセールスなどによる本市の魅力のPRと本市にゆかりのある企業や関係者を交えた情報交換会により、域外から企業や人を呼び込み、首都圏におけるネットワーク構築を図るフォーラムを東京で開催する予定とのことであるが、関西圏にも本市の応援団として関西小樽会があり、本市にゆかりのある企業や関係者も大勢いると思われることから、今後は首都圏だけではなく、関西圏を初め、より多くの地域で同事業を開催してほしいと思うがどうか。

「強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち」に係る事業の一つとして、稼ぐ力向上実践事業費

600 万円が予算計上されている。全国規模の商談会への参加、商品特性や供給力に応じた販路の開拓のほか、商品の磨き上げを行っていくということであるが、特に商品の磨き上げでは消費者目線が重要であることから、商品イメージやパッケージ・デザインなどの面でプロのアドバイザーから意見をもらい活用することや、ターゲットとする消費者に対してテスト販売を行うことが効果的と思うがどうか。

また、創業支援事業費として 2,500 万円が予算計上され、新規創業者に対し事業開始に係る家賃や内外装工事費などの一部を補助するとのことだが、さらに個々の事業者の個性を引き出すことや、扱う商品の磨き上げにつなげるために、意匠やデザインなどについても補助対象とすることについて研究を行ってほしいと思うがどうか。

地域コミュニティの確保について、町会の中には未加入世帯の増加に伴い、町内会費が減ることで町会の運営や行事の開催などに支障を来している状況があると聞く。市がこの問題に対して何ら手だてを行わず、今後も未加入世帯数の増加が続けば、地域コミュニティの維持が困難になってしまうことから、市には、他市が町会への加入促進のために制定している条例を参考にするなどして、市民に町会への加入を促進し、地域コミュニティを守っていくための取り組みを行ってほしいと思うがどうか。

ふれあいパス事業費は、新年度予算に1億9,700万円計上されており、平成30年度当初予算額に比べて減少しているが、近年、高齢化が進み利用対象者が増加する中、市が予算を減額したのはどのような理由によるものか。

また、市は、本事業を今後も持続可能な制度とするため、制度改正する考えを示しているが、改正するに当たっては、本事業の目的が「高齢者が積極的に社会に参加し、ふれあい、もって心身の健康の保持と生きがいの創出に資すること」にあることを踏まえ、市民がこの目的をしっかりと享受でき、より利用しやすい制度となるよう検討してほしいと思うがどうか。

新年度において、新たに予算計上されている子どもの学習・生活支援事業費については、ひとり親家庭や生活保護世帯などの中学校1年生から3年生を対象として、学習の支援や困り事相談に応じるなどの生活支援を実施する制度である。市は、本事業の委託に当たり、プロポーザル方式での入札を行うとのことだが、単純に費用で決定するのではなく、子供たちによりよい環境を提供できるよう中身を吟味した上で業者を選定するということでよいのか。

子どもの学習・生活支援事業費について、市は、今後の事業実施に向け、対象世帯への周知に努めていくとのことだが、生活困窮世帯の中には学ぶことへの諦めが見られる世帯も多く、事業の周知だけではなかなか本事業への理解を得られないと思われる状況の中、市はどのように対応していくつもりなのか。

また、本事業は参加者に1カ所に集まってもらい実施するとのことだが、現状では自宅から開催場所へのバス送迎などを実施する予定はないという。しかし、生活困窮世帯の中には、交通費が負担となり、参加したくても行けなく、結果として生活困窮の連鎖が生じてしまうことも懸念されることから、市には他市の事例を参考にしながら、バス送迎などの実施について検討してほしいと思うがどうか。

本年10月から幼児教育が無償化されることが見込まれるが、そうなれば、現状でも入所待ちの児童が多い中で、幼児教育を受けていない児童の制度を利用した入所希望がふえることが見込まれることから、市は、入所希望の意識調査を実施する必要があると思うがどうか。

また、現時点で国から示されている制度概要を見てもわかりづらい部分があり、一部取り扱いが未確 定な部分もあるとのことから、市には国などから情報収集を行い、幼児の保護者が間違った制度内容を 把握しないよう、わかりやすく正確な情報提供に努めてほしいと思うがどうか。

本市の児童館・児童センターは「いなきた」、「とみおか」、「塩谷」の3館しかないが、そもそも

児童館・児童センターとは、18歳未満の全ての子供を対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子供の心身を育成し、情操を豊かにすることを目的としており、子供の居場所としても、ひいては、まちづくりの観点からも非常に重要な施設であると考える。子育て環境の向上のためにも、市には児童館・児童センターの増設に向け、他市の事例や町会館などの地域資源を活用できるかどうかの調査も含め、しっかりと研究してほしいと思うがどうか。

子育てに関連した情報発信について、より強化してほしいと子育て支援センターを利用している保護者からの意見を多く聞く。市の子育て関連事業についても、参加することで同じ年ごろの子供を持つ保護者とつながりを持てるなど非常に有益な取り組みが多々あるものの、市の公式ホームページを見ると、文字ベースで事業が個別に掲載されており、個々に調べなければ日程が把握しづらい状況にあることから、よりわかりやすいカレンダー式で表示するなど、事業の周知の改善に向け取り組んでほしいと思うがどうか。

また、子育て世代の方にはスマートフォンユーザーも多いと思われることから、市には、例えばスマートフォンのアプリを活用して情報発信していくことにも前向きに取り組んでほしいと思うがどうか。

本市が行っているがん検診については、ここ数年横ばいの検診率が続いていたものの、平成 29 年度は 子宮頸がん検診と乳がん検診の検診率が低くなったという。保健所では、健康増進計画中間評価アンケートの中で、どうしてがん検診を受けなかったのかについて調査を行ったとのことだが、市はその理由 についてどのように把握しているのか。

特定不妊治療については、北海道が助成事業を行っているものの、治療を受ける方の費用負担が大きいことから、道内 179 市町村のうち、130 市町村が道の助成に上乗せで助成を行っているという。そのような中にあって、上乗せ助成を行っていないのは、市に限れば、中核市と政令市を除き、本市を含めわずか6市しかないとのことだが、道内の7割以上の自治体が上乗せで助成を行っていることについて、市はどのように考えているのか。

地域自殺対策緊急強化推進事業は、この3月に策定された小樽市自殺対策計画に基づいて行われることになるが、今回計画を策定し、新年度予算を計上したことは、自殺防止対策として前進だと思う。しかし、その実現に当たっては、単に既存施策の焼き直しではなく、施策の内容を深め、充実し、有効なものとしていく意識を持って自殺防止対策を進めてほしいと思うがどうか。

市が実施している地籍調査では、市職員が委託業者から提出された成果品と道路台帳図などの資料とのつけ合わせを行った上で筆界案を作成していることから、市では実際の境界と筆界案との整合性は担保されているとしている。

一方で、現在、住吉町において一部の地権者から筆界案に疑義が呈され、案の修正を図るべく協議を 行っているとのことだが、市によれば、この疑義はつけ合わせ作業の際の見落としから生じたものであ るという。市職員がチェックしたので筆界案には整合性があると言いながら、見落としがあったので修 正するというのでは筆界案自体の信頼性が疑われかねないことから、市には改めて成果品と資料とのつ け合わせを行うなど筆界案の見直しをしてほしいと思うがどうか。

安全で快適な道路網を確保するため、臨時市道整備事業費として3億5,000万円が新年度予算に計上されている。本事業は、市道における側溝や舗装の老朽化が著しい路線や溢水対策が必要な路線などに対して、整備の緊急性や路線の重要度、事業の効果などを総合的に判断し、整備を行うものであるが、限られた予算の中、事業の見直しも必要であり、本事業においても維持・管理を行うためだけという前例踏襲の観点のみで事業を行うのではなく、今後は観光振興やまちづくりの観点から舗装整備を行うなど、これまでの事業内容から一歩踏み出した考え方も必要だと思うがどうか。

今年度は、市が適切な時期に除排雪を行ったこともあり、除排雪全般に対する市民の満足度がおおむね高まったと考えられる一方、市としては一部の歩道除雪路線において段差の解消ができていなかったところに課題があったと感じているという。確かに観光客が多く通行する市道浅草線やバス停付近では雪が高く積み上がり、でこぼこになっていたことで歩行しにくい状況になっていたことから、市には歩道の段差解消にしっかりと取り組んでほしいと思うがどうか。

貸出ダンプ制度については、2016年以降、大幅な変更が行われてきたが、利用を希望する団体の中には、市の除雪懇談会での説明不足もあり、制度変更の内容を誤解し、利用を諦めたところもあると聞いている。市民からは、制度変更に伴い「利用しにくい」「費用負担ができない」などの意見もあり、市では抜本的な制度の見直しも含め検討が必要としているが、制度の見直しに当たっては、貸出ダンプ制度は市民との協働事業であることを踏まえ、市民が安心・安全に生活できるようその負担の軽減を前提に進めるとともに、見直し後には制度の周知徹底に努めてほしいと思うがどうか。

小樽市公園施設長寿命化計画の目的は、公園利用者の安全確保及びコスト削減のための公園施設の修繕などやトイレのバリアフリー化などとされているが、今年度で補助制度が終わるバリアフリー化は計画6カ所中1カ所が未整備であるにもかかわらず、新年度予算には盛り込まれていない状況にあるという。また、策定から時間も経過している中、制度変更による課題や、近年では健全度、安全性の評価が4段階中BとC判定の公園遊具において事故が発生するなど、判定の見直しの必要性も生じていることに鑑みれば、計画期間の後半に向け、計画を見直す必要があると思うがどうか。

昨年、市民から、旧国鉄手宮線において石が崩れ落ち大変危険な状況であり、市に対応をお願いしたいとの話があったというが、崩落の原因についてはまだ特定されていないという。この崩れたのり面は市の土地であるとのことだが、万が一事故が発生した場合、責任の所在はどこにあるのか。

また、市では旧国鉄手宮線において、のり面の安全対策としてのボーリング調査を含む旧国鉄手宮線整備事業費を新年度予算に計上しているが、その調査の結果、危険な箇所の所有者が本市以外の場合や原因が見出せなかった場合、市はどのような対応を行うつもりなのか。

市営銭函住宅3号棟集会所に係る非常時停電対策関係経費については、胆振東部地震での大規模停電を踏まえ、停電時にも集会所だけは給水されるように集会所の水道を直圧給水方式に切りかえるものであるというが、市は当該経費についてどのように積算したのか。

一方、高齢者や身体障害者にとっては、階段を使用し、集会所から自室まで水を運ぶこと自体、大変な作業になると想定されることから、市には、高齢者や障害者の目線に立ち、将来的には一般住戸部分についても直圧給水方式にするよう検討してほしいと思うがどうか。

また、市は今後、防災・減災を進める中で、一般住戸部分の直圧給水方式への切かえについては、市 全体での優先順位を考慮して慎重に検討するというが、実際に停電時に断水した住宅は銭函住宅だけは なく、他の住宅でも発生したことに鑑みると、建設部は、災害時の市民生活に対する備えを優先すると いう意味でも、市長に対して予算要望する必要があるのではないか。

特定空家等住宅除却費助成事業は、今年度から新規に開始された事業であり、新年度も継続され、今年度と同額の300万円が予算計上されているが、この間、事業を実施してきた中で見えてきた課題にはどういったものがあり、また、新年度に向け変更した点はあるのか。

一方、本事業の対象者決定方法は先着順であり、予算額に達した時点で受け付けを終了するという。 しかし、危険な空き家の除去を促進するという本事業の目的に鑑みれば、今後、事業を継続するに当たっては、先着順ではなく、空き家の危険度や緊急性を考慮して対象者を選定することも必要と思うがどうか。 市内には、相続放棄などで持ち主がはっきりしていないことから、管理が行き届いていない空き家があり、冬期に除雪がされていないものや、屋根からの落雪などにより周囲に危険が及ぶ可能性のあるものも散見される。しかし、相続人は、その放棄をしても次の管理者が決まるまで事故があった場合などは損害賠償責任を負う可能性があると民法から解釈できるが、そのような場合、市はどのような指導を行っているのか。

また、空き家の管理は、個々人がきちんと行わなければ事故の危険性もある上、行政コストの増加に もつながることから、市として、より発展的に空き家対策を議論してほしいと思うがどうか。

市内には相当老朽化が進み倒壊寸前の空き家が散見される中、市では、平成29年度から33年度までを計画期間とする空家等対策計画を策定し、その取り組み項目の一つとして、「相談・実施体制の整備」を掲げ相談窓口を設けているが、所有者や相続人、近隣住民などから毎年200件程度の相談を受けて、助言、指導などを行っているという。管理不全な空き家は、防犯、景観、衛生面などのほか、特に冬期間は落雪で地域住民の生活に深刻な影響を与えることから、市には、空き家で事故が起こらないよう管理不全な空き家の解消に取り組んでもらいたいと思うがどうか。

南小樽駅周辺地区のバリアフリー化工事は、平成32年度に完成を予定している中、駅前広場と周辺道路との段差解消の具体的な工事予定は未定となっているとのことだが、今後、工事を進めていくに当たり、ほかにも実施すべき課題が多くあることから、市は、早期に工事の進行管理を行う体制を構築すべきと思うがどうか。

また、平成31年度分の工事費については、国からの補助が確定していないとのことだが、市には、JR北海道と協力し、平成31年度予算で必要となる国の補助金を確実に確保できるように国に働きかけてほしいと思うがどうか。

第1次小樽市都市計画マスタープランで示されている地域別構想では、地域ごとに目標となる方針が 定められており、現状、この方針に従っていない事業者がいることについての地域住民の不安の声を聞 くが、市はこのことについてどのように考えているのか。

また、市は、本プランについてはあくまでも方針であり、法的な拘束力はないとしているが、そうであるならば、せめて事業者と住民に本プランの方針を共有してもらうためにもしっかりと周知する必要があると思うがどうか。

現在の水道の基本料金 2,540 円については、資金不足の解消を目的として、平成 8 年 4 月に料金改定をしたとのことだが、現在では既に資金不足が解消され、資金に余剰が出ている状態であるにもかかわらず、市は市民に還元をせずに料金を見直さなかったのはなぜなのか。

議案第 33 号札幌市及び小樽市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議については、国では、連携協約締結に当たっては、地域における合意形成を重視することが重要であるとし、ホームページなどインターネットを活用した各種媒体や住民説明会などを通じて連携の趣旨や内容を周知することとされているが、本市ではホームページの周知だけしか行っていないという。しかし、ホームページを見ない市民も多く、そもそも全く知らない市民が多くいることは大変問題であり、さらに、この構想は次の大きな圏域の問題にもつながっていくことから、市は、今回の連携協約の締結を1回取りやめて、改めて見直すべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、小貫委員外1名から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案は賛成少数により否決、原案は賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、議案第2号ないし議案第15号、議案第23号及び議案第25号ないし議案第33号につきまして

は、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告は承認と、全会一致により決定 いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 次に、議案第1号に対し、高野議員外4名から修正案が提出されておりますので、 提出者から趣旨の説明を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 20 番、小貫元議員。

(20番 小貫 元議員登壇) (拍手)

○20番(小賞 元議員) 日本共産党を代表して、議案第1号平成31年度小樽市一般会計予算の修正案について、提案趣旨の説明を申し上げます。

今回の修正案は、過去の小樽市政により市民に負担をかぶせた石狩湾新港の開発、マイカル誘致、朝 里ダムの建設に対する市の責任を果たさせる内容となっています。

一つ目の石狩湾新港については、石狩湾新港の負担金を削減します。

二つ目のマイカル誘致については、1億円以上の固定資産税、都市計画税滞納件数が1件残っている 状況です。それなのに一般会計予算案では、固定資産税及び都市計画税の滞納繰越分を例年の決算より も1億円少なく見積もっています。この予算案を過去3年の決算の平均額を計上することでマイカル誘 致による回収できていない税を見込みます。

この二つで大まかに4億円の財源を確保できます。

さらに、不要な事業を削ることで、市民の暮らし応援に予算を回します。

それが三つ目の朝里ダム建設による過度の市民負担に対する市の責任です。

水道、下水道事業会計に少量利用者への減免を拡大し、14 立方メートル以下の利用者に対し、上下水道合わせて 264 円の引き下げを行うために繰り出します。全体として、歳入で 1 億 4, 643 万 6, 000 円増額し、 1 億 7, 532 万 2, 000 円減額、歳出で 4 億 1, 985 万 8, 000 円増額し、 4 億 4, 874 万 4, 000 円の減額で、歳入歳出ともに 2, 888 万 6, 000 円の減額修正です。

その内容については、次のとおりです。

民生費については3億2,639万7,000円を増額します。内容は、福祉灯油を5,000世帯に6,000円支給します。ふれあいパスは、100円の現金利用を可能にします。子供の医療費は、小学校卒業まで医療費を初診料のみの助成に拡大します。国民健康保険は、1世帯1万円の引き下げと、18歳未満の均等割の5割軽減、介護保険では、第1段階から第4段階までの方の保険料軽減のためにそれぞれの会計に繰り出します。

次に、労働費では、小樽市高等学校卒業者雇用奨励金として1,000万円を増額します。

次に、商工費では、かけこみ緊急資金貸付金を、限度額を 50 万円、年度末一括返済で 2,000 万円を増額します。返済されるために歳入でも同額を見込みます。

次に、土木費では、3,400万円を増額し、住宅リフォーム助成制度の復活と35歳未満夫婦の家賃補助制度を実施します。

次に、教育費では、1,191 万円を増額し、就学援助費にPTA会費を追加し、市営室内水泳プールの 基本設計を委託します。

次に、職員給与費は、ゼロ歳児の待機児童を解消するため、臨時職員ではなく正規職員として5人を 追加雇用する予算として1,755万1,000円を増額します。一方で、保育所費の臨時雇用者賃金の1人分 を削減します。

不要な予算として削減する経費は、マイナンバー関連経費、北海道新幹線推進の経費、海水浴場対策 委員会やアール・アイへの貸付金です。

なお、財政調整基金からの繰入金を1,044万1,000円減らし、厳しい財政に貢献しています。

以上、各議員の賛同をお願いし説明といたします。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、修正案を含め、一括討論に入ります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 22 番、新谷とし議員。

(22番 新谷とし議員登壇) (拍手)

〇22番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、議案第1号修正案を可決し、原案を否決、議案第2号ないし議案第15号、議案第23号、議案第25号ないし議案第33号は否決の討論を行います。

新年度予算は、消費税 10%増税を前提にしたものです。使用料、手数料の負担増には反対です。

消費税10%増税の前提にしている平均実質賃金、国内総生産の6割を占める個人消費、実質家計消費 支出は、消費税8%増税前の水準を一度も回復しない上、毎月勤労者統計調査の不正で増税の前提が崩れています。軽減税率を導入しても負担がふえ、複雑な制度で混乱を招くのは必至です。

昨年11月、安倍政権は、消費税増税に伴う商品価格設定の指針を公表し、駆け込み需要、反動減対策を意識して価格を定める考え方を示し、これを受け、農林水産省が業界団体に指針を通知しました。10月の増税の前に日本乳業協会、日本アイスクリーム協会、日本即席食品工業協会、全国清涼飲料連合会などが2%から20%の値上げを表明し、既に3月から子供たちが大好きなアイスクリームが値上げされております。また、インボイス導入で約161万の小規模事業者が新たに年15万4,000円の消費税負担をすることが財務省の試算で明らかにされました。

消費税 10%増税に対し、経済学者、ジャーナリスト、医師、主婦連合会会長、映画監督などが「10月消費税 10%ストップ!ネットワーク」を結成し、多くの人たちの賛同を得ています。日本スーパーマーケット協会など小売業 3 団体から見直しや再考を求める意見が出されており、増税すべきではありません。

小樽市では、市の使用料、手数料は10月からの消費税10%導入で全会計合わせて3,471万円、通年で9,893万3,000円の負担増が示されています。市民の暮らしと経営に打撃を与えるのは必至です。

議案第1号平成31年度小樽市一般会計予算及び修正案についてです。

市民の暮らしが厳しさを増す中でも石狩湾新港への巨額の投資が続けられています。北防波堤延伸工事は荷役作業に影響がないのに続けられ、ガントリークレーンは12億円を超える大赤字で、コンテナ船入港に大きな支障がないのに、もう1基増設する予算が盛り込まれています。

北海道新幹線建設費負担金が計上されています。北海道新幹線札幌延伸工事に対し、重金属含有のトンネル発生土の小樽市への搬入や工事の騒音、振動などの環境問題、市の財政負担、並行在来線問題など、まだまだ課題があり、市民理解を得られていません。

また、けさのマスコミ報道で、北海道新幹線の今年度2月末までの1日当たりの平均乗車人員が約4,700人で前年度を約300人下回り、平均乗車率も2%低下の24%で年々悪化していること、また、年100億円規模の赤字が計上されていることが報道されています。これにより在来線廃止が一層進み、新千歳空港-小樽間を初め、JRの本数がさらに削減されることが懸念されます。北海道新幹線は一度立ちどまり、見直すべきです。

修正案は、これらの不要不急の事業や個人、情報流出の問題があるマイナンバー関連経費、海水浴場

対策委員会貸付金などを削り、多額な固定資産税、都市計画税の滞納繰越分を充て、高過ぎる国民健康保険料を1世帯1万円引き下げ、介護保険料を引き下げ、小樽市の人口減少に歯どめをかけるための若い人たちが定住する施策、子育て支援、また、水道料金、下水道使用料の引き下げ、青少年の健全育成や高齢者の健康保持のためにプール建設を早め、経済波及効果が大きい住宅リフォーム助成制度の復活などで市民生活と地元企業を応援するものです。

次に、議案第5号平成31年度小樽市国民保険事業特別会計予算についてです。

国民健康保険の都道府県化2年目を迎え、北海道への納付金増と国の交付金の減額などで保険料は2018年度より引き上げになります。激変緩和措置のため、国民健康保険事業運営基金のうち1億円を投入したのは評価しますが、それでもなお保険料は収入の1割以上の重い負担です。保険料を滞納すると資格証明書になり、命を落とす人が出るなど、到底社会保障と言えない事態が起きています。国保料の引き下げは、根本的には国庫補助金をふやすことですが、当面は基金の活用を図り、さらに子供の均等割を軽減し、市民の命と暮らしを守るべきです。

次に、議案第7号平成31年度小樽市介護保険事業特別会計予算についてです。

次に、議案第9号平成31年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算についてです。

予算では、老人福祉施設、老人保健施設などの施設介護サービス給付費で1億4,230万円の減額を初め、保険給付費で9,776万7,000円の減額をしています。これらのサービス費は第7期の介護保険料に反映され、保険料は第6期より高くなり、全国平均、全道平均より高く、全道で上から3番目に高い保険料です。7億7,000万円にも積み上げられた介護給付費準備基金を保険料引き下げに充てるべきです。

制度改悪で経年特例の段階的な廃止で保険料が引き上げられ、9割、8.5割、軽減は7割負担になり、現在9割軽減の方は保険料が3倍にもなります。後期高齢者医療保険の対象者2万4,000人の半分の方が制度改悪の影響を受けます。さらに、窓口負担の2割負担を国が計画していることは認められません。次に、議案第11号平成31年度小樽市水道事業会計予算、議案第12号平成31年度小樽市下水道事業会計予算についてです。

10月からの消費税10%導入で両会計合わせて2,792万円、通年で8,375万9,000円もの負担増が示されています。暮らしが大変なときだからこそ低量使用に配慮した料金制度の見直しを行い、市民負担を軽減すべきです。

議案第14号平成31年度小樽市簡易水道事業会計予算についてです。

石狩西部広域水道企業団とは年間基本水量に関する覚書に基づき、2024年度まで受水量が決められており、使わない水を買い赤字になるため、一般会計から1億円前後の繰り入れをしています。赤字分は、事業を主導してきた北海道に責任を持ってもらうべきです。

次に、議案第15号平成30年度小樽市一般会計補正予算についてです。

新幹線整備事業費が計上されています。さきに述べたように、さまざまな課題を先送りにして新幹線ありきで進めるべきではありません。また、石狩湾新港管理組合には、新港の北防波堤が主に静穏度が低いという理由で、国の防災・減災、国土強靭化のための緊急対策の補正予算がつけられました。これに対し小樽港の北防波堤は、2017年度北海道開発局の事業再評価で改良工事を行わなければ波力の低減が期待できず、特に斜塊部は直接波力を受けることになるため、本体のブロック自体が破損する危険性が高まっているとしているのに、国の緊急対策採択に遠慮し、石狩湾新港優先の姿勢は問題であります。

次に、議案第23号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案です。

保険料の基礎賦課限度額を引き上げることと後期高齢者の被扶養者の均等割、平等割が引き上げになることが盛り込まれており、賛成できません。

議案第25号ないし議案第32号の条例案は、いずれも消費税10%増税を取り入れたもので、反対です。 次に、議案第33号は小樽市及び小樽市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約に関するもので す。

連携中枢都市圏形成で人口減少、少子高齢化社会においても一定の圏域、人口を有するとしていますが、目指す人口はあくまで域内の人口です。2014年から2018年の5年間で毎年700人から1,000人が小樽市から札幌市に転出しており、公共施設等による各種サービスの利用で施設が充実している札幌市への転出がますますふえ、札幌一極集中が加速することが懸念されます。

また、連携協約によって公共施設のサービスの提供を連携中枢都市が専ら担うことになった場合、施設利用については連携中枢都市が定める条例に従うことになり、そのことで当該事務を担当しない連携市町村の議会の議決は要せず、住民自治が及ばない領域が生まれます。特別交付税も小樽市には配分されず、新たな財政負担が生じます。

KPI導入にも反対です。

以上を申し上げ、議員各位の賛同をお願いして、討論といたします。(拍手)

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 17番、中村誠吾議員。

(17番 中村誠吾議員登壇) (拍手)

〇17番(中村誠吾議員) 立憲・市民連合を代表し、議案第 33 号札幌市及び小樽市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について、賛成の立場から討論いたします。

今、日本は人口減少社会に突入しています。人口減少社会の中でも全国的には東京一極集中が問題となり、北海道では札幌一極集中が問題となっています。東京都や札幌市のように転入者数の多い自治体はまだ人口がふえていますが、転出数が多い自治体は加速度的に人口が減少しています。転出者数が転入者を上回っている小樽市の人口が物すごい勢いで減っていることは皆さんの御存じのとおりです。

そこで、国は、全国的な問題である東京一極集中を和らげる施策として、連携中枢都市圏の取り組みを推進しています。三大都市圏である首都圏、中京圏、近畿圏以外の地方都市圏域の底上げを図り、三 大都市圏への人口流入を減らす。可能なら三大都市圏から地方都市圏域に人口が流入するようにするものです。

今回、この議案によって、小樽市は札幌連圏中枢都市圏の一員として三大都市圏や他の連携中枢都市圏に臨むということになります。人口減少が進む小樽市にとって、札幌連携中枢都市圏は少しでも小樽市の人口減少を和らげることになるのは間違いありません。

(「そんなことないわ」と呼ぶ者あり)

小樽市を全国にPRしていく一つの武器になると我々は考えています。

名誉ある孤立を選択する考えはありません。ただ、一つ注文はあります。北海道における札幌一極集中への対応は、受け身で取り組むと札幌一極集中を加速させてしまう可能性があります。ですから、圏域内の市町村においても、いい意味で競争をしなければならないと考えています。

(「札幌以外やってるじゃん」と呼ぶ者あり)

圏域に中において小樽市の強い部分を最大限生かして、小樽市の弱い部分は地道に克服していく、このような取り組みが必要ではないでしょうか。

札幌中枢都市圏として、全国的な競争を勝ち抜いていく、小樽市が努力し、選ばれたら札幌連携中枢都市圏の取り組みの効果は出るのではないでしょうか。ですから、札幌連携中枢都市圏に対しては、積極的に取り組むと同時に、圏域の市町村を意識して、競争して、よりよい小樽市にしていくことが必要

だと思います。

したがって、我が党としては、現時点で連携協約の締結に関する協議について反対する理由はありません。 賛成の立場を表明いたします。 (拍手)

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案について採決いたします。

修正案を可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(鈴木喜明) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第1号の原案について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第2号ないし議案第15号、議案第23号及び議案第25号ないし議案第33号について、一 括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 23 番、山田雅敏議員。

(23番 山田雅敏議員登壇) (拍手)

〇23番(山田雅敏議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第20号小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案は、国家公務員に準じて時間外勤務命令の上限を設定する目的で改正し、時間外勤務に関する委任規定を設けるため提案されたものであり、市は規則で、超過勤務命令を行うことのできる上限を国家公務員に準じて月45時間、年間360時間を原則として他律的な業務の比率が高い部署については月100時間未満、年間720時間などと定める予定というが、恒常的に時間外勤務を強いられている職場がある中で、このような規則を定めることは、月平均80時間という厚生労働省が示している過労死ラインを超える労働にお墨つきを与え、長時間労働に歯どめをかけられなくなるのではないか。

また、市は、災害時など緊急の場合以外に超過勤務をしなくて済むよう、業務量に見合った人員の確保、配置を行ってほしいと思うがどうか。

小樽市は、全国的にもブランド力が高いまちであるものの、まちの魅力を問われると、山や海を初め、

坂、魚、ガラス、歴史文化など多くの資源があることから、小樽というまちのアピールポイントを一つに特化できない状況にある一方、千葉県流山市では、「母になるなら、流山市。」という明確なキャッチフレーズで子育て世代に訴えることにより、東京都内から多くの子育て世代が移り住んでいると聞く。本市が小樽というまちを売っていくためにも、市には流山市の事例を参考に、本市の理念を明確化したキャッチフレーズを考え、全国に発信、PRしてほしいと思うがどうか。

行政経営について、近年、他都市では、単に行政運営を行うという視点だけではなく、行政経営を意識した手法を取り入れており、例えば、鳥取県米子市では、限られた経営資源をどのように有効活用するかについて、部の運営方針と目標を作成し、部の果たすべき使命や目標を明らかにすることで、みずからが部の経営者であるという自覚を持って行政経営に当たっていることが見てとれるが、市は、将来的な課題として、米子市のように行政経営を意識したシステムを導入しなくてはならないという考えは持っているのか。

一方、市は5年後、10年後に組織の核となる若手中堅職員の行政経営能力の向上を図るため、職員みずから関心のあるテーマを選び、企画・立案し、他都市を視察する先進地視察研修を今後行うというが、もし職員からテーマが発案されなかった場合には、行政経営を進めている先進地への職員派遣を検討してほしいと思うがどうか。

小樽市地域防災計画について、市は、本計画の中に新たに停電対策計画を新設し、事前対策の項中、 大規模停電が発生した場合、円滑に応急対策を実施できるよう、平時から整備、確認に努める事項とし て優先復旧すべき重点施設の所在を定めているが、市が現在その所在として想定している施設とはどこ なのか。

また、応急対策の項では、長期にわたる停電が予想される場合、必要に応じて市民等への応急対策に 努めるとしているが、市は、昨年の北海道胆振東部地震の経験を踏まえ、災害時に必要となる携帯端末 機器等の充電対応について、現在十分に対応可能な体制を整えているのか。

市がこれらの事項をしっかりと整備できれば、本市の災害対策としては一歩も二歩も前進することから、市には、本計画を絵に描いた餅とすることなく、災害時には間違いなく実行に移せる体制の構築に努めてほしいと思うがどうか。

市教育委員会では、教職員の働き方改革や部活動指導の充実を図るため、中学校において部活動指導 員として専門知識のある人材を任用するという。その業務内容としては、生徒への実技指導、学校外で の大会や練習試合などに伴う引率、用具・施設の点検・管理、年間・月間指導計画の作成などが考えら れるが、万が一の生徒の事故対応や責任のあり方は明確になっているのか。

また、指導員がこうした多くの業務内容に対応するためにも、指導員に対して研修などが必要と考えるが、現場では誰がどのような研修指導を行うのか。

一方、研修等を行う場合には、学校現場の負担増につながることのないよう、指導員への指導マニュ アルの作成や配慮などが必要と思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第38号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、議案第20号及び議案第35号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と 決定いたしました

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事項の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。 (拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 8番、酒井隆裕議員。

(8番 酒井隆裕議員登壇) (拍手)

〇8番(酒井隆裕議員) 日本共産党を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に反対し、議案第 20 号小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第 35 号小樽市職員 給与条例等の一部を改正する条例案は否決、第 38 号小樽市非核港湾条例案は可決を主張し、討論を行います。

議案第20号小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案です。

本市職員の時間外勤務に対し、国家公務員に準じて時間外勤務命令の上限を設定する目的としていますが、過労死ラインである1カ月80時間を超える1カ月100時間未満の時間外勤務を可能とする改定です。1カ月100時間未満は他律的業務に限られるとしていますが、他律的業務の定義自体が曖昧であり、どの職員にも生じ、日常的で特別なことではありません。そもそも臨時、救急の場合以外に超過勤務しないで済む業務量に見合った人員の確保や配置こそ求められるものです。

議案第35号小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案です。

そもそも人事評価を給与に反映させることそのものに大きな問題があることから、認めることはできません。

議案第38号小樽市非核港湾条例案です。

今、世界では、核兵器禁止条約が近い将来にも発効する見通しとなっています。核兵器を法的に禁止 し、廃絶への展望を示したこの画期的条約を生み出した根本には、被爆者や核実験被害者を先頭にした 世論と運動がありました。しかし、核保有国や核兵器に依存する同盟国らは、この流れを押しとどめよ うと躍起になっています。さらに、米ロによる新たな核軍拡計画も企てられています。

また、安倍政権は、アメリカの核の傘に依存し、核兵器禁止条約に反対し続けています。それだけではなく、憲法9条改憲や大軍拡、沖縄辺野古への米軍新基地建設を進め、新たな批判が広がっています。 政府が核兵器禁止条約に賛成しないのなら、地方から核兵器搭載可能艦艇を入港させない取り組みを するべきです。

以上を申し上げ、討論といたします。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第38号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(鈴木喜明) 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、議案第20号及び議案第35号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。 この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時50分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 19 番、林下孤芳議員。

(19番 林下孤芳議員登壇) (拍手)

〇19番(林下孤芳議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市がドリームビーチ海水浴場に設置している銭函3丁目駐車場については、利用客が減少し、管理経費が使用料収入を上回っており赤字が続いていることから、今定例会に提案されている議案第24号小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案において廃止するという。しかし、その一方で、市は、今後もこの海水浴場において駐車場の開設は必要であるため、ドリームビーチ協同組合が開設する方向で関係機関と協議していくとしているが、今回の廃止及び協同組合が駐車場を開設することについて、事前に協同組合と協議を行っているのかどうか。

おたるドリームビーチ海水浴場ルールについては、平成28年6月に策定したものの、現在では実態とルールが合致していない部分が見受けられるが、今後は駐車場の運営主体も変更となり、ドリームビーチの状況もこれまで以上に変わることが想定されることから、市には、ルールの実効性を高めるためにも随時改正をし、実態に合ったルールにしてほしいと思うがどうか。

また、その他の海水浴場では、いまだにルールが策定されていないことから、市はルール策定に関して、他の海水浴場組合とも協議してほしいと思うがどうか。

陳情第11号「店舗リフォーム助成」条例制定方について、道内では同助成を実施しているのは苫小牧市と登別市の2市で、その効果の測定は難しいとのことであるが、制度については効果があると考えられ、また、市内の小規模事業者にとっては行政の支援は必要であることから、市には制度の導入について、引き続き検討してもらいたいと思うがどうか。

陳情第 26 号奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を森林環境譲与税 (仮称) で順次計画的に皆伐を進め、 天然林に戻すことの要望方については、森林所有者が経営ベースに乗れないなどの理由から、管理され ずに放置されたままの奥山や尾根などにある人工林を、新設される税を財源として市町村が皆伐し、天 然林に戻してほしいという内容であるが、天然林に戻すためには、市ではどの程度の費用が必要と考え ているのか。また、復元には相当長い期間を要することになり、その間、伐採後の自然環境や治山に影響があるものと思うがどうか。

小樽ふれあい観光大使について、現在任命されている 48 名にその活動を確認したところ、25 名から自身のライブコンサートや講演会などで小樽観光のPRを行っていただいているとの返答があったとい

うが、小樽ふれあい観光大使運営協議会では、任命数がかなりの数となったことから、その抑制のために平成28年度から制度を変更し、現在は任命数が増加していない状況にある。しかし、本事業は少ない予算でコストパフォーマンスの高い観光PRを可能とすることから、現在任命数が少ない若者もあわせて、その増加を運営協議会で協議してもらいたいと思うがどうか。

映画、アニメなどのコンテンツ産業について、国では、世界のコンテンツ市場規模が 2022 年度には 81 兆円にもなると試算しており、他市でもコンテンツ産業の振興に非常に力を入れている事例が見受けられるが、市では本市の持つ多様なコンテンツを具体的にどのように活用していくつもりなのか。また、本市を舞台とした映画や漫画などが国内外でヒットしている一方、市民の中には知らない人も多いこと から、市は、でき上がった作品について市民と情報共有できる場をつくるなど、市全体でコンテンツ産業を育てていけるよう情報発信の仕方を工夫してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第 11 号及び陳情第 26 号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

〇議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 20 番、小貫元議員。

(20番 小貫 元議員登壇) (拍手)

○20番(小貫 元議員) 日本共産党を代表して、陳情第 11 号「店舗リフォーム助成」条例制定方については採択、陳情第 26 号奥山等のスギ・ヒノキ放置人口林を森林譲与税(仮称)で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方については、不採択を主張して討論します。

陳情第11号です。

全国各地でも制度化されています。地域経済振興への効果が大きいことは既に実施されている自治体で実証されていますが、問題は財源確保です。日本共産党は大規模な事業として始めるのではなく、道内他都市と同じような予算規模で開始を検討することを求めます。

次に、陳情第26号です。

伐採時期に来ている人工林を計画的に伐採していくことは必要です。問題は、伐採しても価格が低迷しており、売ることができないことが人工林放置につながっています。陳情者が求めている天然林へ戻すために皆伐することは、環境負荷も含め、適切ではありません。

また、国の方針で進めてきた人工林に対して、市町村と住民の負担により解決することではありません。

よって不採択といたします。(拍手)

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 16 番、面野大輔議員。

(16番 面野大輔議員登壇) (拍手)

〇16番(面野大輔議員) 立憲・市民連合を代表して、陳情第 26 号奥山等のスギ、ヒノキ放置人工 林を森林環境譲与税(仮称)で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことの要望方に対し、継続審査 を求め討論いたします。 陳情の趣旨説明でも触れられていますが、2019 年度の通常国会にて、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設に関する審議が行われると聞いております。その審議の経過を踏まえ、今後の 天然林、人工林のあり方やそれらに対する考え方について引き続き研究することといたします。

(「どこでやんのさ」と呼ぶ者あり)

以上、議員各位の賛同を求めて討論いたします。(拍手)

(「議会終わっちゃうぞ」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。 まず、陳情第11号及び陳情第26号について、一括採決いたします。 委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(替成者起立)

〇議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。 委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 22番、新谷とし議員。

(22番 新谷とし議員登壇) (拍手)

〇22番(新谷とし議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、次のとおりであります。

本市における鳥獣関連の所管は、鳥獣の種類や出没場所などにより生活安全課、農政課、保健所の3部署に分かれており、市民からはどこに相談をすればよいのか非常にわかりにくいものとなっている。 そのためか、以前、市では組織改革の一環として、鳥獣関連の業務一元化を検討していたとのことだが、そのまま立ち消えとなり現在に至っているのはどのような理由によるものか。

また、3部署それぞれ所管する法律などが違うことから、鳥獣関連の組織を一元化することは容易でないことは想像できるが、たとえ実際の業務はそれぞれの所管で行うにせよ、せめて3部署が扱う鳥獣関連の相談を一本化して受け付けできる窓口を創設するなど、市民がわかりやすい体制の整備に努めてほしいと思うがどうか。

ふれあいパスについては、前市長のバス事業者への不誠実な対応により事業者負担が打ち切られ、結果、市が事業費全額を負担することとなったことから、市では来年4月から新たな制度に移行すべく、現在、事業内容を検討しているという。見直しに当たり、これまで市はふれあいパス事業費として、1億5,000万円が負担できる限度であるとしてきたが、市長がかわった現在においてもこの限度額の考え方に変わりはないのか。

また、事業費の負担限度額の考え方を変えないのであれば、見直しの方法は、対象年齢の引き上げか、 利用者負担の増加、または利用枚数に制限を加えるかの三つの選択肢の中から選ぶしかないものと思う が、市としてはどのように考えているのか。

病児保育事業については、本市では、本年 10 月からの実施が予定されているが、利用児童の送迎サービスについては実施する予定はないという。しかし、働いている保護者にとっては、送迎対応があれば

子供が病気になった際にも安心して病児保育を利用でき、ひいては、事業の利用率向上につながると思われる。

本市からの子育て世代の流出を防ぎ、人口減少に歯どめをかけるためにも、市には全道の病児保育事業をリードするぐらいの気持ちを持って、早期に送迎対応サービスを導入することについて検討してほ しいと思うがどうか。

近年、就労している保護者が増加している中、休日保育の需要が高まっているが、現在、本市で休日保育に対応しているのは、中央保育所1カ所のみであるという。利用に当たっては1カ月以上も前からの事前申し込みを要するとのことであり、場合によってはキャンセル待ちとなる状況もあると聞くが、市では定員超過のため利用できなかった子供の人数を把握しているのか。

また、第二期子ども・子育で支援事業計画の策定に向けたニーズ調査では、休日保育を利用できなかった場合の対処方法についてのアンケートはなかったが、泊まりがけで預ける必要性があった際の対処方法の問いに対し、仕方なく子供だけで留守番をさせていたという回答が数件あったように、休日も子供だけで留守番をさせて対処している家庭があることは想像にかたくないことから、市には、今後、保護者のニーズを適時把握するとともに、休日保育の場をふやしていくことも検討してほしいと思うがどうか。

子育て中の保護者は日々忙しく、その中でも子育てについての学びや人とのつながりを求めているものの、行政側から発信される子育て関連の情報は複数の部署から集約されないまま発信されており、断片的な情報になってしまっていると感じる。そのような中、子育て支援に特化したアプリの導入により、子供の月齢に合った情報提供や、プッシュ通知で検診などの情報をお知らせするなど、子育て情報を適切なタイミングで周知している自治体もあると聞くが、市としてはアプリを導入するとした場合、どのような課題があると考えているのか。

また、より多くの情報をわかりやすく提供することの重要性については、市としても認識されている と思うが、今後アプリの導入を検討するに当たっては、子育て世代の保護者が必要としている機能を探 る必要があることから、アンケート調査を行うなどしてそのニーズの把握に努めてほしいと思うがどう か。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第2号並びに陳情第6号、陳情第8号、陳情第9号及び陳情第12号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては、継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

〇議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 7番、高野さくら議員。

(7番 高野さくら議員登壇) (拍手)

〇7番(高野さくら議員) 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、ただいま継続審査中の請願 第2号、陳情第6号及び陳情第8号は採択を主張し、陳情第12号は不採択を主張し討論いたします。

最初に、請願第2号「ふれあいパス」利用制限撤回、現金乗車の要請方についてですが、ふれあいパスとは、高齢者が積極的に社会に参加し、心身の健康維持と生きがいの創出に資することを目的としており、以前、市で行ったアンケート調査などでも買い物や通院で利用されている方が多いことがわかっています。

先日も高齢者のボランティア活動をされている市民の方から、「ふれあいパスは通常の半分で利用できるからこそ高齢者が外に出て元気に過ごせている。地域によっては病院に行くにもバスを乗りかえなければいけない。利用制限や利用負担がさらにふえることになれば、家に引きこもってしまう方も増加する可能性はあるのではないかと思う。」と心配の声を聞いています。今後も利用制限せず、利用しやすいようにしていく必要があります。

次に、陳情第8号子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方についてです。

今回、子ども医療費助成事業拡大の提案が出され、本年4月から中学生の入院を助成対象に追加する報告がありました。大変喜ばしいことではありますが、現在、乳幼児等医療費に対する助成実施状況では、中学生まで拡大している市町村が一番多くなっており、2017年度では全国で1,000を超える市町村が医療費助成を行っています。道内でも就学前の子供は全額助成、小学校1年生から小学校6年生までの子供は全額助成、または初診時の一部負担のみの実施がふえているところです。

子供は幼いほど病院にかかることが多く、多子世帯にとっても経済的負担は大きくなっています。国 や道に助成拡大を求めながら、子供が安心して医療機関にかかることができるよう、さらに助成拡大は 必要です。

次に、陳情第12号家庭生ごみ等のアミノ酸堆肥化についてです。

ごみ等の堆肥化には反対するものではありませんが、陳情に書かれている内容は、資源化をアミノ酸肥料化処理に限定し、そのための事業導入の調査経費等も含まれています。アミノ酸肥料化は、亜臨界アミノ酸液肥化技術を活用する方法が提示されており、陳情団体が関係している団体の理事長が2015年にバイオマス廃棄物を高価なアミノ酸液肥に転換する製造技術の特許を取得しており、特定団体の利益につながることになり得るため賛成できません。

また、小樽市のごみ処理については、1市5町村で運営している北しりべし廃棄物処理広域連合で対処しており、廃棄物処理の変更については、北後志の自治体全体で対応を検討しなければなりません。 現段階では導入は難しいと考え、不採択といたします。

以上、議員各位の賛同をお願いして討論を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第6号及び陳情第9号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第8号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第2号及び陳情第12号について、一括採決いたします。 委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 2番、千葉美幸議員。

(2番 千葉美幸議員登壇) (拍手)

〇2番(千葉美幸議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、次のとおりであります。

現在、策定中である地域公共交通網形成計画の第7章「基本方針に基づく施策内容」の想定事業の一つとして、バス待ち環境の整備があり、事業内容として、スマートフォンなどの情報端末を利用しバスの現在地情報を入手できるバスロケーションシステムの導入を考えているとのことである。バス事業者がこのシステムを導入するには多額の費用がかかることが予想されるが、バス事業者の経営状況が厳しいことから、持続可能な交通体系を構築しながら、バスロケーションシステムのような新たな取り組みにより利用者の利便性を高めるためには、バス事業者だけに努力をしてもらうのではなく、自治体としても公的補助による支援を行うなど、バス事業者が安心して経営することができるような施策を検討することが必要と思うがどうか。

現在、市内における市営住宅の管理戸数は、修繕が必要な物件も含め合計で 2,810 戸とのことであるが、少子高齢化などによる人口減少に伴い入居者数が減少し、家賃収入が減少している状況であるにもかかわらず、修繕が必要な市営住宅については建てかえをしないで、できる限り修繕による原状回復で対応していきたいとのことである。本市が財政的に厳しい状況であるのは理解するが、今後、本市の人口減少に伴い、使用料収入や税収入が減っていくことを考慮すると、市の担当職員がただ維持・管理を行うという考え方をするのではなく、市営住宅のみではなく、建設行政全般について、運営や経営をしているという責任感を持って管理を行うことが必要と思うがどうか。

子育て世帯がより少ない負担で利便性の高い町なかに住めるようにするため、民間の既存住宅の活用を図り、既存借上住宅制度を開始したが、平成30年度の応募はゼロ件であり、平成29年度から平成31年度までの3年間で30戸の確保を目指すとした計画の達成は難しいとのことである。利便性の高い町なか地域には空き地がほぼないため、新規に市営住宅を建設することは難しく、また、現存する市営住宅の中には、子育て世帯が求める利便性の高い立地条件を備えたものも存在していることから、市は既存借上住宅制度にこだわるのではなく、現存する市営住宅の改良を行ったり、子育て世帯への家賃補助を実施する方法により、子育て世帯への対応に力を入れるべきと思うがどうか。

今年度の空き家に関する相談は現在86件あり、そのうち落雪に関する相談は48件あり、中でも空き家からの落雪が市道を塞いだことにより、通行障害が発生し、除雪を依頼したケースも4件あったとのことである。空き家からの落雪で道路が塞がってしまえば車両の通行が妨げられるほか、人身事故につながるおそれもあることから、市は通学路など、特に人が通行する道路については、現在実施している空き家対策特別措置法に基づいた指導、助言だけにとどまるのではなく、一定程度の強制力を持っている勧告を行うなど、さらに一歩路み込んだ措置をとってほしいと思うがどうか。

また、空き家の落雪事故を未然に防ぐ方法として、空き家になる可能性のある住宅の所有者に対し、管理意識の周知や啓発を行っていくことも大変重要であると考えられることから、市のホームページや

啓発文書を活用した市民にわかりやすい表現での啓発方法を検討してほしいと思うがどうか。

貸出ダンプ制度については、これまでの制度変更に伴い、以前より利用しづらい制度になっており、利用団体からも、転回場の使用を1申請で1カ所しか認められていない中で、作業距離が長い現場や路線が複数ある現場において作業効率が悪いとか、制度を利用したいが高齢化に伴い費用負担が困難になってきているなどの意見が出ているため、市は、新年度に同制度の抜本的な見直しを行うとのことである。市民から同制度に対する課題や問題点についての意見を聞くことは大変重要なことではあるが、一方で限られた予算で市民全ての要望を満たすことも不可能であり、同制度の見直しを検討する際には、制度を利用する上での基本的に認めることと認めないことの基準となる考え方が必要だと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第3号並びに陳情第4号、陳情第10号、陳情第13号、陳情第20号第3項目及び陳情第 21号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会 一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

〇議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 21 番、川畑正美議員。

(21番 川畑正美議員登壇) (拍手)

〇21番(川畑正美議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対する討論を行います。 請願第3号小樽市の水道料金、下水道使用料の見直し方についてです。

小樽市の水道基本使用料は、2カ月の平均使用量は11.8立方メートルとなっています。単身者や家族数が少ない世帯などでは、基本水量に満たない件数が38.5%に達しています。市民の中からは、使っていない分まで料金がかけられているとの批判も出ています。平均使用水量が12立方メートル使用で比較した場合、全道の人口10万人以上の9市の中では3番目に高い料金になっています。本市の上下水道会計は、ほぼ毎年8億円から10億円の黒字になっています。水道局が行ったアンケートでは、水道料金、下水道使用料は「高い」、「やや高い」と感じている市民は46.2%あり、「妥当である」という37.7%を上回っています。

昨年、第4回定例会で我が党の代表質問に対して、市長は長期的収支のシミュレーションを行っているところであり、その際に基本水量の見直しを含めて検討したい。不公平感を減らすには、基本水量と基本料金を下げることを考えなければならないと答えています。

この請願に対する署名数は、3月1日現在で3,644件に達しています。第2次小樽市上下水道ビジョンの素案が示されましたけれども、料金システムについては第2回定例会で提案される予定です。市民要望である負担軽減のため、基本水量と料金、使用料を改善する見直しを実施すべきです。

陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方については、側溝を改修して雪解け水や雨水が側溝に流れ込む状態にしてほしいとの要望です。陳情提出後、既存の舗装を全て剥がして横断勾配が側溝側への片勾配になるようアスファルトを5センチメートルの厚さで路面を整正しています。改修工事で、現状は民地側への雨水流入はなくなりましたけれども、当初の陳情要望は、道路、側溝を全面的に改修してほしい、全面改修が難しいのであれば、道路を横断する側溝を20メートル幅でもって設置してほしいというもので、側溝の設置がされておりません。

陳情第 10 号赤岩 2 丁目道路の除・排雪対策方については、赤岩通線が極端に狭く、保育所や特別養護老人ホームなどの施設があって、その山手には住宅団地が密集していることからも、交通量が集中しています。ことしは小雪で、大きな問題はありませんでした。しかし、今後も地域住民の安心・安全を確保することが大切であります。

陳情第 13 号下水道汚泥等のアミノ酸堆肥化方について、我が党は、ごみ等の堆肥化に反対するものではありません。生ごみ等のアミノ酸堆肥化については、検討すべき課題だと思います。

しかし、陳情団体が関係している団体の理事長が2015年にバイオマス廃棄物を高価なアミノ酸液肥に 転換する製造技術の特許を取得しており、特定団体の利益につながることになるため、賛成できません。 なお、小樽市のごみ処理については、1市5町村で運営している北しりべし廃棄物処理広域連合で対 処しており、廃棄物処理の変更については、北後志の自治体全体でもって対応を検討しなければならな いものと考えます。

我が党は、これまで継続審査を主張しておりましたが、不採択といたします。

陳情第 20 号高速道札樽道「銭函料金所拡張工事」に係る要請方については、10 月 5 日付でもって、陳情書要望 3 に関する説明で、水道局の通常の業務処理としてではなく、高速道の起因及び市の確認不足による救済措置としての配慮のお願いがありました。安全な市民生活を確保する面からも、適切な対処が必要となっています。

陳情第21号「ぱるて築港線」塩谷までの延伸方については、塩谷及びオタモイ3丁目の住民にとって、 三大病院への通院は小樽駅前において乗りかえしなければなりません。現状、オタモイ・ぱるて築港線 を利用している通院者は午前中の便が混雑し、空き座席がないなど、高齢者や通院者は困難をきわめて います。塩谷までの延伸は、オタモイ線の改善策にもつながります。地域住民の要望は切実です。

陳情者の請願は妥当であり、採択を求めます。

議員各位には請願、陳情の趣旨を御理解いただき、採択をお願いして、討論といたします。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第21号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第4号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第3号並びに陳情第10号、陳情第13号及び陳情第20号第3項目について、一括採決いた します。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 18番、佐々木秩議員。

(18番 佐々木 秩議員登壇) (拍手)

〇18番(佐々木 秩議員) 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、次のとおりであります。

現行の学校規模・学校配置適正化基本計画について、市教委では計画策定時の児童・生徒数の推計値と 実際の人数に乖離が生じ今後も減少傾向が続くことから、現計画における再編は困難と判断し、新たな学 校再編に関する考えをまとめるという。

現計画で目指していた望ましい学校規模を確保できた学校については、現状では小学校 18 校中 5 校、中学校 12 校中 3 校であり、新元号 6 年度の推計では、それぞれ 2 校、1 校に減少するというが、新たな計画を策定するまで現状の学校配置とすると、この先、維持費は変わらない一方、新元号 7 年度までの収支改善プランでは、歳入は人口減とともに減少し、年々その割合が高まり財政的にも負担となることから、新たな計画の策定に当たっては、早目にしっかりと進めてもらいたいと思うがどうか。

また、新たな計画を策定する上で、市教委が案として固めたものを市民に提示し、それに対して市民から意見を聞く形をとってしまっては、市民からは自由に意見を言い出しにくいことも考えられることから、市教委には、まずは計画を策定する前段階として、市民が学校再編が白紙になった中での意見を自由に話すことができるような機会を設けることも検討してほしいと思うがどうか。

学校規模・学校配置適正化基本計画の見直しの理由として、市教委は望ましい学校規模を維持できないことを挙げているが、そもそも望ましい学校規模の根拠とは何なのか。また、ゼロベースで計画の見直しを行うというが、その望ましい学校規模から考えていくことになるのか。

本市の人口が減少し、子供の数が減っているという状況の中、将来を見据えたまちづくりの観点も考慮して学校配置を考えていくとのことだが、学校が地域のコミュニティの核になっていることや災害時には避難所としての機能を有していることなどを踏まえるとともに、公共施設の個別再編計画との関連で、今後、公共施設の改廃が見込まれる中、学校だけでなく、その他の公共施設を含めて、コンパクト・プラス・ネットワークという市のまちづくりの方向性も踏まえ、市全体のバランスを俯瞰しながら検討を行う必要があると思うがどうか。

市教委は、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画を見直すこととし、改めて将来を見据 えた学校再編の基本的な考え方について検討を行うとのことである。新たな考え方については、現在策定 中の第7次小樽市総合計画の内容なども含めて検討していきたいとのことであるが、同計画における児 童・生徒数の推移が計画値と実数値でかなり乖離していることから、本市の人口推移と比較的近い数値を 予測している国立社会保障・人口問題研究所の数値をもとにして新計画を策定したほうがよいと思うがど うか。

また、今後の学校再編については、ゼロベースで考えていくとのことから、新計画を策定する際には、 地域の防災や交流の拠点としての学校の役割や地域資源を活用した教育を行うことによる教育環境の取 り組みについて取り入れるよう検討してほしいと思うがどうか。

市教委では、これまで、学校規模・学校配置適正化基本計画に基づいた学校再編にあわせて学校施設の

耐震化や改修等を行うとしてきたが、計画期間前期の点検結果や児童・生徒数の推移、国の教育施策の動向などをもとに今後の学校再編の進め方について検討を行った結果、適正化基本計画を見直すこととし、改めて将来を見据えた学校再編の基本的な考え方について検討を行うこととしたとのことである。そのような中、老朽化が進み、耐震化が必要な学校施設は市内に7校あるとのことであるが、市教委には計画の見直しとは別に、これらの学校施設の耐震化について速やかに対応してほしいと思うがどうか。

市教委は、松ヶ枝中学校の老朽化が著しく、今後、施設の経年劣化により、教育環境のさらなる悪化が 懸念されることから、松ヶ枝中学校を旧最上小学校跡に一時移転するよう検討しているというが、一時移 転とはどの程度の期間を想定しているのか。

また、市教委は、現適正化基本計画で定める学校再編は困難であるとして、今後、新たな再編の考え方をまとめるとしているが、それには一定の期間を要するという。そうであるならば、今回の移転を一時的なものとするのではなく、恒久的なものとすれば、松ヶ枝、西陵両中学校は存続することとなり、両校の生徒や保護者はもちろんのこと、統合に難色を示している方も安心すると思われるがどうか。

来年3月での閉校が決定した豊倉小学校において、ことし1月に開催された地区別懇談会では、統合や閉校に向け、教職員や保護者が多忙になることが予想されるので、子供たちの学校生活に影響が出ないようにお願いしたいとの意見が出され、市教委は、これまでも他の学校の統合や閉校に関わってきており、経験もあるので、協力しながら進めていきたいと返答したという。

しかし、これまで閉校してきた学校においては、統合や閉校に向けての準備作業に係る教職員への負担が大きかったと聞いており、豊倉小学校においても教職員数が少ないことに鑑みれば、教職員が多大な負担を強いられることは想像にかたくないが、市教委では具体的にどのような対応をするつもりなのか。

これまで市教委は、通常学級の望ましい学校規模を基準に統廃合を行ってきたが、その結果、通学距離が長くなり、特別支援学級の子供たちが大変な不便をしているものと考えられる。教育基本法では、障害のある方が十分な教育を受けられるよう、国や地方公共団体は教育上必要な支援を講ずべきことを規定している点に鑑みれば、障害を持つ子供やその保護者が不安を抱いたり、大変な思いをすることのないよう、市教委には十分な配慮をしてほしいと思うがどうか。

また、子供たちの教育環境を整備するに当たり、財政面の考慮も必要なことは理解できるが、それが先に来ることは間違いであると考える。

同法において、国と地方公共団体は義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担、相互協力のもと、その実施責任を負うとされている以上、市及び市教委は、市の財政だけで考えず、国や道に対して、予算増額の要望をしっかりと発信していくという立場に立たなければならないと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。 以上をもって、報告を終わります。(拍手)

〇議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 8番、酒井隆裕議員。

(8番 酒井隆裕議員登壇) (拍手)

○8番(酒井隆裕議員) 日本共産党を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第7号 小樽市立塩谷小学校の存続方について、陳情第14号北陵中学校への通学路の整備と安全対策方について、 陳情第15号北陵中学校に係るバス通学助成の支給対象拡充方について、陳情第17号西陵中学校の現在地 での存続方について、陳情第 18 号最上小学校跡を新松ヶ枝中学校としての活用方について、全ての陳情に採択の立場で討論を行います。

市民の願いである陳情がたなざらしにされています。陳情第7号は 2015 年第3回定例会から3年半もの期間がたっています。直近の陳情第 18 号でさえ2年も塩漬けです。このままでは、今議会後に審議未了、廃案となってしまいます。自民党、公明党、立憲・市民連合の各会派、各無所属議員は、議員としての責任を果たすべきです。

(発言する者あり)

陳情第7号小樽市立塩谷小学校の存続方について、陳情第17号西陵中学校の現在地での存続方についてです。

再編そのものが白紙になり、移転する見込みの松ヶ枝中学校や豊倉小学校を除いて、現状として市内 小・中学校はしばらく残ることが明らかになっています。塩谷小学校や西陵中学校も同様です。

陳情第18号最上小学校跡を新松ヶ枝中学校としての活用方についてです。

報告されたとおり、松ヶ枝中学校は旧最上小学校へ移転することが示されています。

陳情第 14 号北陵中学校への通学路の整備と安全対策方について、陳情第 15 号北陵中学校に係るバス通 学助成の支給対象拡充方についてです。

北陵中学校への通学路や通学距離の問題は、統廃合の結果起きた問題です。バス通学助成について、保護者は助成の対象となると思っていました。しかし、通学距離が3キロメートルに届かないことから対象となりませんでした。こうした事例は、統合ありきで進め、丁寧な説明を怠っていたからこそ起きた問題です。市教委は、3キロメートルには届かないが長距離通学となる生徒に対し、助成の拡大や冬期間だけでも助成をするべきです。

以上を申し上げ、討論といたします。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第14号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第18号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(替成者起立)

〇議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「意見書案第1号ないし意見書案第5号」を一括議題といたします。

意見書案第4号及び意見書案第5号につきましては、提案理由の説明を省略し、まず、意見書案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 21 番、川畑正美議員。

(21番 川畑正美議員登壇) (拍手)

〇21番(川畑正美議員) 提出者を代表して、意見書案第1号カジノを含む統合リゾート(IR)を誘致しないことを求める意見書案の提案理由の説明を行います。

カジノを含む統合リゾート推進法は、国民の6割から7割が反対している中で、2018年6月19日に強行採決されました。この法案は、刑法で禁じられた賭博を合法化し、民間業者の利益のために開設するもので、これまで公益を目的として認められている公営競技とは違います。ギャンブル依存症は幾ら対策をとっても必ず発生し、撲滅することはできません。多重債務者の増加や生活の破壊、治安悪化などの懸念は、韓国のカンウォンランドの例からも明らかです。

日本は世界でも最悪のギャンブル依存症大国となっています。他国では、おおむね1%台にとどまる有病者が、日本の成人男性の9.6%、女性でも1.6%に上り、厚生労働省研究班でも成人人口の4.8%に当たる536万人のギャンブル依存症患者がいると推計されています。

GTAというオーストラリアの賭博機メーカー団体は、日本全国にパチンコ店が1万2,323店舗あり、パチンコ台数も458万台を超え、全世界で営業活動をしているギャンブル機の約65%を占めていると報告しています。

朝日新聞が昨年7月に実施した全国世論調査では、政府与党が成立を目指すカジノ法案を今国会で成立させるべきかを尋ねていましたが、「その必要はない」が76%となり、「今国会で成立させるべきだ」が17%にとどまったと報告していました。

2013 年、日本共産党小樽地区委員会が小樽市民の全世帯を対象に行った市民アンケートでは、カジノ賭博誘致に「賛成」がわずか 8.8%、「反対」が 54.8%、「市民とよく討論すべき」が 21.6%という結果が出ていました。

翌年の5月には、カジノ賭博誘致には小樽市と市民の将来に重大な悪影響をもたらすとして、カジノ誘致に反対する小樽市民の会が設立されてきました。

市議会主催の第3回小樽市議会「市民と語る会」でも、賭博で経済を活性化させるのはとんでもない、 他人を不幸にするようなカジノ賭博誘致はやめるべきだなどの声が寄せられていました。

カジノ誘致には、都道府県議会が整備計画を承認し、知事が申請する必要があります。しかし、北海道が札幌市や誘致候補地で行った地域説明会では、住民の納得は得られておりません。北海道新聞の世論調査では、道内への誘致について、「賛成」33%、「反対」65%となり、地域別の反対は、苫小牧市を含む胆振管内が62%、留寿都村を含む後志管内が85%、釧路市を含む釧路管内は77%、軒並み反対が大きくなっているわけです。

北海道において、カジノを含む統合リゾートの整備計画を誘致すべきではありません。

以上、各会派の賛同をお願いし、提案説明といたします。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 次に、意見書案第2号及び意見書案第3号について、提出者から提案理由の説明を 求めます。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 1番、秋元智憲議員。

(1番 秋元智憲議員登壇) (拍手)

〇1番(秋元智憲議員) 提出者を代表して、意見書案第2号妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健 康管理の推進を求める意見書案、意見書案第3号農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書案につい て、提案説明いたします。

初めに、意見書案第2号についてです。

昨年4月、診療報酬改定に伴い妊婦加算が導入されました。妊婦は、診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあることから、診療には特別な注意が必要と言われておりますが、妊婦であることを理由に診療を断られる事例が少なくありません。このような現状を踏まえ、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価することで、妊婦が必要な医療を受けられるようにすることが妊婦加算の目的でありました。

しかし、制度の趣旨、目的を逸脱した運用が相次いで起こったことから、国に対して制度の見直しと整備を求めるものであります。

次に、意見書案第3号についてです。

農林水産省が発表した 2018 年の農林水産物・食品の輸出額は、速報値で前年を 1,000 億円近く上回る 9,068 億円に達しました。2019 年に輸出額 1 兆円という政府目標の達成も現実味を帯びてきており、その 先に政府が目指す、2030 年に輸出額 5 兆円の実現も不可能ではなくなってきております。

こうした中、世界中で日本食ブームや、和食がユネスコ無形文化遺産に登録されたことも契機として、 国内外へ食文化への理解を深めるとともに、輸出目標を達成するため、輸出対象国や地域で異なる消費者 のニーズを分析し、生産者や事業者と連携しながら的確な輸出戦略を展開することを求めるものです。

以上、各議員の賛同を求め、提案説明といたします。(拍手)

〇議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

〇議長(鈴木喜明) 8番、酒井隆裕議員。

(8番 酒井隆裕議員登壇) (拍手)

〇8番(酒井隆裕議員) 日本共産党を代表いたしまして、ただいま提案されました意見書案第1号は可決、第2号及び第3号については否決の立場で討論を行います。

意見書案第1号カジノを含む統合リゾート(IR)を誘致しないことを求める意見書案です。

従来、賭博は競馬や競輪など公営ギャンブルだけに認められてきました。それは、公的な主体が行うなら収益の使途を公的なものに限ることや、射幸性のコントロールができると考えられたからです。しかし、カジノは異なります。IRなどとどのような言いかえを行っても、カジノは刑法で禁止された賭博であり、ばくちであり、ギャンブルです。また、公営ではなく、私企業が営業します。

では、カジノ企業がもうけたカジノ収益はどこに行くでしょうか。日本への進出を狙う米国などの海外カジノ資本の一つで、カジノ王と呼ばれるシェルドン・アデルソン氏が会長として支配する、ラスベガス・サンズの会計報告、ここでは、2012 年から 2017 年の6年間にマカオやシンガポールなど、海外のカジノが大半を占める利益から約159億ドル、約1兆8,000億円を株主に配当しています。その株主構成を見ると、アデルソン氏の一族が7割を占めるという強欲ぶりです。利益のほとんどを私企業、アデルソンファミリーが懐に入れる。どうしてこんなものに公益性があると言えるのでしょうか。

統合型リゾートと言っていますが、中核施設はカジノです。カジノは I Rの中で大体 3% から、多くても 5% の面積、これを有するだけだとカジノ賛成派は言いますが、マカオ、シンガポール、ラスベガスに拠点を持つラスベガス・サンズでは、売り上げの 7 割以上がカジノによるものです。カジノがなければ I R は成り立たないのです。

依存症対策を行うと言っています。しかし、中心となる日本人客の入場制限は1週間に実質6日間の滞在を可能にしており、入り浸ることができる穴だらけのものです。そもそも、日本人が来なければもうか

らないのです。北海道の試算で見ても、集客見込みの8割程度が日本人です。うち、道民が大半です。道 民のお金を海外資本がカジノで吸い上げ、もうけはアメリカなど本国の株主、投資家に還元することにな ります。まさに、究極の売国、売北海道、そのものではありませんか。

賭博は金を巻き上げるだけで、経済効果を試算するような代物ではありません。そのもの、人の不幸が 前提の整備計画はあり得ません。ギャンブル依存症をふやせばふやすほどもうかるビジネスなど、まとも な人間のやることではありません。北海道への誘致は論外です。

(発言する者あり)

次に意見書案第2号妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書案です。

妊婦が安心して医療を受けられる体制を整備していくことは必要です。また、妊娠した女性が病院にかかる際に加算されることは子育てに逆行することであり、見直しは当然のことです。

しかし、妊婦が加算分を自己負担することへの影響に十分配慮というのが問題です。影響に配慮といっても、妊婦の自己負担ありきになっており、厚生労働省が進めようとしている施策そのものであり、賛成できません。

本年2月15日に開催された、第1回妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会では、凍結された妊婦加算について、次回の診療報酬改定に間に合うよう窓口負担の準備を行っています。妊婦加算への批判の背景には、高過ぎる妊婦負担があります。安心して子供を産み育てたいという願いに応えるには、政府や自治体が妊婦への医療費助成を拡充すること、診療報酬を抜本的に増額して、産科など地域医療機関の経営安定を図ること、また、政府が自治体へ財政投入し、周産期医療ネットワーク体制の充実を図ることこそが必要です。

以上から、賛成できません。

次に、意見書案第3号農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書案です。

日本の農林水産物輸出額が 2015 年に 7,451 億円に達したことで、安倍晋三首相は、政府目標の 1 兆円 も間近だと強調し、既に 9,068 億円に達しようとしています。こうしたことから、輸出が農林水産業振興策の決め手になるような幻想を政府は振りまいています。

しかし、輸出品は健康食品や清涼飲料水など加工品が約半分を占め、米や青果物など純粋の国産農産物は全体の1割程度です。輸出1兆円といっても、中身は日本の農産物を使わない加工食品ばかりです。

また、日本が世界一の農産物準輸入国であり、TPP11、日欧EPA、日米FTAで農産物輸入がさらにふえるという不都合な事実には口を閉ざしています。

政府試算でTPPによる農産物生産額の減少を、政府は約1,300億円から2,100億円と見込んでいます。 控えめに見込んだ減少分でさえ輸出で賄えません。輸出で稼いで農家に生き残れといっても、どうやって 生き残れるのでしょうか。安倍政権が掲げる攻めの農業は、欺瞞そのものです。

(発言する者あり)

農業、農村の危機的事態を打開するには、輸出強化ではなく、農山村の再生、食料自給率の向上にこそ、 足を踏み出すことです。

以上から、反対です。

以上を申し上げ、討論といたします。(拍手)

(「あんたらの言うとおりやったらね、国なくなってしまうよ」と呼ぶ者 あり)

(「討論やってくれって」と呼ぶ者あり)

(「討論しなさい」と呼ぶ者あり)

(「そんなの自由なんだよ」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(鈴木喜明) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号及び意見書案第3号について、一括採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。 いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託された案件は、全て議了いたしました。

この際、市長から御挨拶がございますので、御登壇願います。

(迫 俊哉市長登壇)

〇市長(迫 俊哉) 平成 31 年、第1回定例会の閉会を迎えるに当たりまして、議員の皆様には御挨拶を申し上げる機会をいただきまして、ありがとうございます。

今定例会は、議員の皆様にとりまして、任期における最後の議会となり、本日その最終日を迎えたところでございます。

議員の皆様には、平成27年の統一地方選挙で御当選されて以来、4年間にわたり、市政の発展のため、 御尽力、御協力、そして御指導をいただきまして、心から感謝とお礼を申し上げますとともに、二元代表 制のもとで市政の監視役としてその職責を果たされましたことに、心から敬意を表するものであります。

また、今期で勇退をされます斉藤陽一良議員、新谷とし議員、横田久俊議員、安斎哲也議員、そして酒井隆行議員には、各会派のリーダーとして、あるいは市民各層の代表として、その重責を担い、それぞれのお立場で市政の推進に大きな役割を果たしていただきましたことに、重ねて感謝を申し上げます。

人口の減少、あるいは少子高齢化など、本市を取り巻く状況は依然として厳しいと感じております。山積する多くの課題を解決し、夢あふれる元気な小樽を実現するためには、市民の皆様はもちろんのこと、地方自治の両輪である市長と議会とが信頼関係のもとでスクラムを組み、力を合わせて取り組んでいく必要があるものと、改めて感じているところでございます。

次の選挙に向けて、立起の決意を固められている皆様には、引き続き小樽市政発展のために御尽力をいただきたいと思っておりますし、また、このたび勇退されます5名の皆様には、今後とも健康には十分に御留意をいただき、それぞれのお立場から、市政運営に対し変わらぬお力添えをいただきますよう、お願いを申したばます

十分に意を尽くすことはできませんが、改めて感謝とお礼を申し上げまして、私の御挨拶とさせていた だきたいと思います。

この4年間、本当にありがとうございました。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 閉会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

平成 31 年第1回定例会も本日最終日を迎え、私ども議員の任期もあと一月余りとなりました。この任期4年間を振り返りますと、小樽市議会で起こったさまざまなことが思い出されます。

前回の統一地方選で就任した前市長の理解しがたい施策や、議会を軽視するさまざまな発言などにより、議会日程が当初決定どおり進まず、前市長辞職まで13回開催された定例会で、計67日間の会期延長を余儀なくされました。さらには、平成28年第4回定例会では、過去に例がない自然閉会に至ることとなりました。

この間、議会としては、正常な市政運営を求め、可能な限りの監視、チェックを行い、議会の権能を発揮し、小樽市議会にとって後々後悔することになるようなことにならなければよいという、前市長が報道機関に対して発言したドリームビーチの市営開設関連補正予算の否決、前市長後援会関係者を参与という嘱託員に任用したことに伴う補正予算の減額修正可決と、その報酬を定める条例改正案の否決、同じく後援会関係者による高島漁港区での観光船事業に係る許認可における条例違反に対する指摘、市民生活に支障が生じる除排雪作業変更に対する改善要求などを行うとともに、前市長在任期間の決算について、3年連続不認定としました。

また、対市議会にとどまらず、市内経済界の中心的な組織である商工会議所との対立や、市内の公共交通を大きく担っていただいているバス事業者との確執など、本市の経済や市民生活を顧みないさまざまな失政を行ってきた前市長に対し、市議会史上初めて辞職勧告決議を可決し、市政の正常化に向け尽力してまいりました。

このように市政が混乱する中、昨年8月には前市長の突然の辞任を受け市長選が行われ、市民による審判の結果、新たに迫市長が就任されました。

迫市長におかれましては、今後の市政に当たって、厳しい財政状況が続く中ではありますが、本市が抱える人口減少や経済・雇用状況の改善に御尽力いただき、先人が築いてきたこの郷土小樽が今後より一層発展できるよう、議会とともにさまざまな施策を進めていただきたいと期待をしております。

さて、1カ月後には市議会議員選挙が行われますが、立候補される皆様におかれましては、心より御健 闘を祈念申し上げますとともに、厳しい選挙を勝ち抜いて、再びこの議事堂に戻られ、本市が抱える課題 の解決に向け英知を結集し、本市の発展に御尽力いただきますようお願い申し上げる次第であります。

また、今期をもって勇退されます斉藤陽一良議員、新谷とし議員、横田久俊議員、安斎哲也議員、酒井隆行議員、以上5名の皆様におかれましては、長きにわたり市政の推進と市民の負託に応えるために全力を尽くしてこられましたことに、心から感謝の意を表する次第であります。今後とも健康に御留意され、充実した人生を送られますとともに、在任中と変わらず本市の発展のために御指導、お力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、私ごとではありますが、平成 29 年 6 月に議長に推挙していただきました。この間、議員各位 と市長を初め、説明員の皆様の御協力なしには、この大役を全うすることはできませんでした。

今、改めて、皆様に感謝を申し上げまして、今任期最後の議会に当たっての御挨拶といたします。ありがとうございました。

第1回定例会は、これをもって閉会いたします。(拍手)

閉会 午後 4時12分

会議録署名議員

| 小拼士等人 | 学关 | ≓ | AA. | - | = | 00 |
|-------|----|---|-------------|----------|---|----|
| 小樽市議会 | 餓 | 文 | 3 T) | ⚠ | 푬 | 明 |

議員 秋元智憲

議 員 佐々木 秩

- ○諸般の報告
- 〇今定例会に提出された意見書案
- 〇平成31年小樽市議会第1回定例会議決結果表
- ○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告

- (1)監査委員から、平成30年11月、12月分の各会計例月出納検査について報告があった。(招集 日印刷配付分)
- (2) 監査委員から、平成31年1月分の各会計例月出納検査について報告があった。(3月14日印刷 配付分)

以 上

意見書案第1号

小樽市議会

カジノを含む統合リゾート(IR)を誘致しないことを求める意見書(案)

 提出者
 小樽市議会議員
 石 田 博 一

 同
 面 野 大 輔

 同
 川 畑 正 美

カジノを含む統合リゾート (IR) 推進法については、2018年6月19日、国民の6~7割が反対し、西日本豪雨で国民が命を危険にさらされている最中に強行採決されました。

同法は、刑法で禁じられた賭博を合法化し、民間業者の利益のために開設するものであり、公益を目的として認められている公営競技とは、全く違うものです。ギャンブル依存症や多重債務者が増加し、生活破壊や治安悪化も懸念されています。

公営競技などによる既存のギャンブルによる依存症の疑いがある人が320万人と、日本は世界で最も深刻です。さらに、「遊戯」という扱いで行われているパチンコの存在により、厚生労働省研究班の推計では成人人口の4.8%に当たる536万人のギャンブル依存症患者がいるとされ、ギャンブル依存症大国になっています。

2018年3月に共同通信社が実施した全国電話世論調査では、IR実施法案については、反対65%と多数、さらに、朝日・読売などの全国紙でも、「人の不幸を踏み台にするのか」「危うい賭博の暴走」など、疑問を投げ掛けています。担当大臣も「カジノの弊害を心配する声が多い」と認めたにもかかわらず、地方公聴会も開催せず、法案の内容を国民に知らせず、わずか20時間の審議で打ち切りました。

カジノ誘致を目指す道内自治体の試算を見ても、利用者が道民であることは明らかであり、リゾート収益の8割をカジノが占めると試算されています。

カジノ誘致には、都道府県議会が「整備計画」を承認し、知事が申請する必要がありますが、北海道が札幌市や誘致候補地で開催している地域説明会でも、住民の納得は得られず、厳しい批判の声が上がっています。

よって、北海道においては、カジノを含む統合リゾート(IR)の整備計画を誘致しないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成31年3月14日小 博 市 議 会

議決年月日 平成31年3月14日 議決結果 否 決

小樽市議会

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書(案)

| 提出者 | 小樽市議会議員 | 秋 | 元 | 智 | 憲 |
|-----|---------|---|----------------|---|---|
| | 同 | 石 | 田 | 博 | _ |
| | 同 | 中 | 村 | 誠 | 吾 |
| | 同 | 横 | \blacksquare | 久 | 俊 |

妊婦は診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える 医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされます。中には、妊婦の外来診療について積 極的ではない医療機関が存在していたことから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を 評価するため、平成30年度診療報酬改定において妊婦加算が新設されました。

しかし、妊婦加算について、関係者に十分な説明がないまま実施されたことや、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方に加算するなど、運用上の問題が指摘されています。加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題があります。

こうした指摘を受け、厚生労働省は昨年12月に平成31年1月1日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて、中央社会保険医療協議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとしました。

よって、国においては、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のために、下記の事項に取り組むよう求めます。

記

- 1 医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、 投薬の注意などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。
- 2 保健や予防の観点を含め、妊婦自身が、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、予め知識を得ることができるようにすること。
- 3 妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配 慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成31年3月14日小 博 市 議 会

議決年月日 平成31年3月14日 議決結果 可 決 賛 成 多 数

農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書(案)

 提出者 小樽市議会議員
 秋 元 智 憲

 同
 中 村 岩 雄

 同
 酒 井 隆 行

 同
 林 下 孤 芳

政府は2019年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に増大させ、その実績を基に、新たに2030年に5兆円の実現を目指す目標を掲げています。そのような中、2012年に4,497億円だった輸出額は2017年には8,071億円と順調に推移しており、直近の2018年の輸出額も目標の1兆円に限りなく近づくものと期待されています。

世界中で日本食ブームの中、「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録されたことも契機として、内外の食市場を積極的に取り込み、所得の向上に結び付けるため、国内外において日本食・食文化への理解をより確固なものとし、日本の農林水産物・食品の強みを生かせる市場を国内外に創造していく必要があります。

そのため、2016年に政府が取りまとめた「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づき、農林 漁業者や食品事業者のチャレンジや創意工夫が一層引き出され、意欲的な取組が行われるよ う、政府においては、下記の項目の実現について強く要望します。

記

- 1 市場情報の一元的な把握、集約、提供を行うとともに、輸出に関する相談体制の強化 や生産者が直接輸出できる販売ルートの確立、海外ニーズとのマッチング支援、輸出先 国の検疫等に対応した栽培方法や加工技術の確立・導入を行うこと。
- 2 共同輸送の促進等を通じた出荷単位の大口化、最新の鮮度保持技術の普及促進・新規技術開発等により、効率的で低コストな物流体制の構築を図ること。
- 3 動植物検疫等輸出先国の輸入規制等の緩和・撤廃に向けた輸出環境の整備を行うとと もに、生産・加工集荷拠点、物流拠点、海外拠点におけるハード面でのインフラ整備や、 制度・手続面の整備・改善など輸出サポート体制の整備等、ソフト面でのインフラ整備 を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成31年3月14日小 博 市 議 会

議決年月日 平成31年3月14日 議決結果 可 決 賛 成 多 数

難病に係る医療費助成制度の改善を求める意見書(案)

提出者 小樽市議会議員 中 村 岩 雄 高 橋 龍 同 高 野 さくら 同 松 田 優 子

2014年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、2015年1月から難病に係る新たな医療費助成制度が施行されました。

これにより、医療費助成の対象となる疾病が大幅に拡大されたほか、従来は外来と入院の違いによって分けられていた自己負担上限額について、その区別を廃止するなどの改善が行われた一方で、重症患者等の自己負担上限額の引上げや医療費助成に係る認定要件の追加なども行われました。

厚生労働省は、対象疾病の拡大により、受給者数は、2011年度の約78万人から2015年度には約150万人に倍増すると試算していましたが、実際には、2015年度末時点の受給者数は約94万人であり、試算を大きく下回りました。

よって、国においては、難病の患者に対する良質かつ適切な治療の確保及び療養生活の質の維持向上を図り、難病に係る医療費助成制度を改善するため、下記の事項を実施するよう強く要望します。

記

- 1 医療費助成の対象となる指定難病の患者数に係る要件を緩和すること。
- 2 市町村民税非課税者、重症患者の自己負担や、薬局での保険調剤や訪問看護に係る費 用の自己負担を軽減すること。
- 3 入院時の食費を負担限度額内で自己負担とすること。
- 4 難病医療費助成(小児慢性特定疾患を含む)に当たって必要な臨床調査個人票(診断書)の料金を補填する制度を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成31年3月14日小 博 市 議 会

議決年月日 平成31年3月14日 議決結果 可 決 全 会 一 致

小樽市議会

食品ロス削減に向けての更なる取組を進める意見書 (案)

| 提出者 | 小樽市議会議員 | 中 | 村 | 岩 | 雄 |
|-----|---------|---|--------------|---|---|
| | 同 | 髙 | 橋 | | 龍 |
| | 同 | 松 | 田 | 優 | 子 |
| | 同 | 新 | 谷 | と | L |
| | 同 | 前 | \mathbf{H} | 溏 | 書 |

まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄されている、いわゆる食品ロスの削減は、今や我が国において喫緊の課題と言えます。国内で発生する食品ロスの量は年間646万トン(2015年度)と推計されており、これは国連の世界食糧計画(WFP)が発展途上国に食糧を援助する量の約2倍に上ります。政府は、国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」に沿い、家庭での食品ロスの量を2030年度までに半減させることを目指していますが、事業者を含め国民各層の食品ロスに対する取組や意識啓発は、今や必要不可欠です。

食品ロスを削減していくためには、国民一人一人が各々の立場において主体的にこの課題 に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定 着を図っていくことが重要です。

また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により 必要な食べ物を十分に入手することができない人に提供するなど、できるだけ食品として活 用していくことが重要です。

よって、国においては、国、地方公共団体、事業者、消費者等が一体となって食品ロス削減に向けての取組を進めるため、下記の事項について真摯に取り組むことを強く求めます。

記

- 1 国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を総合的に推進するため、法律の制定を含めたより一層の取組を実施すること。
- 2 商慣習の見直し等による食品事業者の廃棄抑制や消費者への普及·啓発、学校等における食育・環境教育の実施など、食品ロス削減に向けての国民運動をこれまで以上に強化すること。
- 3 賞味期限内の未利用食品や備蓄品等を必要とする人に届けるフードバンクなどの取組 を更に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成31年3月14日小 博 市 議 会

議決年月日 平成31年3月14日 議決結果 可 決 全 会 一 致

平成31年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○会 期 平成31年2月20日~平成31年3月14日(23日間)

| ⇒\- \- \- \- \- \- \- \- \- \- \- \- \- \ | | TH 111 | 78 III | 委 | Ę | 会 | | 本 会 | 議 |
|---|--|------------|---------|------------|-----------|-------------|----------|------------|----------|
| 議案 番号 | 件 名 | 提出年月日 | 提出 者 | 付 託 年月日 | 付託 委員会 | 議決日 | 議決 結果 | 議決日 | 議決 結果 |
| 1 | 平成31年度小樽市一般会計予算 | Н31. 2. 20 | 市長 | H31. 2. 27 | 予算 | Н31. 3. 7 | 可決 | H31. 3. 14 | 可決 |
| 第1号 修正案 | 平成31年度小樽市一般会計予算に対する修正案 | Н31. 3. 14 | 議員 | _ | (予算) | (H31. 3. 7) | (否決) | Н31. 3. 14 | 否決 |
| 2 | 平成31年度小樽市港湾整備事業特別会計予算 | H31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 予算 | Н31.3.7 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 3 | 平成31年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 予算 | Н31. 3. 7 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 4 | 平成31年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 予算 | Н31. 3. 7 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 5 | 平成31年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 予算 | Н31. 3. 7 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 6 | 平成31年度小樽市住宅事業特別会計予算 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 予算 | Н31. 3. 7 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 7 | 平成31年度小樽市介護保険事業特別会計予算 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 予算 | Н31. 3. 7 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 8 | 平成31年度小樽市産業廃棄物処分 事業特別会計予算 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 予算 | Н31. 3. 7 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 9 | 平成31年度小樽市後期高齢者医療 事業特別会計予算 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 予算 | Н31. 3. 7 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 10 | 平成31年度小樽市病院事業会計予算 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 予算 | Н31.3.7 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 11 | 平成31年度小樽市水道事業会計予算 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 予算 | Н31.3.7 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 12 | 平成31年度小樽市下水道事業会計予算 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 予算 | Н31.3.7 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 13 | 平成31年度小樽市産業廃棄物等処 分事業会計予算 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 予算 | Н31.3.7 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 14 | 平成31年度小樽市簡易水道事業会計予算 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 予算 | Н31.3.7 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 15 | 平成30年度小樽市一般会計補正予算 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 予算 | Н31.3.7 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 16 | 平成30年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 予算 | Н31.3.7 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 17 | 平成30年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 予算 | Н31.3.7 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 18 | 平成30年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 予算 | Н31.3.7 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 19 | 平成30年度小樽市病院事業会計補正予算 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 予算 | Н31.3.7 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 20 | 小樽市職員の勤務時間、休日、休暇 等に関する条例の一部を改正する条 例案 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 総務 | Н31.3.8 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 21 | 小樽市特別職に属する職員の給与条 例の一部を改正する条例案 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 総務 | Н31.3.8 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 22 | 小樽市こども医療費助成条例等の一 部を改正する条例案 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 予算 | Н31.3.7 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 23 | 小樽市国民健康保険条例の一部を改 正する条例案 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 予算 | Н31.3.7 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 24 | 小樽市駐車場条例の一部を改正する 条例案 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 経済 | Н31.3.8 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 25 | 小樽市夜間急病センター条例の一部 を改正する条例案 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 予算 | Н31. 3. 7 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 26 | 小樽市廃棄物の減量及び処理に関す る条例の一部を改正する条例案 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 予算 | Н31. 3. 7 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 27 | 小樽市営住宅条例の一部を改正する 条例案 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 予算 | Н31. 3. 7 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 28 | 小樽市港湾施設管理使用条例の一部 を改正する条例案 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 予算 | Н31. 3. 7 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 29 | 小樽市入港料条例の一部を改正する 条例案 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 予算 | Н31. 3. 7 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 30 | 小樽市水道事業給水条例の一部を改 正する条例案 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 予算 | Н31. 3. 7 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 31 | 小樽市簡易水道事業給水条例の一部 を改正する条例案 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 予算 | Н31. 3. 7 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |

| | | | l · | 委 | | 会 | | 本 会 | 議 |
|-------------|---|------------|----------|------------|-----------|-----------|----------|------------|----------|
| 議案 番号 | 件名 | 提 出年月日 | 提出 者 | 付託年月日 | 付託 委員会 | 議決日 | 議決 結果 | 議決日 | 議決結果 |
| 32 | 小樽市下水道条例の一部を改正する 条例案 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 予算 | Н31. 3. 7 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 33 | 札幌市及び小樽市における連携中枢 都市圏形成に係る連携協約の締結に 関する協議について | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 予算 | Н31. 3. 7 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 34 | 市道路線の認定について(朝里北3 0号上通線及び朝里中学校前通線) | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 建設 | Н31.3.8 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 35 | 小樽市職員給与条例等の一部を改正 する条例案 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 総務 | Н31.3.8 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 36 | 小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案 | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 建設 | Н31. 3. 8 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 37 | 小樽市過疎地域自立促進市町村計画 の変更について | Н31. 2. 20 | 市長 | Н31. 2. 27 | 予算 | Н31. 3. 7 | 可決 | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 38 | 小樽市非核港湾条例案 | H31. 2. 20 | 議員 | H31. 2. 27 | 総務 | Н31.3.8 | 否決 | Н31. 3. 14 | 否決 |
| 報告1 | 専決処分報告[平成30年度小樽市 一般会計補正予算(小樽港保安施設 (監視装置)改良工事に係る予 算)] | Н31. 2. 20 | 市長 | H31. 2. 27 | 予算 | Н31. 3. 7 | 承認 | Н31. 3. 14 | 承認 |
| 意見書案 第1号 | カジノを含む統合リゾート (IR) を誘致しないことを求める意見書 (案) | Н31. 3. 14 | 議員 | | | _ | | Н31. 3. 14 | 否決 |
| 意見書案 第2号 | 妊婦が安心できる医療提供体制の充 実と健康管理の推進を求める意見書 (案) | Н31. 3. 14 | 議員 | | l | | ı | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 意見書案 第3号 | 農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書(案) | Н31. 3. 14 | 議員 | _ | _ | _ | | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 意見書案 第4号 | 難病に係る医療費助成制度の改善を 求める意見書(案) | Н31. 3. 14 | 議員 | _ | _ | _ | | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 意見書案 第5号 | を進める意見書 (案) | Н31. 3. 14 | 議員 | _ | | _ | _ | Н31. 3. 14 | 可決 |
| 陳情 第26号 | 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林 を、森林環境譲与税(仮称)で順次 計画的に皆伐を進め、天然林に戻す ことの要望方について | Н31. 2. 12 | 議長 付議 | Н31. 2. 27 | 経済 | Н31. 3. 8 | 継続 審査 | Н31. 3. 14 | 継続審査 |
| | 行財政運営及び教育に関する調査に ついて(総務常任委員会所管事務) | | | _ | (総務) | Н31. 3. 8 | 継続 審査 | Н31. 3. 14 | 継続 審査 |
| その他会議 | 市内経済の活性化に関する調査について(経済常任委員会所管事務) | | | _ | (経済) | Н31. 3. 8 | 継続 審査 | Н31. 3. 14 | 継続 審査 |
| に付した事件 | 市民福祉に関する調査について(厚 生常任委員会所管事務) | | | | (厚生) | Н31. 3. 8 | 継続 審査 | Н31. 3. 14 | 継続 審査 |
| | まちづくり基盤整備に関する調査に ついて(建設常任委員会所管事務) | _ | | _ | (建設) | Н31. 3. 8 | 継続 審査 | Н31. 3. 14 | 継続 審査 |

請願 • 陳情議決結果表

経済常任委員会

○陳 情

| ſ | | | 提出 | 委員 | 会 | 本 会 | 議 |
|----|----|---|-------------|-----------|-----------|------------|------|
| 番号 | 件名 | 提 出 年 月 日 | 議 決年月日 | 結 果 | 議 決 年 月 日 | 結 果 | |
| | 11 | 「店舗リフォーム助成」条例制定方について | H27. 12. 10 | Н31. 3. 8 | 継続審査 | Н31. 3. 14 | 継続審査 |
| | 26 | 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税(仮称)で順次計画的に皆 伐を進め、天然林に戻すことの要望方に ついて | Н31. 2. 12 | Н31. 3. 8 | 継続審査 | Н31. 3. 14 | 継続審査 |

厚生常任委員会

○請 願

| ſ | | | 1 = 111 | 委員 | (会 | 本 会 | 議 |
|---|----|---------------------------------|--------------------|---------|------|------------|------|
| | 番号 | 件名 | 提 出年月日 | 議 決 日 | 結 果 | 議 決 年 月 日 | 結 果 |
| | 2 | 「ふれあいパス」利用制限撤回、現金乗 車の要請方について | H27. 12. 7 | Н31.3.8 | 継続審査 | Н31. 3. 14 | 継続審査 |

○陳 情

| | 件名 | 提出 | 委員 | 委員会 本 | | |
|----|------------------------------|-------------|---------|-------|------------|------|
| 番号 | | 提 出 年 月 日 | 議 決 日 | 結 果 | 議 決 年 月 日 | 結 果 |
| 6 | 朝里におけるまちづくりセンターの建設 方について | H27. 6. 23 | Н31.3.8 | 継続審査 | Н31. 3. 14 | 継続審査 |
| 8 | 子どもの医療費の小学校卒業までの無料 化方について | H27.9.2 | Н31.3.8 | 継続審査 | Н31. 3. 14 | 継続審査 |
| 9 | 母子生活支援施設「相愛の里」改築方に ついて | H27. 12. 1 | Н31.3.8 | 継続審査 | Н31. 3. 14 | 継続審査 |
| 12 | 家庭生ごみ等のアミノ酸堆肥化方につい て | H28. 11. 18 | Н31.3.8 | 継続審査 | Н31. 3. 14 | 継続審査 |

建設常任委員会

○請 願

| | | 担 山 | 委員 | 会 | 本 会 | 議 |
|----|------------------------------|------------|-----------|------|--------------|------|
| 番号 | 件名 | 提 出年月日 | 議 決 年 月 日 | 結 果 | 議 決 年 月 日 | 結 果 |
| 3 | 小樽市の水道料金、下水道使用料の見直 し方について | Н30. 12. 7 | Н31.3.8 | 継続審査 | Н31. 3. 14 | 継続審査 |

○陳 情

| | | 1 = 111 | 委員 | 会 | 本 会 | 議 |
|----|---------------------------------------|--------------------|-----------|------|------------|------|
| 番号 | 件名 | 提 出 年 月 日 | 議 決 年 月 日 | 結 果 | 議 決 年 月 日 | 結 果 |
| 4 | 市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について | Н27. 6. 19 | Н31.3.8 | 継続審査 | Н31. 3. 14 | 継続審査 |
| 10 | 赤岩2丁目道路の除・排雪対策方について | H27. 12. 3 | Н31.3.8 | 継続審査 | Н31. 3. 14 | 継続審査 |
| 13 | 下水道汚泥等のアミノ酸堆肥化方につい て | H28. 11. 25 | Н31.3.8 | 継続審査 | Н31. 3. 14 | 継続審査 |
| 20 | 高速道札樽道「銭函料金所拡張工事」に 係る要請方について(第3項目) | Н29. 6. 2 | Н31.3.8 | 継続審査 | Н31. 3. 14 | 継続審査 |
| 21 | 「ぱるて築港線」塩谷までの延伸方について | H29. 8. 24 | Н31.3.8 | 継続審査 | Н31. 3. 14 | 継続審査 |

学校適正配置等調査特別委員会

○陳 情

| | | 提出 | 委 員 会 | | 本 会 | 議 |
|----|--------------------------------|------------|------------|------|------------|------|
| 番号 | 件 名 | 年月日 | 議 決 年 月 日 | 結 果 | 議 決 年月日 | 結 果 |
| 7 | 小樽市立塩谷小学校の存続方について | H27. 8. 7 | Н31. 3. 11 | 継続審査 | H31. 3. 14 | 継続審査 |
| 14 | 北陵中学校への通学路の整備と安全対策 方について | H28. 12. 5 | Н31. 3. 11 | 継続審査 | Н31. 3. 14 | 継続審査 |
| 15 | 北陵中学校に係るバス通学助成の支給対 象拡充方について | H28. 12. 5 | Н31. 3. 11 | 継続審査 | Н31. 3. 14 | 継続審査 |
| 17 | 西陵中学校の現在地での存続方について | H29. 2. 14 | Н31. 3. 11 | 継続審査 | H31. 3. 14 | 継続審査 |
| 18 | 最上小学校跡を新松ヶ枝中学校としての 活用方について | Н29. 3. 1 | Н31. 3. 11 | 継続審査 | Н31. 3. 14 | 継続審査 |

小樽市議会会議録

平成31年 第1回定例会

令和元年6月発行

編集·発行 小 樽 市 議 会 事 務 局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1 電話(代)(0134)32-4111